

株式会社東京証券取引所との現物市場の統合及び日本証券クリアリング機構との清算
機関の統合等に伴う関連諸規則の一部改正等について（1）

目 次

(ページ)

1 定款の一部改正新・旧規定対照表	1
2 業務規程の一部改正新・旧規定対照表	3
3 取引参加者規程の一部改正新・旧規定対照表	71
4 清算・決済規程の一部改正新・旧規定対照表	97
5 受託契約準則の一部改正新・旧規定対照表	124
6 J－N E T 市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託 契約準則等の特例の一部改正新・旧規定対照表	176
7 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規 定対照表	200
8 取引所F X取引口座設定約諾書の一部改正新・旧規定対照表	204
9 信用取引・貸借取引規程等を廃止する規則（新設）	223
10 業務方法書等を廃止する規則（新設）	225
11 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（新設）	227
12 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（新設）	264
13 先物・オプション取引口座設定約諾書（新設）	294

定款の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる業務を営むことを目的とする。 (1) (略) (削る) <u>(2) その他前号に掲げる業務に附帯する業務</u> 2 当社の開設する取引所金融商品市場（以下「当社の市場」という。）は、公益及び投資者の保護に資するため、市場デリバティブ取引が公正、円滑に行われることを旨として運営されるものとする。	(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる業務を営むことを目的とする。 (1) (略) <u>(2) 金融商品債務引受業</u> <u>(3) その他前各号に掲げる業務に附帯する業務</u> 2 当社の開設する取引所金融商品市場（以下「当社の市場」という。）は、公益及び投資者の保護に資するため、 <u>有価証券の売買又は市場デリバティブ取引</u> （以下「 <u>有価証券の売買等</u> 」という。）が公正、円滑に行われることを旨として運営されるものとする。
(取引所金融商品市場に関する事項) 第6条 当社の市場においては、 <u>市場デリバティブ取引</u> を行う。	(取引所金融商品市場に関する事項) 第6条 当社の市場においては、 <u>有価証券の売買等</u> を行う。
(規則の制定) 第7条 当社は、当社の市場における <u>市場デリバティブ取引</u> を公正かつ円滑にならしめ、かつ、投資者の保護に資するため、本定款のほか、業務規程、受託契約準則その他の規則を定めるものとする。	(規則の制定) 第7条 当社は、当社の市場における <u>有価証券の売買等</u> を公正かつ円滑にならしめ、かつ、投資者の保護に資するため、本定款のほか、業務規程、受託契約準則その他の規則を定めるものとする。
(取引参加者の法令等の遵守義務) 第8条 取引参加者は、法令（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びその関係法令をいう。第9条及び第10条において同じ。）、法令に基づく行政官庁の処分、当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない。	(取引参加者の法令等の遵守義務) 第8条 取引参加者は、法令（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びその関係法令をいう。第9条、 <u>第10条及び第34条</u> において同じ。）、法令に基づく行政官庁の処分、当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない。
(取引参加者の処分) 第9条 当社は、取引参加者が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当社の規則に違反した場合、取引の信義則に背反する行為をした場合その	(取引参加者の処分) 第9条 当社は、取引参加者が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当社の規則に違反した場合、取引の信義則に背反する行為をした場合その

他の業務規程で定める処分事由に該当した場合は、その定めるところにより、過怠金の賦課、当社の市場における市場デリバティブ取引又はその有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。

(削る)

他の業務規程で定める処分事由に該当した場合は、その定めるところにより、過怠金の賦課、当社の市場における有価証券の売買等又はその有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。

(自主規制委員会)

第34条 当社は、法令に基づく自主規制委員会を置く。

2 自主規制委員会は、当社の自主規制業務に関する事項の決定を行う。

3 自主規制委員会は、当社の取締役の中から選定された自主規制委員3人以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。

付 則

本定款は、平成25年7月16日から施行する。

付 則

本定款は、平成25年1月1日から施行する。

業務規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(目的) <p>第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、本所の開設する取引所金融商品市場（以下「本所の市場」という。）における<u>市場デリバティブ取引</u>に關し必要な事項を定める。<u>ただし、取引所外国為替証拠金取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るもの）</u>については、この規程に定めるものほか、<u>取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例をもって定める。</u></p>	(目的) <p>第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、本所の開設する取引所金融商品市場（以下「本所の市場」という。）における<u>有価証券の売買等</u>に關し必要な事項を定める。</p>
2 (略) (削る)	2 (略) <p><u>前項に規定する取締役会の決議において、第63条から第65条までの規定については、自主規制委員会の同意を得るものとする。</u></p>
(削る)	<u>(有価証券)</u> <p><u>第1条の2 この規程（その特例を含み、これらに基づく規則を含む。）において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。</u></p>
(削る)	<u>第1章の2 有価証券の売買等に関する事項</u> <p>(取引参加者規程等) <u>第1条の3 (略)</u></p>
(取引参加者規程等) <p>第2条 (略) 2 本所の市場における<u>市場デリバティブ取引</u>に係る清算及び決済に関する事項は、清算・決済規程をもって定める。 (削る)</p>	2 本所の市場における <u>有価証券の売買等</u> に係る清算及び決済に関する事項は、清算・決済規程をもって定める。 <p><u>3 本所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び本所の市場における有価証券の売買の決済のために本所が指定する証券金融会社から本所</u></p>

(削る)

の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引に関する事項は、信用取引・貸借取引規程をもって定める。

4 有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止及び上場有価証券の管理その他上場有価証券に関する事項は、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程をもって定める。

(自主規制業務の委託)

- 第2条の2 本所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、第3条第1項第2号に定める個別証券オプションの上場及び上場廃止に関する業務について、東京証券取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。
- 2 本所は、前項の規定により自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査の結果に基づき承認を行うものとする。

(新設)

(市場デリバティブ取引の種類)

- 第3条 本所の市場における市場デリバティブ取引は、次の各号に定める取引とする。
- (1) 指數先物取引
法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指數に係るものとす。
- (2) 個別証券オプション取引
有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引であって、個別証券オプション（権利取得者（当該個別証券オプションを付与された者をいう。）の意思表示により当事者間において、有価証券の売買を成立させることができる権利をいう。以下同じ。）を相手方が当事者の一方へ付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

(新設)

(3) 指數オプション取引

法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引としてこの規程に定める取引に係るものであって、指數オプション（権利取得者（当該オプションを付与された者をいう。以下同じ。）の意思表示によ

り当事者間において、当該意思表示を行う場合の指
数としてあらかじめ設定した数値と現に当
該意思表示を行った時期における現実の当該指
数の数値（第14条において「現実数値」という。）
との差に基づいて算出される金銭を授受するこ
ととなる取引を成立させることができる権利を
いう。以下同じ。）を相手方が当事者の一方に
付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支
払うことを約する取引をいう。

(用語の意義)

第4条 この規程において使用する用語の意義につ
いては、次の各号に定めるところによるほか、各条
項中に定めるところによるものとする。

(1) オプションとは、個別証券オプション又は指
数オプションをいい、オプション取引とは、個別
証券オプション取引又は指數オプション取引を
いう。

(2) 限月取引とは、この規程に定められるところに
従い、市場デリバティブ取引の種類及び対象ご
とに定められた日を取引最終日として区分して
行われる取引をいう。

(3) 権利行使とは、オプションの行使をいい、権利
行使日とは、権利行使を行うことができる日を
いう。

(4) 権利行使価格とは、個別証券オプションにつ
いては、個別証券オプションの権利行使を行う場
合の約定値段としてあらかじめ設定した価格を
いい、指數オプションについては、前条第3号
の意思表示を行う場合の指數としてあらかじめ
設定した数値をいう。

(5) 売付けとは、次のa及びbに掲げる市場デリバ
ティブ取引の区分に従い、当該a及びbに定め
るところによる。

a 指數先物取引

現実数値（将来の一定の時期における現実
の指數の数値をいう。以下この条において同
じ。）が約定数値（当事者があらかじめ指數
として約定する数値をいう。以下同じ。）を
下回った場合に金銭を受領する立場の当事者

(新設)

となる取引をいう。

b オプション取引

オプションを付与する立場の当事者となる取引をいう。

(6) 買付けとは、次のa及びbに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。

a 指数先物取引

現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。

b オプション取引

オプションを取得する立場の当事者となる取引をいう。

(7) 値段とは、次のa及びbに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。

a 指数先物取引

指数先物取引における指数の数値をいう。

b オプション取引

オプションの売付け又は買付けにおける対価となる額をいう。

(8) 値幅とは、値段の幅をいう。

(9) 呼値とは、市場デリバティブ取引の当事者となるために市場デリバティブ取引においてなす値段の限度の意思表示をいう。

(10) 売呼値とは、売付けに係る呼値をいい、買呼値とは、買付けに係る呼値をいう。

(11) 取引日とは、一日（休業日（第19条第3項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除く。）の第18条第1項において夜間立会開始時として定める時から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。同項第2号及び第26条第3項第2号を除き、以下同じ。）の本所が定める時間までをいう。

(12) 未決済約定とは、市場デリバティブ取引における決済が未了である約定をいい、建玉とは未決済約定の数量をいう。

(13) 買建玉とは、建玉のうち買付けの約定に係る数量をいい、売建玉とは、建玉のうち売付けの

約定に係る数量をいう。

(14) 転売とは、買建玉についての反対の取引をい
い、買戻しとは、売建玉についての反対の取引
をいう。

第2章 取引の対象及び限月取引等

(新設)

第1節 指数先物取引の対象等

(新設)

(取引の対象)

第5条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる
指数とする。

(1) 日経平均株価（株式会社東京証券取引所（以下
「東京証券取引所」という。）における市場第
一部銘柄のうち225銘柄を対象とする修正株価
平均方式の株価指数であって、株式会社日本經
済新聞社（以下「日本經濟新聞社」という。）
が算出するもの（以下「日経平均」という。）
をいう。以下同じ。）

(2) 日経株価指数300（東京証券取引所における市
場第一部銘柄のうち300銘柄を対象とする時価
総額方式の株価指数であって、日本經濟新聞社
が算出するもの（以下「日経300」という。）を
いう。以下同じ。）

(3) ハイテク指数（東京証券取引所における市場第
一部銘柄のうち証券コード協議会により電気機
器及び精密機器に分類されたものの中から本所
が選定する銘柄を対象とする時価総額方式の株
価指数であって、本所が算出するものをいう。
以下同じ。）

(4) フィナンシャル指数（東京証券取引所における
市場第一部銘柄のうち証券コード協議会により
銀行業に分類されたものの中から本所が選定す
る銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数で
あって、本所が算出するものをいう。以下同じ。）

(5) コンシューマー指数（東京証券取引所における
市場第一部銘柄のうち証券コード協議会により
小売業及びサービス業に分類されたものの中か
ら本所が選定する銘柄を対象とする時価総額方
式の株価指数であって、本所が算出するものを
いう。以下同じ。）

- (6) MSCI JAPAN Index (国内の金融商品取引所に上場されている銘柄からMorgan Stanley Capital International Inc. (以下「MSCI」という。) が選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、MSCIが算出するもの (以下「MSCI JAPAN」という。) をいう。以下同じ。)
- (7) Russell/Nomura Prime インデックス (国内の金融商品取引所に上場されている銘柄からFrank Russell Company及び野村證券株式会社 (以下「ラッセル野村」という。) が選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、ラッセル野村が算出するもの (以下「RNP指数」という。) をいう。以下同じ。)
- (8) Dow Jones Industrial Average (外国金融商品市場に上場されている銘柄のうちS&P Dow Jones Indices LLCが選定した30銘柄を対象とする修正株価平均方式の株価指数であって、S&P Dow Jones Indices LLCが算出するもの (以下「NYダウ」という。) をいう。以下同じ。)
- (9) 日経平均ボラティリティー・インデックス (将来の日経平均の変動の大きさを推定した指数であって、日本経済新聞社が算出するもの (以下「日経平均VI」という。) をいう。以下同じ。)

(Large取引及びMini取引)

第6条 日経平均を対象とする指数先物取引は、第29条第1号a(a)に定める額を1単位とする取引 (以下「Large取引」という。) 及び同a(b)に定める額を1単位とする取引(以下「Mini取引」という。) に区分して行うものとする。

(限月取引及びその数)

第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数 (指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。) ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。

- (1) 日経平均、日経300、業種別指数 (ハイテク指
数、ファイナンシャル指
数又はコンシューマー指
数をいう。以下同じ。) , MSCI JAPAN 及びRNP

指数

毎月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日

(2) NYダウ

毎月の第三金曜日（休業日又はアメリカ合衆国東部時間における該当日がNYダウが算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日

(3) 日経平均V I

毎月の第二金曜日の30日前の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の前日に終了する取引日

2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均

a Large取引

3月、6月、9月及び12月の限月取引（以下「特定限月取引」という。）の13限月取引制とし、各限月取引の期間は、6月及び12月の各限月取引については5年、3月及び9月の各限月取引については1年6か月とする。

b Mini取引

特定限月取引の13限月取引及び当該特定限月取引以外の直近の3限月取引の16限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年（3月及び9月の各限月取引は1年6か月）、特定限月取引以外の各限月取引については5か月（2月、5月、8月及び11月の各限月取引は4か月）とする。

(2) 日経300、業種別指数、MSCI JAPAN 及びRNP指數

特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。

(3) NYダウ

特定限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は1年とする。

(4) 日経平均V I

各月の限月取引の8限月取引制とし、各限月取引の期間は8か月とする。

- 3 各限月取引の最終決済期日は、第36条各項の規定により最終清算数値を定める日の翌日とする。
- 4 新たな限月取引の取引開始日は、第2項各号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引（以下「直近の限月取引」という。）の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時間から新たな限月取引を開始する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、本所は、取引対象指数を上場する場合その他本所が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。

第2節 個別証券オプション取引の対象等

(新設)

(取引の対象)

第8条 個別証券オプション取引の対象は、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券のうち、次条に定める基準に基づき本所が選定した有価証券（以下「オプション対象証券」という。）に係る次の各号に掲げる個別証券オプションとする。

- (1) 権利行使により成立する有価証券の売買において、権利行使価格で次項及び第3項に規定するオプション対象証券の数量（次号において同じ。）の売付けを成立させることができる個別証券オプション（以下「個別証券プットオプション」という。）
- (2) 権利行使により成立する有価証券の売買において、権利行使価格でオプション対象証券の数量の買付けを成立させることができる個別証券オプション（以下「個別証券コールオプション」という。）

- 2 最小単位の権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る数量（以下「個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量」という。）は、オプション対象証券の売買単位（当該オプション対象証券を上場する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「オプション対象証券上場取引所」という。）が規則により定める売買単位

をいう。以下同じ。)に係る数量とする。

3 前項の規定にかかわらず、個別証券オプションについて、第12条第2項の規定に基づき個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量を調整した場合には、当該調整した数量のオプション対象証券の売買が最小単位の権利行使により成立するものとする。

4 個別証券オプション取引において、銘柄とは、オプション対象証券、個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量、権利行使日及び権利行使価格を同一とする個別証券プットオプション及び個別証券コールオプションをいうものとする。

(オプション対象証券の選定基準)

第9条 オプション対象証券の選定は、次の各号に定める上場有価証券の区分に従って、当該各号に定める基準のいずれかに適合する有価証券を対象として行うものとする。

(1) 株券

次のa又はbに適合すること。

a 次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所(以下「2取引所」という。)の市場第一部銘柄に指定されている株券又は次のイからハまでに適合する株券(2取引所の非上場株券に限る。)であること。

イ 流通株式数(本所が定めるところにより、上場株式数(オプション対象証券上場取引所に上場する株式の数をいう。以下同じ。)から大量所有者等の所有する株式数を控除したものをいう。以下同じ。)が2万単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)が定められている場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定められていない場合には1株をいう。以下同じ。)以上であること。

ロ 流通株式数が上場株式数の35%以上であること。

ハ 株主数（1単位以上の株券を所有する者の数をいう。）が2,200人以上あること。

- (b) 上場株式数が、10万単位以上であること。
(c) 最近1年間（上場後1年末満の株券である場合には、上場日以降の期間）の月平均売買高（国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における売買高の合計の月割高をいう。以下同じ。）が、2,000単位以上であること。

b 前aの(a)に適合し、かつ、上場株式数が50万単位以上であること。

(2) 投資信託受益証券

次のa又はbに適合すること。

a 次の(a)から(d)までに適合すること。

(a) 投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）の変動率に一致させるよう運用する証券投資信託に係るものであること。

(b) 受益者（売買単位以上の口数の受益権を所有する者をいう。）数が2,200人以上あること。

(c) 上場受益権の総口数がオプション対象証券上場取引所における売買単位の10万倍に相当する口数以上であること。

(d) 最近1年間（上場後1年末満の投資信託受益証券である場合には、上場日以降の期間）の月平均売買高が、2,000単位以上あること。

b 前aの(a)及び(b)に適合し、かつ、上場受益権の総口数がオプション対象証券上場取引所における売買単位の50万倍に相当する口数以上であること。

(3) 優先出資証券及び投資証券

次のa又はbに適合すること。

a 次の(a)から(e)までに適合すること。

(a) 流通優先出資口口数又は流通投資口口数（本所が定めるところにより、上場優先出資の口数又は上場投資口口数から大量所有

者等の所有する優先出資口口数又は投資口口数を控除したものをいう。以下同じ。)
が2万口以上であること。

(b) 流通優先出資口口数又は流通投資口口数が上場優先出資の口数又は上場投資口口数の35%以上であること。

(c) 出資者数又は投資主数が2,200人以上であること。

(d) 上場優先出資の口数又は上場投資口口数が、10万単位以上であること。

(e) 最近1年間（上場後1年未満の優先出資証券又は投資証券である場合には、上場日以降の期間）の月平均売買高が、2,000口以上であること。

b 前aの(a)から(c)までに適合し、かつ、上場優先出資の口数又は上場投資口口数が50万口以上であること。

2 前項第1号a(c), 第2号a(d)及び第3号a(e)に規定する月平均売買高は、オプション対象証券を選定する日における現況による。

3 第1項の規定にかかわらず、オプション対象証券の発行会社（投資法人を含む。以下この条において同じ。）の企業再編（合併、株式交換、株式移転及び会社分割等をいう。以下同じ。）が行われた場合において、当該企業再編に係る新設会社又は存続会社の発行する有価証券をオプション対象証券に選定するときは、企業再編の形態及び企業再編前のオプション対象証券の売買高等を勘案するものとする。

(限月取引及びその数)

第10条 個別証券オプション取引は、個別証券オプションについて、毎月の第二金曜日の前日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、直近の2限月取引と特定限月取引のうち直近の2限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は、各特定限月取引を8か月、特定限月取引以外の各限月取引を2か月とする。

3 前項に規定する各限月取引のうち、最初に取引

最終日が到来する限月取引の取引最終日の翌日を
新たな限月取引の取引開始日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、本所は、オプション対象証券を新たに選定し、当該オプション対象証券に係る個別証券オプションを上場する場合その他本所が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。

(権利行使価格及びその数)

第11条 個別証券オプション取引は、個別証券オプションについて、オプション対象証券ごとの各限月取引に設定する権利行使価格に区分して行うものとする。

2 前項に規定する権利行使価格は、オプション対象証券1株（オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては1口。次条、第13条及び第26条第8項第2号において同じ。）につき、指定市場（オプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場のうちオプション対象証券の売買高等を基準として本所が指定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ）におけるオプション対象証券の値段に基づき、次の各号に定める刻みの幅で設定する当該刻みの幅の整数倍の価格とし、当該限月取引の取引開始日に本所が定めるところにより5種類設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

- (1) 権利行使価格が500円未満の場合は25円
- (2) 権利行使価格が500円以上1,000円未満の場合は50円
- (3) 権利行使価格が1,000円以上2,000円未満の場合は100円
- (4) 権利行使価格が2,000円以上5,000円未満の場合は200円
- (5) 権利行使価格が5,000円以上1万円未満の場合は500円
- (6) 権利行使価格が1万円以上5万円未満の場合は1,000円
- (7) 権利行使価格が5万円以上10万円未満の場合

は2,500円

(8) 権利行使価格が10万円以上20万円未満の場合
は1万円

(9) 権利行使価格が20万円以上50万円未満の場合
は2万円

(10) 権利行使価格が50万円以上100万円未満の場合
は5万円

(11) 権利行使価格が100万円以上200万円未満の場合
は10万円

(12) 権利行使価格が200万円以上500万円未満の場合
は20万円

(13) 権利行使価格が500万円以上1,000万円未満の場合
は50万円

(14) 権利行使価格が1,000万円以上2,000万円未満の場合は100万円

(15) 権利行使価格が2,000万円以上5,000万円未満の場合は200万円

(16) 権利行使価格が5,000万円以上の場合は500万円

3 前項のほか、本所が定めるところにより、全部又は一部の限月取引について、新たな権利行使価格を設定することができる。

(権利行使価格等の調整)

第12条 オプション対象証券の売買において、次の各号に掲げる権利落の区分に従い、当該各号に定める日に、本所が定めるところにより、当該オプション対象証券に係る個別証券オプションについて、権利行使価格を調整するものとする。

(1) 株式（投資口及び受益権を含む。以下同じ。）の分割、株式無償割当て又は有償増資等に係る権利落（配当（剰余金の配当をいい、投資信託受益証券の収益分配及び投資証券の金銭の分配を含む。以下同じ。）又は次号前段に定める権利落を除く。）

株式の分割、株式無償割当て又は有償増資等に係る権利落の期日として指定市場を開設する金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）が定める日

(2) 人的分割（分割に際し、分割する会社の株主に

承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。）による株式を受ける権利のみに係る権利落

人的分割に係る権利落の期日（指定取引所が権利落（人的分割による株式を受ける権利に限る。）の期日として定める日をいう。次項において同じ。）以後で、指定市場における当該オプション対象証券の最初の約定値段（以下「人的分割による権利落後始値」という。）が決定する日の翌日

2 前項の規定に基づき権利行使価格を調整するときは、個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量を、本所が定めるところにより調整するものとする。ただし、オプション対象証券につき 1 株を 1 株の整数倍に分割する株式の分割が行われる場合、又は、オプション対象証券につき 1 株に対して 1 株の整数倍の同一種類の株式を割り当てる株式無償割当てが行われる場合で、調整する場合の数量がオプション対象証券の売買単位の整数倍の数量となるとき、オプション対象証券の発行者が人的分割を行う場合で、人的分割に係る権利落の期日の前日における当該オプション対象証券の最終値段（指定市場における当該オプション対象証券の最終の約定値段（当該指定取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）をいう。ただし、その日に当該約定値段がない場合には、本所が定める値段とする。）が人的分割による権利落後始値の整数倍となるときその他本所が認めるとときは、当該オプション対象証券の数量の調整は行わないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める方法により個別証券オプションの権利行使価格を調整できるものとする。

(権利行使価格の特別設定)

第13条 前条第 2 項の規定に基づき数量の調整を行った場合には、原則として、当該限月取引について、次の各号に定める権利落の区分に従い、当該各号に定める日に、前条第 1 項の規定により調整した権利

行使価格と区分して、オプション対象証券の売買単位に係る数量を個別証券オプション1単位とする権利行使価格の設定（以下「権利行使価格の特別設定」という。）を行う。

(1) 株式の分割、株式無償割当て又は有償増資等に係る権利落

株式の分割、株式無償割当て又は有償増資等に係る権利落の期日として指定取引所が定める日

(2) 人的分割による株式を受ける権利のみに係る権利落

人的分割による権利落後始値が決定する日の翌日として指定取引所が定める日

2 前項各号列記以外の部分に規定する権利行使価格の特別設定は、オプション対象証券1株につき、指定市場におけるオプション対象証券の値段に基づき、第11条第2項各号に定める刻みの幅で設定する当該刻みの幅の整数倍の価格とし、本所が定めるところにより5種類設定する。

3 権利行使価格の特別設定が行われたオプション対象証券に係る全部又は一部の限月取引については、前条第1項の規定により調整した権利行使価格に基づく新たな権利行使価格の設定は行わず、当該権利行使価格の特別設定により設定された権利行使価格に基づき新たな権利行使価格を、本所が定めるところにより、設定することができるものとする。

第3節 指数オプション取引の対象等

(新設)

第14条 指数オプション取引の対象は、次項に規定する対象指数に係る次の各号に掲げる指数オプションとする。

(1) 現実数値が権利行使価格を下回った場合にその差に当該対象指数に係る取引換算額（第3項に規定する取引換算額をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額の金銭を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができる指数オプション（以下「指数プットオプション」という。）

(2) 現実数値が権利行使価格を上回った場合にその差に当該対象指数に係る取引換算額を乗じて得た額の金銭を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができる指數オプション（以下「指數コールオプション」という。）

2 指數オプション取引における対象指數は、次の各号に掲げる指數とする。

- (1) 日経平均
- (2) 日経300
- (3) ハイテク指數
- (4) フィナンシャル指數
- (5) コンシューマー指數

3 取引換算額は、日経平均オプション（日経平均に係る指數オプションをいう。以下同じ。）及び業種別指數オプション（業種別指數に係る指數オプションをいう。以下同じ。）に係るものにあっては1,000円、日経300オプション（日経300に係る指數オプションをいう。以下同じ。）に係るものにあっては1万円とする。

4 指數オプション取引において、銘柄（第40条第2項において使用する場合を除く。）とは、対象指數、権利行使日及び権利行使価格を同一とする指數プットオプション及び指數コールオプションをいうものとする。

(限月取引及びその数)

第15条 指數オプション取引は、取引対象オプション（指數オプション取引の対象の指數オプションをいう。以下同じ。）ごとに、毎月の第二金曜日の前に終了する取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日経平均オプション

特定限月取引の13限月取引及び当該特定限月取引以外の直近の6限月取引の19限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年（3月及び9月の各限月取引について

は1年6か月）とし、特定限月取引以外の各限月取引については9か月とする。

(2) 日経300オプション

特定限月取引の6限月取引と特定限月取引以外の直近の2限月取引の8限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については2年（3月及び9月の各限月取引については1年）、特定限月取引以外の各限月取引については3か月とする。

(3) 業種別指数オプション

直近の2限月取引と当該月以外の特定限月取引のうち直近2限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は、各特定限月取引については8か月、特定限月取引以外の各限月取引については2か月とする。

3 新たな限月取引の取引開始日は、前項各号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時間から新たな限月取引を開始する。

4 前3項の規定にかかわらず、本所は、取引対象オプションを上場する場合その他本所が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。

(権利行使価格及びその数)

第16条 指数オプション取引は、取引対象オプションごとに、各限月取引に設定する権利行使価格に区分して行うものとする。

2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時間に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 日経平均オプション

指数オプション取引における日経平均の数値につき、250円刻みで設定する250円の整数倍の数値とし、本所が定めるところにより33種類設定する。

(2) 日経300オプション

指数オプション取引における日経300の数値
につき、特定限月取引にあっては25ポイント刻
みで設定する25ポイントの整数倍の数値、特定
限月取引以外の限月取引にあっては5ポイント
刻みで設定する5ポイントの整数倍の数値と
し、本所が定めるところにより7種類設定する。

(3) 業種別指数オプション

指数オプション取引における各業種別指数の
数値につき、特定限月取引にあっては1,000円刻
みで設定する1,000円の整数倍の数値、特定限月
取引以外の限月取引にあっては500円刻みで設
定する500円の整数倍の数値とし、本所が定める
ところにより5種類設定する。

3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプシ
ョンの区分に従い、全部又は一部の限月取引につ
いて、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を
本所が定めるところにより設定することができる。

(1) 日経平均オプション

- a 当該限月取引の残存期間が3か月となる月
の第二金曜日が到来していない限月取引
250円刻みで設定する250円の整数倍の数値
- b 前aに掲げる限月取引以外の限月取引
125円刻みで設定する125円の整数倍の数値

(2) 日経300オプション

- a 特定限月取引
 - (a) 当該限月取引の残存期間が4か月となる
月の第二金曜日が到来していない特定限月
取引
25ポイント刻みで設定する25ポイントの
整数倍の数値
 - (b) 前(a)に掲げる特定限月取引以外の特定限
月取引
5ポイント刻みで設定する5ポイントの
整数倍の数値
- b 特定限月取引以外の限月取引
5ポイント刻みで設定する5ポイントの整
数倍の数値

(3) 業種別指数オプション

- a 特定限月取引

(a) 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない特定限月取引

1,000円刻みで設定する1,000円の整数倍の数値

(b) 前(a)に掲げる特定限月取引以外の特定限月取引

500円刻みで設定する500円の整数倍の数値

b 特定限月取引以外の限月取引

500円刻みで設定する500円の整数倍の数値

第4節 ストラテジー取引

(新設)

(ストラテジー取引)

第17条 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する先物取引等取引参加者をいう。以下同じ。）は、立会（クロージング・オークションを除く。）において、市場デリバティブ取引に係る複数の限月取引又は銘柄の売付け又は買付け（同一の顧客又は自己の計算による売付け又は買付けに限る。）を同時に成立させる取引（以下「ストラテジー取引」という。）を行うことができる。

2 ストラテジー売取引及びストラテジー買取引により成立する市場デリバティブ取引の売付け又は買付けの組合せは、本所が定めるストラテジー取引の種類ごとに本所が定める。

3 取引参加者は、ストラテジー取引を行おうとするときは、本所が定めるストラテジー取引の値段の算出方法により得た数値（以下「ストラテジー値段」という。）を用いて呼値を行うものとする。

4 ストラテジー取引において、ストラテジー売呼値とは、ストラテジー売取引に係る呼値をいい、ストラテジー買呼値とは、ストラテジー買取引に係る呼値をいう。

第3章 立会

（立会の区分及び取引時間等）

第18条 競争売買市場（本所の市場のうち立会によ

第2章 売買立会

（売買立会の区分及び売買立会時）

第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会

る市場デリバティブ取引を行う市場をいう。)における市場デリバティブ取引(以下この章から第5章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。)の立会は、日中立会及び夜間立会に分かち、各立会の取引時間は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、日経平均V Iを対象とする指数先物取引及び個別証券オプション取引の立会は、日中立会のみとする。

(1) 日中立会

- a オープニング・オークション
午前9時とする。
- b レギュラー・セッション
午前9時から午後3時10分までとする。
- c クロージング・オークション
午後3時15分とする。

(2) 夜間立会

- a オープニング・オークション
午後4時30分とする。
- b レギュラー・セッション
午後4時30分から翌日の午前2時55分までとする。
- c クロージング・オークション
翌日の午前3時とする。

に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(新株予約権証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、受益証券発行信託の受益証券(内国商品信託受益証券(特定の商品(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品をいう。)の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)又は外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、ETN(外国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。)に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券(外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)を信託財産とするものをいう。以下同じ。)に限る。以下同じ。)及び外国受益証券発行信託の受益証券及び投資証券を含む。第9条第1項、第64条及び第65条を除き、以下同じ。)、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。)、出資証券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいう。以下同じ。)、優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)、外国投資証券及びカバードワラン(法第2条第1項第19号に規定する有価証券のうち、同条第22項第4号に定める店頭オプションを表示するものをいう。以下同じ。)
午前立会は、午前9時から11時30分までとし、

2 本所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(休業日)

第19条 (略)

2 (略)

3 休業日 (第1項に規定する休業日をいい、前項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。) においては、立会 (J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例 (以下「J-NET市場特例」という。) 第2条第1号に規定する J-NET取引 (以下 J-NET取引といふ。) を含む。) を行わない。ただし、一の取引日の立会終了時が休業日に属する場合の前条第1項第2号に定める取引時間 (J-NET市場特例第4条第1項第1号に規定する J-NET取引の取引時間を含む。) については、この限りでない。

(立会の臨時停止、臨時挙行)

第20条 本所は、必要があると認めるときは、立会

午後立会は、午後0時30分から3時10分までとする。

(2) 債券 (転換社債型新株予約権付社債券 (新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。) を除く。以下同じ。)

午前立会は、午前10時30分から11時までの間ににおいて、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時10分までとする。

2 本所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者 (取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者、同条第4項に規定するIPO取引参加者及び同条第6項に規定するジャスダック取引参加者に限る。次条第2項、第75条及び第77条を除き、以下同じ。) に通知する。

(休業日)

第3条 (略)

2 (略)

3 休業日 (第1項に規定する休業日をいい、前項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。) においては、売買立会 (J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第2条第1号に規定する J-NET取引を含む。) を行わない。

(売買立会の臨時停止、臨時挙行)

第4条 本所は、必要があると認めるときは、売買

の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

(臨時停止、臨時挙行の通知)

第21条 本所は、立会の臨時停止又は臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(売買システムによる取引等)

第22条 立会による市場デリバティブ取引は、本所が設置する電子計算機等を利用した取引システム（以下「売買システム」という。）により行う。

2 指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日経平均オプション及び業種別指数オプション
1,000円を1円として行う。
(2) 日経300オプション
1万円を1ポイントとして行う。

(削る)

第4章 立会による市場デリバティブ取引

(削る)

(削る)

立会の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

(臨時停止、臨時挙行の通知)

第5条 本所は、売買立会の臨時停止又は臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(売買立会による売買)

第6条 売買立会による売買は、本所が設置する電子計算機等を利用した取引システム（以下「売買システム」という。）により行う。ただし、売買システムによらない売買として本所が定める売買（以下「売買システムによる売買以外の売買」という。）については、この限りでない。

(新設)

第7条から第8条まで 削除

第3章 売買立会による売買

第1節 売買の種類

(売買の種類)
第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。

- (1) 内国法人の発行する株券及び優先出資証券
a 当日取引
b 普通取引
c 発行日取引
(1)の2 内国法人の発行する新株予約権証券
a 当日取引

b 普通取引

(2) 外国法人の発行する株券（外国法人の発行する新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下「外国株券」という。）、
外国株預託証券及び外国投資証券

a 当日取引

b 普通取引

(2)の2 出資証券

a 当日取引

b 普通取引

(3) 投資信託受益証券（第4号に規定する指標連動型投資信託受益証券を除く。）

a 当日取引

b 普通取引

c 発行日取引

(3)の2 投資証券

a 当日取引

b 普通取引

(4) 指標連動型投資信託受益証券（投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券

a 当日取引

b 普通取引

(5) 債券及び転換社債型新株予約権付社債券

a 当日取引

b 普通取引

(6) カバードワラント

普通取引

2 当日取引は、売買契約締結の日に決済を行うものとする。

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1) 第24条第1項の規定により出資証券について、

配当落又は権利落として定める期日

- (2) 第25条の規定により転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更（行使期間の中斷を含む。以下同じ。）として定める期日
- (3) 第25条の2の規定により転換社債型新株予約権付社債券について、期中償還請求権に係る権利落として定める期日
- (4) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、前項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6目の日に、当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については当該売買契約締結の日から起算して5目の日に、決済を行うものとする。

- (1) 転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日
- (2) 期中償還請求期間満了の日（休業日に当たるとときは、順次繰り上げる。）

5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6目の日に決済を行うものとする。

6 発行日取引は、内国法人の発行する株券又は投資信託受益証券の発行者が、株主割当（優先出資者割当及び受益者割当を含む。）により新たに発行する株券について第24条第1項の規定により権利落として定める期日から、本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4目の日に

決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第24条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

第1節 取引契約締結の方法

(競争取引)の原則)

第23条 市場デリバティブ取引は、競争取引によるものとする。

2 競争取引における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 同一値段の呼値については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。

(3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先する。

3 ストラテジー取引に係る前項の規定の適用については、前項中「値段」とあるのは「ストラテジー値段」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」とする。

(削る)

(削る)

(個別競争取引)

第24条 前条第1項の競争取引は、個別競争取引とする。

第2節 売買契約締結の方法

(競争売買)の原則)

第10条 売買立会による売買は、競争売買によるものとする。

2 競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 同一値段の呼値については、次に定めるところによる。

a 呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。
b 同時に行われた呼値及び行われた時間の先后が明らかでない呼値の順位は、本所が定める。

(3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

3 売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値及び本所が定めるところにより特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。

4 午後立会終了時において第14条第10項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみなす。

第11条 削除

(個別競争売買)

第12条 第10条第1項の競争売買は、個別競争売買とする。

2 レギュラー・セッションにおける個別競争取引は、第4項に規定する場合を除き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値段（指数先物取引に係る約定数値を含む。以下この章において同じ。）とし、前条第2項に定める呼値の順位に従つて、対当する呼値の間に取引を成立させることにより行う。

3 オープニング・オークション及びクロージング・オークションにおける個別競争取引は、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる値段を約定値段とし、前条第2項に定める呼値の順位に従つて、対当する呼値の間に取引を成立させることにより行う。

- (1) 売呼値又は買呼値のいずれか一方に呼値がある値段のうち、売呼値と買呼値が対当する値段
- (2) 前号の値段が複数ある場合には、取引が成立したときに約定数量が最大となる値段
- (3) 前号の値段が複数ある場合には、当該値段以下の値段による売呼値の全部の数量及び当該値段以上の値段による買呼値の全部の数量の差（以下「不均衡数量」という。）が最小となる値段
- (4) 前号の値段が複数あるとき。
 - a すべての値段で不均衡数量が売超となるときは、最も低い値段
 - b すべての値段で不均衡数量が買超となると

2 個別競争売買においては、次の各号に掲げる約定値段を定める場合を除き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値段とし、第10条第2項に定める呼値の順位に従つて、対当する呼値の間に売買を成立させる。

- (1) 売買立会の始めの約定値段
- (2) 本所が定めるところにより、特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段
- (3) 売買立会終了時における約定値段
- (4) 前各号に定めるもののほか、本所が定めるところにより特別気配表示が行われている場合の約定値段及び本所が呼値の状況から必要があると認める場合の約定値段

3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、第10条第2項に定める呼値の順位に従つて、対当する呼値の間に売買を成立させる。ただし、前項第3号の約定値段を定める場合で、午後立会終了時において第14条第10項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなるとき以外の場合は、本項第3号bの規定を適用しない。

- (1) 成行呼値の全部の数量
- (2) 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量
- (3) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量
 - a 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量
 - b 他方の呼値の数量については、本所が定める数量
(新設)

きは、最も高い値段

c a 及び前 b のいずれにも該当しないとき。

(a) 当該値段（不均衡数量が最小となる値段に買超となる値段及び売超となる値段がある場合は、不均衡数量が売超となる値段のうち最も低い値段と不均衡数量が買超となる値段のうち最も高い値段に限る。以下この cにおいて同じ。）のうち最も高い値段が直前の約定値段（当該取引日に約定値段がない場合は、呼値の制限値幅の基準値段。以下この cにおいて同じ。）以下の場合は、当該最も高い値段

(b) 当該値段のうち最も低い値段と最も高い値段の間に直前の約定値段がある場合は、当該直前の約定値段

(c) 当該値段のうち最も低い値段が直前の約定値段以上の場合、当該最も低い値段

4 本所が定めるところにより取引が中断された場合の中止後再開時の約定値段を定める場合及び本所が呼値の状況から必要があると認める場合は、前項の規定による個別競争取引を行うものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、クロージング・オーフショットにおける約定値段を定める取引の値段が、立会における直前の約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）を基準として、本所が定める値幅を超えるときは、取引を不成立とする。

6 ストラテジー取引に係る第2項から第4項までの規定の適用については、「約定値段」とあるのは「約定ストラテジー値段」と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と、「呼値の制限値幅の基準値段」とあるのは「本所がその都度定める値段」とする。

4 前項の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、本所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないと認めるときは、本所がその都度定める値段とする。

5 第3項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段（本所が定めるところにより特別気配表示が行われているとき又は表示した気配値段があるときは、当該特別気配値段又は気配値段）を基準として、本所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

(新設)

7 ストラテジー取引が成立したときは、その組合せに従い成立する市場デリバティブ取引の売付け又は買付けに係る約定値段は、ストラテジー取引の約定値段に基づき本所が定める。

(取引の取消し)

第25条 本所は、過誤のある注文により取引が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定める取引を取り消すことができる。

2 本所は、天災地変その他のやむを得ない理由により本所のシステム上の取引記録が消失した場合において、消失したすべての取引記録を復元することが困難であると認めるときは、本所がその都度定める取引を取り消すことができる。

3 前2項の規定により本所が取引を取り消した場合には、当該取引は初めから成立しなかったものとみなす。

4 取引参加者は、第1項の規定により本所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

5 取引参加者は、第1項又は第2項の規定により本所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

第2節 呼値及び取引単位

(呼 値)

第26条 取引参加者は、市場デリバティブ取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるもののかの別を、本所に対し明らかにしなければならない。

(新設)

(売買の取消し)

第13条 本所は、過誤のある注文により売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定めるところにより、本所が定める売買を取り消すことができる。

2 本所は、天災地変その他のやむを得ない理由により本所のシステム上の売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、本所がその都度定める売買を取り消すことができる。

3 前2項の規定により本所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。

4 取引参加者は、第1項の規定により本所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

5 取引参加者は、第1項又は第2項の規定により本所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

第3節 呼値及び売買単位

(呼 値)

第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

(1) 当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるもののかの別

2 前項の呼値は、取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 取引参加者は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、オープニング・オーケーション及びレギュラー・セッションにおいてのみ行うことができる。

(1) 日中立会

(2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第10条各号に規定する取引を除き、その旨

(3) 信用取引により行おうとするとき（顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買を委託した顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨

(4) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするとき（顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨

(5) 自己の信用売り又は信用買いにより行おうとするときは、その旨

(6) 自己の信用売り又は信用買いの決済のために行おうとするときは、その旨

2 前項の呼値は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 売買システムによる売買

取引参加者端末装置から入力する方法による呼値（以下「システム呼値」という。）によるものとする。

(2) 売買システムによる売買以外の売買

注文控（以下「板」という。）に記載する方法による呼値（以下「板呼値」という。）によるものとする。

3 取引参加者は、売買立会開始時の25分前から売買立会終了時までの間、システム呼値及び板呼値を行うことができる。

- a オープニング・オークション
午前8時から9時までの間
- b レギュラー・セッション
午前9時から午後3時10分までの間
- c クロージング・オークション
午後3時10分から3時15分までの間
- (2) 夜間立会
- a オープニング・オークション
午後4時15分から4時30分までの間
- b レギュラー・セッション
午後4時30分から翌日の午前2時55分まで
の間
- c クロージング・オークション
翌日の午前2時55分から3時までの間
- 4 前項の規定にかかわらず、第18条第2項の規定
により取引時間が変更された場合及び本所が定め
るところにより取引が中断された場合における呼
値を行うことができる時間は、本所がその都度定め
ることができるるものとする。
- 5 本所は、前項の呼値が行われたときは、その順序に従って、直ちにその内容を売買システムにより記録するものとする。
- 6 呼値は、本所が定める有効期間条件又は執行数量条件を付して行わなければならない。
- 7 取引参加者は、本所が定める条件を呼値に付す
ことができる。ただし、売買システムの稼働に支障
が生じた場合その他本所が必要と認めた場合は、こ
の限りでない。
- (削る)
- 8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバテ
イブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところに
よる。
- (1) 指数先物取引
- a 日経平均
(a) Large取引
10円とする。ただし、ストラテジー取引
については、1円とする。

(新設)

- 4 本所は、前項の呼値が行われたときは、その順序に従って、直ちにその内容を、システム呼値について
ては売買システムにより記録し、板呼値について
は板に記載するものとする。
- 5 板の様式、記載方法及び記載事項の訂正につい
ては、本所が定めるところによる。
- 6 本所は、呼値について、売買の成立を促進する
 ために必要があると認められるときは、その存在を
 周知させる。
- 7 当日取引の呼値は、同一の取引参加者が売呼値
とそれに対応させるための買呼値を同時に行うこ
とによって行うものとする。
- 8 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び投資証券を除く。）
 は、1株（新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。）につき、
 当該1株の値段が、3,000円以下の場合は1円、
 3,000円を超える場合は5円、5,000

(b) Mini取引

5円とする。ただし、ストラテジー取引については、1円とする。

b 日経300

0.1ポイントとする。

c 業種別指数

5円とする。

d MSCI JAPAN及びRNP指数

0.5ポイントとする。ただし、RNP指数に係るストラテジー取引については、0.1ポイントとする。

e NYダウ

1ポイントとする。

f 日経平均V I

0.05ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.01ポイントとする。

(2) 個別証券オプション取引

オプション対象証券1株につき、個別証券オプション取引の呼値の値段に応じて、次に定めるところによる。

<u>呼値の値段</u>	<u>呼値の単位</u>
<u>20円未満の場合</u>	<u>10銭</u>
<u>20円以上 50円</u>	<u>50銭</u>
<u>50円 ノ 100円</u>	<u>1円</u>
<u>100円 ノ 200円</u>	<u>2円</u>
<u>200円 ノ 500円</u>	<u>5円</u>
<u>500円 ノ 1,000円</u>	<u>10円</u>
<u>1,000円 ノ 2,000円</u>	<u>20円</u>
<u>2,000円 ノ 5,000円</u>	<u>50円</u>
<u>5,000円 ノ 1万円</u>	<u>100円</u>
<u>1万円 ノ 2万円</u>	<u>200円</u>
<u>2万円 ノ 5万円</u>	<u>500円</u>
<u>5万円 ノ 10万円</u>	<u>1,000円</u>
<u>10万円 ノ 20万円</u>	<u>2,000円</u>
<u>20万円 ノ 50万円</u>	<u>5,000円</u>
<u>50万円 ノ 100万円</u>	<u>1万円</u>
<u>100万円以上の場合</u>	<u>2万円</u>

(3) 指数オプション取引

a 日経平均オプション

呼値が50円以下の場合 1円、50円を超える場合は10円、3万円を超える5万円以下の場合は50円、5万円を超える30万円以下の場合は100円、30万円を超える50万円以下の場合は500円、50万円を超える300万円以下の場合は1,000円、300万円を超える500万円以下の場合は5,000円、500万円を超える3,000万円以下の場合は1万円、3,000万円を超える5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。

円を超える3万円以下の場合は10円、3万円を超える5万円以下の場合は50円、5万円を超える30万円以下の場合は100円、30万円を超える50万円以下の場合は500円、50万円を超える300万円以下の場合は1,000円、300万円を超える500万円以下の場合は5,000円、500万円を超える3,000万円以下の場合は1万円、3,000万円を超える5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 前号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、優先出資証券、出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、投資証券及び外国投資証券の呼値の単位について準用する。この場合において「株券」とあるのは「優先出資証券」、「出資証券」、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」、「受益証券発行信託の受益証券」、「外国受益証券発行信託の受益証券」、「投資証券」又は「外国投資証券」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2)の2 外国株預託証券

第1号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、外国株預託証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1証券」と読み替えるものとする。

(3) 債券は、各債券の金額（以下「額面」という。）100円につき、1銭とする。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券は、額面100円につき、5銭とする。

(5) カバードワラントは、1ワラントにつき1円とする。

1,000円以下の場合は5円、1,000円を超える場合は10円とする。ただし、ストラテジー取引については1円とする。

- b 日経300オプション
0.1ポイントとする。
- c 業種別指数オプション
5円とする。

(削る)

9 呼値は、本所が定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。ただし、ストラテジー取引の呼値を行う場合は、この限りでない。

10 本規程に定めるもののほか、呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(リクエスト・フォー・クオート)

第27条 取引参加者は、取引を成立させようとするときは、取引参加者端末装置を用いて、呼値の提示を求めること（以下「リクエスト・フォー・クオート」という。）ができる。

2 本所は、リクエスト・フォー・クオートの状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合、その他取引管理上リクエスト・フォー・クオートを継続して行わせることが困難であると認める場合は、リクエスト・フォー・クオートの提示を停止することができる。

3 前2項に定めるもののほか、リクエスト・フォー・クオートに関し必要な事項については、本所が別に定めるところによるものとする。

9 呼値は、株券、外国株預託証券、優先出資証券及び出資証券については配当含み（配当（剰余金の配当をいう。）には、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の収益分配、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金並びに投資証券の金銭の分配を含む。以下同じ。）、外国投資証券については利益分配含みとし、利付債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

10 呼値は、本所が規則により定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。ただし、債券の呼値については、本所が特に必要があると認めて値幅を定めた場合を除き、この限りでない。

11 本規程に定めるもののほか、呼値に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(新設)

(インプライド機能)

第28条 本所は、本所が定める種類のストラテジー取引について、ストラテジー取引及びその対象となる市場デリバティブ取引の呼値の状況に応じ、当該ストラテジー取引の呼値を当該ストラテジー取引の対象となる市場デリバティブ取引における呼値として取り扱うことができる。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他本所が必要と認めた場合は、この限りでない。

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 指数先物取引

次のaからcまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからcまでに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。

a 日経平均

(a) Large取引

1,000円

(b) Mini取引

100円

b 日経300、MSCI JAPAN、RNP指数及び日経平均V I

1万円

c 業種別指数

1,000円

d NYダウ

100円

(2) 個別証券オプション取引

個別証券プットオプション又は個別証券コールオプション1単位を最小単位として行う。

(3) 指数オプション取引

取引対象オプションごとに、指数プットオプション又は指数コールオプション1単位を最小単位として行う。

(新設)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び投資証券を除く。）

a 内国株券（内国法人の発行する株券（種類株を除く。）をいう。）及び内国法人の発行する新株予約権証券は、上場会社（本所の上場株券（投資信託受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該1単元の株式の数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次の(a)及び(b)に掲げる銘柄にあっては、当該(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 上場会社が単元株式数の変更等（単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。）を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の3日前の日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後

の単元株式数とする。

(b) 本所が特に指定する銘柄

本所が定めるところによるものとする。

b 内国法人の発行する種類株は、前 a の規定の適用を受ける内国株券と同一とする。

c 外国株券は、時価を基準として本所が定める規則により、1,000株、500株、100株、50株、10株又は1株とする。

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券は、上場投資信託受益証券又は上場投資証券の発行者が定めた口数とする。ただし、次の a 及び b に掲げる銘柄にあっては、当該 a 及び b に定めるところによる。

a 上場投資信託受益証券又は上場投資証券の発行者が口数の変更等を伴う併合等（併合又は分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生日の3日前の日から当該併合等の効力発生日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の口数とする。

b 本所が特に指定する銘柄

本所が定めるところによるものとする。

(3) 第1号cの規定は、外国投資信託受益証券、外国証券信託受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国投資証券（資産の一口当たりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用する外国投資法人の発行するものに限る。）について準用する。この場合において、「1,000株」とあるのは「1,000口」と、「500株」とあるのは「500口」と、「100株」とあるのは「100口」と、「50株」とあるのは「50口」と、「10株」とあるのは「10口」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4) 外国投資証券（前号に規定する外国投資証券を除く。）は、100口とする。ただし、100口とすることが適当でないと本所が認めた場合は、本所がその都度定める口数とする。

(4)の2 外国株預託証券

第1号cの規定は、外国株預託証券について準用する。この場合において、「1,000株」とあるのは「1,000証券」と、「500株」とあるのは「500証券」と、「100株」とあるのは「100証券」と、「50株」とあるのは「50証券」と、「10株」とあるのは「10証券」と、「1株」とあるのは「1証券」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4)の3 出資証券は、100口とする。

(5) 債券は、本所が定めるところにより、額面1,000万円又は額面100万円とする。

(6) 転換社債型新株予約権付社債券は、本所が定めるところにより、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。

(7) カバードワラントは、10,000ワラント、1,000ワラント、100ワラント、10ワラント又は1ワラントとする。

(削る)

第3節 取引の確認等
(約定値段の公表)
第30条 本所は、市場デリバティブ取引が成立したときは、その約定値段を公表する。

(取引内容の通知及び確認)

第31条 本所は、市場デリバティブ取引が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。

2 取引参加者は、市場デリバティブ取引について、取引参加者端末装置により取引内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

(削る)

第1号cの規定は、外国株預託証券について準用する。この場合において、「1,000株」とあるのは「1,000証券」と、「500株」とあるのは「500証券」と、「100株」とあるのは「100証券」と、「50株」とあるのは「50証券」と、「10株」とあるのは「10証券」と、「1株」とあるのは「1証券」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4)の3 出資証券は、100口とする。

(5) 債券は、本所が定めるところにより、額面1,000万円又は額面100万円とする。

(6) 転換社債型新株予約権付社債券は、本所が定めるところにより、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。

(7) カバードワラントは、10,000ワラント、1,000ワラント、100ワラント、10ワラント又は1ワラントとする。

第15条の2から第21条まで 削除

第4節 売買の確認等
(約定値段の公表)
第22条 本所は、売買が成立したときは、その約定値段を公表する。

(売買内容の通知及び確認)

第23条 本所は、売買が成立したときは、直ちにその内容を売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。

2 取引参加者は、売買システムによる売買について、取引参加者端末装置により売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

第5節 配当落等
(配当落等の期日)

第24条 株券、優先出資証券、外国株預託証券、出資証券及び外国投資証券の売買につき、配当落、利益分配落又は権利落とする期日（以下「配当落等の期日」という。）は、本所が定める。

2 前項の期日以後に締結した売買契約は、配当落、
利益分配落又は権利落として決済するものとする。

(株式併合後の株券等を対象として売買を開始する
期日)

第24条の2 株券の売買につき、株式併合後の株券
を対象として売買を開始する期日（以下「株式併合
後の株券の売買開始の期日」という。）は、本所が
定める。

2 投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託
受益証券の売買につき、併合後の上場投資信託受益
証券又は上場投資証券を対象として売買を開始す
る期日（以下「併合後の上場投資信託受益証券又は
上場投資証券の売買開始の期日」という。）は、本
所が定める。

(取得対価の変更期日等)

第25条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを
条件として若しくは株主総会の決議により取得す
ることができる旨の定めがある種類株について、取
得対価の変更（取得請求期間の中止を含む。以下同
じ。）として、新たな取得対価により売買を行う期
日（以下「取得対価の変更期日」という。）、外国
株預託証券について、表示株式数（1預託証券に権
利が表示される株式の数をいう。以下同じ。）の変
更として、新たな表示株式数により売買を行う期日
（以下「表示株式数の変更期日」という。）及び転
換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の
変更として、新たな行使条件により売買を行う期日
（以下「行使条件の変更期日」という。）は、本所
が定める。

(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期
日)

第25条の2 期中償還請求権が付されている転換社
債型新株予約権付社債券について、期中償還請求権
に係る権利落として売買を行う期日は、本所が定め
る。

(権利預り証付売買)

第25条の3 外国株券及び外国投資証券の売買につき、本所が必要があると認めるときは、期間を定めて権利預り証付の売買を行うことができる。

(利子の日割計算)

第26条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の利札の授受を行わないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、施行令第2条の11に定める債券で、かつ公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として本所が定める額を差し引かないものとする。

第4節 取引の停止等

(取引の停止)

第32条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、全部又は一部の市場デリバティブ取引を停止することができる。

(1) 東京証券取引所の業務規程第29条（第4号を除く。）又はT o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条（第4号を除く。）の規定によりオプション対象証券の売買を停止する場合（指定市場が東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場以外の場合は、当該指定市場において、これに相当する措置が行われる場合）

(2) オプション対象証券の発行者が人的分割を行う場合

第6節 売買の停止

(売買の停止)

第27条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 債券又は転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2) 有価証券又はその発行者に關し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内

- (3) 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (4) 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合
(削る)

容を周知させる必要があると認める場合

- (3) 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (4) 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において売買システムによる売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
- (5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

(取引の一時中断)

第33条 本所は、レギュラー・セッションにおける指数先物取引の中心限月取引(取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。)において次の各号のいずれかに該当した場合には、当該各号に該当した直後の本所がその都度定める時から本所が適当と認める時間を経過するまでの間、取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

- (1) 立会において、第26条第9項の規定により定める値幅の限度(以下「呼値の制限値幅」という。)の下限の値段(次項の規定により呼値の制限値幅の下限を1回拡大した場合における拡大後の下限の値段を含み、同項の規定により呼値の制限値幅の下限を2回拡大した場合における拡大後の下限の値段を除く。次号において同じ。)で取引が成立した場合(ストラテジー取引により取引が成立した場合を除く。第3号及び第4項において同じ。)

- (2) 呼値の制限値幅の下限の値段に売呼値が提示された場合であって、かつ、当該売呼値が提示されてから本所が定める時間を経過してもなお取引が成立しない場合

- (3) 立会において、呼値の制限値幅の上限の値段

(新設)

(次項の規定により呼値の制限値幅の上限を1回拡大した場合における拡大後の上限の値段を含み、同項の規定により呼値の制限値幅の上限を2回拡大した場合における拡大後の上限の値段を除く。次号において同じ。)で取引が成立した場合

(4) 呼値の制限値幅の上限の値段に買呼値が提示された場合であって、かつ、当該買呼値が提示されてから本所が定める時間を経過してもなお取引が成立しない場合

2 本所は、前項各号のいずれかに該当したことにより取引を一時中断する場合には、取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指標先物取引について、次の各号に定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。この場合において、本所は、当該指標先物取引の取引対象指数と同一の対象指数に係る指標オプション取引について、本所が定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。

(1) 前項第1号又は第2号に該当した場合

呼値の制限値幅の下限を本所が定めるところにより拡大する。

(2) 前項第3号又は第4号に該当した場合

呼値の制限値幅の上限を本所が定めるところにより拡大する。

3 本所は、指標先物取引について第1項の規定により取引を一時中断した場合には、取引を中断している間、当該指標先物取引の取引対象指数と同一の対象指数に係る指標オプション取引について、取引を一時中断する。この場合において、当該指標オプション取引について、本所が定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。

4 本所は、市場デリバティブ取引に係る各限月取引又は各銘柄について、立会における直前の約定値段から本所が定める値幅を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付けた場合には、当該値幅内における取引をすべて成立させた時から本所が適と認める時間を経過するまでの間、当該限月取引又は当該銘柄の取引を一時中断する。

5 本所は、前各項（第2項を除く。）の規定により取引を一時中断した場合には、取引を一時中断し

ている間、当該市場デリバティブ取引における売付け又は買付けが成立することとなるストラテジー取引について取引を一時中断する。

(削る)

第7節 リクイディティ・プロバイダー

(リクイディティ・プロバイダー)

第28条 本所は、JASDAQ（本所の市場のうち、JASDAQにおける有価証券上場規程第2条に規定するJASDAQをいう。以下同じ。）の流動性及び投資者への利便性の向上を目的として、この節の定めるところによりJASDAQにおける売買立会による売買を行う取引参加者（以下「リクイディティ・プロバイダー」という。）に関する制度を設ける。

2 リクイディティ・プロバイダーは、前項の目的を達成するため、JASDAQの市況に応じLP注文（第30条第2項に規定するLP注文をいう。）を適切に発注するよう努めなければならない。

(リクイディティ・プロバイダーの指定等)

第29条 本所は、本所が定めるところにより、上場有価証券について取引参加者からリクイディティ・プロバイダーとなる旨の届出が行われた場合であって、本所が適当であると認めたときは、当該取引参加者を当該上場有価証券のリクイディティ・プロバイダーとして指定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、リクイディティ・プロバイダーの指定等に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(リクイディティ・プロバイダーの義務等)

第30条 リクイディティ・プロバイダーは、自社がリクイディティ・プロバイダーとしての指定を受けた銘柄について、毎日（休業日を除く。）の売買立会による売買を成立させるための売り若しくは買いの一方又は双方の自己の計算による注文を発注しなければならない。

2 リクイディティ・プロバイダーから、自社がリクイディティ・プロバイダーとしての指定を受けている銘柄の全部又は一部について、次の各号に掲げ

る事由により当該リクイディティ・プロバイダーとしてL P注文(前項の規定に基づき当該リクイディティ・プロバイダーが発注しなければならない注文をいう。以下同じ。)の発注を中断したい旨の申請があり、本所がこれを適当であると認めたときは、当該リクイディティ・プロバイダーは、前項の規定にかかわらず、当該L P注文の発注を中断することができる。

(1) L P注文の発注が法令(取引参加者が外国法人である場合には外国金融商品取引法令を含む。次号において同じ。)に抵触するおそれのある場合

(2) 法令に基づいてする行政官庁の処分又は本所の規則に基づく処分を受け、JASDAQ及びJ-NET市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託を停止又は制限された場合

(3) その他L P注文の発注が投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのある場合

3 本所は、リクイディティ・プロバイダーにおいて前項各号に掲げる事由が存在すると認めた場合には、当該リクイディティ・プロバイダーからの申請によらずに、当該リクイディティ・プロバイダーに対し、L P注文の発注を中断させることができる。

4 リクイディティ・プロバイダーは、当該リクイディティ・プロバイダーからL P注文の発注を再開したい旨の申請があり、本所がこれを適当であると認めたとき又はL P注文の発注を中断させるべき事由が解消されたと本所が認めたときは、L P注文を発注しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、リクイディティ・プロバイダーは、上場有価証券の発行者の発行する有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号において「時価新株予約権付社債券」という。)以外の新

株予約権証券又は社債券を除く。) の募集 (50名以上の者を相手方として行う場合に限る。以下同じ。)
又は売出し(役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。以下同じ。)
について当該上場有価証券の発行者又は所有者と元引受契約(法第21条第4項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。)を締結した場合には、安定操作取引(施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)
内において、当該上場有価証券の発行者が発行する上場株券(時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券)若しくは上場投資証券又は上場投資信託受益証券について買い注文に係るLP注文の発注(安定操作取引のための買い注文に係るLP注文を発注する場合を除く。)を行わないものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、リクイディティ・プロバイダーは、公開買付けについて公開買付者のために施行令第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等(法第27条の2に規定する株券等をいう。以下この項において同じ。)の買付け等(法第27条の2に規定する買付け等をいう。)を行う者となった場合には、当該公開買付けが終了する日までの間、当該上場有価証券の発行者の発行する株券等について買い注文に係るLP注文の発注を行わないものとする。

(リクイディティ・プロバイダーとしての指定の取消し)

第31条 本所は、リクイディティ・プロバイダーが前条第1項又は第4項に規定する義務等を履行しない場合には、当該リクイディティ・プロバイダーについて、リクイディティ・プロバイダーとしての指定の取消しを行うことができる。

第32条から第38条まで 削除

(削る)

第5章 過誤訂正等のための取引

(過誤訂正等のための取引)

第34条 取引参加者は、市場デリバティブ取引について、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって立会によらずに執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

3 ストラテジー取引に係る前2項の規定の適用については、前2項中「売付け」とあるのは「ストラテジー売取引」と、「買付け」とあるのは「ストラテジー買取引」と、第1項中「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

第6章 最終決済等

第1節 指数先物取引の最終決済

(最終決済)

第35条 取引参加者は、指数先物取引の各限月取引について取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかつた建玉については、当該限月取引の最終決済期日に次条に規定する最終清算数値による決済（以下「最終決済」という。）を行うものとする。

(最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日

第4章 売買立会による売買以外の売買

第1節 過誤訂正等のための売買

(過誤訂正等のための売買)

第39条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会、復活のための売買（次条第2項に規定する復活のための売買をいう。）及び立会外分売によらずに執行することができる。

2 前項の売買の決済は、当該顧客の売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(新設)

(新設)

第1節の2 復活のための売買

(復活のための売買)

第39条の2 取引参加者は、顧客の注文に係る売買が第13条第1項の規定により取り消されたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した取引参加者を相手方として売買立会、過誤訂正等のための売買及び立会外分売によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した取

の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数（以下「特別清算数値」という。）とする。

(1) 日経平均、日経300及び業種別指数

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した株価指数

(2) MSCI JAPAN及びRNP指数

取引最終日の終了する日の翌日における主たる取引所金融商品市場（指数算出者が当該取引対象株価指数の算出のために株価を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における各構成銘柄の売買の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した株価指数

(3) NYダウ

本国取引（The Board of Trade of the City of Chicago, Inc.（以下「CBOT」という。）が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウを対象とした指数先物取引に類似の取引であって、取引最終日の属する月が当社NYダウ先物取引（当社が開設する金融商品市場において取引されているNYダウを対象とする指数先物取引をいう。）における限月取引と同じ限月取引をいう。）においてCBOTが定めた最終清算数値と同じ値

(4) 日経平均V I

取引最終日の属する月の翌月の第二金曜日の30日前に当たる日の本所が定める時間における日経平均V Iの算出方法に基づき算出した特別な数値の平均値

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所が

引参加者は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買（以下「復活のための売買」という。）の決済は、取り消された売買が取り消されなかった場合における決済日に行うものとする。

第2節 立会外分売

（立会外分売）

第40条 取引参加者は、本所が売買管理上適当でないと認める場合を除き、本所が定める数量以上の顧客の売付注文を立会外分売により執行することができる。

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日（以下「分売執行日」という。）において、次条から第43条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して、4日目の日（第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日）に決済を行いうものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。

3 本所は、立会外分売の届出を受理したときは、分売の方法その他の必要事項（以下「分売要領」という。）を発表する。

4 第2項の規定により届出を行った取引参加者は、本所が当該届出を受理した時から第42条の買付申込時間終了時までにおいて、当該分売に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると本所が認めたときは、当該届出を取り消すことができる。

5 第2項の規定により届出を行った取引参加者は、本所が当該届出を受理した時から第42条の買付申込時間終了時までにおいて、第1項に規定する場合に該当すると本所が認めたときは、当該届出を取り消すものとする。

その都度定める。

(1) 日経平均、日経300及び業種別指数

取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における株券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により株券の売買が停止された場合を含む。）

(2) MSCI JAPAN及びRNP指数

取引最終日の終了する日の翌日に主たる取引所金融商品市場における株券の売買が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定（主たる取引所金融商品市場を開設する者が定める当該規定に相当する規定を含む。）により株券の売買が停止された場合を含む。）

(3) 日経平均V I

取引最終日の終了する日の翌日に、第32条の規定により日経平均に係る指数オプション取引が停止された場合

3 本所は、前項の規定にかかわらず、最終決済日前に特別清算数値に誤りがあると認められた場合には、再算出された特別清算数値を最終清算数値とすることができる。

4 取引参加者は、取引対象指数又は対象指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は清算数値若しくは最終清算数値の変更により損害を受けた場合においても、本所及び指数算出者（当該算出者から当該指数の算出に関して業務の委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求することができない。

第2節 オプションの権利行使

（権利行使日等）

第37条 個別証券オプション取引における権利行使日は、各銘柄の取引最終日とし、指数オプション取引における権利行使日は、各銘柄の取引最終日の終了する日の翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、本所が必要と認める場合には、全部又は一部の銘柄について権利行使日を変更することができる。

（立会外分売の値段）

第41条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段（本所が定めるところにより特別気配表示が行われているとき又は表示した気配値段があるときは、当該最終特別気配値段（午前立会終了時に表示された特別気配値段を含む。以下同じ。）又は気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日、取得対価の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において本所が必要があると認めたとき又は届出を受理した日に最終値段（本所が定めるところにより特別気配表示が行われているとき又は表示した気配値段があるときは、当該最終特別気配値段又は気配値段を含む。）がないときは、本所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、本所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

（立会外分売の買付申込時間）

第42条 立会外分売による売付けの申込みに対する買付けの申込みは、分売執行日の午前8時から8時45分までの間において、本所が定めるところにより行うものとする。

2 本所は、必要があると認めるときは、前項の買付申込時間を臨時に変更することができる。

（立会外分売による売買契約の締結）

第43条 立会外分売は、分売による売付けの申込みに対して、買付けの申込みを分売値段により対当させる。ただし、当該買付けの申込数量が、分売総数量を超えているときは、本所が定める順位により対当させる。

（立会外分売に関する制約）

第44条 立会外分売を行う取引参加者（以下「立会

3 個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済は、権利行使日から起算して5日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に行うものとする。ただし、権利行使日がオプション対象証券の売買に係る配当落等の期日（指定取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。）若しくは株式併合後の株券の売買開始の期日（指定取引所が定める株式併合後の株券の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。）の前日に当たるときは、当該権利行使日から起算して4日目の日において、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を行う。

4 指数オプションの権利行使が行われたときは、権利行使日の翌日にオプション清算数値（第40条に規定するオプション清算数値をいう。）による決済を行うものとする。

（権利行使の停止）

第38条 本所は、オプション取引が停止された場合又は本所が取引の管理上権利行使を行わせることが適当でないと認める場合には、全部又は一部の銘柄について権利行使を停止することができる。

（オプションの消滅）

第39条 権利行使日において、権利行使の申告が行われなかったオプションは、本所が定める時限に消滅するものとする。

（オプション清算数値）

第40条 本所は、取引対象オプションごとに、権利行使日の日中立会の終了後に、オプション清算数値を定める。

2 前項のオプション清算数値は、権利行使日における対象指数の各構成銘柄の東京証券取引所が開設する取引所金商品市場における売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した特別な指数（以下「特別清算数値」という。）とする。

外分売取扱引参加者」という。）は、第40条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段（本所が定めるところにより特別気配表示が行われているときは、当該最終特別気配値段）の形成について、自己の計算により、取引一任契約（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第16条第1項第8号ロに規定する取引一任契約をいう。）に基づく注文若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により、若しくは他の取引参加者に委託することによって関与し又は他の取引参加者をして関与させてはならない。

2 取引参加者は、本所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはならない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容又はその旨を本所に通知し、かつ、本所が電磁的方法（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第56条第2項に規定する電磁的方法をいう。）により当該通知内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知内容に基づく買付けの勧誘は、この限りでない。

（立会外分売取扱料）

第45条 立会外分売取扱引参加者は、当該分売に応じて買付けを行った取引参加者に対し、立会外分売取扱料を、その買付数量に応じて交付するものとする。

2 前項の立会外分売取扱料の単価は、立会外分売取扱引参加者が当該分売を委託した顧客から徴収する立会外分売引受料の単価と同額とする。

第46条から第62条まで 削除

- 3 前項の規定にかかわらず、取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所における株券の売買立会が停止された場合(東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により株券の売買が停止された場合を含む。)で本所が必要と認めるときにおけるオプション清算数値は、本所がその都度定める日まで、本所がその都度定める。
- 4 本所は、前2項の規定にかかわらず、権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算数値に誤りがあると認められた場合には、再算出された特別清算数値をオプション清算数値とすることができる。
- 5 取引参加者は、取引対象指数又は対象指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は前項の規定によるオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、本所及び当該指数の算出者(当該算出者から当該指数の算出に関して業務の委託を受けたものを含む。)に対してその損害の賠償の請求をすることができない。

(権利行使に伴う貸借取引)

第41条 取引参加者(東京証券取引所の総合取引参加者又は現物取引参加者に限る。)は、個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買(制度信用取引に基づくもの又は自己の信用売り若しくは信用買いに係るものに限る。)に係る決済(第12条第2項前段に規定するオプション対象証券の数量の売買が成立する権利行使である場合には、清算・決済規程第17条第1項第2号b及び第3号又は株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方書第55条第1項第1号b及び第2号に規定する金銭の授受を除く。)のために貸借取引を行うことができる。

2 取引参加者は、前項の規定により貸借取引を行った場合には、権利行使日の翌日(権利行使日がオプション対象証券の売買に係る配当落等の期日(東京証券取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。)若しくは株式併合後の株券の売買開始の期日(東京証券取引所が定める株式併合後の株券の売買開始の期日であって、普通取

引に係るものに限る。) 又はこれらに相当する日の前日に当たるときは、権利行使日) の 6か月目の応当日 (応当日がないときは、その月の月末とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。) から起算して 4日目の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

3 第 1 項の制度信用取引及び前各項の貸借取引並びにこれらの取引の管理は、東京証券取引所の信用取引・貸借取引規程その他信用取引及び貸借取引に関連する規則に準じて行うものとする。

第 7 章 ギブアップ

(ギブアップ)

第42条 取引参加者は、市場デリバティブ取引（第 34条に規定する過誤訂正等のための取引を含む。以下この章において同じ。）について、この章に定めるところにより、ギブアップ（次項の規定により成立したときに第 3 項に規定する効力が発生する行為をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 ギブアップは、注文執行取引参加者（次条に規定するギブアップ申告を行う取引参加者をいう。以下同じ。）がギブアップ申告を行った場合において、本所が清算執行取引参加者（第44条第 1 項第 1 号に規定するテイクアップ申告を行う取引参加者をいう。以下同じ。）からテイクアップ申告を受けたときに成立する。

3 ギブアップが成立した場合には、当該ギブアップ申告に係る市場デリバティブ取引の売付け又は買付けが将来に向かって消滅し、同時に、当該消滅した市場デリバティブ取引の売付け又は買付と同一内容の市場デリバティブ取引の売付け又は買付けが、当該清算執行取引参加者の名において、本所と当該清算執行取引参加者との間に新たに発生するものとする。ただし、当該清算執行取引参加者が指数先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条第 2 項に規定する指数先物等非清算参加者をいう。以下同じ。）である場合には、その指定指数先物等清算参加者（当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第 1 項の規定により指定した

(新設)

指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。）を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）の名において当該清算執行取引参加者の計算により、当該消滅した市場デリバティブ取引の売付け又は買付けと同一内容の市場デリバティブ取引の売付け又は買付けが、本所と当該指定指数先物等清算参加者との間に新たに発生するものとする。

(ギブアップ申告)

第43条 取引参加者は、市場デリバティブ取引についてギブアップを行おうとするときは、本所が定める期限までに、清算執行取引参加者を指定して、対象となる市場デリバティブ取引の内容及び指定清算執行取引参加者（この項の規定により注文執行取引参加者が指定した清算執行取引参加者をいう。以下同じ。）において当該ギブアップに係る市場デリバティブ取引がいずれの顧客によるものか確認するため必要な事項を、本所が指定するシステムにより、本所に申告するものとする。ただし、取引参加者は、ギブアップにより発生した市場デリバティブ取引については、当該申告を行うことができないものとする。

2 本所は、前項の申告（以下「ギブアップ申告」という。）を受けた場合には、直ちにその内容を、本所が指定するシステムにより、指定清算執行取引参加者に通知する。

(テイクアップ申告等)

第44条 前条第2項の規定により通知を受けた指定清算執行取引参加者は、本所が定める期限までに、次の各号に掲げるいずれかの申告を、本所が指定するシステムにより、本所に対して行うものとする。

(1) 通知に係る市場デリバティブ取引について、その決済を引き受ける場合にはその旨の申告（以下「テイクアップ申告」という。）

(2) 通知に係る市場デリバティブ取引について、その決済を引き受けない場合にはその旨の申告

2 前項に規定する期限までに同項各号の申告が行

わざない場合には、本所は、当該清算執行取引参加者により同項第2号の申告を受けたものとみなす。

3 本所は、第1項の規定に基づく申告を受けた場合(前項の規定により第1項第2号の申告を受けたものとみなされる場合を含む。)には、直ちにその内容を本所が指定するシステムにより、当該ギブアップ申告を行った注文執行取引参加者に通知する。

(資料の保存)

第45条 注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者は、当日成立したギブアップの内容を記載した資料(電磁的記録を含む。)を本所が指定するシステムから取得し、取得後10年間保存するものとする。

(ギブアップに係るシステムの稼働に支障が生じた場合等における非常措置)

第46条 本所は、ギブアップを行うためのシステムの稼働に支障が生じた場合等において本所が必要であると認めるときは、ギブアップ申告又はテイクアップ申告を第43条又は第44条に規定する方法以外の方法により行うことができる。

2 前項に規定する第43条又は第44条に規定する方法以外の方法は、本所がその都度定める。

第8章 取引に関する制約等

(市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置)

第47条 本所は、本所の市場における市場デリバティブ取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、本所の市場における市場デリバティブ取引又はその受託に関し、本所の規則により定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができる。

(削る)

第5章 売買に関する制約等

(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)

第63条 本所は、本所の市場における有価証券の売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、本所の市場における有価証券の売買等又はその受託に関し、本所の規則により定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができる。

(公開買付期間中における自己買付け)

第64条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るために認められている買付けは、本所の市場における次の各号に

掲げる買付けとする。

- (1) この規程（その特例を含む。）の規定による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け
- (2) 顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等で本所が真にやむを得ない事由があると認めるもの
- (3) 株券の共同買付累積投資業務に係る買付け
- (4) 株式ミニ投資（取引参加者があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない株式について、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買を行う。以下同じ。）に係る買付け
- (5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、交換社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）、株券預託証券（株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債券等（以下この号及び次条において「新株予約権証券等」という。）に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け（次条において「新株予約権証券等に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券（以下この号及び次条において「行使対象株券」という。）の数量（当該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び新株予約権証券等に係る価格と行使対象株券の価格の関係を利用して行う取引であって、新株予約権証券

等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引による当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

- b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合
当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券の買付けを行う取引

(6) 投資信託受益証券（投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を有価証券の価格に基づき算出される指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券に限る。以下この号から第8号まで及び次条第9号において同じ。）に係る価格の水準と当該投資信託受益証券に係る指標との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引に係る買付け（次条において「投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け」という。）

- a 投資信託受益証券の売付けを行うとともに、当該売付価額の範囲内で、指標連動有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る指標の変動に近似するよう選定した有価証券をいう。以下この号及び次号において同じ。）の買付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。以下この号及び次号において同じ。）を行う取引

- b 投資信託受益証券の買付残高を有し、かつ、指標連動有価証券の売付けを行っている場合において、当該投資信託受益証券の買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、当該売付価額の範囲内で指標連動有価証券の買付け（当該売付けを行っている指標連動有価証券の価額の範囲内に限る。）を行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する場合における、指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引（指標の算出方法若しくは指標の構成銘柄の変更が行われた場合又は指標の構成銘柄について当該指標の算出に用いられる数値に変動が生じた場合に、指標連動有価証券の価額の合計額の変動が当該指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引をいう。以下同じ。）

(7) 次のaからcまでに掲げる場合において、投資信託受益証券に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引に係る買付け（次条において「投資信託受益証券に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 投資信託受益証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている投資信託受益証券の価額（これと対当する投資信託受益証券の買付価額及び当該投資信託受益証券に係る前号aに規定する取引による投資信託受益証券の売付価額を控除した価額に限る。）の範囲内で、指標連動有価証券の買付けを行う取引

b 投資信託受益証券の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、指標連動有価証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている指標連動有価証券の価額の範囲内で、指標連動有価証券の買付けを行う取引

c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(8) 信託により投資信託受益証券を取得することを目的として、当該投資信託受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け

(9) 指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の

取引を含む。以下この条において「指数先物取引」という。)に係る約定数値(当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。)の水準と指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引(これに準ずる取引で指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数オプション取引」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「指数先物取引に係る約定数値の水準と指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

a 売方指数先物取引(指数先物取引のうち現実数値(将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。)が約定数値を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。以下この号及び次号において同じ。)の買付けを行う取引

b 買方指数先物取引(指数先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券の買付けを行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、指数の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引(指数の算出方法若しくは指数の構成銘柄の変更が行われた場合又は指数の構成銘柄について当該指数の算出に用いられる数値に変動が生じた場合に、銘柄の異なる複数の有価証券の価額の合計額の変動が当該指数の変動への近似を保つため

に有価証券の買付けを行う取引をいう。以下同じ。)

(10) 次の a から c までに掲げる場合において、指數先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為について行う、当該 a から c までに掲げる取引（これに準ずる取引で指數オプション取引について行うものを含む。）に係る買付け（次条において「指數先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 売方指數先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方指數先物取引の取引契約残高（これと対当する買方指數先物取引の取引契約残高及び当該売方指數先物取引と同一の指數先物取引に係る前号 a に規定する取引による売方指數先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。）の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券の買付けを行う取引

b 買方指數先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の有価証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券の買付けを行う取引

c a に定める取引を行っている場合又は前 b に掲げる場合

指數の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(11) 次の a 又は b に掲げる場合において、株券（優先出資証券を含む。以下この号及び次条第12号において同じ。）の売付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「個別証券プットオプション」という。）又は株券の買付けを成立させができる権利（以下この号及び次条において「個別証券コールオプション」という。）に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為について行

う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け（次条第13号において「個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 個別証券オプション取引（株券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。）により個別証券プットオプションを取得し又は個別証券コールオプションを付与している場合

当該個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量（当該個別証券プットオプションを付与し又は当該個別証券コールオプションを取得している場合における当該個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により個別証券プットオプションを取得し、かつ、個別証券コールオプションを付与している場合における当該個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 個別証券オプション取引により個別証券プットオプションを付与し又は個別証券コールオプションを取得している場合であって、当該個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲

内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(12) 顧客（公開買付者等（法第27条の3第3項に規定する公開買付者等をいう。）を除く。）に対して有価証券を売り付けることを約している場合又は売付けを行った場合において、当該売付けのために必要な数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け

(13) 有価証券を借り入れている場合（当該公開買付けに係る法第27条の3第1項に規定する公告が行われた日の前日以前に借り入れた場合に限る。）において、返済のために必要な数量の範囲内で行う借り入れた有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け

(14) あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に買い付ける取引であつて、当該公開買付けに係る有価証券の発行者が発行する有価証券の買付けに係る代金が当該取引の買付けに係る代金の合計額の100分の4を超えない取引に係る買付け

(安定操作期間内における自己買付け)

(削る)

第65条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程（その特例を含む。）による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け

(2) 顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等で本所が真にやむを得ない事由があると認めるもの

(3) 株券の共同買付累積投資業務に係る買付け

(4) 株式ミニ投資に係る買付け

(5) 新株予約権証券等に係る価格と当該新株予約権証券等に係る行使対象株券の価格の関係を利用して行う次のaからdまでに定める取引に係

る買付け

- a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引
- b 株券の買付残高を有し、かつ、当該株券と同一の銘柄の株券を行使対象株券とする新株予約権証券等（株券預託証券及び交換社債券を除く。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、行使対象株券の数量が当該売付株券の数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付け（当該売付けを行っている新株予約権証券等の数量の範囲内で行うものに限る。）を行う取引
- c 行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量が、当該売付けの数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付けを行う取引
- d 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量の範囲内となる株券の買付け（当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で行うものに限る。）を行う取引

(6) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券等に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

- a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合
当該売付けを行っている新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量（当該売付けと対応する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び前号a又はbに規定する取引による売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量を控除した数量に限る。）の範囲

内で、当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合
当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券の買付けを行う取引

(7) 投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け

(8) 投資信託受益証券に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(9) 信託により投資信託受益証券を取得することを目的として、当該投資信託受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け

(10) 指数先物取引に係る約定数値の水準と指数との水準の関係を利用した買付け

(11) 指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(12) 個別証券オプション取引に係る権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。）及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 個別証券オプション取引を新規に行うことにより個別証券プットオプションを取得し、かつ、個別証券コールオプションを付与するとともに、当該個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 個別証券プットオプションの付与及び個別証券コールオプションの取得に係る決済が未了である約定の全部又は一部を買戻し及び転売（決済が未了である約定についての反対の取引をいう。）を行うとともに、当該買戻し及び転売に係る個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションを行使され又は行使した場合に買い付けることとなる当該株

券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の
株券の買付けを行う取引

(13) 個別証券プットオプション又は個別証券コ
レオプションに係る対価の額の変動による危険
を減少するための買付け

(14) 次の a 又は b に掲げる価格で顧客と本所の市
場外における売買（施行令第20条第3項各号に
掲げる者の計算に属するものを除く。）又はこ
の規程若しくは国内の他の金融商品取引所の業
務規程に定める売買立会によらない売買により
当該顧客に対して有価証券の売付けを行うこと
を約している場合における、当該売付けの数量
の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有
価証券の買付け（あらかじめ設定されたプログ
ラムに従い買付けの注文が行われることとなっ
ており、かつ、特別の勘定で管理されている場
合に限る。）

a 当該売付けを行う日の本所の市場における
当該売付有価証券と同一の銘柄の有価証券の
売買立会（午前立会又は午後立会のみの売買
立会を含む。）における総売買代金を総売買
高で除して得た価格

b 前 a に規定する価格を目標として、当該売
付有価証券と同一の銘柄の有価証券を本所の
市場において分割して買付けを行った総買付
代金を総買付高で除して得た価格

(15) 幹事金融商品取引業者等（次条に定める幹事
金融商品取引業者等をいう。）である取引参加
者が本所の市場における投資証券の円滑な流通
を確保するために次の a 又は b に掲げる買呼値
により行う買付け

a 売呼値と買呼値を継続的に行う場合の買呼
値

b 売呼値に応じて行う買呼値

(16) あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一
である有価証券を同時に買い付ける取引であつ
て、当該募集又は売出しに係る有価証券の発行
者が発行する有価証券の買付けに係る代金が当
該取引の買付けに係る代金の合計額の100分の
4を超えない取引に係る買付け

(削る)

(投資信託受益証券等の円滑な流通の確保)

第66条 投資信託受益証券、内国商品信託受益証券、
外国証券信託受益証券、外国受益証券発行信託の受
益証券、投資証券、外国株券、外国投資証券、転換
社債型新株予約権付社債券及びカバードワラント
(以下この条において「投資信託受益証券等」とい
う。)について、幹事金融商品取引業者等(幹事で
ある金融商品取引業者(投資証券にあっては、募集
の取扱いを行う者のうち、当該投資証券の発行者で
ある投資法人が指定する者を含む。)をいい、指標
連動型投資信託受益証券にあっては指定参加者(募
集の取扱いを行う者をいう。)を、外国投資信託受
益証券、外国投資証券(資産の一口当たりの純資産
額の変動率を指標の変動率に一致させるよう運用
する外国投資法人の発行するものに限る。)、外國
証券信託受益証券(外国法人が発行する株券又はE
TNを信託財産とするものを除く。)及び外国受益
証券発行信託の受益証券にあっては管理会社等(E
TFに関する有価証券上場規程の特例第1条の2
第8号に規定する管理会社等をいう。)が指定する
者を、外国証券信託受益証券(E TNを信託財産と
するものに限る。)にあっては発行者が指定する取
引参加者を、カバードワラントにあってはカバード
ワラントに関する有価証券上場規程の特例第6条
第2号fに規定する指定参加者をいう。)である取
引参加者は、本所の市場における当該投資信託受
益証券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

(削る)

第67条から第72条まで 削除

第9章 雜 則

第48条から第50条まで (略)

(本所の市場における市場デリバティブ取引の方法
等)

第51条 取引参加者は、本所の市場における市場デ
リバティブ取引を、本所が適当と認める取引参加者

第6章 雜 則

第73条から第75条まで (略)

(本所の市場における有価証券の売買の方法等)

第76条 取引参加者は、本所の市場における有価証
券の売買を、本所が適当と認める取引参加者端末装

端末装置等により行わなければならない。

2 取引参加者は、本所の市場における市場デリバティブ取引の業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから市場デリバティブ取引責任者(本所の市場における市場デリバティブ取引の業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる者をいう。以下この条において同じ。) 1人を選任し、あらかじめ本所に届け出なければならない。

(削る)

3 前項の規定にかかわらず、本所が市場デリバティブ取引責任者の行うべき事務のうち一部のものについて別に責任者を設けるべき事務として定める場合には、取引参加者は、市場デリバティブ取引責任者に代わって当該事務に当たる責任者を選任し、あらかじめ本所に届け出るものとする。

(過誤のある注文の公表)

第52条 本所は、過誤のある注文が発注された場合において、本所が取引管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄 (指数先物取引については、限月取引)、当該注文を発注した取引参加者の名称その他の本所が定める事項を公表することができる。

(個別証券オプションの上場廃止等)

第53条 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本所が定める日に、当該各号に定める個別証券オプションの上場を廃止する。

- (1) オプション対象証券上場取引所がオプション対象証券の上場廃止を行うことにより、当該オプション対象証券が国内のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合
- (2) 同一のオプション対象証券に係る個別証券オプションを対象とする個別証券オプション取引

置等により行わなければならない。

2 国外取引参加者 (取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引資格を有する取引所取引許可業者をいう。次項において同じ。) 以外の取引参加者は、本所の市場における有価証券の売買業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから有価証券売買責任者(本所の市場における有価証券の売買業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる者をいう。以下この条において同じ。) 1人を選任し、あらかじめ本所に届け出なければならない。

3 国外取引参加者は、本所が定めるところにより、本所の市場における有価証券の売買業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから1人を有価証券売買責任者として本所に申請し、その承認を受けなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、本所が有価証券売買責任者の行うべき事務のうち一部のものについて別に責任者を設けるべき事務として定める場合には、取引参加者は、有価証券売買責任者に代わって当該事務に当たる責任者を選任し、あらかじめ本所に届け出るものとする。

(過誤のある注文の公表)

第77条 本所は、過誤のある注文が発注された場合において、本所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した取引参加者の名称その他の本所が定める事項を公表することができる。

(新設)

について、次の a から c までに該当する場合

- a 本所が当該個別証券オプションの上場廃止に係る該当性の判断を行うための基準となる日として本所がその都度定める日（以下この号において「基準日」という。）からさかのぼって1年間に本所において取引が成立していない場合（当該基準日において、上場日から1年を経過していない個別証券オプションを除く。）
- b 当該基準日において本所が当該個別証券オプションの上場の継続を必要としないと認めた場合
- c 当該基準日の翌日以降1か月間に本所において取引が成立していない場合

2 前項の場合において、当該個別証券オプションを対象とする個別証券オプション取引の限月取引及びその数は、第10条の規定にかかわらず、本所が別に定めるところによる。

(自己計算による取引の制限及び大口建玉の報告)

第54条 取引参加者は、同一のオプション対象証券に係る個別証券オプションを対象とする個別証券オプション取引（第34条に規定する過誤訂正のための取引を含む。以下この条及び次条において同じ。）を行う場合には、自己の計算による次の各号に掲げる数量が、第3項に規定する制限数量を超えることとなる新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しを行ってはならない。この場合において、当該オプション対象証券に係る個別証券オプションが国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における個別証券オプション取引の対象であるときは、当該個別証券オプション取引における建玉の数量を、次の各号に掲げる数量に含めるものとする。

- (1) 個別証券プットオプションに係る売建玉と買建玉の差引数量
- (2) 個別証券コールオプションに係る売建玉と買建玉の差引数量
- (3) 前2号に掲げる差引数量のうち、いずれか一方において売建玉が買建玉を超え、他方において

(新設)

- 買建玉が売建玉を超えている場合には、第1号の差引数量に前号の差引数量を加えた数量
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数量を前項各号に規定する数量から減じるものとする。
- (1) 当該オプション対象証券を所有している場合
その他の場合で、前項各号の数量の全部又は一部について、当該オプション対象証券の価格の変動により発生し得る危険が消滅又は減少するものとして本所が認めたときは、当該全部又は一部の数量
- (2) 当該オプション対象証券に係る個別証券オプションを対象とする個別証券オプション取引において、顧客の注文を執行するために必要と認められる売付け又は買付けを行った場合には、当該売付け又は買付けに係る建玉の数量
- 3 第1項に規定する制限数量は、オプション対象証券の3月末日（以下この項及び第6項において「基準日」という。）現在における上場有価証券の数の1%（基準日からさかのぼって1年間におけるオプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場における年間売買高の合計（オプション対象証券の上場日が基準日の1年前の応当日の翌日後の日である場合には、最近のオプション対象証券の売買高を勘案して本所がその都度定める。）が上場有価証券の数の10%未満の場合にあっては、0.7%）にあたる有価証券の数に相当する取引単位（100単位の数量に満たない端数は切り捨てる。）
とし、当該制限数量は、基準日以降の本所がその都度定める日から起算して、原則として1年間適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、本所は、クリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合その他オプション対象証券の売買状況等を勘案して本所が必要と認める場合は、オプション対象証券の上場有価証券の数、取引単位その他の事項を勘案して制限数量をその都度定めることができる。
- 5 取引参加者は、自己の計算による第1項各号に掲げる数量（第2項第1号に該当する場合には、同

号に定める数量を減じた数量。以下この項において同じ。) 又は一の顧客の委託に基づく第1項各号に掲げる数量が、本所が報告数量として定める数値以上となったときは、本所が定めるところにより、その内容を本所に報告するものとする。

6 第3項に規定する上場有価証券の数は、オプション対象証券の上場日が基準日後の日である場合には、本所がその都度定める日現在における上場有価証券の数をいい、基準日現在において株式の分割又は株式無償割当てに伴いクリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合で新たな有価証券が発行されていないときは、当該新たな有価証券の数量を加える。

(取引に関する通知書の送付)

第55条 取引参加者は、市場デリバティブ取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を毎月送付するものとする。

(1) 次のaからcまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a 指数先物取引

(a) 取引対象指数

(b) 日経平均を対象とする指数先物取引については、Large取引又はMini取引の別

(c) 限月取引

b 個別証券オプション取引

(a) オプション対象証券

(b) 個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量

(c) 個別証券プットオプション又は個別証券コールオプションの別

(d) 限月取引

(e) 権利行使価格

c 指数オプション取引

(a) 対象指数

(b) 指数プットオプション又は指数コールオプションの別

(c) 限月取引

(d) 権利行使価格

(新設)

- (2) 売付け又は買付けの別
- (3) 取引契約数量
- (4) 約定値段
- (5) 取引成立日
- (6) 次の a から c までの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a 指数先物取引

当該限月取引の取引最終日の終了する日

b 個別証券オプション取引

当該限月取引の取引最終日及び権利行使日

c 指数オプション取引

当該限月取引の取引最終日の終了する日及び権利行使日

2 前項に規定する通知書の送付について、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者である場合は、これを要しない。

3 取引参加者は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第56条(第1項第1号ニ、第2項第3号ロ及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。)に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取引参加者は当該通知書を送付したものとみなす。

4 前項の規定による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第1項第5号に掲げる取引成立日は、取引が成立した取引日の終了する日とすることができる。こ

の場合において、取引参加者は、その旨を顧客に説明しなければならない。

(権利行使の割当て及び顧客への割当通知)

第56条 取引参加者は、クリアリング機構の業務方
法書に基づき顧客の委託に基づく建玉についての
権利行使の割当ての通知を受けた場合には、あらか
じめ定めた方法により、顧客に対して直ちに権利行
使の割当てを行うものとする。。

2 前項の場合において、取引参加者は、当該顧客
に当該割当てに係る銘柄及び数量を速やかに通知
するものとする。

(公開買付期間中における取引参加者の自己買付け
等)

第57条 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321
号）第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規
定する金融商品取引所の定める規則において有価
証券の流通の円滑化を図るため認められている買
付け等は、本所の市場における次の各号に掲げる個
別証券コールオプションの買付けとする。

- (1) 第34条の規定による過誤訂正等のための買付
け
- (2) 顧客の注文を執行する際に生じた過誤による
買付け等で本所が真にやむを得ない事由がある
と認めるもの

（売買システムの稼働に支障が生じた場合等における非常措置）

第58条 売買システムの稼働に支障が生じた場合に
おいて、本所が必要であると認めるときは、市場デ
リバティップ取引について、臨時に売買システムによ
る取引以外の取引を行うことができる。

2 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他
やむを得ない事由により呼値を行うことが困難で
ある取引参加者（以下「障害取引参加者」という。）
は、あらかじめ他の取引参加者の承諾及び本所の承
認を受けて、当該他の取引参加者（以下「代行取引
参加者」という。）を通じて呼値等を行うことがで

（新設）

（新設）

（売買システムの稼働に支障が生じた場合における
非常措置）

第78条 売買システムの稼働に支障が生じた場合に
おいて、本所が必要であると認めるときは、売買シ
ステムによる売買を行う有価証券について、臨時に
売買システムによる売買以外の売買を行うことが
できる。

（新設）

きる。この場合において、当該呼値等により市場デリバティブ取引が成立したときは、当該障害取引参加者及び当該代行取引参加者は、本所が定めるところにより、その内容を本所に申告しなければならない。

3 前2項の規定による取引に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

(削る)

第59条 (略)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第60条 市場デリバティブ取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該市場デリバティブ取引を行う者とみなして第2章から第9章まで(第6章及び第7章並びに第57条を除く。)の規定を適用する。

2 貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該貸借取引を行う者とみなして第6章第2節の規定を適用する。

2 前項に規定する売買に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

第79条 削除

第80条 (略)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第81条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規程(第64条及び第65条を除く。)を適用する。

2 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買の取次ぎを行う者とみなして、第14条第1項第3号及び第4号の規定を適用する。

付 則

この規程は、平成25年7月16日から施行する。ただし、第41条の改正規定は同年7月22日から施行する。

取引参加者規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、業務規程 <u>第2条第1項</u> の規定に基づき、取引参加者の義務、取引資格の付与等、信認金に関する事項、仲介等その他取引参加者に関し必要な事項を定める。	(目的) 第1条 この規程は、業務規程 <u>第1条の3第1項</u> の規定に基づき、取引参加者の義務、取引資格の付与等、信認金に関する事項、仲介等その他取引参加者に関し必要な事項を定める。
2 この規程の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。	2 この規程のうち、次項に掲げる規定以外の規定の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。
(削る)	3 <u>この規程のうち、第5条、第14条、第15条から第17条まで、第20条の2（第1項を除く。）、第30条（第3項を除く。）、第31条、第32条（第4項を除く。）、第33条、第33条の2（第5項を除く。）、第42条から第49条の2まで、第51条及び第52条の規定の変更は、自主規制委員会の決議により行う。</u> 4 <u>第2項に規定する取締役会の決議において、第14条の2（第3項を除く。）、第19条の2、第19条の3、第21条から第21条の4まで及び第50条の規定については、自主規制委員会の同意を得るものとする。</u>
(削る)	(取引参加者) 第2条 本所の取引参加者は、現物取引参加者、先物取引等取引参加者、IPO取引参加者、外国為替証拠金取引参加者及びジャスダック取引参加者の5種類とする。
(削る)	2 現物取引参加者は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）において、有価証券（JASDAQに上場する有価証券及びJ-NET市場に上場する有価証券（JASDAQに上場する有価証券に限る。）を除く。）の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「現物取引資格」という。）を有する。 3 (略) 4 IPO取引参加者は、本所の市場において、当該IPO取引参加者が作成した推薦書（有価証券上
2 (略) (削る)	

3 (略)
(削る)

(本所の市場における市場デリバティブ取引の態様)

第3条 取引参加者は、その有する清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。）に係る本所の市場における市場デリバティブ取引（当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。次項において同じ。）については、自らの名においてこれを行うものとする。

2 取引参加者は、その有しない清算資格の種類に係る本所の市場における市場デリバティブ取引については、指定清算参加者（第27条第1項に規定する指定清算参加者をいう。次項において同じ。）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、リモート取引参加者（取引資格を有する取引所取引許可業者をいう。以下同じ。）は、本所の市場における市場デリバテ

場規程第3条第2項第6号又はJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第4条第2項第6号に規定する推薦書をいう。）を提出した上場会社が発行する有価証券（以下「売買対象有価証券」という。）の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「IPO取引資格」という。）を有する。

5 (略)

6 ジャスダック取引参加者は、本所の市場において、有価証券（JASDAQに上場する有価証券及びJ-NET市場に上場する有価証券（JASDAQに上場する有価証券に限る。）に限る。）の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「ジャスダック取引資格」という。）を有する。

(本所の市場における有価証券の売買等の態様)

第3条 取引参加者は、その有する清算資格（現物清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）、先物・オプション清算資格（本所の業務方法書第4条第1項第1号に規定する先物・オプション清算資格をいう。以下同じ。）又はFX清算資格（同項第2号に規定するFX清算資格をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る本所の市場における有価証券の売買等（当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。次項において同じ。）については、自らの名においてこれを行うものとする。

2 取引参加者は、その有しない清算資格の種類に係る本所の市場における有価証券の売買等については、指定清算参加者（第27条第1項に規定する指定清算参加者をいう。次項において同じ。）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、国外取引参加者（現物取引資格、先物取引等取引資格又はジャスダック取引資格を有する取引所取引許可業者をいう。以下

イブ取引(当該リモート取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。)については、指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。

(公正な価格形成と円滑な流通の確保等)

第4条 (略)

2 取引参加者は、本所の市場における市場デリバティブ取引を重要な業務とするものでなければならない。

(取引参加者代表者)

第6条 取引参加者は、その代表取締役又は代表執行役(リモート取引参加者以外の外国法人にあっては日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者、リモート取引参加者にあっては取締役又は執行役と同等以上の地位にある者)のうちから、本所において当該取引参加者を代表するのに適當な者1人を、本所が定めるところにより、あらかじめ取引参加者代表者として本所に届け出なければならない。

2 (略)

(法令遵守責任者)

第7条 リモート取引参加者は、本所が定めるところにより、その取締役又は執行役と同等以上の地位にある者のうちから1人を法令遵守責任者(当該リモート取引参加者の役職員に対し、法及びその関係法令(以下「法令」という。)、法令に基づく行政官庁の処分及び本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則並びに取引の信義則の遵守(以下「法令等の遵守」という。)を徹底し、内部管理体制の整備に努めるとともに、法令等の遵守に関し本所と適切な連絡及び調整を行う者をいう。)として本所に申請し、その承認を受けなければならない。

(連絡事務所)

第8条 取引参加者は、本店その他の営業所又は主

同じ。)は、本所の市場における有価証券の売買等(当該国外取引参加者が有する取引資格の種類に係るものに限る。)については、指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。

(本所の市場における公正な価格形成と円滑な流通の確保等)

第4条 (略)

2 取引参加者は、本所の市場における有価証券の売買等を重要な業務とするものでなければならない。

(取引参加者代表者)

第6条 取引参加者は、その代表取締役又は代表執行役(国外取引参加者以外の外国法人にあっては日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者、国外取引参加者にあっては取締役又は執行役と同等以上の地位にある者)のうちから、本所において当該取引参加者を代表するのに適當な者1人を、本所が定めるところにより、あらかじめ取引参加者代表者として本所に届け出なければならない。

2 (略)

(法令遵守責任者)

第7条 国外取引参加者は、本所が定めるところにより、その取締役又は執行役と同等以上の地位にある者のうちから1人を法令遵守責任者(当該国外取引参加者の役員及び従業員に対し、法及びその関係法令(以下「法令」という。)、法令に基づく行政官庁の処分及び本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則並びに取引の信義則の遵守(以下「法令等の遵守」という。)を徹底し、内部管理体制の整備に努めるとともに、法令等の遵守に関し本所と適切な連絡及び調整を行う者をいう。)として本所に申請し、その承認を受けなければならない。

(連絡事務所等)

第8条 国外取引参加者以外の取引参加者は、本店

たる事務所(取引参加者が外国法人の場合は、国内における主たる営業所又は事務所)で、本所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、本所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として本所に届け出なければならない。ただし、国内に事務所を有しないリモート取引参加者は、これに代えて、法第60条の2第1項に規定する国内における代表者の氏名及び住所を届け出るものとする。

(削る)

その他の営業所又は主たる事務所(外国法人にあっては、国内の主たる営業所又は事務所)で、本所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、本所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として本所に届け出なければならない。

(信認金)

第11条 (略)

2 信認金は、本所が定めるところに従い、有価証券をもって代用預託することができる。ただし、リモート取引参加者については、この限りでない。

3 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

4 (略)

(取引参加者保証金)

第11条の2 取引参加者は、第9条第1項の規定に基づく取引参加者料金に係る債務の履行を確保するための取引参加者保証金を、本所が規則で定めるところにより、本所に預託しなければならない。

2 取引参加者保証金は、本所が定めるところに従

(信認金)

第11条 (略)

2 信認金は、本所が定めるところに従い、有価証券をもって代用預託することができる。ただし、国外取引参加者については、この限りでない。

3 (略)

4 取引参加者は、第38条第1項の規定による公告(国外取引参加者にあっては、公表)を行った日から6か月経過した後でなければ、信認金の返還を請求することができない。

5 前項に規定する期間は、本所が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

6 前2項の規定にかかわらず、取引参加者は、第32条第2項(取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合に限る。)及び同条第3項に規定する信認金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信認金の返還を請求することができない。

7 (略)

(新設)

い、有価証券をもって代用預託することができる。
ただし、リモート取引参加者については、この限り
でない。

3 前条第3項第1号及び第2号の規定は、取引参
加者保証金の代用預託に準用する。

(信認金の返還請求権の譲渡の禁止等)

第12条 取引参加者は、信認金及び取引参加者保証
金の返還請求権を他の者に譲渡し、譲渡の予約を
し、又は担保の目的に供することができない。

(資料等の提出義務等)

第17条 本所は、次の各号に掲げる場合その他の本
所の目的及び市場の運営にかんがみて必要がある
と認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加
者の営業若しくは財産に関して参考となるべき報
告若しくは資料の提出を請求し、又は当該取引参加
者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類そ
の他の物件を検査することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 本所の市場における市場デリバティブ取引の
公正の確保を図るための調査を行う場合

(4) 他の金融商品取引所又は金融商品取引業協会
(これらに相当する外国の団体を含む。) から
市場デリバティブ取引その他の取引等の公正の
確保を図るための調査に関し、情報提供の要請
があった場合において、本所が当該要請に応じ
ることが適當と認める場合

2 取引参加者は、前項の規定による報告又は資料
の提出の請求を受けたときは、本所が定める方法に
より遅滞なくこれを行わなければならない。

(受託に関する事項)

第18条 取引参加者が、本所の市場における市場デ
リバティブ取引を受託(有価証券等清算取次ぎの受
託を除く。)しようとするときは、本所が定める受
託契約準則によらなければならない。

(受託に際しての調査義務)

(信認金の返還請求権の譲渡の禁止等)

第12条 取引参加者は、信認金の返還請求権を他の
者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供
することができない。

(資料等の提出義務等)

第17条 本所は、次の各号に掲げる場合その他の本
所の目的及び市場の運営にかんがみて必要がある
と認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加
者の営業若しくは財産に関して参考となるべき報
告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員を
して当該取引参加者の営業若しくは財産の状況若
しくは帳簿、書類その他の物件を検査させさせ
ることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 本所の市場における有価証券の売買等の公正
の確保を図るための調査を行う場合

(4) 他の金融商品取引所又は金融商品取引業協会
(これらに相当する外国の団体を含む。) から
有価証券の売買その他の取引等の公正の確保を
図るための調査に関し、情報提供の要請があつ
た場合において、本所が当該要請に応じること
が適當と認める場合

(新設)

(受託に関する事項)

第18条 取引参加者が、本所の市場における有価証
券の売買等を受託(有価証券等清算取次ぎの受託を
除く。)しようとするときは、本所が定める受託契
約準則によらなければならない。

(受託に際しての調査義務)

第19条 取引参加者は、本所の市場における市場デリバティブ取引の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を受けようとするときは、あらかじめ顧客の氏名の真否その他本所が定める事項を調査しなければならない。

(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)

第20条 取引参加者は、他の取引参加者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る市場デリバティブ取引の委託を受けることができない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合は、この限りでない。

(リモート取引参加者の受託の制限)

第20条の2 リモート取引参加者は、日本に居住する者の計算による注文と知りながら、本所の市場における市場デリバティブ取引の委託を受けることができない。

2 リモート取引参加者は、外国に居住する顧客から本所の市場における市場デリバティブ取引の委託を受ける場合には、あらかじめ本所が定めるところにより申請し、本所の承認を受けなければならぬ。

3 (略)

(削る)

第19条 取引参加者は、本所の市場における有価証券の売買等の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を受けようとするときは、あらかじめ顧客の氏名の真否その他本所が定める事項を調査しなければならない。

(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)

第20条 取引参加者は、他の取引参加者の役員又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る本所の市場における有価証券の売買等の委託を受けることができない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。

(国外取引参加者の受託の制限)

第20条の2 国外取引参加者は、日本に居住する者の計算による注文と知りながら、本所の市場における有価証券の売買等の委託を受けることができない。

2 国外取引参加者は、外国に居住する顧客から本所の市場における有価証券の売買等の委託を受ける場合には、あらかじめ本所が定めるところにより申請し、本所の承認を受けなければならない。

3 (略)

(上場適格性調査体制の整備)

第21条の3 幹事取引参加者（有価証券上場規程第3条第2項第6号又はJQ有価証券上場規程第4条第2項第6号に定める幹事取引参加者をいう。）は、本所が定めるところにより、有価証券の上場適格性に係る調査体制を整備しなければならない。

(リスク管理体制の整備)

第21条の3 取引参加者は、本所が定めるところにより、本所の市場における市場デリバティブ取引に係るポジション(当該取引参加者の名における未決済約定(業務規程第4条第1項第12号に規定する未決済約定をいう。以下同じ。)により構成される集合体をいう。以下同じ。)に関するリスク管理体制(保有するポジション若しくは有価証券等の価格の変動、取引の相手方の契約不履行又はその他の理由により発生し得る危険を管理する体制をいう。以下同じ。)を整備しなければならない。

(リモート取引参加者の義務等)

第21条の4 リモート取引参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守して、業務を行わなければならぬ。

(1) (略)

(2) 本所が適当と認める役職員以外の者に、本所の市場における市場デリバティブ取引に関する本所が定める行為を行わせないこと。

2 リモート取引参加者は、当該リモート取引参加者が行う取引所取引業務に照らして、遵守する必要があると本所が認める日本証券業協会の規則、理事会決議及びガイドラインを遵守しなければならない。

(市場デリバティブ取引の責任)

第22条 取引参加者は、本所の市場における市場デリバティブ取引について、一切の責めに任じなければならない。

(過誤のある注文の公表)

第22条の2 過誤のある注文が発注された場合であって、本所が業務規程第52条の規定に基づき公表を行なったときは、当該注文を発注した取引参加者は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄(指数先物取引については、限月取引)その他の本所が定める事項を公表しなければならない。

(新設)

(国外取引参加者の義務等)

第21条の4 国外取引参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守して、業務を行わなければならぬ。

(1) (略)

(2) 本所が適当と認める役員及び従業員以外の者に、本所の市場における有価証券の売買等に関する本所が定める行為を行わせないこと。

(新設)

(有価証券の売買等の責任)

第22条 取引参加者は、本所の市場における有価証券の売買等について、一切の責めに任じなければならない。

(過誤のある注文の公表)

第22条の2 過誤のある注文が発注された場合であって、本所が業務規程第77条の規定に基づき公表を行なったときは、当該注文を発注した取引参加者は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の本所が定める事項を公表しなければならない。

(非清算参加者の定義)

第24条 現物非清算参加者とは、現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有しない先物取引等取引参加者をいう。

- 2 指数先物等非清算参加者とは、指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない先物取引等取引参加者をいう。
- 3 外国為替証拠金取引非清算参加者（以下「FX非清算参加者」という。）とは、FX清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定するFX清算資格をいう。以下同じ。）を有しないFX取引参加者をいう。
- 4 この規程においては、現物非清算参加者、指数先物等非清算参加者及びFX非清算参加者を総称して、非清算参加者という。

(清算受託契約の締結)

第25条 現物非清算参加者は、本所の市場における個別証券オプション取引における権利行使により成立する有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、現物他社清算参加者（現物清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。）を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

2 指数先物等非清算参加者は、本所の市場における先物・オプション取引（指数先物取引、個別証券オプション取引及び指数オプション取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

3 FX非清算参加者は、本所の市場における取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、FX他社清算参加者（FX清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。以下同じ。）との間

(非清算参加者の定義)

第24条 現物非清算参加者とは、現物清算資格を有しない取引参加者をいう。

- 2 先物・オプション非清算参加者とは、先物・オプション清算資格を有しない先物取引等取引参加者をいう。
- 3 外国為替証拠金取引非清算参加者（以下「FX非清算参加者」という。）とは、FX清算資格を有しないFX取引参加者をいう。
- 4 この規程においては、現物非清算参加者、先物・オプション非清算参加者及びFX非清算参加者を総称して、非清算参加者という。

(有価証券の売買に係る清算受託契約の締結)

第25条 現物非清算参加者は、本所の市場における有価証券の売買（個別証券オプション取引における権利行使により成立する有価証券の売買を含む。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、現物他社清算参加者（現物清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。）を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

（新設）

（新設）

でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、現物非清算参加者は、本所の承認を受けた場合は、有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し清算受託契約を締結することを要しない。この場合においては、当該先物取引等取引参加者は、個別証券オプション取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）及び個別証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、現物非清算参加者である先物取引等取引参加者は、本所の承認を受けた場合は、有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し清算受託契約を締結することを要しない。この場合においては、当該先物取引等取引参加者は、個別証券オプション取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）及び個別証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができない。

(先物・オプション取引に係る清算受託契約の締結)

第26条 先物・オプション非清算参加者は、本所の市場における先物・オプション取引(指数先物取引、個別証券オプション取引及び指数オプション取引をいう。以下同じ。)に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、先物・オプション他社清算参加者(本所の業務方法書第4条第2項に規定する先物・オプション他社清算参加者をいう。以下同じ。)との間で本所の業務方法書第39条に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(取引所FX取引に係る清算受託契約の締結)

第26条の2 FX非清算参加者は、本所の市場における取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、FX他社清算参加者(本所の業務方法書第4条第2項に規定するFX他社清算参加者をいう。以下同じ。)との間で本所の業務方法書第39条に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(指定清算参加者の指定)

第27条 非清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算受託契約の相手方である他社清算参加者(現物他社清算参加者、指数先物等他社清算参加者又はFX他社清算参加者をいう。以下同じ。)のうちから、当該清算資格の種類に係る取引につき常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者(以下「指定清算参加者」という。)を指定しなければならない。

第27条 非清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算受託契約の相手方である現物他社清算参加者、先物・オプション他社清算参加者又はFX他社清算参加者のうちから、当該清算資格の種類に係る取引につき常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者(以下「指定清算参加者」という。)を指定しなければならない。

- 2 第25条第4項の承認を受けて有価証券の売買に係る清算受託契約を締結しない場合の個別証券オプション取引については、前項の規定は適用しない。
- 3 (略)

(清算受託契約の解約の報告)

第29条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前（休業日（現物非清算参加者及び指數先物等非清算参加者にあっては業務規程第19条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいい、FX非清算参加者にあっては取引所FX取引特例第6条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）を除外する。）の日までに報告を行う。

(2) 当該非清算参加者が事前に他社清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。

(3) 当該非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（第5号に掲げる解約を除く。）

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) (略)

(5) 非清算参加者と他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めてい

- 2 第25条第2項の承認を受けて有価証券の売買に係る清算受託契約を締結しない場合の個別証券オプション取引については、前項の規定は適用しない。

3 (略)

(清算受託契約の解約の報告)

第29条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前（休業日（現物非清算参加者及び先物・オプション非清算参加者にあっては業務規程第3条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいい、FX非清算参加者にあっては取引所FX取引特例第6条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）を除外する。）の日までに報告を行う。

(2) 当該非清算参加者が事前に現物他社清算参加者、先物・オプション他社清算参加者又はFX他社清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。

(3) 当該非清算参加者が事前に現物他社清算参加者、先物・オプション他社清算参加者又はFX他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（第5号に掲げる解約を除く。）

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) (略)

(5) 非清算参加者と現物他社清算参加者、先物・オプション他社清算参加者又はFX他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から

る場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（以下「特例解約」という。）

当該特例解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

（取引資格取得の承認）

第32条 本所は、次の各号に掲げる取引資格の区分に従い、当該各号に定める者であつて、第30条第2項に定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。

（1）先物取引等取引資格

次のa又はbに該当する者

a・b（略）

（削る）

（2）（略）

2 本所が取引資格取得を承認したときは、本所は、期日を指定し、取引資格取得申請者をして、取引参加者参加金の払込み、取引参加者契約の締結、取得しようとする取引資格の種類に係る清算資格のうち現に有していないものの取得手続（当該清算資格を新たに取得しない場合にあっては、第25条及び第27条の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定）、信認金の預託、取引参加者保証金の預託その他本所が定める取引資格取得手続を履行させるものとする。この場合において、取引資格取得の承認を受けた者が本所の他の取引資格を取得している者であるときは、当該者が現に預託している信認金及び取引参加者保証金をもって取引資格取得申請者が預託すべき信認金及び取引参加者保証金に充当することができる。

3 前項前段の取引資格取得手続の履行について、取引資格取得申請者が取引参加者から分割により

清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に現物他社清算参加者、先物・オプション他社清算参加者又はFX他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（以下「特例解約」という。）

当該特例解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

（取引資格取得の承認）

第32条 本所は、次の各号に掲げる取引資格の区分に従い、当該各号に定める者であつて、第30条第2項に定めるところによる審査により適當であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。

（1）現物取引資格、先物取引等取引資格又はジャスマック取引資格

次のa又はbに該当する者

a・b（略）

（2）IPO取引資格

金融商品取引業者

（3）（略）

2 本所が取引資格取得を承認したときは、本所は、期日を指定し、取引資格取得申請者をして、取引参加者参加金の払込み、取引参加者契約の締結、取得しようとする取引資格の種類に係る清算資格のうち現に有していないものの取得手続（当該清算資格を新たに取得しない場合にあっては、第25条から第27条までの規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定）、信認金の預託その他の本所が定める取引資格取得手続を履行させるものとする。この場合において、取引資格取得の承認を受けた者が本所の他の取引資格を取得している者であるときは、当該者が現に預託している信認金をもって取引資格取得申請者が預託すべき信認金に充当することができる。

3 前項前段の取引資格取得手続の履行について、取引資格取得申請者が取引参加者から分割により

事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合等で、取引資格を喪失する取引参加者と取引資格取得申請者の実態に差異がないと本所が認めるときは、当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信認金及び取引参加者保証金をもって取引資格取得申請者が預託すべき信認金及び取引参加者保証金に充当することができる。

4～6 (略)

(取引資格取得の日)

第33条 (略)

2 本所は、取引資格取得申請者が前項の規定により取引参加者となったときは、その旨を公告するものとする。ただし、リモート取引参加者に係る公告は行わない。

3・4 (略)

(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行)

第33条の2 リモート取引参加者が金融商品取引業者の登録を受けようとする場合又は金融商品取引業者である取引参加者が取引所取引業務の許可を受けようとする場合は、本所の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

4 金融商品取引業の登録を受けようとするリモート取引参加者は、第1項に規定する承認を受けたときは、当該登録を受けようとする日の前日までに本所が規則で定める額の金銭を納入するものとする。

(削る)

(削る)

事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合等で、取引資格を喪失する取引参加者と取引資格取得申請者の実態に差異がないと本所が認めるときは、当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信認金をもって取引資格取得申請者が預託すべき信認金に充当することができる。

4～6 (略)

(取引資格取得の日)

第33条 (略)

2 本所は、取引資格取得申請者が前項の規定により取引参加者となったときは、その旨を公告(取引資格取得申請者が取引所取引許可業者である場合にあっては、公表)するものとする。

3・4 (略)

(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行)

第33条の2 国外取引参加者が法第29条の登録を受けようとする場合又は国外取引参加者以外の取引参加者が法第60条第1項の許可を受けようとする場合は、本所の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

4 取引参加者は、第1項の承認を受けたときは、法第29条の登録又は法第60条第1項の許可を受けようとする日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに、第31条に規定する取引参加者契約の締結その他本所が必要と認める手続（法第29条の登録を受けようとする国外取引参加者にあっては、追加取引参加者参加金の本所への納入を含む。）を行わなければならない。

5 追加取引参加者参加金の額は、本所が規則により定める。

6 本所は、取引参加者が法第29条の登録又は法第60条第1項の許可を受けたときは、その旨を各取引参加者に通知し、かつ、公告を行うものとする。

(取引資格喪失申請者の市場デリバティブ取引の停止等の措置)

第35条 本所は、取引参加者から取引資格喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その取引参加者の当該取引資格の種類に係る本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるもの）を除く。次項及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、取引資格喪失申請者は、清算・決済規程第34条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(取引資格喪失申請者の合併等の場合における市場デリバティブ取引)

第36条 本所は、取引資格喪失申請者が、その取引資格喪失と同時に、当該取引資格と同種の取引資格を取得する者又は当該取引資格と同種の取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、その本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格喪失申請者の本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

（削る）

(取引資格喪失申請者の有価証券の売買等の停止等の措置)

第35条 本所は、取引参加者から取引資格喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その取引参加者の当該取引資格の種類に係る本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるもの）を除く。次項及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、取引資格喪失申請者は、清算・決済規程第40条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(取引資格喪失申請者の合併等の場合における有価証券の売買等)

第36条 本所は、取引資格喪失申請者が、その取引資格喪失と同時に、当該取引資格と同種の取引資格を取得する者又は当該取引資格と同種の取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、その本所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要ないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格喪失申請者の本所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

2 本所は、取引資格喪失申請者がIPO取引参加者である場合において、その取引資格喪失と同時に、現物取引資格を取得する者又は現物取引参加者に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、その本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要ないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格喪失申請

者の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(取引資格喪失の手続)

第38条 本所は、取引参加者（リモート取引参加者を除く。第3項において同じ。）が取引資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下同じ。）したときは、直ちに、取引参加者の取引資格の喪失（取引参加者（当該取引資格の種類に係る市場デリバティブ取引につき受託業務を行わない者を除く。）に信認金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信認金の返還）について公告を行うものとする。

2 (略)

3 取引参加者は、前項の規定による公告を行った日から6ヶ月を経過した後でなければ、取引資格の喪失による信認金の返還を請求することができる。

4 取引参加者は、取引資格を喪失した日から2ヶ月を経過した後でなければ、取引資格の喪失による取引参加者保証金の返還を請求することができない。

5 前2項に規定する期間は、本所が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

6 前3項の規定にかかわらず、取引参加者は、第32条第2項後段（取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合に限る。）及び第3項に規定する信認金及び取引参加者保証金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信認金及び取引参加者保証金の返還を請求することができない。

7 (略)

(取引資格を喪失した場合における取引等)

第40条 取引参加者が取引資格を喪失した場合においては、本人又は一般承継人は、清算・決済規程第35条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算

(取引資格喪失の手続)

第38条 本所は、取引参加者が取引資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下同じ。）したときは、直ちに、取引参加者の取引資格の喪失（取引参加者（当該取引資格の種類に係る有価証券の売買等につき受託業務を行わない者を除く。）に信認金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信認金の返還）について公告（国外取引参加者が取引資格を喪失したときにおいては、公表）を行うものとする。

2 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 (略)

(取引資格を喪失した場合における売買等)

第40条 取引参加者が取引資格を喪失した場合においては、本人又は一般承継人は、清算・決済規程第41条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次

取次ぎの委託を行うことができる。

(取引参加者の処分)

第42条 本所は、定款第9条の規定に基づき、取引参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該取引参加者を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する本所との契約を履行しないときは、6か月以内の本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(5) 取引参加者として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、6か月以内の本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(6) 定款第10条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第54条の規定による調査を拒否し、妨げ、若しくは忌避したときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(7) 第15条の規定による届出若しくは第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(8) (略)

ぎの委託を行うことができる。

(取引参加者の処分)

第42条 本所は、定款第9条の規定に基づき、取引参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、当該各号に掲げる処分を行うことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する本所との契約を履行しないときは、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(5) 取引参加者として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(6) 定款第10条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第54条の規定による調査を拒否し、妨げ、若しくは忌避したときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(7) 第15条の規定による届出若しくは第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し

(8) (略)

(9) 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人であって金融商品取引業者である場合又は取引所取引許可業者である場合には外国金融商品取引法令、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関である場合には銀行法（昭和56年法律第59号）及びその関係法令（以下「銀行法令」という。）、外国銀行である場合には銀行法令及び外国銀行法令又は外国金融商品取引法令、保険会社である場合には保険業法（平成7年法律第105号）及びその関係法令（以下「保険業法令」という。）を含む。以下同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

2 前項の規定にかかわらず、本所は、取引参加者が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって本所又は本所の取引参加者の信用を著しく失墜させたと認められる場合には、当該取引参加者を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるもの）を除く。若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。

3 前2項の規定による処分において、過怠金の賦課と本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるもの）を除く。若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

（取引参加者に対する処置）

第43条 本所は、取引参加者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、本所の市場における市場デ

(9) 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人である場合には外国金融商品取引法令、外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関である場合には銀行法（昭和56年法律第59号）及びその関係法令（以下「銀行法令」という。）、外国銀行である場合には銀行法令及び外国銀行法令、保険会社である場合には保険業法（平成7年法律第105号）及びその関係法令（以下「保険業法令」という。）を含む。以下同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

2 前項の規定にかかわらず、本所は、取引参加者が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって本所又は本所の取引参加者の信用を著しく失墜させたと認められる場合には、当該取引参加者を審問のうえ、自主規制委員会の決議により、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるもの）を除く。若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。

3 前2項の規定による処分において、過怠金の賦課と本所の市場における有価証券の売買等（本所の市場における有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎによるもの）を除く。若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

（取引参加者に対する処置）

第43条 本所は、取引参加者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、本所の市場における有価証

リバティップ取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他本所が必要かつ適當と認める処置を行うことができる。

(1)～(3) (略)

2 本所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の本所の市場における市場デリバティップ取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

(1) 資本金の額若しくは出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)又は純財産額(登録金融機関にあっては、純資産額)が3億円を下回ったとき。

(2)～(5) (略)

(6) 取引所取引許可業者について、外国の金融商品取引所から市場デリバティップ取引の停止の処分を受けたとき。

(削る)

3 本所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該取引参加者を審問のうえ、本所の市場における市場デリバティップ取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。ただし、第1号に該当する場合に行うことができる市場デリバティップ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止は、その事由の消滅するときまでとする。

(1) (略)

(2) 第15条第1号から第5号までのいずれかに掲

券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他本所が必要かつ適當と認める処置を行うことができる。

(1)～(3) (略)

2 本所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

(1) 資本金の額若しくは出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)又は純財産額(登録金融機関にあっては、純資産額)が3億円(IPO取引参加者にあっては、5億円)を下回ったとき。

(2)～(5) (略)

(6) 取引所取引許可業者について、本所との間で情報の提供に関する取決めの締結その他の必要な措置が講じられているものとして本所が指定する外国金融商品市場を開設する者又は金融商品取引業協会に相当する外国の団体から有価証券の売買等の停止又は制限の処分を受けたとき。

(7) 取引所取引許可業者について、前号の規定により本所が指定する外国金融商品市場を開設する者又は金融商品取引業協会に相当する外国の団体から脱退したとき(取引資格を喪失したときを含む。)。

3 本所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該取引参加者を審問のうえ、本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。ただし、第1号に該当する場合に行うことができる有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止は、その事由の消滅するときまでとする。

(1) (略)

(2) 第15条第1号から第5号までのいずれかに掲

げる事項に係る公告を行った場合（リモート取引参加者にあっては、同条第1号から第5号までのいずれかに掲げる事項について本所に届け出た場合）において、取引資格の喪失申請を行わないとき。

- 4 前項の規定により本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、清算・決済規程第36条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

（リスク管理体制等の不備等に対する処置）

第43条の2 本所は、取引参加者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当該取引参加者に対して、その改善のために必要な措置を講じることを請求することができる。

(1) 過大なポジションを保有していると認められる場合（当該取引参加者のポジションが負っているものと想定されるリスク相当額（当該取引参加者の未決済約定の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。）が、当該取引参加者の純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額）又は現金等の財産の状況に比し過大であると認められる場合であって、当該ポジションが当該取引参加者の自己の計算による未決済約定又は著しく少数の顧客の委託に基づく未決済約定に起因している場合をいう。）又はその具体的なおそれがあると認められる場合

(2) ポジションに関するリスク管理体制が本所の市場の運営に鑑みて著しく適当でないと認められる場合

- 2 本所は、前項の請求に対して、取引参加者において必要な措置が講じられていないと認められる場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示

げる事項に係る公告を行った場合（国外取引参加者にあっては、同条第1号から第5号までのいずれかに掲げる事項について本所に届け出た場合）において、取引資格の喪失申請を行わないとき。

- 4 前項の規定により本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、清算・決済規程第42条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

（新設）

して、当該取引参加者に対して、本所の市場における市場デリバティブ取引の停止(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他本所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。

(市場デリバティブ取引の停止等の処置の解除)

第44条 前2条及び第47条の規定により、期間を定めないで本所の市場における市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除去したときは、それについての説明書を添付して、当該処置の解除を申請することができる。

2 (略)

3 前2条及び第47条の規定により、期間を定めないで本所の市場における市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処置を受けた取引参加者が、当該処置を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられないときは、本所は、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。

(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)

第45条 取引参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録若しくは許可の取消しの処分を受けた場合には、本所は、直ちに当該取引参加者について、その処分の内容に応じ、本所の市場における市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しを行う。

(処分又は処置に対する異議の申立て等)

第46条 第5条第1項ただし書き及び第2項の規定は第42条、第43条及び第43条の2の審問について、第5条第3項及び第4項の規定は、第42条、第43条及び第43条の2の処分又は処置について準用す

(有価証券の売買等の停止等の処置の解除)

第44条 前条及び第47条の規定により、期間を定めないで本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除去したときは、それについての説明書を添付して、当該処置の解除を申請することができる。

2 (略)

3 前条及び第47条の規定により、期間を定めないで本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処置を受けた取引参加者が、当該処置を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられないときは、本所は、自主規制委員会の決議により、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。

(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)

第45条 取引参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録若しくは許可の取消しの処分を受けた場合には、本所は、直ちに当該取引参加者について、その処分の内容に応じ、本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しを行う。

(処分又は処置に対する異議の申立て等)

第46条 第5条第1項ただし書き及び第2項の規定は第42条及び第43条の審問について、第5条第3項及び第4項の規定は、第42条及び第43条の処分又は処置について準用する。

る。

(清算資格の取消し等を受けた取引参加者の市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限)

第47条 本所は、取引参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該取引参加者の本所の市場における市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎによるもの)を除く。以下この条及び次条において同じ。) 又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行なう。

2 前項の取引参加者は、清算・決済規程第36条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者の市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限)

第48条 本所は、非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該非清算参加者の本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行なう。

2 前項の非清算参加者は、清算・決済規程第37条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(指定清算参加者を指定していない場合の措置)

第49条 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合(第25条第4項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしていない場合及び指定清算参加者が非清算参加者との間における清算

(清算資格の取消し等を受けた取引参加者の有価証券の売買等の停止又は制限)

第47条 本所は、取引参加者が本所又はクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該取引参加者の本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるもの)を除く。以下この条において同じ。) の停止又は制限を行う。

2 前項の取引参加者は、清算・決済規程第42条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買等を行うことができる。

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限)

第48条 本所は、非清算参加者の指定清算参加者が本所又はクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該非清算参加者の本所の市場における有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行なう。

2 前項の非清算参加者は、清算・決済規程第43条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(指定清算参加者を指定していない場合の措置)

第49条 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合(第25条第2項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしていない場合及び指定清算参加者が非清算参加者との間における清算

受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。)においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託(当該指定をしていない清算資格が現物清算資格である場合は、個別証券オプション取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)又は個別証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。)を停止する。

2 前項の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の個別証券オプション取引、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、本所の承認を受けて、個別証券オプション取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 (略)

(特例解約が行われた場合の措置)

第49条の2 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合(指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。)においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託(当該指定をしていない清算資格が現物清算資格である場合は、個別証券オプション取引又は個別証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。)を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の非清算参加者は、当該非清算参加者の個別証券オプション取引、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを解消するため必要とする限度において、本所の承認を受けて、個別証券オプション取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加

受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。)においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託(当該指定をしていない清算資格が現物清算資格である場合は、個別証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。)を停止する。

2 前項の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 (略)

(特例解約が行われた場合の措置)

第49条の2 本所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合(指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。)においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託(当該指定をしていない清算資格が現物清算資格である場合は、個別証券オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託を含む。)を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するため並びに信用取引に係る未決済勘定を解消するため必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加

者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

(処分、処置又は措置の通知等)

第50条 本所は、この節の規定（第48条を除く。）に基づき、取引参加者の処分、処置又は措置（市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を行ったときは、その旨を各取引参加者に通知する。

2 本所がこの節の規定に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、取引参加者の本所の市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該取引参加者は、本所が定めるところにより、その旨を店頭等に表示しなければならない。

(取引の信義則違反)

第51条 定款及びこの規程に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の本所が規則により定める行為で、本所の目的及び市場の運営にかんがみて、本所若しくは本所の取引参加者の信用を失墜し、又は本所若しくは本所の取引参加者に対する信義に反する行為をいう。

- (1) (略)
- (2) 市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又はこれらと類似の取引に関し詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(削る)

者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの解消並びに信用取引に係る未決済勘定の解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

(処分、処置又は措置の通知等)

第50条 本所は、この節の規定（第48条を除く。）に基づき、取引参加者の処分、処置又は措置（有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を行ったときは、その旨を各取引参加者に通知する。

2 本所がこの節の規定に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、取引参加者の本所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該取引参加者は、本所が定めるところにより、その旨を店頭等に表示しなければならない。

(取引の信義則違反)

第51条 定款及びこの規程に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の本所が規則により定める行為で、本所の目的及び市場の運営にかんがみて、本所若しくは本所の取引参加者の信用を失墜し、又は本所若しくは本所の取引参加者に対する信義に反する行為をいう。

- (1) (略)
- (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又はこれらと類似の取引に関し詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- (3) 株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の計算による当該銘柄の株券の

買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）を行い、又は当該銘柄の株券の発行会社の関係者に対し、売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）を行うこと。

(削る)

第7節 I P O取引参加者の売買対象有価証券に関する売買を行う資格等の喪失

(I P O取引参加者の売買対象有価証券に関する売買を行う資格等の喪失)

第52条の2 I P O取引参加者は、当該I P O取引参加者の売買対象有価証券の発行者である上場会社が株式の公募又は売出しを本邦内において行う場合において、当該I P O取引参加者が当該公募又は売出しに関する元引受契約又は当該公募又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結していないときには、当該売買対象有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を行う資格を喪失するものとする。

(仲介の申出)

第53条 本所の市場における市場デリバティブ取引について取引参加者間に生じた紛争について、当事者である取引参加者から、本所が定めるところにより、仲介の申出があるときは、本所は、仲介を行うものとする。ただし、紛争が性質上仲介を行うのに適当でないと認めるとき、当事者が不当な目的でみだりに仲介の申出をしたと認めるとき又は当事者の一方が仲介に応じないときは、仲介を行わないことができる。

2 (略)

(仲介の申出)

第53条 有価証券の売買等及び有価証券の貸借その他の取引について取引参加者間に生じた紛争について、当事者である取引参加者から、本所が定めるところにより、仲介の申出があるときは、本所は、仲介を行うものとする。ただし、紛争が性質上仲介を行うのに適當でないと認めるとき、当事者が不当な目的でみだりに仲介の申出をしたと認めるとき又は当事者の一方が仲介に応じないときは、仲介を行わないことができる。

2 (略)

(自主規制業務の委託)

第55条の2 本所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、東京証券取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。

(1) 取引参加者の資格の審査

(2) 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処

(新設)

分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

(3) 取引参加者が行う取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引の内容の審査

(4) 取引参加者に対する処分その他の措置に関する業務

2 取引参加者及び取引資格を取得しようとする者は、前項の規定により本所が自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査、調査、報告又は資料の提出の請求、検査及び審問等に応じなければならない。

3 本所は、第1項の規定により自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査又は調査等の結果に基づき承認又は処分その他の措置等を行うものとする。

(信認金及び取引参加者保証金に関する事務の委任)

第55条の3 本所は、信認金及び取引参加者保証金に関し、本所が定める事務を、本所が指定する者に委任することができる。

2 取引参加者は、信認金及び取引参加者保証金の預託については、この規程に定めるほか、前項の事務に関して同項により指定する者が本所の承認を受けて定めるところによらなければならぬ。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第56条 市場デリバティブ取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該市場デリバティブ取引を行う者とみなして第4条第1項、第22条及び第22条の2の規定を適用する。

(新設)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第56条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなして第4条第1項、第22条及び第22条の2の規定を適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 先物取引等取引参加者は、施行日においてクリアリング機構の指標先物等清算資格を取得する予定である場合には、平成25年6月28日までにクリアリング機構の定めるところによりクリアリング機

構に当該清算資格の取得の申請を行うものとする。

- 3 FX取引参加者は、施行日においてクリアリング機構のFX清算資格を取得する予定である場合には、平成25年6月28日までにクリアリング機構の定めるところによりクリアリング機構に当該清算資格の取得の申請を行うものとする。
- 4 先物取引等取引参加者は、施行日において指数先物等他社清算参加者と清算受託契約を締結する場合には、第28条に規定する届出を平成25年7月16日までに行うものとする。この場合において、施行日より前に清算受託契約を締結していた非清算参加者において、当該清算受託契約の委託先に変更がない場合は、第27条第3項に定める本所の承認を要しないものとする。
- 5 FX取引参加者は、施行日においてFX他社清算参加者と清算受託契約を締結する場合には、第28条に規定する届出を平成25年7月16日までに行うものとする。この場合において、施行日より前に清算受託契約を締結していた非清算参加者において、当該清算受託契約の委託先に変更がない場合は、第27条第3項に定める本所の承認を要しないものとする。
- 6 施行日において取引資格を有する者は、平成25年7月22日までに取引参加者保証金を本所に預託するものとする。
- 7 先物取引等取引参加者（施行日の前日においてクリアリング機構の指数先物等清算資格を有する者を除く。）が、第2項に規定する申請及び第4項に規定する届出のいずれをも行わなかった場合又は前項に規定する預託を行わなかった場合には、本所は、当該取引参加者の本所の市場における指数先物等清算資格に係る市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。
- 8 FX取引参加者が、第3項に規定する申請及び第5項に規定する届出のいずれをも行わなかった場合又は第6項に規定する預託を行わなかった場合には、本所は、当該取引参加者の本所の市場におけるFX清算資格に係る市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証

券等清算取次ぎの委託を停止する。

9 本所は、前2項の規定により市場デリバティブ取引の停止又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合には、当該取引参加者の本所の市場における当該停止に係る市場デリバティブ取引で未決済のものの他の取引参加者へ引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

清算・決済規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(目的)	(目的)
第1条 この規程は、業務規程 <u>第2条第2項</u> の規定に基づき、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における <u>市場デリバティブ取引</u> に係る清算及び決済に関する必要な事項を定める。	第1条 この規程は、業務規程 <u>第1条の3第2項</u> の規定に基づき、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における <u>有価証券の売買等</u> に係る清算及び決済に関する必要な事項を定める。
2 (略)	2 (略)
(用語の意義)	(用語の意義)
(削る)	<u>第2条 この規程において使用する有価証券の売買に係る用語（株券を除く。）の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程、J-NET市場に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「J-NET市場特例」という。）、国債証券に関する業務規程の特例並びに外国債券に関する業務規程の特例において定めるところによるものとする。</u>
<u>第2条 この規程において使用する指数先物取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数に係るもの）の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程並びにJ-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「J-NET市場特例」という。）において定めるところによるものとする。</u>	<u>2 この規程において使用する指数先物取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数に係るもの）の意義は、この規程に別に定める場合を除き、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）並びにJ-NET市場特例において定めるところによるものとする。</u>
<u>2 この規程において使用する個別証券オプション取引（法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち有価証券の売買に係るもの）の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程及びJ-NET市場特例において定めるところによるものとする。</u>	<u>3 この規程において使用する個別証券オプション取引（法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち有価証券の売買に係るもの）の意義は、この規程に別に定める場合を除き、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「個別証券オプション特例」という。）並びにJ-NET市場特例において定めるところによるものとする。</u>
<u>3 この規程において使用する指数オプション取引</u>	<u>4 この規程において使用する指数オプション取引</u>

(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引(指数に係る取引に限る。)に係るものとをいう。以下同じ。)に係る用語の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程及びJ-NEYT市場特例において定めるところによるものとする。

4・5 (略)

(金融商品債務引受業等を行う者の指定等)

第3条 本所は、本所の市場において成立した市場デリバティブ取引に関し、金融商品債務引受業等を行わせる金融商品取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。

(削る)

(清算参加者の決済)

(削る)

第4条 本所の市場において成立した先物・オプション取引(指数先物取引、個別証券オプション取引及び指数オプション取引をいう。以下同じ。)の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより指数先物等清算参加者(指数先物等清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)とクリアリング機構との間で行

(法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として業務規程に定める取引(指数に係る取引に限る。)に係るものとをいう。以下同じ。)に係る用語の意義は、この規程に別に定める場合を除き、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「指数オプション特例」という。)並びにJ-NEYT市場特例において定めるところによるものとする。

5・6 (略)

(金融商品債務引受業等を行う者の指定等)

第3条 本所は、本所の市場において成立した有価証券の売買(個別証券オプション取引における権利行使により成立するオプション対象証券の売買を含む。以下同じ。)に関し、金融商品債務引受業等を行わせる金融商品取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。

2 本所は、本所の市場において成立した指数先物取引、個別証券オプション取引及び指数オプション取引(以下「先物・オプション取引」という。)並びに取引所FX取引に関し、金融商品債務引受業を自ら行う。

(清算参加者の決済)

第4条 本所の市場において成立した有価証券の売買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者(現物清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。)を有する者をいう。)とクリアリング機構との間で行う。

2 本所の市場において成立した先物・オプション取引の決済は、本所の業務方法書の定めるところにより先物・オプション清算参加者(先物・オプション清算資格(本所の業務方法書第4条第1項第1号に規定する先物・オプション清算資格をいう。以下同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)と本所との間で行う。

う。

2 本所の市場において成立した取引所FX取引の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところによりFX清算参加者（FX清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定するFX清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）とクリアリング機構との間で行う。

（削る）

（削る）

3 本所の市場において成立した取引所FX取引の決済は、本所の業務方法書の定めるところによりFX清算参加者（FX清算資格（本所の業務方法書第4条第1項第2号に規定するFX清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）と本所との間で行う。

第1節 有価証券の売買に係る決済

第1款 株券等の売買に係る決済

（受渡時限）

第5条 現物非清算参加者（取引参加者規程第24条第1項に規定する現物非清算参加者をいう。以下同じ。）である取引参加者（先物取引等取引参加者及び外国為替証拠金取引参加者を除く。以下この款において同じ。）は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券（国債証券を除く。以下この款において同じ。）の売買について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定現物清算参加者（当該現物非清算参加者である取引参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した現物他社清算参加者（現物清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。）を有する者をいう。以下同じ。）をいう。以下この節において同じ。）が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定現物清算参加者に交付するものとする。

（DVP決済を利用する場合の受渡し）

第5条の2 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、現物非清算参加者である取引参加者と指定現物清算参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、現物非清算参加者である取引参加者は、ほふりクリアリングが定める決済時限（有価証券の引渡しについては、合意に際して指定現物清算参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払

うものとする。

2 現物非清算参加者である取引参加者が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条の有価証券の交付又は金銭の交付とみなす。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第6条 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買の決済のために現物非清算参加者である取引参加者と指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通取引、発行日取引及び立会外分売に係る売買（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）に係る決済
決済日を同一とする同一現物非清算参加者である取引参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

(2) 当日取引（過誤訂正等のための売買を含む。）の決済
決済日を同一とする同一現物非清算参加者である取引参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

第7条 削除

(引渡有価証券)

第8条 指定現物清算参加者に出資証券の有価証券等清算取次ぎの委託をした現物非清算参加者である取引参加者が、その決済のために引き渡す有価証券は、売買単位の券種の出資証券又は他の券種の出資証券で各出資証券の表示する出資の口数の合計が売買単位となるように組み合わせたものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資証券の売買の決済において、指定現物清算参加者が同意した場合には、現物非清算参加者である取引参加者は、他の券

種の出資証券を引き渡すことができる。

(旧株券と新株券の銘柄併合時の取扱い)

第9条 株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下この条において同じ。）について、旧株券と新株券との双方が既に上場されているか又はその一方が既に上場され他の一方が新たに上場されることとなった場合で、その権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなつた場合には、当該売買開始の日以降に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、発行日取引の決済については、旧株券をもってこれに代えることができない。

第10条及び第11条 削除

(有価証券の決済の繰延べ)

第12条 現物非清算参加者である取引参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買についてやむを得ない事由によって第5条に規定する受渡時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、指定現物清算参加者の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該有価証券の引渡しを翌日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に繰り延べることができる。

(発行日取引の清算値段)

第13条 発行日取引の清算値段は、クリアリング機構が、発行日取引の清算値段として定める値段とする。

(発行日取引の約定値段と清算値段との差額の支払い)

第14条 現物非清算参加者である取引参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日取引について、約定値段と売買契約締結日の清算値段とを

比較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を指定現物清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う現物非清算参加者である取引参加者は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、当該指定現物清算参加者に交付するものとする。

(発行日取引の清算値段間の差額の支払い)

第15条 現物非清算参加者である取引参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日取引について、当該日の清算値段と前日（休業日に当たるとときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の清算値段とを比較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を指定現物清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う現物非清算参加者である取引参加者は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、当該指定現物清算参加者に交付するものとする。

(発行日取引の決済値段)

第16条 発行日取引の決済値段は、当該発行日取引の最終日の清算値段とする。

(発行日取引の売買証拠金)

第17条 現物非清算参加者である取引参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日取引が成立したときは、本所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日の正午までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、当該指定現物清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。

2 前項の売買証拠金は、本所が定める規則に従い、有価証券をもって代用預託することができる。

(削る)

第2款 国債証券の売買に係る決済

(受渡時限)

第18条 現物非清算参加者である現物取引参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券の売買（過誤訂正等のための売買を含む。以下同じ。）について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、売付国債証券又は買付代金を指定現物清算参加者に交付するものとする。

(国債証券の決済の繰延べ)

第19条 現物非清算参加者である現物取引参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく国債証券の売買について前条に規定する受渡時限までに国債証券の引渡しを行うことができない場合において、指定現物清算参加者の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該国債証券の引渡しをその翌日以降の日に繰り延べることができる。

第1節 指数先物取引に係る決済

(転売又は買戻し)

第5条 指数先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条第2項に規定する指数先物等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、指数先物取引の各限月取引について、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しが成立した場合には、各限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者（当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が定める時限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。た

第2節 指数先物取引に係る決済

(転売又は買戻し)

第20条 先物・オプション非清算参加者（取引参加者規程第24条第2項に規定する先物・オプション非清算参加者をいう。以下同じ。）は、指数先物取引の各限月取引について、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しが成立した場合には、各限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して本所が定める時限までに本所に申告するものとする。

だし, クリアリング機構が定めるところにより指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には, この限りではない。

2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には, 本所は, クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(削る)

(清算数値)

第6条 指数先物取引の清算数値は, クリアリング機構が指数先物取引の清算指数として定める数値とする。

(約定数値と清算数値との差に相当する金銭の授受)

第7条 指数先物等非清算参加者は, 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)について, 約定数値と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは, その差に相当する金銭を, 指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において, 金銭を支払う指数先物等非清算参加者は, 当該差に相当する金銭を, クリアリング機構が定める決済時限までの指定

2 先物・オプション非清算参加者が国外取引参加者(取引参加者規程第2条第3項に規定する先物取引等取引資格を有する取引所取引許可業者をいう。以下同じ。)である場合には, 前項の規定による申告は, 当該先物・オプション非清算参加者が同項に規定する时限までの指定先物・オプション清算参加者(当該先物・オプション非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した先物・オプション他社清算参加者(本所の業務方法書第4条第2項に規定する先物・オプション他社清算参加者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が指定する时限までに指定先物・オプション清算参加者に申告し, 指定先物・オプション清算参加者が業務方法書第47条第1項の規定に基づき本所に申告することにより行うものとする。

3 国外取引参加者以外の先物・オプション非清算参加者は, 第1項の規定による申告を行ったときは, 遅滞なくその旨を指定先物・オプション清算参加者に通知しなければならない。

(清算数値)

第21条 指数先物取引の清算数値は, 本所の業務方法書第48条に規定する清算数値とする。

(約定数値と清算数値との差に相当する金銭の授受)

第22条 先物・オプション非清算参加者は, 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)について, 約定数値と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは, その差に相当する金銭を, 指定先物・オプション清算参加者との間で授受するものとする。この場合において, 金銭を支払う先物・オプション非清算参加者は, 当該差に相当する金銭を, 取引契約締結を行った取引日

指数先物等清算参加者が指定する日時までに,当該指定指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

(清算数値間の差に相当する金銭の授受)

第8条 指数先物等非清算参加者は,有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引について,当該取引日の清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは,その差に相当する金銭を,指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において,金銭を支払う指数先物等非清算参加者は,当該差に相当する金銭を,クリアリング機構が定める決済期限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに,当該指定指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

(最終決済に伴う金銭の授受)

第9条 指数先物等非清算参加者は,最終決済において,最終清算数値と取引最終日の清算数値とを比較して差を生じたときは,その差に相当する金銭を最終決済期日において,指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において,金銭を支払う指数先物等非清算参加者は,クリアリング機構が定める決済期限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに,当該指定指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

第2節 個別証券オプション取引に係る決済
(転売又は買戻し)

第10条 指数先物等非清算参加者は,個別証券オプション取引の各銘柄について,清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には,銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を,顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者の指定する時限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告するも

の終了する日の翌日の午後1時までの指定先物・オプション清算参加者が指定する日時までに,当該指定先物・オプション清算参加者に交付しなければならない。

(清算数値間の差に相当する金銭の授受)

第23条 先物・オプション非清算参加者は,有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引について,当該取引日の清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは,その差に相当する金銭を,指定先物・オプション清算参加者との間で授受するものとする。この場合において,金銭を支払う先物・オプション非清算参加者は,当該差に相当する金銭を,当該取引日が終了する日の翌日の午後1時までの指定先物・オプション清算参加者が指定する日時までに,当該指定先物・オプション清算参加者に交付しなければならない。

(最終決済に伴う金銭の授受)

第24条 先物・オプション非清算参加者は,最終決済において,最終清算数値と取引最終日の清算数値とを比較して差を生じたときは,その差に相当する金銭を最終決済期日において,指定先物・オプション清算参加者との間で授受するものとする。この場合において,金銭を支払う先物・オプション非清算参加者は,当該金銭の授受を行う日の午後1時までの指定先物・オプション清算参加者が指定する日時までに,当該指定先物・オプション清算参加者に交付しなければならない。

第3節 個別証券オプション取引に係る決済
(転売又は買戻し)

第25条 先物・オプション非清算参加者は,個別証券オプション取引の各銘柄について,清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には,各銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を,顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して本所が定める時限までに本所に申告するものとする。

のとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(削る)

(取引代金の授受)

第11条 指数先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく個別証券オプション取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）が成立したときは、その取引代金（1単位当たりについて、円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。以下この節において同じ。）を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済時限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指数先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(権利行使の申告)

第12条 個別証券オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指数先物等非清算参加者が、各銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が指定する時限までに指定指数先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところ

2 先物・オプション非清算参加者が国外取引参加者である場合には、前項の規定による申告は、当該先物・オプション非清算参加者が同項に規定する時限までの指定先物・オプション清算参加者が指定する時限までに指定先物・オプション清算参加者に申告し、指定先物・オプション清算参加者が業務方法書第53条第1項の規定に基づき本所に申告することにより行うものとする。

3 国外取引参加者以外の先物・オプション非清算参加者は、第1項の規定による申告を行ったときは、遅滞なくその旨を指定先物・オプション清算参加者に通知しなければならない。

(取引代金の授受)

第26条 先物・オプション非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく個別証券オプション取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）が成立したときは、その取引代金（1単位当たりについて、円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。以下この節において同じ。）を、指定先物・オプション清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う先物・オプション非清算参加者は、取引契約締結の日の翌日の午後1時までの指定先物・オプション清算参加者が指定する日時までに、当該指定先物・オプション清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(権利行使の申告)

第27条 個別証券オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、先物・オプション非清算参加者が、各銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して本所が定める時限までに本所に申告することにより行うものとする。

により指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

(削る)

2 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項に規定する時限までに同項の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 個別証券プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算値段（クリアリング機構の業務方法書に規定するオプション清算値段をいう。以下同じ。）を上回っている場合

(2) (略)

3 現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有さず、指定現物清算参加者（当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した現物他社清算参加者（現物清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下この節において同じ。）について指定指数先物等清算参加者と異なる者を指定している指数先物等非清算参加者は、第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（前項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

4 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、第2項本文の規定により

2 先物・オプション非清算参加者が国外取引参加者である場合には、前項の権利行使の申告は、当該先物・オプション非清算参加者が同項に規定する時限までの指定先物・オプション清算参加者が指定する時限までに指定先物・オプション清算参加者に申告し、指定先物・オプション清算参加者が業務方法書第55条第1項の規定に基づき本所に申告することにより行うものとする。

3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項に規定する時限までに同項の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、先物・オプション非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) 個別証券プットオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算値段を上回っている場合

(2) (略)

4 先物・オプション非清算参加者は、第1項の権利行使の申告を行ったときは、遅滞なくその旨を次の各号（当該先物・オプション非清算参加者が国外取引参加者である場合にあっては、第2号）に掲げる者に通知しなければならない。

(1) 指定先物・オプション清算参加者

(2) 指定現物清算参加者（当該先物・オプション非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した現物他社清算参加者をいう。第29条の2から第30条までを除き以下同じ。）（当該先物・オプション非清算参加者が現物非清算参加者である場合に限る。）

(新設)

権利行使の申告が行われたものとみなすことが適
当でないと本所が認めるときは、同項本文の規定は
適用しないものとする。

5 指数先物等非清算参加者が第1項に規定する権
利行使の申告を行った場合(第2項の規定により権
利行使の申告が行われたとみなされる場合を含
む。)には、本所は、クリアリング機構から当該申
告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとす
る。

(権利行使の割当てに関する通知)

第13条 清算取次売建玉につき、クリアリング機構
がクリアリング機構が定めるところにより権利行
使の割当てを行った場合には、本所は、クリアリン
グ機構から当該割当てに係る内容の通知を受ける
ものとする。

2 現物清算資格を有さず、指定現物清算参加者に
ついて指定指数先物等清算参加者と異なる者を指
定している指数先物等非清算参加者は、清算取次賣
建玉につき、クリアリング機構が定めるところによ
り権利行使の割当てを受けた場合には、遅滞なくそ
の旨を指定現物清算参加者に通知しなければなら
ない。

(削る)

(権利行使によるオプション対象証券の売買の取扱
い)

第14条 (略)

(新設)

(権利行使の割当てに関する通知)

第28条 本所は、本所の業務方法書第56条第1項に定
めるところにより権利行使の割当てを行った場合
(清算取次売建玉に対する割当ての場合に限る。)
は、当該清算取次売建玉に係る先物・オプション非
清算参加者に当該割当てに係る数量を、顧客の委託
に基づくものと自己の計算によるものとに区分し
て通知するものとする。

2 先物・オプション非清算参加者が国外取引参加
者である場合には、前項の規定による権利行使の割
当ての通知は、本所が指定先物・オプション清算参
加者に通知し、指定先物・オプション清算参加者が
業務方法書第56条第4項の規定に基づき当該先
物・オプション非清算参加者に通知することにより
行うものとする。

3 先物・オプション非清算参加者は、第1項の規
定による権利行使の割当ての通知を受けた場合は、
遅滞なくその旨を次の各号(当該先物・オプション
非清算参加者が国外取引参加者である場合にあつ
ては、第2号)に掲げる者に通知しなければならな
い。

- (1) 指定先物・オプション清算参加者
- (2) 指定現物清算参加者(当該先物・オプション
非清算参加者が現物非清算参加者である場合に
限る。)

(清算取次売建玉又は清算取次買建玉の権利行使に
よるオプション対象証券の売買の取扱い)

第29条 (略)

(権利行使に係る決済時限)

第15条 権利行使により成立するオプション対象証券の売買について、指数先物等非清算参加者が現物清算資格を有する場合には、クリアリング機構が定める時限に決済を行うものとし、指数先物等非清算参加者が現物清算資格を有さない場合には、クリアリング機構が定める決済時限までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定現物清算参加者に交付するものとする。

(D V P決済を利用する場合の受渡し)

第16条 権利行使により成立するオプション対象証券の売買について、現物清算資格を有さない指数先物等非清算参加者（以下「現物非清算参加者」という。）と指定現物清算参加者との合意により、ほふりクリアリングの業務方法書に規定するD V P決済を利用する場合には、現物非清算参加者は、ほふりクリアリングが定める決済時限（有価証券の引渡しについては、合意に際して指定現物清算参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

2 現物非清算参加者が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条の有価証券の交付又は金銭の交付とみなす。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第17条 権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済のために現物非清算参加者が指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(権利行使に係る決済時限)

第29条の2 現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者（先物・オプション清算資格を有する者をいう。以下同じ。）は、権利行使により成立するオプション対象証券の売買（清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係るものを除く。以下第30条までにおいて同じ。）について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定現物清算参加者（当該先物・オプション清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した現物他社清算参加者をいう。以下第30条までにおいて同じ。）が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定現物清算参加者に交付するものとする。

(D V P決済を利用する場合の受渡し)

第29条の3 権利行使により成立するオプション対象証券の売買について、現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者と指定現物清算参加者との合意により、ほふりクリアリングの業務方法書に規定するD V P決済を利用する場合には、現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者は、ほふりクリアリングが定める決済時限（有価証券の引渡しについては、合意に際して指定現物清算参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

2 現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条の有価証券の交付又は金銭の交付とみなす。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第30条 権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済のために現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者が指定現物清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量がオプション対象証券の売買単位の数量である場合

決済日を同一とする同一現物非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量を授受するものとする。

(2) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量がオプション対象証券の売買単位の数量を上回る場合

権利行使により成立するオプション対象証券の売買において、現物非清算参加者が、当該オプション対象証券を買い付けたときは a に規定する買付代金を、当該オプション対象証券を売り付けたときは b に規定する金銭及び c に規定する有価証券を、それぞれ交付するものとする。

a ~ c (略)

(3) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量が当該オプション対象証券の売買単位を下回る場合

権利行使により成立するオプション対象証券の売買において、現物非清算参加者が、当該オプション対象証券を買い付けたときは a に規定する買付代金を、当該オプション対象証券を売り付けたときは b に規定する金銭を、それぞれ交付するものとする。

a • b (略)

2 前項第 2 号 b 及び第 3 号 b の規定により授受する金銭の額は、権利行使により成立するオプション対象証券の売買において、現物非清算参加者が、当該オプション対象証券を売り付けたときは、前項第 1 号に規定する総買付代金に、当該オプション対象証券を買い付けたときは、同号に規定する総売付代金に含めるものとする。

(1) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量がオプション対象証券の売買単位の数量である場合

第 6 条第 1 号の規定を準用する。

(2) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量がオプション対象証券の売買単位の数量を上回る場合

権利行使により成立するオプション対象証券の売買において、現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者が、当該オプション対象証券を買い付けたときは a に規定する買付代金を、当該オプション対象証券を売り付けたときは b に規定する金銭及び c に規定する有価証券を、それぞれ交付するものとする。

a ~ c (略)

(3) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量が当該オプション対象証券の売買単位を下回る場合

権利行使により成立するオプション対象証券の売買において、現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者が、当該オプション対象証券を買い付けたときは a に規定する買付代金を、当該オプション対象証券を売り付けたときは b に規定する金銭を、それぞれ交付するものとする。

a • b (略)

2 前項第 2 号 b 及び第 3 号 b の規定により授受する金銭の額は、権利行使により成立するオプション対象証券の売買において、現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者が、当該オプション対象証券を売り付けたときは、第 6 条第 1 号に規定する総買付代金に、当該オプション対象証券を買い付けたときは、同号に規定する総売付代金に含めるものとする。

(清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決

(削る)

済)

第30条の2 前3条の規定は、清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済について準用する。この場合において、「現物非清算参加者である先物・オプション清算参加者」とあるのは「現物非清算参加者である先物・オプション非清算参加者」と、「指定現物清算参加者(当該先物・オプション清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した現物他社清算参加者をいう。以下第30条までにおいて同じ。)」とあるのは「指定現物清算参加者(当該先物・オプション非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した現物他社清算参加者をいう。)」と読み替えるものとする。

(決済物件の制限等)

第18条 前条に規定する有価証券の授受について、
旧有価証券と新有価証券との双方が既に上場されているか又はその一方が既に上場され他の一方が新たに上場されることとなった場合で、その権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなつた場合には、当該売買開始の日以降に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

2 現物非清算参加者は、権利行使により成立するオプション対象証券の売買についてやむを得ない事由によって第15条に規定する受渡時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、指定現物清算参加者の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該有価証券の引渡しを翌日(休業日(業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。)に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に繰り延べることができる。

第3節 指数オプション取引に係る決済
(転売又は買戻し)

第19条 指数先物等非清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転

(決済物件の制限等)

第31条 第9条第1項及び第12条の規定は、第30条(前条において準用する場合を含む。)に規定する有価証券の授受に準用するものとする。

第4節 指数オプション取引に係る決済

(転売又は買戻し)

第32条 先物・オプション非清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に

売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が定める時限が定める時限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 指数先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る転売又は買戻しの内容の通知を受けるものとする。

(削る)

(取引代金の授受)

第20条 指数先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数オプション取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)が成立したときは、その取引代金を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済時限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指数先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(権利行使の申告)

第21条 指数オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指数先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づ

係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して本所が定める時限までに本所に申告するものとする。

2 先物・オプション非清算参加者が国外取引参加者である場合には、前項の規定による申告は、当該先物・オプション非清算参加者が同項に規定する時限までの指定先物・オプション清算参加者が指定する時限までに指定先物・オプション清算参加者に申告し、指定先物・オプション清算参加者が業務方法書第58条第1項の規定に基づき本所に申告することにより行うものとする。

3 国外取引参加者以外の先物・オプション非清算参加者は、第1項の規定による申告を行ったときは、遅滞なくその旨を指定先物・オプション清算参加者に通知しなければならない。

(取引代金の授受)

第33条 先物・オプション非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数オプション取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)が成立したときは、その取引代金を、指定先物・オプション清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う先物・オプション非清算参加者は、取引契約締結を行った取引日の終了する日の翌日の午後1時までの指定先物・オプション清算参加者が指定する日時までに、当該指定先物・オプション清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(権利行使の申告)

第34条 指数オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、先物・オプション非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託

くものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指數先物等清算参加者が定める時限までに指定指數先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指數先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

(削る)

2 指數先物等非清算参加者は、権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前項の権利行使の申告を行うことができないものとする。

(1)・(2) (略)

3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項に規定する時限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指數先物等非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1)・(2) (略)

4 指數先物等非清算参加者が第1項に規定する権利行使の申告を行った場合(前項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。)には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る権利行使の内容の通知を受けるものとする。

(権利行使の割当てに関する通知)

第22条 清算取次売建玉につき、クリアリング機構が、クリアリング機構が定めるところにより権利行使の割当てを行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該割当てに係る内容の通知を受ける

に基づくものと自己の計算によるものとに区分して本所が定める時限までに本所に申告することにより行うものとする。

2 先物・オプション非清算参加者が国外取引参加者である場合には、前項の権利行使の申告は、当該先物・オプション非清算参加者が同項に規定する時限までの指定先物・オプション清算参加者が指定する時限までに指定先物・オプション清算参加者に申告し、指定先物・オプション清算参加者が業務方法書第60条第1項の規定に基づき本所に申告することにより行うものとする。

3 先物・オプション非清算参加者は、権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、第1項の権利行使の申告を行うことができないものとする。

(1)・(2) (略)

4 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項に規定する時限までに同項の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、先物・オプション非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1)・(2) (略)

5 国外取引参加者以外の先物・オプション非清算参加者は、第1項の権利行使の申告を行ったときは、遅滞なくその旨を指定先物・オプション清算参加者に通知しなければならない。

(権利行使の割当てに関する通知)

第35条 本所は、本所の業務方法書第61条第1項に定めるところにより権利行使の割当てを行った場合(清算取次売建玉に対する割当ての場合に限る。)は、当該清算取次売建玉に係る先物・オプション非

ものとする。

(削る)

(削る)

清算参加者に当該割当てに係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知する。

2 先物・オプション非清算参加者が国外取引参加者である場合には、前項の規定による権利行使の割当ての通知は、本所が指定先物・オプション清算参加者に通知し、指定先物・オプション清算参加者が業務方法書第61条第4項の規定に基づき当該先物・オプション非清算参加者に通知することにより行うものとする。

3 国外取引参加者以外の先物・オプション非清算参加者が第1項の規定による権利行使の割当ての通知を受けた場合は、遅滞なくその旨を指定先物・オプション清算参加者に通知しなければならない。

第23条 (略)

(権利行使に係る決済のための金銭の授受)

第24条 指数先物等非清算参加者は、指数オプション取引において清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る権利行使が行われたときは、権利行使価格と権利行使日のオプション清算数値との差に相当する金銭を、指定指数先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等非清算参加者は、当該金銭を、クリアリング機構が定める決済期限までの指定指数先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定指数先物等清算参加者に交付しなければならない。

第35条の2 (略)

(権利行使に係る決済のための金銭の授受)

第36条 先物・オプション非清算参加者は、指数オプション取引において清算取次売建玉又は清算取次買建玉に係る権利行使が行われたときは、権利行使価格と権利行使日のオプション清算数値との差に相当する金銭を権利行使日の翌日において、指定先物・オプション清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う先物・オプション非清算参加者は、当該金銭を、その授受を行う日の午後1時までの指定先物・オプション清算参加者が指定する日時までに、当該指定先物・オプション清算参加者に交付しなければならない。

第4節 取引所FX取引に係る決済

(建玉の申告)

第25条 FX非清算参加者（取引参加者規程第24条第3項に規定するFX非清算参加者をいう。以下同じ。）は、対象金融指標ごとに、取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「FX清算取次買建玉」という。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「FX清算取次売建玉」という。）の数量を、顧客の委

第5節 取引所FX取引に係る決済

(建玉の申告)

第36条の2 FX非清算参加者（取引参加者規程第24条第3項に規定するFX非清算参加者をいう。以下同じ。）は、対象金融指標ごとに、取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「FX清算取次買建玉」という。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「FX清算取次売建玉」という。）の数量を、顧客

託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して、クリアリング機構が定める時限までの指定FX清算参加者(当該FX非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定したFX他社清算参加者(FX清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定するFX清算資格をいう。)に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。以下同じ。)が定める時限までに指定FX清算参加者に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。

2 (略)

3 FX非清算参加者が第1項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る建玉の内容の通知を受けるものとする。

(清算数値及びスワップポイント基準値)

第26条 取引所FX取引の清算数値は、クリアリング機構が取引所FX取引の清算数値として定める数値とする。

2 取引所FX取引のスワップポイント基準値は、クリアリング機構が取引所FX取引のスワップポイント数値として定める数値とする。

(引直差金の授受)

第27条 FX非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)について、立会終了時における建玉のロールオーバー(取引所FX取引特例第2条第17号に規定するロールオーバーをいう。以下同じ。)が行われた場合であって、取引所FX取引における約定数値と当該取引所FX取引に係る取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金

の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して、本所が定める時限までに本所に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。

2 (略)

3 FX非清算参加者は、第1項に定める申告を行ったときは、遅滞なくその旨を指定FX清算参加者(当該FX非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定したFX他社清算参加者(本所の業務方法書第4条第2項に規定するFX他社清算参加者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

(清算数値及びスワップポイント基準値)

第36条の3 取引所FX取引の清算数値は、本所の業務方法書第63条の3第2項に規定する清算数値とし、スワップポイント基準値は同条第3項に規定するスワップポイント基準値とする。

(新設)

(引直差金の授受)

第36条の4 FX非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)について、立会終了時における建玉のロールオーバー(取引所FX取引特例第2条第17号に規定するロールオーバーをいう。以下同じ。)が行われた場合であって、取引所FX取引における約定数値と当該取引所FX取引に係る取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当す

金銭を, 指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において, 金銭を支払うFX非清算参加者は, 当該差に相当する金銭を, クリアリング機構が定める決済期限までの指定FX清算参加者が指定する日時までに, 当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(更新差金の授受)

第28条 FX非清算参加者は, 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について, 立会終了時における建玉のロールオーバーが行われた場合(前条の場合を除く。)であって, 取引所FX取引における当該ロールオーバーが行われた取引日の清算数値とその前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは, その差に相当する金銭を, 指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において, 金銭を支払うFX非清算参加者は, 当該差に相当する金銭を, クリアリング機構が定める決済期限までの指定FX清算参加者が指定する日時までに, 当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(スワップポイントの授受)

第29条 FX非清算参加者は, 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について, 立会終了時における建玉のロールオーバーが行われたときに, 各金融指標のスワップポイント基準値を当該ロールオーバーに係る買建玉から売建玉を差し引いた数量に乗じて得た金額に相当する金銭(以下「スワップポイント」という。)を, 当該ロールオーバーが行われた取引日に係る決済日において, 指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において, 金銭を支払うFX非清算参加者は, 当該金銭を, クリアリング機構が定める決済期限までの指定FX清算参加者が指定する日時までに, 当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

金銭を, 指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において, 金銭を支払うFX非清算参加者は, 当該差に相当する金銭を, 当該取引日に係る決済日(本所の業務方法書第63条の4に規定する決済日をいう。以下この節において同じ。)までの指定FX清算参加者が指定する日時までに, 当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(更新差金の授受)

第36条の5 FX非清算参加者は, 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について, 立会終了時における建玉のロールオーバーが行われた場合(前条の場合を除く。)であって, 取引所FX取引における当該ロールオーバーが行われた取引日の清算数値とその前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは, その差に相当する金銭を, 指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において, 金銭を支払うFX非清算参加者は, 当該差に相当する金銭を, 当該取引日に係る決済日までの指定FX清算参加者が指定する日時までに, 当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(スワップポイントの授受)

第36条の6 FX非清算参加者は, 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について, 立会終了時における建玉のロールオーバーが行われたときに, 各金融指標のスワップポイント基準値を当該ロールオーバーに係る買建玉から売建玉を差し引いた数量に乗じて得た金額に相当する金銭(以下「スワップポイント」という。)を, 当該ロールオーバーが行われた取引日に係る決済日において, 指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において, 金銭を支払うFX非清算参加者は, 当該金銭を, 当該取引日に係る決済日までの指定FX清算参加者が指定する日時までに, 当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(決済差金の授受)

第30条 FX非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について、転売又は買戻しを行ったときに、次の各号に掲げる当該転売又は買戻しに対応する建玉の区分ごとに、当該各号に定める金額を、当該転売又は買戻しを行った取引日に係る決済日において、指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払うFX非清算参加者は、当該金銭を、クリアリング機構が定める決済時限までの指定FX清算参加者が指定する日時までに、当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(1)・(2) (略)

第4章 取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等

(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等)

第31条 先物・オプション取引に係る取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則をもって定める。

2 取引所FX取引に係る取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則をもって定める。

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第32条 非清算参加者（取引参加者規程第24条第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である取引参加者が新たに清算資格（指数先物等清算資格又はFX清算資格をいう。以下同じ。）を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの（当該清算資格に係るものに限る。）は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における市場デリバティブ取引とする。

(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ)

(決済差金の授受)

第36条の7 FX非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について、転売又は買戻しを行ったときに、次の各号に掲げる当該転売又は買戻しに対応する建玉の区分ごとに、当該各号に定める金額を、当該転売又は買戻しを行った取引日に係る決済日において、指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払うFX非清算参加者は、当該金銭を、当該取引日に係る決済日までの指定FX清算参加者が指定する日時までに、当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(1)・(2) (略)

第4章 取引証拠金等

(取引証拠金等)

第37条 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する事項は、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則によるものとする。

2 取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する事項は、取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則によるものとする。

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第38条 非清算参加者（取引参加者規程第24条第4項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である取引参加者が新たに清算資格（現物清算資格、先物・オプション清算資格又はFX清算資格をいう。以下同じ。）を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの（当該清算資格に係るものに限る。）は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における有価証券の売買等とする。

(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ)

第33条 非清算参加者が取引参加者規程第27条第3項の規定に基づき指定清算参加者(同条第1項に規定する指定清算参加者をいう。以下同じ。)を変更した場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく市場デリバティブ取引で未決済のものは、当該変更をしたとき以降、変更後の指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく市場デリバティブ取引とする。

2 前項の規定は、清算参加者が非清算参加者となる場合において、取引参加者規程第27条第3項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしたときについて準用する。この場合において、「当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく市場デリバティブ取引で未決済のもの」とあるのは「当該非清算参加者となる者の取引で未決済のもの」と、「変更後の指定清算参加者」とあるのは「新たに指定清算参加者として指定された者」と読み替えるものとする。

(取引資格の喪失を申請したことにより市場デリバティブ取引の停止等を受けた取引参加者に対する措置)

第34条 本所は、取引参加者規程第35条第1項の規定により、市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この節において同じ。)又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止したときは、当該取引資格の喪失申請者をして、当該取引資格の喪失申請者の本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

(取引資格を喪失した者の未決済の市場デリバティブ取引の決済)

第35条 取引資格を喪失した者の当該取引資格の種類に係る本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に未決済のものがある場合は、本人又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、

第39条 非清算参加者が取引参加者規程第27条第3項の規定に基づき指定清算参加者(同条第1項に規定する指定清算参加者をいう。以下同じ。)を変更した場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買等で未決済のものは、当該変更をしたとき以降、変更後の指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買等とする。

(新設)

(取引資格の喪失を申請したことにより有価証券の売買等の停止等を受けた取引参加者に対する措置)

第40条 本所は、取引参加者規程第35条第1項の規定により、有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この節において同じ。)又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止したときは、当該取引資格の喪失申請者をして、当該取引資格の喪失申請者の本所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

(取引資格を喪失した者の未決済の有価証券の売買等の決済)

第41条 取引資格を喪失した者の当該取引資格の種類に係る本所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に未決済のものがある場合は、本人又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、本人

本人又はその承継人に決済させることが適当でないと認めるときは、本所は、他の取引参加者をして、これを行わせることができる。

2 前項の場合において、本所が必要と認めた場合には、当該取引資格の種類に係る本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 本所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の取引参加者をして行わせることができる。この場合においては、その取引参加者と同項の市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者との間に委任契約が成立していたものとみなす。

(支払不能による市場デリバティブ取引の停止等を受けた取引参加者に対する措置)

第36条 本所は、取引参加者に対して、取引参加者規程第43条第3項の規定により、本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を行った場合又は同第47条第1項の規定により、クリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し若しくは債務の引受けの停止(支払不能等若しくは金融商品取引業の廃止等に係る公告を行ったこと又は改善指示(クリアリング機構の業務方法書の規定に基づくポジション保有状況の改善指示をいう。以下同じ。)))に違反したことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる市場デリバティブ取引の停止の措置を行った場合には、当該取引参加者をして、当該取引参加者の本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

又はその承継人に決済させることが適當でないと認めるときは、本所は、他の取引参加者をして、これを行わせることができる。

2 前項の場合において、本所が必要と認めた場合には、当該取引資格の種類に係る本所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 本所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の取引参加者をして行わせることができる。この場合においては、その取引参加者と同項の有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者との間に委任契約が成立していたものとみなす。

(支払不能による有価証券の売買等の停止等を受けた取引参加者に対する措置)

第42条 本所は、取引参加者に対して、取引参加者規程第43条第3項の規定により、本所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を行った場合又は同第47条第1項の規定により、本所若しくはクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し若しくは債務の引受けの停止(支払不能等若しくは金融商品取引業の廃止等に係る公告を行ったこと又は改善指示(本所の業務方法書第28条第4項の規定に基づくポジション保有状況の改善指示をいう。以下同じ。)))に違反したことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる有価証券の売買等の停止の措置を行った場合には、当該取引参加者をして、当該取引参加者の本所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第37条 本所は、非清算参加者である取引参加者に対し、取引参加者規程第48条第1項の規定により、当該非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの停止(支払不能等若しくは金融商品取引業の廃止等に係る公告を行ったこと又は改善指示に違反したことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置を行った場合には、当該非清算参加者である取引参加者をして、当該非清算参加者である取引参加者の市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 第35条第3項の規定は、前項の規定により整理を行わせる場合に準用する。

(本所の市場における市場デリバティブ取引の停止又は制限を受けた取引参加者に対する措置)

第38条 本所が取引参加者規程に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合(第34条、第36条又は前条の規定の適用がある場合を除く。)には、当該取引参加者は、本所の承認を受けて、その期間中、当該取引参加者の本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを、他の取引参加者に引き継ぐことができる。

(削る)

第43条 本所は、非清算参加者である取引参加者に対し、取引参加者規程第48条第1項の規定により、当該非清算参加者の指定清算参加者が本所又はクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの停止(支払不能等若しくは金融商品取引業の廃止等に係る公告を行ったこと又は改善指示に違反したことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置を行った場合には、当該非清算参加者である取引参加者をして、当該非清算参加者である取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 第41条第3項の規定は、前項の規定により整理を行わせる場合に準用する。

(本所の市場における有価証券の売買等の停止又は制限を受けた取引参加者に対する措置)

第44条 本所が取引参加者規程に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、本所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合(第40条、第42条又は前条の規定の適用がある場合を除く。)には、当該取引参加者は、本所の承認を受けて、その期間中、当該取引参加者の本所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを、他の取引参加者に引き継ぐことができる。

(売買対象有価証券の売買を行う資格等を喪失したIPO取引参加者の未決済の有価証券の売買の決済)

第44条の2 取引参加者規程第52条の2の規定により売買対象有価証券の売買を行う資格等を喪失したIPO取引参加者の本所の市場における売買対象有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に未決済のものがある場合は、本人

又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、本人又はその承継人に決済させることが適当でないと認めるときは、本所は、他の取引参加者をして、これを行わせることができる。

2 前項の場合において、本所が必要と認めたときには、当該 I P O 取引参加者の本所の市場における売買対象有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 本所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の取引参加者をして行わせることができる。この場合においては、その取引参加者と同項の売買対象有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた I P O 取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(指数先物等清算参加者又はF X清算参加者である取引参加者が改善指示を受けた場合の未決済約定の引継ぎ)

第39条 指数先物等清算参加者又はF X清算参加者である取引参加者が改善指示を受けた場合には、クリアリング機構の承認及び他の取引参加者の承諾を受けて、当該他の取引参加者に、先物・オプション取引又は取引所F X取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定がその顧客の委託に基づくものであるときは、当該指数先物等清算参加者又はF X清算参加者である取引参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。

(削る)

(先物・オプション清算参加者又はF X清算参加者である取引参加者が改善指示を受けた場合の未決済約定の引継ぎ)

第44条の3 先物・オプション清算参加者又はF X清算参加者である取引参加者が改善指示を受けた場合には、本所の承認及び他の取引参加者の承諾を受けて、当該他の取引参加者に、先物・オプション取引又は取引所F X取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定がその顧客の委託に基づくものであるときは、当該先物・オプション清算参加者又はF X清算参加者である取引参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。

(改善指示を受けた指定先物・オプション清算参加者又は指定F X清算参加者が非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定について転売又は買戻し等を行った場合の責任の所在)

第44条の4 指定先物・オプション清算参加者又は指定F X清算参加者が本所の業務方法書第75条の2第2項の規定に基づき同項の転売又は買戻し等を行った結果、当該非清算参加者が損害を被った場合

においても、当該非清算参加者は、本所及び当該指定先物・オプション清算参加者又は当該指定FX清算参加者に対してその損害の賠償を請求することができない。ただし、本所、当該指定先物・オプション清算参加者又は当該指定FX清算参加者に故意又は重大なる過失がある場合にあっては、当該故意又は重大なる過失がある者に対する請求はこの限りでない。

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引き継ぎ)

第41条 取引参加者は、他の取引参加者に分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、取引資格を喪失しないときは、本所の承認を受けて、当該他の取引参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る市場デリバティブ取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 (略)

(天災地変等の場合における非常措置)

第42条 本所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく本所の市場における市場デリバティブ取引に係る非清算参加者の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。

2・3 (略)

(削る)

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引き継ぎ)

第45条 取引参加者は、他の取引参加者に分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、取引資格を喪失しないときは、本所の承認を受けて、当該他の取引参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る清算対象取引(本所の業務方法書第2条に規定する清算対象取引をいう。)の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 (略)

(天災地変等の場合における非常措置)

第46条 本所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく本所の市場における有価証券の売買等に係る非清算参加者の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。

2・3 (略)

(発行日取引の売買契約の解消等)

第47条 本所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日取引につき、その対象株券の発行条件が変更される場合又はその決済期日までに当該対象株券が発行されない場合若しくは発行されないと認められる場合には、当該発行日取引に係る現物非清算参加者の決済について決済物件若しくは決済期日の変更又は売買契約の解消に関する措置を行うことができる。

2 前項の規定は、優先出資証券及び投資信託受益証券について準用する。

(削る)

(市場デリバティブ取引の清算及び決済に関する必要事項の決定)

第43条 本所は、この規程に定める事項のほか、本所の市場における市場デリバティブ取引に係る清算及び決済に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(削る)

第48条 削除

(有価証券の売買等の清算及び決済に関する必要事項の決定)

第49条 本所は、この規程に定める事項のほか、本所の市場における有価証券の売買等に係る清算及び決済に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(ギブアップに対する適用)

第50条 指数先物特例第33条第3項、個別証券オプション特例第39条第3項又は指数オプション特例第38条第3項の規定により新たに発生した先物・オプション取引については、清算執行取引参加者が当該先物・オプション取引を行った者とみなして、第3章（第1節を除く。）の規定を適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 取引参加者規程平成25年7月16日改正付則第2項及び第3項に規定する申請を行いクリアリング機構の定めるところによる承認を受けた取引参加者は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前に成立した市場デリバティブ取引で施行日において未決済のものについて、クリアリング機構の業務方法書の定めるところによりその決済を行う。
- 3 取引参加者規程平成25年7月16日改正付則第4項及び第5項に規定する届出を行った場合には、取引参加者の当該届出に係る取引で未決済のものは、施行日以降、新たに指定指数先物等清算参加者又は指定F X清算参加者として指定された者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引とする。

受託契約準則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における<u>市場デリバティブ取引</u>（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。<u>ただし、取引所外国為替証拠金取引</u>（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るものをいう。以下「取引所FX取引」という。）については、この準則に定めるもののほか、<u>取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例をもって定める。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における<u>有価証券の売買等</u>（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第2条 顧客及び取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する<u>先物取引等取引参加者</u>をいう。以下同じ。）は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第2条 顧客及び取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する<u>現物取引参加者</u>、同条第4項に規定する<u>IPO取引参加者</u>又は同条第6項に規定する<u>ジャスダック取引参加者</u>をいう。以下同じ。）は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(有価証券に表示されるべき権利)</u></p> <p><u>第2条の2 この準則（その特例を含み、これらに基づく規則を含む。ただし、第3章第3節の2を除く。）において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。</u></p>
<p>(定義)</p> <p><u>第3条 業務規程における用語の意義は、この準則について適用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

第2章 市場デリバティブ取引の受託の条件等

(顧客の通告事項)

第4条 顧客は、市場デリバティブ取引を委託する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を取引参加者に通告するものとする。

(1)～(4) (略)

(削る)

第2章 有価証券の売買の受託の条件等

(顧客の通告事項)

第3条 顧客は、有価証券の売買を委託する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を取引参加者に通告するものとする。

(1)～(4) (略)

(外国証券取引口座に関する約款の交付等)

第3条の2 現物取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者をいう。以下同じ。）又はジャスダック取引参加者（同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいう。）（総称して「現物取引参加者等」という。以下同じ。）は、顧客から外国株券等（第28条に規定する外国株券等をいう。第11条、第26条及び第27条において同じ。）の売買又は外国新株予約権証券等（第28条に規定する外国新株予約権証券等をいう。第26条及び第27条において同じ。）の売買の委託を受け第27条第2項本文の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に現物取引参加者等の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。

2 現物取引参加者等は、前項の外国証券取引口座に関する約款には、第28条の5及び第30条の2から第30条の10までに規定する内容を定めなければならない。

3 現物取引参加者等は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び第6項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該現物取引参

加者等は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。

4 現物取引参加者等は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合、又は当該現物取引参加者等が定めるところにより用いる方法が当該申込書に記載されるべき外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定を申し込む旨の顧客の意思を確認できるものである場合には、当該電磁的方法又は当該現物取引参加者等が定めるところにより用いる方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けることができる。この場合において、当該現物取引参加者等は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。

5 第3項又は前項の規定による承諾を得た現物取引参加者等は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない又は申込みを行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客に対して当該約款に記載すべき事項の提供をし又は当該顧客から申込みを受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び第3項又は前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 現物取引参加者等は、第1項に定めるところにより顧客の口座を設定しようとする際に、当該顧客に対し、既に同項の外国証券取引口座に関する約款を交付している場合又は電磁的方法により当該約款に記載すべき事項を提供している場合(当該顧客に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合に限る。)で、当該顧客から、改めて当該約款の交付を求める旨の申出がないときは、同項の規定にかかわらず、当該約款を交付することを要しないものとする。

7 現物取引参加者等は、第1項の規定により顧客

から口座の設定の申込書の提出を受けた場合(第4項の規定により申込書の提出を受けたものとみなされる場合を含む。)において、当該申込みを承諾したときは、当該口座を設定し、当該顧客にその旨を通知するものとする。

(削る)

(発行日取引の委託についての約諾書の差入れ)

第4条 顧客は、発行日取引の売買を取引参加者に委託する場合には、取引所の定める様式による発行日取引の委託についての約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、取引参加者に差し入れるものとする。

2 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。

3 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。

(信用取引口座設定約諾書の差入れ)

第5条 顧客は、有価証券の売買の委託につき、信用取引口座を設定しようとするときは、その旨を取引参加者に申し込み、その承諾を受けるものとする。

2 顧客は、前項の申込みにつき、取引参加者の承諾を受けた場合には、取引所が定める様式による先物・オプション取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、取引参加者に

2 顧客は、前項の申込みにつき、取引参加者の承諾を受けた場合には、取引所が定める様式による信用取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、取引参加者に差し入れるものとする。

差し入れるものとする。

3 顧客が委託しようとする市場デリバティブ取引がギブアップに係るものである場合の前2項の規定の適用については、「取引参加者」とあるのは「注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者」とする。ただし、顧客が次条第3項の規定に基づきギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託をしようとするときは、注文執行取引参加者の顧客は当該注文執行取引参加者に、清算執行取引参加者の顧客は当該清算執行取引参加者にそれぞれ先物・オプション取引口座を設定するものとする。

4 顧客は、第2項の規定（前項において「取引参加者」とあるのを「注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者」とする場合を含む。）による約諾書の差入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。

5 前項の規定による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。

（ギブアップに係る契約の締結）

第6条 顧客がギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託をしようとするときは、当該顧客は、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者との三者間で、ギブアップに係る市場デリバティブ取引の受託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

のとする。

3 前項の信用取引口座設定約諾書は、取引参加者と当該顧客との間のその後の一切の信用取引についても、効力を有するものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、第2項の規定による約諾書の差入れについて準用する。

（新設）

（新設）

- (1) 委託手数料の額並びにその徴収者及び徴収方法
- (2) 業務規程第44条第1項第2号の申告を受けた場合（同条第2項の規定により同条第1項第2号の申告を受けたものとみなされる場合を含む。）における取扱い

3 第1項の規定にかかわらず、注文執行取引参加者の顧客若しくは清算執行取引参加者の顧客が取引取次者（注文執行取引参加者に市場デリバティブ取引を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であって、当該委託が注文執行取引参加者に対する市場デリバティブ取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下この項において同じ。）又は決済取次者（清算執行取引参加者に市場デリバティブ取引の決済を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であって、当該委託が清算執行取引参加者に対する市場デリバティブ取引の決済の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下この項において同じ。）であって、当該顧客の注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者に対するギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託が他の者からの委託の取次ぎによるものである場合において、当該顧客が次の各号に定める者との間で前各項に規定する契約に準じた契約を締結しているときは、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託を受けることができる。

- (1) 注文執行取引参加者の顧客が取引取次者である場合は、当該他の者及び清算執行取引参加者（清算執行取引参加者の顧客が決済取次者である場合には、当該顧客）
- (2) 清算執行取引参加者の顧客が決済取次者である場合は、当該他の者及び注文執行取引参加者（注文執行取引参加者の顧客が取引取次者である場合には、当該顧客）

（米国に居住する顧客の取引の受託）

第7条 取引参加者は、アメリカ合衆国に居住する顧客から次の各号に掲げるオプション取引の受託

（新設）

をしようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、当該オプション取引の特徴とリスクに関する事項を記載した取引所所定の書面を交付しなければならない。

(1) 個別証券オプション取引

(2) 次の a 又は b の指標オプションを対象とする指標オプション取引

a 日経平均オプション

b 日経300オプション

2 前項の場合において、取引参加者は、当該顧客から、あらかじめ、取引所が必要と認める事項を記載した取引所所定の確認書の提出を受けなければならぬ。

(顧客の取引の制限)

第8条 顧客は、同一のオプション対象証券に係る個別証券オプションを対象とする個別証券オプション取引を取引参加者（当該顧客が他の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定している場合には、当該他の取引参加者を含む。）に委託する場合には、次の各号に掲げる数量が、第4項に規定する制限数量を超えることとなる新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの委託を行ってはならない。この場合において、当該オプション対象証券に係る個別証券オプションが、国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における個別証券オプション取引の対象であるときは、当該個別証券オプション取引における建玉の数量を、次の各号に掲げる数量に含めるものとする。

(1) 個別証券プットオプションに係る総売建玉と総買建玉の差引数量

(2) 個別証券コールオプションに係る総売建玉と総買建玉の差引数量

(3) 前2号に掲げる差引数量のうち、いずれか一方において総売建玉が総買建玉を超え、他方において総買建玉が総売建玉を超えている場合には、第1号の差引数量に前号の差引数量を加えた数量

2 前項各号の規定にかかわらず、当該オプション

(新設)

対象証券を所有している場合その他の場合で、前項各号の数量の全部又は一部について、当該オプション対象証券の価格の変動により発生し得る危険が消滅又は減少するものとして取引所が認めた場合には、当該全部又は一部の数量を前項各号に規定する数量から減じるものとする。

3 第1項の規定は、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者又は外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人である場合であって、当該顧客に係る個別証券オプション取引の委託が2以上の者の計算によるものであることを当該顧客が取引参加者を通じて取引所に申告し、これを取引所が認めた場合には適用しない。この場合において、当該顧客は、自己の計算による第1項各号に掲げる数量（前項に該当する場合には、同項に定める数量を減じた数量。以下この項において同じ。）又は一の当該顧客以外の者の委託に基づく第1項各号に掲げる数量が、次項に規定する制限数量を超えることとなる新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しを取引参加者に委託してはならない。

4 第1項及び前項に規定する制限数量は、オプション対象証券の3月末日（以下この項において「基準日」という。）現在における上場有価証券の数（オプション対象証券の上場日が基準日後の日である場合には、取引所がその都度定める日現在における上場有価証券の数をいい、基準日現在において株式の分割又は株式無償割当てに伴い株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書の規定により建玉の変更が行われた場合で新たな有価証券が発行されていないときは、当該新たな有価証券の数量を加える。）の1%（基準日からさかのぼって1年間におけるオプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場における年間売買高の合計（オプション対象証券の上場日が基準日の1年前の応当日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）後日の日である場合には、最近のオプション対象証券の売買高を勘案して取引所がその都度定める。）が上場有価証券の数の10%未満の場合にあつ

ては、0.7%) にあたる株式数に相当する取引単位
(100単位の数量に満たない端数は切り捨てる。)
とし、当該制限数量は、基準日以降の取引所がその
都度定める日から起算して、原則として1年間適用
する。

5 前項の規定にかかわらず、取引所は、クリアリング機構の業務方法書の規定により建玉の変更が
行われた場合その他オプション対象証券の売買状
況等を勘案して取引所が必要と認める場合は、オプ
ション対象証券の上場有価証券の数、取引単位その
他の事項を勘案して制限数量をその都度定めるこ
とができる。

(委託の際の指示事項)

第9条 顧客は、市場デリバティブ取引を委託する
場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引
参加者に指示するものとする。ただし、顧客があら
かじめ指定した方法に従い市場デリバティブ取引
の決済を行うことについて、取引参加者が同意して
いる場合には、第2号に掲げる事項の指示があつた
ものとみなす。

(1) 次のaからcまでの市場デリバティブ取引の
区分に従い、当該区分に定める事項

a 指数先物取引

(a) 取引対象指数

(b) 日経平均を対象とする指数先物取引につ
いては、Large取引又はMini取引の別

(c) 限月取引

b 個別証券オプション取引

(a) オプション対象証券

(b) 個別証券オプション1単位のオプション
対象証券の数量

(c) 個別証券プットオプション又は個別証券
コールオプションの別

(d) 限月取引

(e) 権利行使価格

c 指数オプション取引

(a) 対象指数

(b) 指数プットオプション又は指数コールオ
プションの別

(委託の際の指示事項)

第6条 顧客は、有価証券の売買の委託(次条及び
第7条に規定する有価証券の売買の委託を除く。)
をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項
を取引参加者に指示するものとする。

(1) 売買の種類

<p>(c) <u>限月取引</u></p> <p>(d) <u>権利行使価格</u></p> <p>(2) <u>新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売 若しくは買戻しの区別</u></p> <p>(3) <u>ストラテジー取引により行おうとするとき は、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>値段の限度 (ストラテジー取引にあってはスト ラテジー値段の限度)</u></p> <p>(6) <u>有効期間条件又は執行数量条件</u></p> <p>(7) <u>呼値に条件を付すときは、その条件</u></p> <p>(8) <u>取引時間</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>前項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、 顧客と取引参加者との間に合意がある場合には、顧 客は、取引を委託した取引日の終了する日の午後4 時30分までの取引参加者の指定する时限までに、前 項第2号に掲げる事項の指示を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、顧客が取引参加者に前項 の定める时限までに前項の指示を行わないときは、 新規の売付け又は新規の買付けの指示があつたも</u></p>	<p>(2) <u>銘柄</u></p> <p>(3) <u>売付け又は買付けの区別</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>値段の限度</u></p> <p>(6) <u>売付け又は買付けを行う売買立会時 (新設)</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>空売りを行おうとするときは、有価証券の取引 等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令 第59号）第10条各号に規定する取引を除き、そ の旨</u></p> <p>(9) <u>信用取引により行おうとするときは、その旨</u></p> <p>(10) <u>信用取引により貸付けを受けた買付代金又は 売付有価証券の弁済のために行おうとするとき は、その旨</u></p> <p>(11) <u>顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買 の委託をした顧客が、金融商品取引業者である 場合であつて、当該委託が取引参加者に対する 有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであ るときの当該顧客をいう。以下同じ。）である 場合において、信用取引に係る売買の委託の取 次ぎを引き受けたときは、その旨</u></p> <p>(12) <u>顧客が取次者である場合において、信用取引 により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証 券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受け たときは、その旨</u></p> <p>2 <u>信用取引口座を有する顧客が有価証券の売買の 委託につき、前項第9号の指示を行わなかつた場合 には、当該売買は信用取引によることができない。</u></p> <p>3 <u>顧客は、信用取引による売付け又は買付けを委 託する場合には、制度信用取引によるものか一般信 用取引によるものかの別を取引参加者に指示する</u></p>
--	---

のとみなす。

(削る)

ものとする。

4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に掲げる取引であるか否かの別を、取引参加者に対し明らかにするものとする。

(削る)

(国債証券の条件付取引以外の取引の委託の際の指示事項)

第6条の2 顧客は、国債証券の条件付取引以外の取引の委託をする場合には、その都度、前条第1項第2号から第7号までに掲げる事項を現物取引参加者に指示するものとする。

(削る)

(国債証券の条件付取引の委託の際の指示事項)

第7条 顧客は、国債証券の条件付取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を現物取引参加者に指示するものとする。

- (1) 第6条第1項第2号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事項
- (2) 最終利回り又は値段の限度
- (3) 条件

2 前項第3号の条件は、次に掲げる一又は二以上の条件とする。

- (1) 第16条に定める経過利子の計算において、税額相当額の控除を行わないこととする条件（以下「非課税扱いの条件」という。）
- (2) 当該委託に係る全部の数量が一括して執行されることとする条件
- (3) 当該委託に係る一部の数量が執行される場合において、額面1億円、額面5億円又は額面10億円のいずれか顧客の指示した単位で執行されることとする条件

(ギブアップに係る市場デリバティブ取引の委託の際の指示事項等)

第10条 顧客がギブアップに係る市場デリバティブ取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、前条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(新設)

- (1) ギブアップに係る市場デリバティブ取引である旨
- (2) 指定清算執行取引参加者名
- (3) 指定清算執行取引参加者において当該ギブアップに係る市場デリバティブ取引がいずれの顧客によるものか確認するために必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、顧客と注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者との間に合意がある場合には、取引を委託した取引日の終了する日の午後4時までの注文執行取引参加者の指定する时限までに、前項の指示を行うことができるものとする。
- 3 業務規程第42条第2項の規定によりギブアップが成立した場合には、前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後4時30分までの清算執行取引参加者の指定する时限までに、業務規程第42条第3項の規定により新たに発生した市場デリバティブ取引に係る前条第1項第2号に掲げる事項を指示するものとする。
- 4 顧客が委託しようとする市場デリバティブ取引がギブアップに係るものである場合においては、前条第1項ただし書（「ただし、」を除く。以下同じ。）、同条第2項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において、第1項ただし書、第2項及び第3項中「取引参加者」とあるのは「清算執行取引参加者」と読み替え、第1項ただし書中「第2号」とあるのは「前条第1項第2号」と、第2項中「前項」とあるのは「前条第1項」と、第3項中「前項」とあるのは「前条第2項」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 ギブアップに係る市場デリバティブ取引の売付け又は買付けが業務規程第42条第3項の規定により消滅した場合には、当該市場デリバティブ取引についての顧客と注文執行取引参加者との間の委託が終了し、同時に、同項の規定により新たに発生した市場デリバティブ取引の売付け又は買付けについての顧客と清算執行取引参加者との間の決済に係る委託が新たに成立するものとする。

(取引再開時における委託注文の効力)

第11条 委託注文は、第9条第1項第9号に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、取引所が市場デリバティブ取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(削る)

第3章 証拠金等

(削る)

(証拠金)

第12条 証拠金に関する事項は、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）によるものとする。

第4章 顧客の権利行使

(個別証券オプションの権利行使の指示)

第13条 顧客は、個別証券オプションの権利行使を委託する場合には、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、権利行使日の午後4時までに取引参加者に指示するものとする。ただし、権利行使日にギブアップに係る個別証券オプション取引として成立したものについては、午後4時45分までに取引参加者に指示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、権利行使日の立会終了時以降にJ-NET取引が成立した場合において、当該J-NET取引の委託を行った顧客が当該銘柄に係る権利行使を委託するときは、同項の指示を午後4時20分までに行うものとする。

3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前2項に規定する時限まで

(売買再開時における委託注文の効力)

第8条 委託注文は、前3条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、取引所が有価証券の売買の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

第9条 削除

第3章 受渡しその他の決済方法等

第1節 受渡し期限等

(当日取引における顧客の受渡し期限)

第10条 当日取引における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日（取引参加者と顧客が合意するときは、その翌日）における取引参加者と顧客との合意により定める時限までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(新設)

(普通取引における顧客の受渡し期限)

第11条 普通取引（立会外分売を含む。次項において同じ。）における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して4日目（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(1) 転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社

に同項の指示が行われないときであっても、当該指示が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について顧客が当該期限までに権利行使を行わない旨の指示を行った場合には、この限りでない。

(1) 個別証券プットオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算値段を上回っている場合

(2) 個別証券コールオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算値段を下回っている場合

(指数オプションの権利行使の指示)

第14条 顧客は、指数オプションの権利行使を委託する場合には、各銘柄（次の各号に定める場合に該当する銘柄を除く。）ごとに権利行使に係る数量を、権利行使日の午後4時までに取引参加者に指示するものとする。

(1) 指数プットオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算数値の数値以下である場合

(2) 指数コールオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算数値の数値以上である場合

2 次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前項に規定する時限までに同項の指示が行われないときであっても、当該指示が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について顧客が当該期限までに権利行使を行わない旨の指示を行った場合は、この限りでない。

(1) 指数プットオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算数値の数値を上回っている場合

(2) 指数コールオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算数値の数値を下回っている場合

債であるものをいう。以下同じ。）について新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日

(2) 期中償還請求権が付されている転換社債型新株予約権付社債券について、期中償還請求権に係る権利落の期日として取引所の定める期日

(3) 利付債券（国債証券を除く。）について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

(4) 出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいう。以下同じ。）について、取引所の定める配当落又は権利落の期日

3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第42条を除き以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、前項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、当該期日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(1) 転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日

(2) 期中償還請求期間満了の日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）

4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、売付有価証券又

は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

第5章 顧客の決済等

(新設)

第1節 指数先物取引に係る顧客の決済

(指数先物取引に係る決済のために授受する金銭)

第15条 顧客と取引参加者との間で指数先物取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該顧客の当該転売又は買戻しに対応する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭とする。

2 顧客が指数先物取引の決済を行う場合において、損失が生じているときは、当該顧客は当該損失に相当する金銭を、転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該決済に係る転売又は買戻しが成立した取引日の終了する日の翌日（当該顧客が非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下この章において同じ。）である場合は、当該成立した取引日の終了する日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日までの取引参加者が指定する日時までに、最終決済により決済される場合には当該限月取引の最終決済期日（当該顧客が非居住者である場合は、当該最終決済期日の翌日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

(新設)

第12条 削除

(証拠金の決済のために授受する金銭への充当)

第16条 取引参加者は、顧客が前条第2項の規定により当該取引参加者に差し入れるべき金銭については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。

(新設)

第2節 個別証券オプション取引に係る顧客の決済等

(取引代金の差入れ)

第17条 顧客は、個別証券オプション取引の買付けの委託については、当該買付けに係る取引代金（1単位当たりについて、円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。以下この節において同じ。）を、取引成立の日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該取引成立の日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

(新設)

(発行日取引における顧客の受渡時限)

第13条 発行日取引における有価証券の売買の委託については、顧客は、取引所の定める決済日の午前9時までに売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、クリアリング機構が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(国債証券の売買における顧客の受渡時限)

第14条 国債証券の売買の委託については、顧客は、現物取引参加者が当該国債証券の売買の決済を行うために必要と認めて指定する日時までに、売付国債証券又は買付代金を現物取引参加者に交付するものとする。

(証拠金の決済のために授受する取引代金への充当)

第18条 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てができる。

(顧客の権利行使に係る決済時限等)

第19条 顧客が第13条第1項及び第2項に規定する指示を行った場合及び個別証券オプションの権利行使の割当てを受けた場合に成立するオプション対象証券の売買に係る決済は、権利行使日から起算して5日目の日の午前9時までに、当該権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る次条に規定する金銭又は有価証券を、取引参加者に差

(新設)

し入れるものとする。ただし、オプション対象証券の売買に係る配当落等の期日(指定取引所が定める配当落等の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。)又は株式併合後の株券の売買開始の期日(指定取引所が定める株式併合後の株券の売買開始の期日であって、普通取引に係るものに限る。以下同じ。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)に行われた権利行使により成立する当該オプション対象証券の売買に係る決済の場合は、当該権利行使日から起算して4日目の日の午前9時までに差し入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取引参加者が権利行使の受託又は割当てに際し、クリアリング機構が定める決済时限までの日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、第21条に規定する金銭又は有価証券を取引参加者に交付するものとする。

(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)

第20条 顧客が第13条第1項に規定する指示を行つた場合及び個別証券オプション取引の権利行使の割当てを受けた場合に成立するオプション対象証券の売買について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、前条第1項に定める日のほふりクリアリングが定める決済时限(有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済时限までの間の日時)までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条第1項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

(決済のために交付する金銭及び有価証券)

第21条 顧客が、個別証券オプションの権利行使に

(DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し)

第15条 当日取引、普通取引(立会外分売を含む。以下この条において同じ。)又は発行日取引における有価証券の売買の委託について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ第10条、第11条第1項から第4項まで又は第13条第1項に定める日のほふりクリアリングが定める決済时限(普通取引又は発行日取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済时限までの間の日時)までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、第10条、第11条第1項から第4項まで又は第13条第1項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

(利子の日割計算)

第16条 利付債券(業務規程第2条第1項第2号に

より成立するオプション対象証券の売買に係る決済のために、取引参加者に交付する金銭又は有価証券の数量は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量がオプション対象証券の売買単位である場合

a 当該顧客が権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る売付顧客であるとき

個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量に当該権利行使に係る個別証券オプションの数量を乗じて算出した数量の有価証券

b 当該顧客が権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る買付顧客であるとき

買付代金（個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量に権利行使価格を乗じて得た額（円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。）に当該権利行使に係る個別証券オプションの数量を乗じて算出した額とする。以下同じ。）

(2) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量がオプション対象証券の売買単位を上回る場合

a 当該顧客が権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る売付顧客であるとき

(a) 売買単位未満数量にオプション清算値段を乗じて得た額（円位未満の端数を生じた場合は、切り捨てる。）に、当該権利行使に係る個別証券オプションの数量を乗じて算出した額に相当する金銭

(b) 個別証券オプション 1 単位のオプション対象証券の数量から売買単位未満数量を差し引いた数量に当該権利行使に係る個別証券オプションの数量を乗じて算出した数量の有価証券

b 当該顧客が権利行使により成立するオプシ

定める転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下第40条を除き同じ。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。

ヨン対象証券の売買に係る買付顧客であるとき

買付代金

(3) 個別証券オプション1単位のオプション対象証券の数量が当該オプション対象証券の売買単位を下回る場合

a 当該顧客が権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る売付顧客であるとき

前号a(a)の規定を適用する

b 当該顧客が権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る買付顧客であるとき

買付代金

2 前項第2号に規定する金銭を顧客と取引参加者との間で授受する場合には、同項第2号a(a)に規定する金銭と同号bに規定する買付代金との差引額に相当する金銭とし、前項第3号に規定する金銭を顧客と取引参加者との間で授受する場合には、同号aに規定する金銭と同号bに規定する買付代金との差引額に相当する金銭をもって行うものとする。

(有価証券引渡票の交付を受けた場合の措置)

第22条 取引参加者は、個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の買付けに係る決済に際し、買付オプション対象証券に代えて有価証券引渡票の交付を受けた場合において、買付顧客の承諾を受けたときは、当該買付オプション対象証券の顧客への引渡しを延期することができる。

(削る)

(削る)

(有価証券引渡票の交付を受けた場合の措置)

第17条 取引参加者は、委託に基づく有価証券の買付けに係る決済に際し、買付有価証券に代えて有価証券引渡票の交付を受けた場合において、買付顧客の承諾を受けたときは、当該買付有価証券の顧客への引渡しを延期することができる。

第18条及び第19条 削除

(引渡有価証券)

第20条 ジャスダック取引参加者に出資証券の売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、売買単位の券種の出資証券又は他の券種の出資証券で各出資証券の表示する出資の口数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出資証券の売付けの委託において、受託するジャスダック取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の出資証券を引き渡すことができる。

(削る)

(削る)

(顧客の決済物件の制限等)

第23条 個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済に伴う有価証券の授受について、旧有価証券と新有価証券の権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以後に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(保管振替機構等の規則の適用)

第24条 個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(削る)

第2節 決済物件に関する事項

第21条 削除

(旧株及び新株の銘柄併合時の取扱い)

第22条 旧株と新株の権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以後に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発行日取引の決済については、旧株券をもって新株券に代えることができない。

第23条から第25条まで 削除

第3節 口座振替による受渡し等

(保管振替機構等の規則の適用)

第26条 内国株券（内国法人の発行する株券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券及び受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、転換社債型新株予約権付社債券又は内国法人の発行する新株予約権証券（以下「内国新株予約権証券」という。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

- 2 外国株券等又は外国新株予約権証券等の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるも

(削る)

ののほか、保管振替機構が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に基づき現物取引参加者等と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(削る)

3 債券（国債証券及び転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構が定める社債等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

4 国債証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、日本銀行が定める日本銀行国債振替決済業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第25条 取引参加者は、顧客から個別証券オプション取引の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(削る)

(口座振替による受渡し)

第27条 取引参加者は、顧客から内国株券、優先出資証券、内国新株予約権証券、債券（国債証券を除く。）又は受益証券発行信託の受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

2 現物取引参加者等は、顧客から次の各号に掲げる場合には当該顧客のために保管振替機構が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(1) 顧客から外国株券等又は外国新株予約権証券等の売買の委託を受けた場合（信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託を

(削る)

受けた場合を除く。)

(2) 顧客から外国株券等に係る信用取引による買付代金の貸付けの弁済の申し出を受けた場合
(当該弁済に伴い顧客に当該外国株券等の引渡しを行う場合に限る。)

3 現物取引参加者は、顧客から国債証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りではない。

(削る)

(顧客の権利行使に対する取引参加者の信用供与)

第26条 顧客は、個別証券オプションの権利行使の委託の指示を行った場合又は権利行使の割当てを受けた場合に成立するオプション対象証券の売買の決済(第21条第1項第2号に規定する個別証券オプションを対象とする個別証券オプション取引における権利行使である場合には、同号a(b)に規定する数量の有価証券に係るものに限る。)のため、取引参加者から信用の供与を受ける場合には、あらかじめ信用取引口座を設定しなければならない。

2 前項の信用の供与については、東京証券取引所の受託契約準則第4章を準用するものとする。この場合において、「取引参加者」とあるのは「株式会社大阪証券取引所の先物取引等取引参加者」と、同第39条中「売買成立の日」とあるのは「権利行使日の翌日」と、同第43条中「信用取引による売付け又は買付けが成立した日」とあるのは「権利行使日の翌日」と、同第48条中「その損失計算が生じた日」とあるのは「その損失計算が生じた日又は権利行使日の翌日」と読み替えるものとする。

3 取引参加者に信用取引口座を設定した顧客が、権利行使又は権利行使の割当てにより成立するオプション対象証券の売買を信用取引により行う旨を権利行使日の翌日(権利行使日が当該オプション対象証券の売買に係る配当落等の期日又は株式併合後の株券の売買開始の期日の前日に当たるとき

第3節の2 外国証券取引口座

(用語の意義)

第28条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国株券

外国法人の発行する証券又は証書のうち株券の性質を有するものをいう。

(2) 外国投資信託受益証券

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する外国投資信託の受益証券をいう。

(3) 外国投資証券

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券をいう。

(3)の2 外国株預託証券

外国株券に係る権利を表示する預託証券をいう。

(3)の3 外国受益証券発行信託の受益証券

外国法人の発行する証券又は証書のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。

(4) カバードワラント

外国において発行される証券又は証書のうちオプションを表示するものをいう。

(5) 外国投資信託受益証券等

外国投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証

は、権利行使日。以下この項において同じ。）までに当該取引参加者に申し込んだ場合であって、制度信用取引によるものか一般信用取引によるものかの別を当該取引参加者に指示したときは、権利行使日の翌日に信用取引による当該オプション対象証券の売付け又は買付けが成立する。

4 前項の場合において、顧客は、証拠金規則第33条第1項に定める受入証拠金の総額が、クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める取引証拠金等に関する規則に規定する顧客の証拠金所要額（当該権利行使に係る額を除く。）を超えている場合には、証拠金規則第35条第1項の規定にかかるわらず、当該超過額（金銭の場合には、同条第1項第1号に定める現金超過額を限度とする。）を引き出し、当該顧客が差し入れるべき信用取引に係る委託保証金に充当することができる。

5 第2項の場合において、顧客が、当該信用取引を、当該オプション対象証券と同一銘柄の対当する数量の反対売買（当該反対売買に係る取引所の定める決済日が当該信用取引によるオプション対象証券の売付け又は買付けに係る取引所の定める決済日と同一日であるものに限る。）により決済する場合には、第2項の規定において準用する東京証券取引所の受託契約準則第39条の規定は適用しない。

券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

(6) 外国投資証券等

外国投資証券及び外国投資証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

(6)の2 外国受益証券発行信託の受益証券等

外国受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

(7) 外国株式等

外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

(8) 外国株券等

外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株式等及びカバードワラントをいう。

(9) 外国新株予約権証券

外国法人の発行する証券又は証書のうち新株予約権証券の性質を有するものをいう。

(10) 外国新株予約権

外国新株予約権証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。

(11) 外国新株予約権証券等

第3節 指数オプション取引に係る顧客の決済等
(指数オプション取引の決済のために授受する金
銭)

第27条 顧客と取引参加者との間で指数オプション
取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客の委
託に基づく売付け又は買付けが成立した場合の取
引代金及び当該顧客の委託に基づく権利行使に係
る決済の場合における権利行使価格と権利行使日
のオプション清算数値との差に相当する金銭とす
る。

(顧客の決済時限)

第28条 顧客が前条に掲げる決済を行う場合には、
買付けに係る取引代金又は権利行使の割当てを受けたこと
に伴う金銭を、取引が成立した取引日の終了する日又は権利行使日
の翌日(当該顧客が非居住者である場合は、当該取引が成立した取引日の終了する日又は権利行使日から起算して3日目の日)までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

(証拠金の決済のために授受する取引代金等への充
當)

第29条 取引参加者は、顧客が前条の規定により当該取引参加者に差し入れるべき取引代金又は金銭について、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。

外国新株予約権証券及び外国新株予約権をい
う。

(12) 外国証券

外国株券等及び外国新株予約権証券等をい
う。

(新設)

(外国証券取引口座)

第28条の2 顧客は、現物取引参加者等に外国証券取引口座を設定している場合には、外国証券の取引所における売買その他の取引(信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除く。以下この節において「委託取引」という。)については、この節の規定に従い、外国証券の委託取引を行うものとする。

(外国証券取引口座による処理)

第28条の3 顧客が現物取引参加者等との間で行う
外国証券の委託取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の委託取引に関する金銭の授受等そのすべてを外国証券取引口座により処理するものとする。

(外国証券取引に關し遵守すべき事項)

第28条の4 顧客は、現物取引参加者等との間で行う
外国証券の委託取引については、国内の諸法令並びに取引所及び保管振替機構(以下この節において「決済会社」という。)の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に關連する条項に従うとともに、外国証券の発行者(外国株預託証券について、預託証券に係る預託機関をいう。以下この節において同じ。)が所在する国又は地域(以下この節において「国等」という。)の諸法令及び慣行等に關し、現物取引参加者等から指導のあったとき

は、その指導に従うものとする。

第6章 未決済約定の引継ぎ等

(顧客の委託に基づく未決済約定の取扱い等)

第30条 顧客の委託に基づく未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、証拠金規則によるものとする。

(新設)

(外国証券の混蔵寄託等)

第28条の5 顧客が現物取引参加者等に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下この節において「寄託証券」という。)は、混蔵寄託契約により寄託するものとする。現物取引参加者等が備える顧客口座に顧客が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下この節において「振替証券」という。)は、諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとする。

2 寄託証券は、現物取引参加者等の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えるものとする。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における現物取引参加者等に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとする。

3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国の国内にある保管機関(以下この節において「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理するものとする。

4 顧客は、第1項の寄託又は記録若しくは記載について、顧客が現地保管機関が所在する国等において外国証券を現物取引参加者等に寄託した場合を除き、現物取引参加者等の要した実費をその都度現物取引参加者等に支払うものとする。

(削る)

(寄託証券に係る共有権)

第29条 現物取引参加者等に外国証券を寄託した顧客は、当該外国証券及び他の顧客が当該現物取引参加者等に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当該現物取引参加者等が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得する。現地保管機関における現物取引参加者等に係る口座に外国株式等を記載又は記録された顧客は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該顧客に与えられこととなる権利を取得する。

2 寄託証券に係る顧客の共有権は、現物取引参加者等が顧客の口座に振替数量を記帳した時に移転する。振替証券に係る顧客の権利は、現物取引参加者等が顧客の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転する。

(削る)

(寄託証券等の交付の申出等)

第30条 顧客は、寄託証券等の交付（寄託証券等の顧客が指定する口座への振替を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、その旨を現物取引参加者等に申し出るものとする。

2 現物取引参加者等は、顧客から寄託証券の交付の申し出を受けたときは、当該寄託証券と同一銘柄の外国証券を返還するものとする。この場合においては、当該外国証券につき共有権を有する他の者と協議することを要しない。

(削る)

(寄託証券等の本邦以外の国等の金融商品市場等での売却又は交付)

第30条の2 顧客が寄託証券等を本邦以外の国等の金融商品市場等において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、現物取引参加者等は、当該寄託証券等を現地保管機関から現物取引参加者等又は現物取引参加者等の指定する保管機関に保管替えし、又は現物取引参加者等の指定する口座に振り替えた後に、売却し、又は顧客に交付を行うものとする。

2 顧客は、前項の交付については、現物取引参加

者等の要した実費をその都度現物取引参加者等に支払うものとする。

(上場廃止の場合の措置)

(削る)

第30条の3 寄託証券等が取引所において上場廃止となる場合は、現物取引参加者等は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から現物取引参加者等又は現物取引参加者等の指定する保管機関に保管替えし、又は現物取引参加者等の指定する口座に振り替える。

(配当等の処理)

(削る)

第30条の4 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下この節において同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下この節において同じ。）を通じ顧客あてに支払う。

(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下この節において同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、外国株預託証券、外国受益証券発行信託の受益証券等及びカバードワラントに係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下この節において同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱う。

a 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が寄託証券等について株式配当に係る株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては1口、カバードワラントにあっては1カバードワラント、外国株預託証券にあっては1証券。以下この節において同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下この節において同じ。）を通じ顧客あてに支払う。ただし、顧客が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

b 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
顧客は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込むものとする。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払うものとする。

(3) 配当金以外の金錢が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ顧客あて

に支払うものとする。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は現物取引参加者等が定めるレートによる。ただし、現物取引参加者等が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとする。

2 顧客は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下この節において「配当金等」という。）の支払方法については、現物取引参加者等所定の書類により現物取引参加者等に指示するものとする。

3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行う（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。

4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）による。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとする。

5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、顧客の負担とし、配当金から控除するなどの方法により顧客から徴収する。

6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は取引参加者が行う。

7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかるらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことのできない場合は、配当金等の支払いを当該事由が

消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとする。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとする。

(新株予約権等その他の権利の処理)

(削る)

第30条の5 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下この節において同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱う。

a 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合顧客が所定の时限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下この節において同じ。）の引受けを希望することを現物取引参加者等に通知し、現物取引参加者等を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、現物取引参加者等を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の时限までに新株式の引受けを希望することを現物取引参加者等に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるとときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分する。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失う。

b 寄託証券等が取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込む。この場合において、顧客が所定の时限までに新株式の引受けを希望することを現物取

引参加者等に通知し、現物取引参加者等を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株予約権等を使用して新株式を引き受け、現物取引参加者等を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを現物取引参加者等に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとする。

(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、外国株預託証券、外国受益証券発行信託の受益証券及びカバードワラントに係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込む。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分する。

(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、現物取引参加者等を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとする。ただし、顧客が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

(4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによる。

(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並び

に同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理する。

(6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は現物取引参加者等が定めるレートによる。ただし、現物取引参加者等が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとする。

(払込代金等の未払い時の措置)

(削る)

第30条の6 顧客が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため現物取引参加者等に支払うことと約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに現物取引参加者等に支払わないときは、現物取引参加者等は、任意に、顧客の当該債務を履行するために、顧客の計算において、当該引受け株券の売付契約等を締結することができるものとする。

(議決権の行使)

(削る)

第30条の7 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会及び外国投資証券等に係る投資主総会を含む。以下この節において同じ。）における議決権は、顧客の指示により、決済会社が行使する。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しない。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、顧客が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、顧客が行使するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は顧客が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。

(株主総会の書類等の送付等)

(削る)

第30条の8 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が顧客の届け出た住所あてに送付する。

2 前項の諸通知の送付は、取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとする。

(個人データの第三者提供に関する同意)

(削る)

第30条の9 顧客は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該顧客の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第4項に規定する個人データであって当該顧客の住所、氏名、所有する外国証券の数量その他当該各号に掲げる場合に応じて必要な範囲のものをいう。）が、提供されることがあることに同意するものとする。

(1) 寄託証券等の発行者が所在する国等において当該寄託証券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他の手続を行う場合

当該寄託証券等の発行者が所在する国等の税務当局又は当該寄託証券等に係る現地保管機関

(2) 寄託証券等の発行者又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は本邦以外の国等の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下この号において「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主（外国投資信託受益証券等にあっては実質受益者、外国投資証券等にあっては実質投資主）向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合

当該寄託証券等の発行者又は当該外国株券等の発行者

(3) 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他の手続を行う場合

当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該外国株預託証券の発行者又は当該外国株預託証券に係る現地保管機関

（外国株預託証券に係る議決権の行使）

（削る）

第30条の10 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、顧客の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使する。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しない。

2 第30条の7第2項の規定は、前項の指示について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、顧客が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、顧客が行使するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は顧客が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。

(削る)

第4節 発行日取引に係る委託保証金

(発行日取引に係る委託保証金の差入れ)

第31条 発行日取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。

2 同一顧客の同一銘柄の売建て又は買建てに対当する買付け又は売付けについては、前項の規定を適用しない。

(発行日取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第32条 第40条の規定は、発行日取引に係る委託保証金の有価証券による代用について準用する。

(発行日取引に係る委託保証金の引出し等)

第33条 取引参加者は、顧客から発行日取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を前条において準用する第40条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させることができる。

- (1) 当該顧客の発行日取引（当該発行日取引に係る委託保証金の差入れを受けたものに限る。次項第1号a及び第2号a、第3項第1号並びに第37条において同じ。）に係る受入保証金の総額
- (2) 前号の発行日取引に係る一切の有価証券（対当

売買及び当該対当売買に對する売買に係るも
の並びに決済を終了したものを除く。次項第1
号b及び第2号b, 第3項第2号並びに第37条
において同じ。)の約定価額に100分の30を乗じ
て得た額

2 前項の規定によるもののほか, 取引参加者は,
顧客から発行日取引に係る委託保証金として差入
れを受けた金銭又は有価証券については, 次の各号
に掲げる場合に限り, これを引き出させることがで
きる。

(1) 発行日取引に係る有価証券の一部の決済をす
る場合 (aに掲げる額からbに掲げる額を控除
した額に相当する金銭又は当該額を前条におい
て準用する第40条第2項各号に掲げる率をもつ
て除して得た額に相当する有価証券を引き出さ
せる場合に限る。)

a 当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の
総額

b 前aの発行日取引に係る一切の有価証券
(当該決済をする発行日取引に係るものと除
く。)の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(2) 発行日取引に係る有価証券の一部の決済をす
る場合において, 当該決済をする発行日取引に
より買い付けた有価証券又は売り付けた有価証
券の売付代金に相当する金銭の全部を発行日取
引に係る委託保証金として差し入れさせること
を条件とするとき (その差入れ後においてaに
掲げる額がbに掲げる額以上となる場合に限
る。)

a 当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の
総額

b 前aの発行日取引に係る一切の有価証券の
約定価額に100分の30を乗じて得た額

(3) 発行日取引に係る有価証券の全部の決済をす
る場合

(4) 当該金銭又は有価証券の全部又は一部につい
て, その差換えをする場合

3 取引参加者は, その顧客のために新たな発行日
取引を行ったときは, 第1号に掲げる額から第2号
に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該

額を前条において準用する第40条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券であって当該顧客から発行日取引に係る委託保証金として差入れを受けたものを第31条の規定により当該新たな発行日取引に係る委託保証金として差入れを受けるべき金銭の額に充当することができる。

(1) 当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額

(2) 前号の発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(発行日取引に係る受入保証金の計算方法)

第34条 前条第1項第1号, 同条第2項第1号a及び第2号a, 同条第3項第1号並びに第37条に規定する受入保証金の総額については, 次の各号に掲げる額を差し引いて計算するものとする。ただし, 前条第2項第1号aに規定する受入保証金の総額については, 決済をする発行日取引の第1号に掲げる額を差し引かないものとする。

(1) 顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに委託手数料その他のものであって, 当該顧客の発行日取引について顧客の負担すべきものの合計額に相当する額

(2) 顧客の発行日取引について当該顧客に対し信用を供与している場合におけるその信用供与額に相当する額

(3) 顧客の発行日取引に係る有価証券の決済の終了後において, なお当該顧客の当該取引参加者に対する債務が残存している場合(当該債務が借入金その他の債務として当該取引参加者との間で新たな債権債務関係となったものを含む。)における当該残存額に相当する額

2 発行日取引に係る受入保証金の総額の計算については, 第45条第2項及び第3項の規定を準用する。

(発行日取引に係る計算上の利益の引出し等の制限)

第35条 取引参加者は、その顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動又は対当売買により計算上の利益を生じた場合において、その利益額に相当する金銭又は有価証券を当該取引の決済前に交付し又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。

(発行日取引に係る委託保証金の追加差入れ)

第36条 取引参加者は、その顧客の発行日取引に係る有価証券の相場の変動又は対当売買により計算上の損失を生じている場合には、その損失額に相当する額を委託保証金として追加差入れさせることができる。

(発行日取引に係る委託保証金の維持)

第37条 取引参加者は、発行日取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第31条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 取引参加者は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日取引に係る売建て又は買建てに対当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 取引参加者は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった発行日取引に係る売建て又は買建てに

対当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(対当株数に係る委託保証金の返還)

第38条 取引参加者は、同一顧客の同一銘柄の発行日取引に係る売建てと買建てとが対当することとなった場合において、当該顧客から受入保証金の返還請求を受けたときは、当該対当株数に係る受入保証金を返還するものとする。

2 前項の売建てと買建てとが対当することとなり、受入保証金を返還する場合において、その対当売買により計算上の損失が生じているときは、取引参加者は、顧客から当該損失に相当する額の金銭を差し入れさせるものとする。

(削る)

第4章 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第39条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。

(1) 差入れの際、当該顧客の信用取引に係る受入保証金がない場合

a 当該信用取引に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（以下この条において「通常の最低限度額」という。）が30万円以上のときは、その額

b 当該信用取引に係る通常の最低限度額が30万円に満たないときは、30万円

(2) 差入れの際、当該顧客の信用取引に係る受入保証金がある場合

a 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当

該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

(第45条第1項に規定する計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下同じ。)と
の合計額が30万円以上のときは、当該信用取引に係る通常の最低限度額

b 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額との合計額が30万円に満たないときは、その差額を当該信用取引に係る通常の最低限度額に加算した額

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第40条 信用取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第45条第2項において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券
(内国法人の発行する株券、優先出資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国株券等、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券(外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)を含み、投資信託受益証券、投資証券及びカバードワラントを除く。以下同じ。)

100分の80

(2) 国債証券

100分の95

(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(4) 特別の法律により法人の発行する債券

政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの

100分の90

その他のもの

100分の85

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（交換社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

転換社債型新株予約権付社債券を除く社債券

100分の85

転換社債型新株予約権付社債券

100分の80

(6) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている外国国債証券

100分の85

(8) 国内の金融商品取引所に上場されている外国地方債証券

100分の85

(9) 国際復興開発銀行円貨債券

100分の90

(10) アジア開発銀行円貨債券

100分の90

(11) 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。国内の金融商品取引所に上場されているものに限る。）

100分の85

(12) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の金融商品取引所に上場されているもの及び一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の80

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、転換社債型新株予約権付社債券、前項第6号に規定する交換社債券並びに同項第12号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第12号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの

一般社団法人投資信託協会が発表する時価

(3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値

(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付け)

第41条 取引参加者は、信用取引による売付けについては、当該売付けの決済日に当該売付代金及び委託保証金を担保として当該売付有価証券の貸付けを行うものとし、信用取引による買付けについては、当該買付けの決済日に当該買付有価証券及び委託

保証金を担保として当該買付約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを行うものとする。ただし、第50条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けは、株式分割（優先出資の分割、受益権の分割及び投資口の分割並びに外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）又は株式無償割当て（外国株預託証券に係るこれと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の効力発生日にそれぞれ行ったものとみなす。

2 貸借銘柄について、前項の有価証券又は金銭の貸付けを制度信用取引により行う場合は、取引参加者は、取引所の定める品貸料を、有価証券の貸付けを受けている顧客から徴収し、金銭の貸付けを受けている顧客に交付するものとする。

(品貸料を授受する期間)

第42条 前条第2項の規定による品貸料の授受は、貸付けの日から弁済の日の前日までとする。

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第43条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その3日前（取引所の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（取引所の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。ただし、制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

2 第50条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式（優先出資、受益権、投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。第49条及び第50条において同じ。）の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日

を超えて繰り延べることができない。

(信用取引に係る委託保証金の引出し等)

第44条 取引参加者は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を第40条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させることができる。

(1) 当該顧客の信用取引（当該信用取引に係る委託保証金の差入れを受けたものに限る。次項第1号a及び第2号a、第3項第1号並びに第48条において同じ。）に係る受入保証金の総額

(2) 前号の信用取引に係る一切の有価証券（反対売買を行ったもの及び反対売買以外の方法による決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものを除く。次項第1号b及び第2号b、第3項第2号、第4項並びに第48条において同じ。）の約定価額に100分の30を乗じて得た額（その額が30万円に満たないときは、零であるときを除く。）は、30万円）

2 前項の規定によるもののほか、取引参加者は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、次の各号に掲げる場合に限り、これを引き出させることができる。

(1) 未決済勘定の一部の決済をする場合（aに掲げる額からbに掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を第40条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させる場合に限る。）

a 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

b 前aの信用取引に係る一切の有価証券（当該決済をする未決済勘定に係るものと除く。）の約定価額に100分の30を乗じて得た額（その額が30万円に満たないときは、30万円）

(2) 未決済勘定の一部の決済（反対売買による決済を除く。）をする場合において、当該決済をする未決済勘定に係る信用取引により買い付けた

有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金に相当する金銭の全部を信用取引に係る委託保証金として差し入れさせることを条件とするとき(その差入れ後においてaに掲げる額がbに掲げる額以上となる場合に限る。)。

a 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

b 前aの信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額(その額が30万円に満たないときは、30万円)

(3) 未決済勘定の全部の決済をする場合

(4) 当該金銭又は有価証券の全部又は一部について、その差換えをする場合

3 取引参加者は、その顧客のために新たな信用取引を行ったときは、第1号に掲げる額から第2号及び第3号に掲げる額の合計額を控除した額に相当する金銭又は当該額を第40条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券であって当該顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けたものを第39条の規定により当該新たな信用取引に係る委託保証金として差入れを受けるべき金銭の額に充当することができる。

(1) 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

(2) 前号の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(3) 当該差入れを受けるべき金銭の額と前号に掲げる額との合計額が30万円に満たないときは、当該合計額と30万円との差額に相当する額

4 第1項第2号、第2項第1号b及び第2号b、前項第2号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合(第1項第2号、第2項第1号b及び第2号b並びに前項第2号の約定価額(当該権利落に伴い顧客が有価証券を引き受ける場合において、権利の価額に相当する金銭の交付を受けていないときを除く。)並びに同条第3項の約定価額は、

顧客が取引参加者と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

(信用取引に係る受入保証金の計算方法)

第45条 第39条第2号、前条第1項第1号、同条第2項第1号a及び第2号a、同条第3項第1号並びに第48条に規定する受入保証金の総額については、次の各号に掲げる額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第2項第1号aに規定する受入保証金の総額については、決済をする未決済勘定に係る信用取引の第1号に掲げる額を差し引かないものとする。

(1) 顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び委託手数料、借入金に対する利子、借入有価証券に対する品借料その他のものであって、当該顧客の信用取引について顧客の負担すべきものの合計額（信用取引により売り付けた有価証券が権利落したことに伴い顧客が負担することとなった額を支払わせる場合において、前条第1項第1号に規定する受入保証金の総額について計算するときは、当該負担することとなった額を除く。）に相当する額

(2) 顧客の信用取引について、当該顧客に対し当該信用取引に係る有価証券の約定価額に相当する額の信用供与以外に信用を供与している場合におけるその信用供与額に相当する額

(3) 顧客の未決済勘定の決済後において、なお当該顧客の当該取引参加者に対する債務が残存している場合（当該債務が借入金その他の債務として当該取引参加者との間で新たな債権債務関係となったものを含む。）における当該残存額に相当する額

2 信用取引に係る受入保証金の総額の計算において、当該受入保証金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用価格は、計算する日の前日の当該有価証券の時価に第40条

第2項各号に掲げる率を乗じて得た額によるものとする。

3 第1項の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価(前日の最終価格(取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下同じ。)。前日に約定価格(取引所において気配表示された最終気配値段を含む。)がないときはその直近の日の最終価格)により評価した価額との差損益とする。

4 反対売買による利益額が生じた場合において、当該利益額に相当する金銭を当該反対売買による未決済勘定の決済の時に顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けることとしているときは、第39条第2号、前条第1項第1号、同条第2項第1号a及び第2号a、同条第3項第1号並びに第48条に規定する受入保証金の総額については、当該利益額に相当する額を加えて計算することができる。

5 前項の規定により同項の利益額に相当する額を加えて前条第3項第1号に規定する受入保証金の総額を計算する場合においては、当該利益額に相当する金銭を顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭とみなして、同項の規定を適用する。

(信用取引に係る計算上の利益の引出し等の制限)

第46条 取引参加者は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動により計算上の利益を生じた場合において、その利益額に相当する金銭又は有価証券を交付し又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。

(信用取引に係る委託保証金の追加差入れ)

第47条 取引参加者は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動により計算上の損失を生じている場合には、その損失額に相当する額を委託保証金として追加差入れさせることができる。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第48条 取引参加者は、信用取引に係る受入保証金

の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなつたときは、当該額を維持するためには必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 取引参加者は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、当該損失計算の対象となつた未決済勘定について、顧客が弁済の申し出を行つた場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行つた有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 取引参加者は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの取引参加者が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となつた未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

第49条 株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。）、新株予約権（募集株式の割当てを受ける権利並びに優先出資、新受益権及び外国株預託証券に表示される権利の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当

日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券（投資信託受益証券及び投資証券を含む。）をもってこれを行うものとする。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の調整)

第50条 取引参加者が顧客に対し、株式分割等による株式を受ける権利等が付与された有価証券について、制度信用取引による金銭の貸付けを継続する場合においては、買付約定価額から取引所が定める株式分割等による株式を受ける権利等の価額（以下「権利処理価額」という。）を差し引いた金額によるものとし、制度信用取引による有価証券の貸し付けを継続する場合においては、担保として提供を受けた売付代金の額から取引所が定める権利処理価額を差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）が付与された場合（当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日が、当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、取引所の定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式（自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。）が割り当てられたときは、売付有価証券及び買付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、売付価格及び買付価格は、当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した価格に調整するものとする。

(他市場制度信用取引の未決済勘定)

第50条の2 顧客の他市場制度信用取引（国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該他の金融商品取引所の規則に定めるところに従って行う信用取引をいう。以下同じ。）に係る未決済勘定を、取

引所が定めるところにより制度信用取引に係る未決済勘定として取り扱うことについて、取引参加者と顧客が合意した場合は、当該他市場制度信用取引に係る未決済勘定及びこれに係る委託保証金は、制度信用取引に係る未決済勘定及びこれに係る委託保証金とみなす。この場合において、当該制度信用取引による売付け又は買付けが成立した日は、当該他市場制度信用取引による売付け又は買付けが成立した日とする。

第7章 雜 則

(ポジション保有状況の改善指示を受けた取引参加者が行う措置等)

第31条 指数先物等清算参加者（清算・決済規程第4条第1項に規定する指数先物等清算参加者をいう。以下同じ。）である取引参加者が改善指示（クリアリング機構の業務方法書の規定に基づくポジション保有状況の改善指示をいう。以下同じ。）を受けた場合には、当該改善指示の事由と密接な関係を有している市場デリバティブ取引の委託を行った顧客に対して、当該顧客の委託に基づく未決済約定の決済又は他の取引参加者への引継ぎを要請することができる。ただし、当該要請は、当該顧客の委託に基づく市場デリバティブ取引に係る取引証拠金についてクリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項に規定する措置が実施されたにもかかわらず、当該顧客が正当な理由なくこれに従わないことによって当該指数先物等清算参加者が改善指示を受けたときに限り行うことができるものとする。

2 前項の場合、当該指数先物等清算参加者である取引参加者は、合理的に必要と認められる範囲内において、当該顧客の委託に基づく市場デリバティブ取引を決済するために、当該顧客の計算において、転売又は買戻し等（指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又はオプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。ただし、かかる転売又は買戻し等は、当該指数先物等清算参加者である取引参加者が、他の方法により

第5章 雜 則

(立会外分売引受料)

第51条 立会外分売を受託した取引参加者は、当該分売を委託した顧客から、当該分売に係る手数料のほかに、当該分売に応じて買付けを行った取引参加者への立会外分売取扱料の支払いに充てるため、立会外分売引受料をその売付数量に応じて決済の時に徴収するものとする。

2 前項の立会外分売引受料は、当該分売を受託した取引参加者と委託した顧客との合意により定めるものとし、その単価は、取引所が定める単位によるものとする。

当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行つてもなお当該改善指示に適合できないときで, かつ, 当該顧客に対して, あらかじめ, 合理的な猶予期間を定めて同項の要請を行ったにもかかわらず, 当該顧客がこれらを正当な理由なく行わなかつたときに限り行うことができるものとする。

3 前2項の規定は、取引参加者規程第24条第2項に規定する指数先物等非清算参加者に係る指定指数先物等清算参加者（当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者（指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ）が改善指示を受けた場合であつて、当該指定指数先物等清算参加者が当該指数先物等非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく市場デリバティブ取引に係る未決済約定の決済又は他の指数先物等清算参加者への引継ぎの指示を当該指数先物等非清算参加者に対して行ったときについて準用する。

(外貨による金銭の授受)

第32条 顧客と取引参加者との間における市場デリバティブ取引（個別証券オプションの権利行使により成立する有価証券の売買を含む。）に係る金銭の授受は、取引参加者が同意した場合には、顧客が指定する外貨により行うことができるものとする。

(顧客の決済不履行の場合の処置)

第33条 顧客が、所定の時限までに、市場デリバティブ取引に関し取引参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない若しくは預託すべき証拠金を預託しない場合、支払うべき金銭若しくは買付けに係る取引代金を支払わない場合又は権利行使に係る決済代金若しくは引渡有価証券を取引参加者に交付しない場合には、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引を決済するために、当該顧客の計算において、指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又は最終決済、オプション取引に係る転売若しくは買戻し、権利行使又は有価証券の売付契約

(外貨による金銭の授受)

第52条 顧客と取引参加者との間における有価証券の売買に係る金銭の授受は、取引参加者が同意した場合には、顧客が指定する外貨により行うことができるものとする。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第53条 顧客が、所定の時限までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付しないとき、発行日取引に関し預託すべき委託保証金又は損失計算が生じた場合において損失に相当する額の金銭を取引参加者に預託しないとき及び信用取引に関し預託すべき委託保証金若しくは支払うべき金銭を取引参加者に預託せず若しくは支払わないとき又はその貸付けを受けた買付代金若しくは売付有価証券の弁済を行わない場合には、取引参加者は、任意に、当該売買又は信用取引を決済するために、当該顧客の計算において、売付契約又は買付契約の締

若しくは買付契約の締結（これらの委託を含む。）
を行うことができる。

2 (略)

(取引の取消しの効果等)

第34条 取引所が取引の取消しを行った場合には、当該取り消された取引に係る顧客と取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。

2 顧客は、取引所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

3 顧客は、取引所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

結（その委託を含む。）を行うことができる。

2 (略)

(売買の取消しの効果等)

第54条 取引所が売買の取消しを行った場合には、当該取り消された売買に係る顧客と取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。

2 顧客は、取引所が売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

3 顧客は、取引所が売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

付 則

この準則は、平成25年7月16日から施行する。

J－NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「J－NET市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p>	<p>J－NET市場に関する<u>有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等</u>の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち<u>売買立会によらない有価証券の売買又は立会によらない市場デリバティブ取引（取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「J－NET市場」という。）における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）及び市場デリバティブ取引の受託等について、<u>有価証券上場規程、JASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）、業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「個別証券オプション特例」という。）、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）、種類株に関するJASDAQにおける有価証券上場規程の特例（以下「種類株特例」という。）、出資証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「出資証券特例」という。）、優先株に関する有価証券上場規程の特例（以下「優先株特例」という。）、転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「転換社債型新株予約権付社債券特例」という。）、ETFに関する有価証券上場規程の特例（以下「ETF特例」という。）、ETNに関する有価証券上場規程の特例（以下「ETN特例」という。）、ベンチャーファンド</u></u></p>

2 この特例に定めのないものについては、業務規程及び受託契約準則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

に関する有価証券上場規程の特例（以下「ベンチャーファンド特例」という。）、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）及びカバードワラントに関する有価証券上場規程の特例（以下「カバードワラント特例」という。）の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、J Q有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程、受託契約準則、指数先物特例、個別証券オプション特例、指数オプション特例、種類株特例、出資証券特例、優先株特例、転換社債型新株予約権付社債券特例、E T F特例、E T N特例、ベンチャーファンド特例、不動産投信特例及びカバードワラント特例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。

(1) J – N E T取引とは、売買立会によらない有価証券の売買であって、次号から第5号までに定める各取引をいう。

(2) 単一銘柄取引とは、この特例に定めるところに従って行う本所が定める数量又は金額以上の取引をいう。

(3) バスケット取引とは、この特例に定めるところに従って行う本所が定める銘柄数以上の種類が同一の有価証券を同時に売り付け又は買い付ける取引であって、当該売付け又は買付けに係る代金の合計（以下「バスケット取引に係る代金」という。）が本所の定める金額以上の取引をいう。

(4) 自己株式取得取引とは、会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の株式の取得のための取引をいう。

(5) 終値取引とは、売買立会によらない売買であって、この特例に定めるところに従って行う普通取引（本所が指定する銘柄については、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」と

いう。) の売買立会における売買の普通取引を
いう。第10条第3項第4号において同じ。) に
おける最終値段 (特別気配値段 (本所の定める
呼値に関する規則第13条の規定又は東京証券取
引所の定める呼値に関する規則第10条の規定に
より特別気配表示された特別気配値段をいう。
以下同じ。), 気配値段 (本所の定める呼値に
関する規則第14条の規定により気配表示された
気配値段をいう。以下同じ。) 及び連続約定気
配値段 (東京証券取引所の定める呼値に関する
規則第11条の規定により連続約定気配表示され
た連続約定気配値段をいう。以下同じ。) を含
む。第10条第3項第4号において同じ。) 又は
本所が算出する売買高加重平均価格 (本所が指
定する銘柄については、東京証券取引所が算出
する売買高加重平均価格をいう。第10条第3項
第4号において同じ。) (以下「売買高加重平
均価格」という。) による取引をいう。

(1) J-NET取引とは、立会によらない市場デリ
バティブ取引であって、次号及び第3号に定め
る取引をいう。

(2) J-NET単一銘柄取引とは、この特例の定め
るところに従って行う本所が定める数量以上の
市場デリバティブ取引をいう。

(3) (略)

(4) 競争売買市場とは、本所の市場のうち立会によ
る市場デリバティブ取引を行う市場をいう。

(削る)

(削る)

(削る)

(6) J-NETデリバティブ取引とは、立会によら
ない市場デリバティブ取引であって、次号及び
第8号に定める取引をいう。

(7) J-NETデリバティブ単一銘柄取引とは、こ
の特例の定めるところに従って行う本所が定め
る数量以上の市場デリバティブ取引をいう。

(8) (略)

(9) 競争売買市場とは、本所の市場 (JQ有価証券
上場規程第2条に定めるJASDAQを除く。)
のうち売買立会による有価証券の売買又は立会
による市場デリバティブ取引を行う市場をい
う。

(10) 規程とは、業務規程をいう。

(11) 前各号に定めるもののほか、この特例におい
て使用する市場デリバティブ取引に係る用語の
意義は、この特例に別に定める場合を除き、指
数先物特例、個別証券オプション特例及び指数
オプション特例において定めるところによるも
のとする。

(新規上場申請手続)

第3条 新規上場申請者が J-NET 市場への上場を申請する場合には、有価証券上場規程第3条各項（外国株券に関する規定及び外国株預託証券に関する規定を除く。）、JQ有価証券上場規程第4条各項（外国株券に関する規定を除く。）、優先株特例第2条第1項各号、種類株特例第2条第1項各号、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条第1項各号、ETF特例第2条各項、ETN特例第4条各項、ベンチャーファンド特例第3条第2項各号、不動産投信特例第3条第2項各号又はカバードワラント特例第3条第2項各号の定めるところにより、有価証券上場申請書及びその添付書類等を提出するものとする。

2 競争売買市場又は JASDAQへの上場について、新規上場申請者が有価証券上場規程第3条第1項、JQ有価証券上場規程第4条第1項、優先株特例第2条第1項第1号、種類株特例第2条第1項第1号、転換社債型新株予約権付社債券特例第2条第1項第1号、ETF特例第2条第2項第1号、ETN特例第4条第1項、ベンチャーファンド特例第3条第2項第1号、不動産投信特例第3条第2項第1号a、第2号及び第3号a又はカバードワラント特例第3条第2項第1号に規定する有価証券上場申請書を本所に提出する場合は、原則として J-NET 市場への上場を併せて申請したものとみなす。ただし、競争売買市場又は JASDAQ に限りその上場を申請する旨の通知を当該新規上場申請者から受領した場合は、この限りでない。

第4条 削除

(上場賦課金等の取扱い)

第5条 有価証券上場規程第6条及び第19条、JQ有価証券上場規程第6条及び第55条、優先株特例第6条、種類株特例第8条、転換社債型新株予約権付社債券特例第5条、ETF特例第3条及び第12条、ETN特例第6条及び第20条、ベンチャーファンド特例第15条、不動産投信特例第14条又はカバードワ

ラント特例第5条第3項, 第18条及び第19条の規定は, 競争売買市場又はJASDAQに上場していない有価証券のJ-NET市場への上場について準用する。

2 競争売買市場又はJASDAQの上場有価証券の発行者のJ-NET市場への上場に係る上場審査料, 上場手数料, 年賦課金, 上場管理料及びTalent利用料については, 免除する。

(上場審査基準)

第6条 J-NET市場への上場審査については, 次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券株券上場審査基準第2条並びに第4条第1項(適用を受けるものに限る。), JQ有価証券上場規程第8条から第10条まで(適用を受けるものに限る。), 優先株特例第3条, 種類株特例第8条, 転換社債型新株予約権付社債券特例第3条, 社会資本整備市場上場審査基準第2条及び第3条第1項, ETF特例第4条, ETN特例第7条及び第8条, ベンチャーファンド特例第5条及び第6条, 不動産投信特例第4条又はカバードワラント特例第5条及び第6条の規定に適合していること。この場合において, 当該新規上場申請者が競争売買市場又はJASDAQへの上場を申請していない場合には, 前段に掲げる規定の他, J-NET市場への上場を申請する日において, 東京証券取引所が定める株券, 優先株, 転換社債型新株予約権付社債券, 投資信託受益証券又は不動産投資信託証券に関する上場廃止の規定に該当していないこと。

(2) 競争売買市場又はJASDAQの上場有価証券

J-NET市場への上場を申請する日において, 適用を受ける株券上場廃止基準第2条, JQ有価証券上場規程第47条, 優先株特例第5条, 種類株特例第7条, 転換社債型新株予約権付社債券特例第4条, 社会資本整備市場上場廃止基準第2条, ETF特例第10条, ETN特例第17条, ベンチャーファンド特例第13条, 不動産投

信特例第12条又はカバードワラント特例第15条のいづれかの規定に該当していないこと。

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第7条 J-NET市場の上場有価証券の発行者は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則、JQ有価証券上場規程第20条、種類株特例第6条、ETF特例第6条、ETN特例第13条、ベンチャーファンド特例第10条、不動産投信特例第9条又はカバードワラント特例第10条及び第11条に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報の適時開示等を行うものとする。

(上場廃止基準等)

第8条 有価証券上場規程第14条の6、株券上場廃止基準、JQ有価証券上場規程第40条、第47条から第51条まで、優先株特例第5条から第5条の3まで、種類株特例第7条から第7条の3まで、転換社債型新株予約権付社債券特例第4条から第4条の3まで、社会資本整備市場上場廃止基準、ETF特例第10条及び第10条の2、ETN特例第17条及び第18条、ベンチャーファンド特例第13条及び第13条の2、不動産投信特例第12条及び第12条の2又はカバードワラント特例第15条及び第16条の規定は、J-NET市場における上場廃止、監理銘柄及び整理銘柄の指定並びに特設注意市場銘柄の指定について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、競争売買市場又はJASDAQに上場していないJ-NET市場の上場株券について、東京証券取引所における上場が廃止される場合には、J-NET市場における上場を廃止するものとする。

(有価証券上場規程等の準用)

第9条 有価証券上場規程第2条、第3条（第1項から第3項までを除く。）、第3条の2、第4条、第8条から第11条まで、第15条から第18条まで及び第20条、JQ有価証券上場規程第3条、第4条（第1項から第3項までを除く。）、第5条、第16条か

ら第19条まで、第46条、第52条から第54条まで及び
第56条、優先株特例第2条（第1項を除く。）及び
第3条の2、種類株特例第2条（第1項を除く。）
及び第4条、転換社債型新株予約権付社債券特例第
2条（第1項を除く。）及び第3条の2、E T F特
例第2条（第2項を除く。）、第2条の2、第4条
の3、第5条、第7条、第8条及び第11条、E T N
特例第3条、第4条（第1項から第4項までを除
く。）、第5条、第10条、第12条、第14条、第15
条、第19条、ベンチャーファンド特例第3条（第2
項を除く。）、第3条の2、第7条から第9条まで、
第11条、第12条及び第14条、不動産投信特例第3条
（第2項を除く。）、第3条の2、第6条から第8
条まで、第10条、第11条及び第13条並びにカバード
ワラント特例第3条（第2項を除く。）、第4条、
第8条、第9条、第12条から第14条まで及び第17
条の規定は、本所のJ－N E T市場における有価証
券の上場申請及び上場審査、上場有価証券の管理、
変更上場、上場廃止その他上場有価証券に関する事
項について準用する。

（出資証券の上場の特例）

- 第9条の2 本所は、出資証券特例第3条第1項の
規定によりJ A S D A Qに上場された出資証券に
ついて、J－N E T市場に上場するものとする。
- 2 第3条から前条までの規定は、前項の規定によ
りJ－N E T市場に上場された出資証券について
は、適用しない。
- 3 出資証券特例第3条第2項の規定は、第1項の
規定によりJ－N E T市場に上場された出資証券
について準用する。

第2章 業務規程等の特例

（削る）

第3章 業務規程等の特例

（呼 値）

- 第10条 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項
に規定する現物取引参加者、同条第4項に規定する
I P O取引参加者又は同条第6項に規定するジャ
スダック取引参加者をいう。この章から第5章まで

において同じ。)は、J-NET取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、本所に対し明らかにしなければならない。

2 J-NET取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置等から行うものとする。

3 J-NET取引の呼値は、次の各号に定める値段又は代金により行うものとする。

(1) 単一銘柄取引の呼値は、本所が定める値段により行うものとする。

(2) バスケット取引の呼値は、本所が定めるバスケット取引に係る代金により行うものとする。

(3) 自己株式取得取引の呼値は、第15条第1項の届出を受理した日の売買立会における最終値段(本所が定めるところにより特別気配表示が行われているとき又は呼値に関する規則第14条の規定により表示した気配値段があるときは、当該最終特別気配値段又は気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日又は取得対価の変更期日である場合には、本所が定める基準値段。当該銘柄について、届出を受理した日に最終値段(本所が定めるところにより特別気配表示が行われているとき又は呼値に関する規則第14条の規定により表示した気配値段があるときは、当該最終特別気配値段又は気配値段を含む。)がないときは、本所がその都度定める値段。以下第15条において「買付値段」という。)により行うものとする。

(4) 終値取引の呼値は、次のaからdまでに定める値段により行うものとする。

a 前日終値(前日(休業日(規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。)に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の普通取引における最終値段。ただし、普通取引における規程第24条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第24条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の

期日，同第25条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第25条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては，本所がその都度定める値段とする。)

- b 当日終値（当日の普通取引における最終値段。以下同じ。）
- c 前日の売買高加重平均価格（前日の午後立会終了時における終日の売買高加重平均価格。以下同じ。）
- d 当日の売買高加重平均価格（当日の午後立会終了時における終日の売買高加重平均価格。以下同じ。）

- 4 当日取引により行うJ-NET取引の呼値は，同一の取引参加者が売呼値と対当させるための買呼値を同時に使うものとする。
- 5 この特例に定めるもののほか，J-NET取引の呼値に関し必要な事項については，本所が定める。

(J-NET取引の種類)

(削る)

第11条 J-NET取引の種類は，当日取引及び普通取引（自己株式取得取引及び終値取引については普通取引）とする。ただし，カバードワラントについてでは，当日取引を行わないものとする。

- 2 当日取引は，売買契約締結の日に決済を行うものとする。
- 3 普通取引は，売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（規程第9条第3項各号に掲げる日の売買については，5日目の日）に決済を行うものとする。ただし，利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において，同条第4項又は第5項に定める場合には，同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし，同条第4項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるとときは，第32条第1項第1号を除き，順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については5日目の日に決済を行うものとする。

(削る)

第12条 削除

(单一銘柄取引)

(削る)

第13条 単一銘柄取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致した場合、当該呼値の間に売買を成立させる。

2 単一銘柄取引の取引時間は、午前8時20分から午後4時30分までとする。

3 本所は、必要があると認めるときは、前項に規定する取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(バスケット取引)

(削る)

第14条 バスケット取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致した場合、当該呼値の間に売買を成立させる。

2 バスケット取引の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前11時30分から午後0時30分まで及び午後3時10分から4時30分までとする。

3 本所は、必要があると認めるときは、前項に規定する取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(自己株式取得取引)

(削る)

第15条 取引参加者が自己株式取得取引を行おうとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日（以下「買付執行日」という。）において、売買を成立させるものとする。

2 本所は、前項の規定により、自己株式取得取引の届出を受理したときは、自己株式取得取引の値段その他の必要事項（以下「買付要領」という。）を発表する。

3 取引参加者は、第1項の規定により届出を行った後においては、当該届出を取り消すことができない。ただし、売呼値の受付時間終了時までにおいて、

当該自己株式取得取引に係る銘柄について、本所が
当該自己株式取得取引を行うことが適当でないと
認めたときは、この限りでない。

4 自己株式取得取引の売呼値の受付時間は、午前
8時から8時45分までとする。

5 本所は、必要があると認めるときは、前項の売
呼値の受付時間を臨時に変更することができる。こ
の場合においては、あらかじめその旨を取引参加者
に通知する。

6 第1項に規定する売買の成立は、自己株式取得
取引の売呼値を買付値段により対当させる。ただし、当該売呼値の数量が当該自己株式取得の申込数
量を超えているときは、本所が定める方法により対
当させるものとする。

7 取引参加者は、本所が買付要領を発表する以前
に、当該自己株式取得取引について売付けの勧誘を
行ってはならない。

(終値取引)

(削る)

第16条 終値取引は、競争売買によるものとし、当
該競争売買における呼値の順位は、第10条第3項第
4号aからdまでに掲げる各々の値段につき、次の
各号に定めるところによる。

(1) 呼値が行われた時間の先後により、先に行われ
た呼値は、後に行われた呼値に優先する。

(2) 同時に行われた呼値の順位は、本所が定める。

(3) 前2号の規定にかかわらず、取引参加者が売呼
値を行うとともに当該売呼値と対当させるため
に同数量の買呼値を同時に行う場合は、当該売
呼値及び当該買呼値は、他の呼値に優先する。

2 終値取引の呼値の受付時間は、午前8時から午
後4時30分までとする。ただし、本所が必要がある
と認めるときは、呼値の受付時間を臨時に変更する
ことができる。この場合においては、あらかじめそ
の旨を取引参加者に通知する。

3 第1項の競争売買は、個別競争売買とし、当該
個別競争売買においては、第10条第3項第4号aか
らdまでに掲げる各々の値段につき売呼値の競合
及び買呼値の競合によるものとし、次の各号に定め
る区分に従い、当該各号に定める時刻に、第1項に

定める呼値の順位に従って、売呼値又は買呼値のいずれか少ない方の呼値の全数量に達するまで、対当する呼値の間に売買を成立させる。ただし、本所が必要があると認めるときは、あらかじめその旨を取り扱い参加者に通知のうえ、売買を成立させる時刻を臨時に変更することができる。

(1) 前日終値及び前日の売買高加重平均価格

午前8時50分

(2) 当日終値及び当日の売買高加重平均価格

午後4時30分

4 本所は、前項に定める売買を成立させる時刻前に第2条第5号に規定する売買高加重平均価格に誤りがあると認めた場合には、再算出された売買高加重平均価格により売買を成立させることができる。

5 取引参加者は、売買高加重平均価格を算出できなかった場合、売買高加重平均価格について誤りがあった場合、前項の規定により売買高加重平均価格を変更した場合又はその他やむを得ない事情があった場合で損害を被ったときにおいても、本所に対してその損害の賠償を請求することができない。

(削る)

第17条 削除

(売買内容の通知及び確認等)

(削る)

第18条 本所は、J-NET取引が成立したときは、その内容を売買システム等により売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。

2 取引参加者は、J-NET取引について、本所から前項の規定により売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容の照合及び確認を行うものとする。

3 第1項の規定により通知された売買内容の訂正については、本所が必要と認める場合に行うことができるものとする。

(J-NET取引の取消し)

(削る)

第18条の2 本所は、過誤のある注文によりJ-NET取引に係る売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するお

それがあると認めるときは, 本所が定めるところにより, 本所が定める J-NET 取引に係る売買を取り消すことができる。

2 本所は, 天災地変その他のやむを得ない理由により本所のシステム上の J-NET 取引に係る売買記録が消失した場合において, 消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるとときは, 本所がその都度定める J-NET 取引に係る売買を取り消すことができる。

3 第1項又は前項の規定により本所が J-NET 取引に係る売買を取り消した場合には, 当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。

4 取引参加者は, 第1項の規定により本所が J-NET 取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても, 過誤のある注文を発注した取引参加者に対して, その損害の賠償を請求できないものとする。ただし, 過誤のある注文の発注に際して, 取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は, この限りでない。

5 取引参加者は, 第1項又は第2項の規定により本所が J-NET 取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても, 本所に対して, その損害の賠償を請求できないものとする。ただし, 本所に故意又は重過失が認められる場合は, この限りでない。

(J-NET取引の停止)

(削る)

第19条 本所は, 次の各号に掲げる場合には, 本所が定めるところにより, J-NET 取引を停止することができる。

(1) J-NET 取引の対象となる銘柄について, 本所又は東京証券取引所の売買立会による売買の停止が行われた場合において, 本所が必要と認める場合

(2) 有価証券又はその発行者に関し, 投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で, 当該情報の内容が不明確である場合又は本所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3) J-NET 取引の状況に異常があると認める

場合又はそのおそれがあると認める場合その他
売買管理上 J-NET 取引を継続して行わせる
ことが適当でないと認める場合

- (4) 売買システムの稼働に支障が生じた場合等に
おいて売買システムによる売買を継続して行わ
せることが困難であると認める場合
- (5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知
させる必要があると認める場合

(J-NET 取引における過誤訂正等のための売
買)

(削る)

第20条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得
ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って
本所の市場において J-NET 取引を執行するこ
とができるなかった場合は、本所が定めるところによ
り、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る
売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段によ
り、自己がその相手方となって J-NET 取引及び
次条第1項の売買によらずに執行することができ
る。

2 前項の売買の決済は、当該顧客の売付け又は買
付けを、委託の本旨に従って執行することができた
場合における決済日に行うものとする。

(復活のための売買)

(削る)

第21条 取引参加者は、顧客の注文に係る J-NET
取引に係る売買が第18条の2 第1項の規定によ
り取り消されたときは、本所が定めるところによ
り、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る
有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された
J-NET 取引に係る売買における値段と同じ値
段により、過誤のある注文を発注した取引参加者を
相手方として J-NET 取引及び過誤訂正等のた
めの売買によらずに執行することができる。この場
合において、当該過誤のある注文を発注した取引参
加者は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれ
に応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された J-NET
取引に係る売買が取り消されなかつた場合におけ
る決済日に行うものとする。

(削る)

第22条 削除

(業務規程等の準用)

(削る)

第23条 規程第4条, 第5条, 第64条, 第65条, 第74条, 第75条及び第78条の規定は, J-NET取引について準用する。

(削る)

第4章 信用取引・貸借取引規程等の特例

(J-NET取引のための貸借取引)

第24条 取引参加者は, J-NET取引による普通取引について, 制度信用取引(信用取引・貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。以下同じ。)に基づくJ-NET取引の決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係るJ-NET取引の決済のために, 信用取引・貸借取引規程第1条第1項に定める貸借取引を行うことができる。

2 取引参加者は, 自己の信用売り又は信用買いに係るJ-NET取引を行った場合は, 売買成立日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし, 応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。)から起算して4日目の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

(信用取引・貸借取引規程等の準用)

第25条 信用取引・貸借取引規程第2条, 第3条, 第5条から第12条の規定は, J-NET取引について準用する。

(自己株式取得取引に係る信用取引の禁止)

第25条の2 前条の規定にかかわらず, 取引参加者は, 第15条に規定する自己株式取得取引の売買に係る信用取引を行ってはならない。

(削る)

第5章 受託契約準則等の特例

(委託の際の指示事項)

第26条 顧客は、J－NET取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

(1) 単一銘柄取引、バスケット取引又は自己株式取得取引の区分

(2) 単一銘柄取引又はバスケット取引の種類

(3) 銘柄

(4) 売付け又は買付けの区別

(5) 数量

(6) 値段又は代金の限度

(7) 取引時間

(8) 委託注文の有効期間

(9) 信用取引により行おうとするときは、その旨

2 前項のほか、顧客は、終値取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

(1) 前日終値、当日終値、前日の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格の区別

(2) 前項第3号、第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる事項

3 信用取引口座を有する顧客がJ－NET取引の委託につき、第1項第9号の指示を行わなかった場合には、当該J－NET取引は信用取引によることができない。

4 顧客は、信用取引による売付け又は買付けを委託する場合には、制度信用取引によるものか一般信用取引によるものかの別を取引参加者に指示するものとする。

(J－NET取引再開時における委託注文の効力)

第27条 委託注文は、前条第1項第8号に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、本所がJ－NET取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(J－NET取引における顧客の受渡時限)

第28条 J－NET取引の委託について、顧客は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当日取引

顧客は、売買成立の日（取引参加者と顧客が合意するときは、その翌日）における取引参加者と顧客との合意により定める时限に、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(2) 普通取引

顧客は、売買成立の日から起算して4日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第11条第2項各号に掲げる日に成立したJ-NET取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。）の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が定める时限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

（DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し）

第29条 J-NET取引の委託について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ前条第1項又は第2項に定める日のほふりクリアリングが定める決済时限（同条第1項第2号及び第2項に掲げる取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済时限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条第1項又は第2項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

(受託契約準則の準用)

第30条 受託契約準則第2条から第3条まで、第5条、第16条、第17条、第20条、第26条、第28条、第39条から第50条の2まで、第52条及び第53条の規定は、J-NET取引において準用する。

(削る)

(J-NET取引の呼値)

第3条 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する先物取引等取引参加者をいう。以下同じ。）は、J-NET取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別その他本所が必要と認める事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

2 J-NET取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から行うものとする。

3 J-NET取引の呼値は、本所が定める値段により行うものとする。

4 売付けと買付けを同時に行うJ-NET単一銘柄取引の呼値は、同一の取引参加者が売呼値とそれに対応させるための買呼値を同時にすることによるものとする。

5 (略)

6 この特例に定めるもののほか、J-NET取引の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(J-NET取引の取引時間)

第4条 J-NET取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各

第6章 指数先物特例等の特例

(J-NETデリバティブ取引の呼値)

第31条 取引参加者（取引参加者規程第2条第3項に規定する先物取引等取引参加者をいう。この章において同じ。）は、J-NETデリバティブ取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別その他本所が必要と認める事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

2 J-NETデリバティブ取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から行うものとする。

3 J-NETデリバティブ取引の呼値は、本所が定める値段により行うものとする。

4 売付けと買付けを同時に行うJ-NETデリバティブ単一銘柄取引の呼値は、同一の取引参加者が売呼値とそれに対応させるための買呼値を同時にすることによるものとする。

5 (略)

6 この特例に定めるもののほか、J-NETデリバティブ取引の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。

(J-NETデリバティブ取引の取引時間)

第32条 J-NETデリバティブ取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分

号に定める時間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(J-NET取引による取引契約の締結)

第5条 J-NET単一銘柄取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

2・3 (略)

(取引内容の通知及び確認等)

第6条 本所は、J-NET取引が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより、売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。

2・3 (略)

(J-NET取引の一時中断)

第7条 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める銘柄について立会による取引を一時中断している間、当該各号に定める銘柄に係るJ-NET取引を一時中断する。

(1) 業務規程第33条第1項の規定により指数先物取引の全部又は一部の銘柄に係る立会による取引の一時中断が行われた場合

当該取引の一時中断が行われた銘柄

(2) 業務規程第33条第3項の規定により指数オプション取引の全部又は一部の銘柄について立会による取引の一時中断が行われた場合

当該取引の一時中断が行われた銘柄

(J-NET取引の停止)

第8条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、J-NET取引（第1号にあっては指数先物取引、第2号から第4号までにあっては個別証券オプション取引、第5号にあっては指数オプション取引に限る。）を停止することがで

ごとに、当該各号に定める時間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(J-NETデリバティブ取引による取引契約の締結)

第33条 J-NETデリバティブ単一銘柄取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

2・3 (略)

(取引内容の通知及び確認等)

第34条 本所は、J-NETデリバティブ取引が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより、売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。

2・3 (略)

(J-NETデリバティブ取引の一時中断)

第35条 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める銘柄について立会による取引を一時中断している間、当該各号に定める銘柄に係るJ-NETデリバティブ取引を一時中断する。

(1) 指数先物特例第14条第1項の規定により指数先物取引の全部又は一部の銘柄に係る立会による取引の一時中断が行われた場合

当該取引の一時中断が行われた銘柄

(2) 指数オプション特例第17条第1項の規定により指数オプション取引の全部又は一部の銘柄について立会による取引の一時中断が行われた場合

当該取引の一時中断が行われた銘柄

(J-NETデリバティブ取引の停止)

第36条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、J-NETデリバティブ取引（第1号にあっては指数先物取引、第2号から第4号までにあっては個別証券オプション取引、第5号にあっては指数オプション取引に限る。）を停止するこ

きる。

- (1) 業務規程第32条の規定により、立会による指数先物取引の停止が行われた場合
- (2) 業務規程第32条の規定により、立会による個別証券オプション取引の停止が行われた場合
- (3) 東京証券取引所の業務規程第29条（第4号を除く。）及びT o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条（第4号を除く。）の規定によりオプション対象証券の売買が停止される場合又は他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場においてこれに相当する措置が行われる場合
- (4) (略)
- (5) 業務規程第32条の規定により、立会による指数オプション取引の停止が行われた場合
- (6) J－NET取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上J－NET取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (7) 売買システムの稼働に支障が生じた場合等においてJ－NET取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(J－NET取引に係る過誤訂正等のための取引)

第9条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場においてJ－NET取引を執行することができなかつた場合は、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

2 (略)

(業務規程の準用)

第10条 業務規程第20条から第22条まで、第25条及

することができる。

- (1) 指数先物特例第15条の規定により、立会による指数先物取引の停止が行われた場合
- (2) 個別証券オプション特例第20条の規定により、立会による個別証券オプション取引の停止が行われた場合
- (3) 業務規程第27条（第4号を除く。）の規定によりオプション対象証券の売買を停止する場合若しくは第19条（第4号を除く。）の規定によりオプション対象証券のJ－NET取引を停止する場合又は他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場においてこれに相当する措置が行われる場合
- (4) (略)
- (5) 指数オプション特例第18条の規定により、立会による指数オプション取引の停止が行われた場合
- (6) J－NETデリバティブ取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認められる場合その他取引管理上J－NETデリバティブ取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (7) 売買システムの稼働に支障が生じた場合等においてJ－NETデリバティブ取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(J－NETデリバティブ取引に係る過誤訂正等のための取引)

第36条の2 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場においてJ－NETデリバティブ取引を執行することができなかつた場合は、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

2 (略)

(新設)

び第29条の規定は、J－NET取引について準用する。

2 J－NET取引においては、業務規程第17条の規定は適用しない。

第3章 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項等)

第11条 顧客がJ－NET取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従いJ－NET取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、第3号に掲げる事項の指示があったものとみなす。

(1) J－NET単一銘柄取引又はJ－NETコンボ取引の区分

(2)～(7) (略)

2・3 (略)

(ギブアップに係るJ－NET取引の委託の際の指示事項等)

第12条 顧客がギブアップに係るJ－NETデリバティブ取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、前条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) ギブアップに係るJ－NET取引である旨

(2) (略)

(3) 指定清算執行取引参加者において当該ギブアップに係るJ－NET取引がいずれの顧客によるものか確認するために必要な事項

2 (略)

3 前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後4時30分までの清算執行取引参

(新設)

(委託の際の指示事項等)

第36条の3 顧客がJ－NETデリバティブ取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従いJ－NETデリバティブ取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、第3号に掲げる事項の指示があったものとみなす。

(1) J－NETデリバティブ単一銘柄取引又はJ－NETコンボ取引の区分

(2)～(7) (略)

2・3 (略)

(ギブアップに係るJ－NETデリバティブ取引の委託の際の指示事項等)

第36条の4 顧客がギブアップに係るJ－NETデリバティブ取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、前条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) ギブアップに係るJ－NETデリバティブ取引である旨

(2) (略)

(3) 指定清算執行取引参加者において当該ギブアップに係るJ－NETデリバティブ取引がいずれの顧客によるものか確認するために必要な事項

2 (略)

3 前条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、顧客は、清算執行取引参加者に対し、取引を委託した取引日の終了する日の午後4時30分までの清算執行取引参

加者の指定する時限までに、新たに発生したJ－NET取引に係る同条第1項第3号に掲げる事項を指示するものとする。

4 顧客が委託しようとするJ－NET取引がギブアップに係るものである場合においては、前条第1項ただし書（「ただし、」を除く。以下同じ。）、同条第2項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において、第1項ただし書、第2項及び第3項中「取引参加者」とあるのは「清算執行取引参加者」と読み替え、第1項ただし書中「第3号」とあるのは「前条第1項第3号」と、第2項中「前項」とあるのは「前条第1項」と、第3項中「前項」とあるのは「前条第2項」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 ギブアップに係るJ－NET取引の売付け又は買付けが消滅した場合には、当該J－NET取引についての顧客と注文執行取引参加者との間の委託が終了し、同時に、同項の規定により新たに発生したJ－NET取引の売付け又は買付けについての顧客と清算執行取引参加者との間の決済に係る委託が新たに成立するものとする。

(J－NET取引再開時における委託注文の効力)

第13条 J－NET取引における委託注文は、第11条第1項第7号に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、本所が第8条の規定に基づき当該取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(削る)

加者の指定する時限までに、新たに発生したJ－NETデリバティブ取引に係る同条第1項第3号に掲げる事項を指示するものとする。

4 顧客が委託しようとするJ－NETデリバティブ取引がギブアップに係るものである場合においては、前条第1項ただし書（「ただし、」を除く。以下同じ。）、同条第2項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において、第1項ただし書、第2項及び第3項中「取引参加者」とあるのは「清算執行取引参加者」と読み替え、第1項ただし書中「第3号」とあるのは「前条第1項第3号」と、第2項中「前項」とあるのは「前条第1項」と、第3項中「前項」とあるのは「前条第2項」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 ギブアップに係るJ－NETデリバティブ取引の売付け又は買付けが消滅した場合には、当該J－NETデリバティブ取引についての顧客と注文執行取引参加者との間の委託が終了し、同時に、同項の規定により新たに発生したJ－NETデリバティブ取引の売付け又は買付けについての顧客と清算執行取引参加者との間の決済に係る委託が新たに成立するものとする。

(J－NETデリバティブ取引再開時における委託注文の効力)

第37条 J－NETデリバティブ取引における委託注文は、第36条の3第1項第7号に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、本所が第36条の規定に基づき当該取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(指数先物特例等の準用)

第38条 指数先物特例第6条から第8条まで、第10条の2及び第12条、個別証券オプション特例第11条から第13条まで、第15条の2及び第17条並びに指數オプション特例第8条から第11条まで、第13条の2及び第15条の規定は、J－NETデリバティブ取引について準用する。

2 J-NETデリバティブ取引においては、指数先物特例第4条の2、個別証券オプション特例第9条の2及び指数オプション特例第6条の2の規定は適用しない。

第4章 雜 則

(取引参加者等への通知及び公表)

第14条 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第130条の規定による本所のJ-NET市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、売買システム等を通じて行うものとする。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第15条 J-NET取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該J-NET取引を行う者とみなして第2章の規定を適用する。

(削る)

(削る)

第7章 雜 則

(取引参加者等への通知及び公表)

第39条 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第130条の規定による本所のJ-NET市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、売買システム等を通じて行うものとする。ただし、第13条第1項の規定に基づき成立した単一銘柄取引（売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く。）の約定代金が本所の定める金額以上の場合には、本所の定める日時に当該通知及び公表を行うものとする。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第40条 J-NET取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者、同条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいう。次項において同じ。）を当該J-NET取引を行う者とみなして第3章及び第4章の規定を適用する。

2 貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該貸借取引を行う者とみなして第3章の規定を適用する。

3 J-NETデリバティブ取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者（取引参加者規程第2条第3項に規定する先物取引等取引参加者をいう。）を当該J-NETデリバティブ取引を行う者とみなして第6章の規定を適用する。

付 則

この特例は、平成25年7月16日から施行する。

取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(目的)	(目的)
第1条 (略)	第1条 (略)
2・3 (略) (削る)	2・3 (略) <u>4 前項に規定する取締役会の決議において、第3条及び第4条の規定については、自主規制委員会の同意を得るものとする。</u>
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。 (1) 売付けとは、現実数値（将来の一定の時期における現実の金融指標の数値をいう。以下同じ。）が約定数値（当事者があらかじめ金融指標として約定する数値をいう。以下同じ。）を下回った場合に、スワップポイント（ <u>株式会社日本証券クリアリング機構</u> （以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定するスワップポイントをいう。以下同じ。）の額を除く為替差金（ <u>取引所FX取引に係る建玉について発生した、クリアリング機構の業務方法書に規定する取引所FX取引に係る引直差金、更新差金、決済差金及びスワップポイントの額の総支払金額と総受入金額の差引額</u> をいう。以下同じ。）に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいい、買付けとは、現実数値が約定数値を上回った場合に、スワップポイントの額を除く為替差金に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。 (2)～(18) (略)	第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。 (1) 売付けとは、現実数値（将来の一定の時期における現実の金融指標の数値をいう。以下同じ。）が約定数値（当事者があらかじめ金融指標として約定する数値をいう。以下同じ。）を下回った場合に、スワップポイント（ <u>業務方法書第63条の6</u> に規定するスワップポイントをいう。以下同じ。）の額を除く為替差金（ <u>同第63条の9</u> に規定する為替差金をいう。以下同じ。）に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいい、買付けとは、現実数値が約定数値を上回った場合に、スワップポイントの額を除く為替差金に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。 (2)～(18) (略)
(限日取引)	(限日取引)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 各限日取引の決済期日は、転売又は買戻しを行った取引日の終了する日（休業日（業務規程 <u>第19条</u> 第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定	2 各限日取引の決済期日は、転売又は買戻しを行った取引日の終了する日（休業日（業務規程 <u>第3条</u> 第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定

定する臨時休業日を含む。以下この項において同じ。)に当たるときは、順次繰り下げる。)の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。

3 (略)

(マーケットメイカーの義務等)

第22条 (略)

2 (略)

3 マーケットメイカーは、指定対象金融指標に係るスワップレート(ロールオーバーにより金融指標に係る直物取引の受渡日が繰り延べられる日数に該当するインターバンク市場のスワップレートをいい、クリアリング機構がスワップポイント基準値を定めるための参考数値をいう。以下同じ。)を本所に提示しなければならない。

4 マーケットメイカーは、指定対象金融指標の全部又は一部について、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、第1項若しくは第2項の規定による呼値の提示又は前項の規定によるスワップレートの提示の中止を本所に対して申請することができる。この場合において、本所が当該申請について、適当であると認めたときは、当該マーケットメイカーは当該呼値又はスワップレートの提示を中断することができる。

(1) (略)

(2) 法令、外為法令、商品取引所法令、これらに相当する外国の法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分(市場デリバティブ取引等又は商品市場における取引に係るものに限る。)又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他規則、クリアリング機構の業務方法書その他規則等に基づき、本所の市場における取引停止等の処分等を受けた場合

(3) (略)

5～8 (略)

(ポジション保有状況の改善指示を受けたFX取引参加者が行う措置等)

第41条 FX清算参加者(清算・決済規程第4条第

する臨時休業日を含む。以下この項において同じ。)に当たるときは、順次繰り下げる。)の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。

3 (略)

(マーケットメイカーの義務等)

第22条 (略)

2 (略)

3 マーケットメイカーは、指定対象金融指標に係るスワップレート(ロールオーバーにより金融指標に係る直物取引の受渡日が繰り延べられる日数に該当するインターバンク市場のスワップレートをいい、本所がスワップポイント基準値を定めるための参考数値をいう。以下同じ。)を本所に提示しなければならない。

4 マーケットメイカーは、指定対象金融指標の全部又は一部について、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、第1項若しくは第2項の規定による呼値の提示又は前項の規定によるスワップレートの提示の中止を本所に対して申請することができる。この場合において、本所が当該申請について、適当であると認めたときは、当該マーケットメイカーは当該呼値又はスワップレートの提示を中断することができる。

(1) (略)

(2) 法令、外為法令、商品取引所法令、これらに相当する外国の法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分(市場デリバティブ取引等又は商品市場における取引に係るものに限る。)又は本所の定款、業務規程、受託契約準則業務方法書その他規則等に基づき、本所の市場における取引停止等の処分等を受けた場合

(3) (略)

5～8 (略)

(ポジション保有状況の改善指示を受けたFX取引参加者が行う措置等)

第41条 FX清算参加者(清算・決済規程第4条第

2 項に規定する FX 清算参加者をいう。以下同じ。) である FX 取引参加者が改善指示(クリアリング機構の業務方法書の規定に基づくポジション保有状況の改善指示をいう。以下同じ。) を受けた場合には、当該改善指示の事由と密接な関係を有している取引所 FX 取引の委託を行った顧客に対して、当該顧客の委託に基づく未決済約定の決済又は他の FX 取引参加者への引継ぎを要請することができる。ただし、当該要請は、当該顧客の委託に基づく取引所 FX 取引に係る取引証拠金についてクリアリング機構の業務方法書第29条の 2 第 2 項に規定する措置が実施されたにもかかわらず、当該顧客が正当な理由なくこれに従わないとによって当該 FX 清算参加者が改善指示を受けたときに限り行うことができるものとする。

2 前項の場合、当該 FX 清算参加者である FX 取引参加者は、合理的に必要と認められる範囲内において、当該顧客の委託に基づく取引所 FX 取引を決済するために、当該顧客の計算において、転売又は買戻し(これらの委託を含む。以下この条において同じ。) を行うことができる。ただし、かかる転売又は買戻しは、当該 FX 清算参加者である FX 取引参加者が、他の方法により当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないときで、かつ、当該顧客に対して、あらかじめ、合理的な猶予期間を定めて同項の要請を行ったにもかかわらず、当該顧客がこれらを正当な理由なく行わなかつたときに限り行うことができるものとする。

3 前 2 項の規定は、取引参加者規程第24条第 3 項に規定する FX 非清算参加者に係る指定 FX 清算参加者(当該 FX 非清算参加者が取引参加者規程第 27 条第 1 項の規定により指定した FX 他社清算参加者(FX 清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する FX 清算資格をいう。) に係る他社清算資格を有する者をいう。) をいう。以下同じ。) が改善指示を受けた場合であって、当該指定 FX 清算参加者が当該 FX 非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所 FX 取引に係る未決済約定の決済又は他の FX 清算参加者への引継

3 項に規定する FX 清算参加者をいう。以下同じ。) である FX 取引参加者が業務方法書第28条第 4 項に基づくポジション保有状況の改善指示(以下この条において「改善指示」という。) を受けた場合には、当該改善指示の事由と密接な関係を有している取引所 FX 取引の委託を行った顧客に対して、当該顧客の委託に基づく未決済約定の決済又は他の FX 取引参加者への引継ぎを要請することができる。ただし、当該要請は、当該顧客の委託に基づく取引所 FX 取引に係る取引証拠金について同第28条第 3 項第 1 号に規定する措置が実施されたにもかかわらず、当該顧客が正当な理由なくこれに従わないとによって当該 FX 清算参加者が改善指示を受けたときに限り行うことができるものとする。

2 前項の場合、当該 FX 清算参加者である FX 取引参加者は、合理的に必要と認められる範囲内において、当該顧客の委託に基づく取引所 FX 取引を決済するために、当該顧客の計算において、転売又は買戻し(これらの委託を含む。) を行うことができる。ただし、かかる転売又は買戻しは、当該 FX 清算参加者である FX 取引参加者が、他の方法により当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないときで、かつ、当該顧客に対して、あらかじめ、合理的な猶予期間を定めて同項の要請を行ったにもかかわらず、当該顧客がこれらを正当な理由なく行わなかつたときに限り行うことができるものとする。

3 前 2 項の規定は、取引参加者規程第24条第 3 項に規定する FX 非清算参加者の清算・決済規程第 36 条の 2 第 3 項に規定する指定 FX 清算参加者が改善指示を受けた場合であって、当該指定 FX 清算参加者が当該 FX 非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所 FX 取引に係る未決済約定の決済又は他の FX 清算参加者への引継ぎの指示を当該 FX 非清算参加者に対して行ったときについて準用する。

ぎの指示を当該FX非清算参加者に対して行ったときについて準用する。

(受託契約準則の読み替え)

第43条 取引所FX取引に係る受託契約準則第2条の規定の適用については、同条中「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する先物取引等取引参加者をいう。以下同じ。）」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第3項に規定するFX取引参加者をいう。）」とする。

(受託契約準則の読み替え)

第43条 取引所FX取引に係る受託契約準則第2条の規定の適用については、同条中「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者、同条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいう。以下同じ。）」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第5項に規定するFX取引参加者をいう。）」とする。

付 則

この特例は、平成25年7月16日から施行する。

取引所FX取引口座設定約諾書の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする取引所外国為替証拠金取引（以下「取引所FX取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において取引所FX取引の委託を行います。つきましては、貴社に取引所FX取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u>その他の法令、<u>取引所FX取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）</u>の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「FX証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、<u>クリアリング機構の業務方法書、取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、取引所FX取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。</u>なお、本約諾書における用語の意義は、<u>金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び取引所FX取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、FX証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</u></p> <p>(取引所FX取引口座による処理)</p> <p>第1条 私が今後貴社に対して行う取引所FX取引の委託において、取引所FX取引に係る証拠金（取引証拠金及び委託証拠金を含む。）、計算上の損益金、決済に伴う損益金、その他授受する金銭をすべてこの取引所FX取引口座で処理すること。</p>	<p>私は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場において取引される取引所外国為替証拠金取引（<u>通貨の価格に係る金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u>第2条第21項第2号に掲げる取引をいう。以下「取引所FX取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において取引所FX取引の委託を行います。つきましては、貴社に取引所FX取引口座を設定するに際し、<u>法</u>その他の法令、<u>大阪証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、業務方法書、取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「FX証拠金規則」という。）</u>、その他の規則及び決定事項並びに慣行中、取引所FX取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、<u>大阪証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び取引所FX取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、業務方法書並びにFX証拠金規則において定めるところに従います。</u></p> <p>(取引所FX取引口座による処理)</p> <p>第1条 私が今後貴社に対して行う取引所FX取引の委託において、取引所FX取引に係る証拠金（取引証拠金及び委託証拠金を含む。）、計算上の損益金、決済に伴う損益金、その他授受する金銭をすべてこの取引所FX取引口座で処理すること。</p>

(証拠金の目的)

第2条 証拠金は、私が貴に対して負担する取引所FX取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

2 証拠金のうち取引証拠金は、貴がクリアリング機関に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴の取引所FX取引に係る債務の履行を確保すること及び私が貴に対して負担する取引所FX取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

3 前項の規定にかかわらず、貴がFX非清算参加者である場合には、証拠金のうち取引証拠金は、貴の指定FX清算参加者がクリアリング機関に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴の指定FX清算参加者の取引所FX取引に係る債務の履行、貴が貴の指定FX清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴の取引所FX取引に係る債務の履行及び私が貴に対して負担する取引所FX取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

(取引証拠金及び委託証拠金)

第3条 私がこの取引所FX取引口座を通じて貴に差し入れた証拠金は、貴が保管するのではなく、私の代理人である貴（貴がFX非清算参加者である場合には、貴及び貴の指定FX清算参加者）が、私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのままクリアリング機関に直接預託し、クリアリング機関で保管されること。

2 前項の規定にかかわらず、私が別に書面による同意をした場合は、私が預託した証拠金について、次の各号のいずれかに定める方法により、これに相当する金銭が差換預託されことがあり得ることについて異議のないこと。

(1) 私が預託した証拠金を貴が委託証拠金として保管し、これに相当する貴自身が所有する金銭が取引証拠金としてクリアリング機関に差換預託される方法

(2) 貴がFX非清算参加者である場合において、

(証拠金の目的)

第2条 証拠金は、私が貴社に対して負担する取引所FX取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

2 証拠金のうち取引証拠金は、貴社が大阪証券取引所に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の取引所FX取引に係る債務の履行を確保すること及び私が貴社に対して負担する取引所FX取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

3 前項の規定にかかわらず、貴社がFX非清算参加者である場合には、証拠金のうち取引証拠金は、貴社の指定FX清算参加者が大阪証券取引所に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の指定FX清算参加者の取引所FX取引に係る債務の履行、貴社が貴社の指定FX清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の取引所FX取引に係る債務の履行及び私が貴社に対して負担する取引所FX取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

(取引証拠金及び委託証拠金)

第3条 私がこの取引所FX取引口座を通じて貴社に差し入れた証拠金は、貴社が保管するのではなく、私の代理人である貴社（貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社及び貴社の指定FX清算参加者）が、私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのまま大阪証券取引所に直接預託し、大阪証券取引所で保管されること。

2 前項の規定にかかわらず、私が別に書面による同意をした場合は、私が預託した証拠金について、次の各号のいずれかに定める方法により、これに相当する金銭が差換預託されことがあり得ることについて異議のないこと。

(1) 私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭が取引証拠金として大阪証券取引所に差換預託される方法

(2) 貴社がFX非清算参加者である場合において、

私が預託した証拠金を貴__が委託証拠金として保管し、これに相当する貴__自身が所有する金銭又は代用有価証券がFX非清算参加者証拠金として貴__の指定FX清算参加者に預託され、当該FX清算参加者証拠金に相当する貴__の指定FX清算参加者自身が所有する金銭が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法

(代理人)

第4条 私は、貴__(貴__がFX非清算参加者である場合には、貴__及び貴__の指定FX清算参加者)を代理人としてクリアリング機構に対する私の取引証拠金の預託及びその返戻を行うこと。

2 前項に定める代理は、以下を条件とすること。

(1). (略)

(2) 貴__に対し、第20条第1項第1号又は第3号の事由により同条第1項に定める支払不能による売買停止等が行われた場合は、前項に定める貴__の代理権は消滅すること。

(3) 貴__がFX非清算参加者である場合において、貴__に対し、第20条第1項第2号又は第4号の事由により同条第1項に定める支払不能による売買停止等が行われたときは、前項に定める貴__の指定FX清算参加者の代理権は消滅すること。

3 私の取引証拠金の預託及びその返戻については、貴__(貴__がFX非清算参加者の場合には、貴__及び貴__の指定FX清算参加者)以外の者を代理人としないこと。

(取引証拠金及び委託証拠金の返還請求権)

第5条 次の各号に掲げる取引証拠金及び委託証拠金に対する返還請求権は、私が貴__に対して負担する取引所FX取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(以下「未履行債務額」という。)を控除した額に相当する部分について、私が有すること。

(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託された場合

私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭又は代用有価証券がFX非清算参加者証拠金として貴社の指定FX清算参加者に預託され、当該FX清算参加者証拠金に相当する貴社の指定FX清算参加者自身が所有する金銭が取引証拠金として大阪証券取引所に差換預託される方法

(代理人)

第4条 私は、貴社(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社及び貴社の指定FX清算参加者)を代理人として大阪証券取引所に対する私の取引証拠金の預託及びその返戻を行うこと。

2 前項に定める代理は、以下を条件とすること。

(1). (略)

(2) 貴社に対し第20条第1項第1号又は第3号の事由により同条第1項に定める支払不能による売買停止等が行われた場合は、前項に定める貴__の代理権は消滅すること。

(3) 貴社がFX非清算参加者である場合において、貴社に対し、第20条第1項第2号又は第4号の事由により同条第1項に定める支払不能による売買停止等が行われたときは、前項に定める貴__の指定FX清算参加者の代理権は消滅すること。

3 私の取引証拠金の預託及びその返戻については、貴社(貴社がFX非清算参加者の場合には、貴__及び貴__の指定FX清算参加者)以外の者を代理人としないこと。

(取引証拠金及び委託証拠金の返還請求権)

第5条 次の各号に掲げる取引証拠金及び委託証拠金に対する返還請求権は、私が貴社に対して負担する取引所FX取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(以下「未履行債務額」という。)を控除した額に相当する部分について、私が有すること。

(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託された場合

貴の直接預託分の取引証拠金（FX清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）又はFX非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が貴（貴がFX非清算参加者の場合には、貴及び貴の指定FX清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託したのと同額の金銭

(2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合

私が預託した委託証拠金及び貴の差換預託分の取引証拠金（FX清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）又はFX非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が預託した委託証拠金に相当する額の金銭

2 前項の規定により、私が有する取引証拠金に対する返還請求権は、クリアリング機構に対して私が直接行使することができず、私の代理人である貴（貴がFX非清算参加者の場合には、貴及び貴の指定FX清算参加者）を通じてのみ行使できること。

3 貴がFX清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額（貴がクリアリング機構に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく取引所FX取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除する。）に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴が有すること。

4 貴がFX非清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴が貴の指定FX清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく取引所FX取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した部分について貴が有し、当該未履行部分について貴の指定FX清算参加者が有すること。

（差換預託分の取引証拠金に関する返還請求権）

第6条 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合は、次の各号に異議のこと。

貴社の直接預託分の取引証拠金（FX清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）又はFX非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が貴社（貴社がFX非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定FX清算参加者）を代理人として大阪証券取引所に預託したのと同額の金銭

(2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合

私が預託した委託証拠金及び貴社の差換預託分の取引証拠金（FX清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）又はFX非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が預託した委託証拠金に相当する額の金銭

2 前項の規定により、私が有する取引証拠金に対する返還請求権は、大阪証券取引所に対して私が直接行使することができず、私の代理人である貴社（貴社がFX非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定FX清算参加者）を通じてのみ行使できること。

3 貴社がFX清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額（貴社が大阪証券取引所に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく取引所FX取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除する。）に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴社が有すること。

4 貴社がFX非清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴社が貴社の指定FX清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく取引所FX取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した部分について貴社が有し、当該未履行部分について貴社の指定FX清算参加者が有すること。

（差換預託分の取引証拠金に関する返還請求権）

第6条 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合は、次の各号に異議のこと。

(1) (略)
(2) 第3条第2項に規定する差換預託が行われた場合において、私が委託証拠金の全部又は一部の返還を受けたときは、当該返還を受けた委託証拠金に相当する額の限度で、私の有する取引証拠金の返還請求権が貴__に移転すること。

(証拠金の代用有価証券の範囲)

第7条 証拠金の預託を有価証券をもって代用する場合については、貴__は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める範囲のうち貴__が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。

2 前項の場合における有価証券の代用価格の計算に係る時価(金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される時価をいう。)に乘すべき率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める率を超えない率として貴__が設定する率とすることに異議のないこと。

(取引の取消し)

第8条 過誤のある注文により取引所FX取引が成立した場合において、金融商品取引所がその規則に基づき、取引所FX取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。

2 天災地変その他のやむを得ない理由により金融商品取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、当該金融商品取引所が取引所FX取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。
3 私が貴__に委託した取引所FX取引の取消しが行われた場合には、当該取り消された取引に係る私の貴__に対する権利及び義務は初めから発生しなかつたものとされることに異議のないこと。
4 私は、金融商品取引所が取引所FX取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、過誤のある注文を発注したFX取引参加者に対して、当該発注に際して故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。
5 私は、金融商品取引所が取引所FX取引を取り

(1) (略)
(2) 第3条第2項に規定する差換預託が行われた場合において、私が委託証拠金の全部又は一部の返還を受けたときは、当該返還を受けた委託証拠金に相当する額の限度で、私の有する取引証拠金の返還請求権が貴社に移転すること。

(証拠金の代用有価証券の範囲及び掛目)

第7条 証拠金の預託を有価証券をもって代用する場合については、貴社は、大阪証券取引所の規則又は規則に基づく措置により定める範囲のうち貴社が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。

2 前項の有価証券の代用価格の計算において、時価(大阪証券取引所の規則に基づき決定される時価)に乘すべき率については、大阪証券取引所の規則又は規則に基づく措置により定める率を超えない率として貴社が設定する率とすることに異議のないこと。

(取引の取消し)

第8条 過誤のある注文により取引所FX取引が成立した場合において、大阪証券取引所が取引所FX取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。

2 天災地変その他のやむを得ない理由により大阪証券取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、大阪証券取引所が取引所FX取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。
3 私が貴社に委託した取引所FX取引の取消しが行われた場合には、当該取り消された取引に係る私の貴社に対する権利及び義務は初めから発生しなかつたものとされることに異議のないこと。
4 私は、大阪証券取引所が取引所FX取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、過誤のある注文を発注したFX取引参加者に対して、当該発注に際して故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。
5 私は、大阪証券取引所が取引所FX取引を取り

消したことにより損害を被った場合においても, 当該金融商品取引所に対して, 故意又は重過失が認められる場合を除き, その損害の賠償を請求しないこと。

(決済条件の変更)

第9条 金融商品取引所又はクリアリング機構が, 天災地変, 経済事情の激変その他やむを得ない理由に基づいて, 取引所FX取引に係る決済条件の変更を行った場合には, その措置に従うこと。

(清算数値等の変更等)

第10条 取引所FX取引における清算数値又はスワップポイント基準値に誤りがあると認められた場合において, クリアリング機構がクリアリング機構の規則に基づき, 清算数値又はスワップポイント基準値の変更を行ったときは, その措置に従うこと。

2 私が, 取引所FX取引において, 清算数値若しくはスワップポイント基準値の算出若しくは配信の不能, 遅延若しくは誤り又は清算数値若しくはスワップポイント基準値の変更により損害を被った場合においても, 貴社, 金融商品取引所及びクリアリング機構に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし, 貴社, 金融商品取引所又はクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては, 当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

3 取引所FX取引の対象となる金融指標が金融商品取引所において上場廃止となった場合又は取引の停止となった場合の処理については, 当該金融商品取引所の定める方法により処理されても異議のないこと。

(期限の利益の喪失)

第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には, 貴社から通知, 催告等がなくとも貴社に対する取引所FX取引に係る債務について当然期限の利益を失い, 直ちに債務を弁済すること。
(1)・(2) (略)

消したことにより損害を被った場合においても, 大阪証券取引所に対して, 故意又は重過失が認められる場合を除き, その損害の賠償を請求しないこと。

(決済条件の変更)

第9条 大阪証券取引所が, 天災地変, 経済事情の激変その他やむを得ない理由に基づいて, 取引所FX取引に係る決済日の変更等の決済条件の変更を行った場合には, その措置に従うこと。

(清算数値等の変更等)

第10条 大阪証券取引所が, 取引所FX取引における清算数値又はスワップポイント基準値に誤りがあると認められた場合において, 清算数値又はスワップポイント基準値の変更を行ったときは, その措置に従うこと。

2 私が, 取引所FX取引において, 清算数値若しくはスワップポイント基準値の算出若しくは配信の不能, 遅延若しくは誤り又は清算数値若しくはスワップポイント基準値の変更により損害を被った場合においても, 貴社及び大阪証券取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし, 貴社又は大阪証券取引所に故意又は重過失がある場合にあっては, 当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

3 私が, 貴社との間で行う取引所FX取引に関し, 取引所FX取引の対象となる金融指標が大阪証券取引所において上場廃止となった場合又は取引の停止となった場合の処理については, 大阪証券取引所の定める方法により処理されても異議のないこと。

(期限の利益の喪失)

第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には, 貴社から通知, 催告等がなくとも貴社に対する取引所FX取引に係る債務について当然期限の利益を失い, 直ちに債務を弁済すること。
(1)・(2) (略)

- (3) 私の貴に対する取引所FX取引に係る債権
又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) 私の貴に対する取引所FX取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
 - (5) (略)
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴に私の所在が不明となつたとき。
- 2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴の請求によって貴に対する取引所FX取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
- (1) 私の貴に対する取引所FX取引に係る債務
又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 私の貴に対する債務（取引所FX取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。
 - (3) 私が貴との本約諾又はその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。
 - (4) (略)

（期限の利益を喪失した場合等における取引所FX取引の転売又は買戻し）

- 第12条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴に設定した取引所FX取引口座を通じて処理されるすべての取引所FX取引につき、それを決済するために必要な転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を、私の計算において貴が任意に行うことには異議のないこと。
- 2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、取引所FX取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該取引所FX取引が行われた金融商品取引所の規則により、当該遅滞に係る取引所

- (3) 私の貴社に対する取引所FX取引に係る債権
又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) 私の貴社に対する取引所FX取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
 - (5) (略)
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となつたとき。
- 2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社の請求によって貴社に対する取引所FX取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
- (1) 私の貴社に対する取引所FX取引に係る債務
又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 私の貴社に対する債務（取引所FX取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。
 - (3) 私が貴社との本約諾又はその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。
 - (4) (略)

（期限の利益を喪失した場合等における取引所FX取引の転売又は買戻し）

- 第12条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した取引所FX取引口座を通じて処理されるすべての取引所FX取引につき、それを決済するために必要な転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を、私の計算において貴社が任意に行うことには異議のないこと。
- 2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、取引所FX取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、大阪証券取引所の規則により、当該遅滞に係る取引所FX取引を決済するために必

F X取引を決済するために必要な転売又は買戻しを,私の計算において貴が任意に行うことには異議のないこと。

3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは, 貴の請求により, 貴の指定する日時までに,私が貴に設定した取引所F X取引口座を通じて処理されるすべての取引所F X取引を決済するために必要な転売又は買戻しを, 貴に委託して行うこと(前項の規定により貴が転売又は買戻しを行う場合を除く。)。

4 前項の日時までに, 私が転売又は買戻しの委託を行わないときは, 貴が任意に, 私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻しを行うことに異議のないこと。

5 私の計算による未決済の取引所F X取引について, 相場の変動等によって生ずる私の損失を限定することを目的として, あらかじめ貴と同意して設定した条件に該当することになったときは, 私が貴に設定した取引所F X取引口座を通じて処理されるすべての取引所F X取引を決済するために必要な転売又は買戻しを, 貴が任意に私の計算において行うことには異議のないこと。

6 前各項の転売又は買戻しを行った結果, 損失が生じた場合には, 貴に対して, その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

(貴に増担保等措置が実施された場合の措置)

第13条 貴が, クリアリング機構から増担保等措置(クリアリング機構の業務方法書第29条の2に規定する措置をいう。以下同じ。)を受けた場合(貴がF X非清算参加者の場合には, クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項の規定による措置を貴の指定F X清算参加者から受けた場合)であって, 私の委託に基づく未決済約定が当該措置の事由と密接な関係を有しているときは, 貴が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のないこと。

(1) 証拠金の額の引き上げ

(2) 証拠金を有価証券をもって代用する場合における貴が指定する銘柄の限定

要な転売又は買戻しを, 私の計算において貴社が任意に行うことには異議のないこと。

3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは, 貴社の請求により, 貴社の指定する日時までに,私が貴社に設定した取引所F X取引口座を通じて処理されるすべての取引所F X取引を決済するために必要な転売又は買戻しを, 貴社に委託して行うこと(前項の規定により貴社が転売又は買戻しを行う場合を除く。)。

4 前項の日時までに, 私が転売又は買戻しの委託を行わないときは, 貴社が任意に, 私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻しを行うことに異議のないこと。

5 私の計算による未決済の取引所F X取引について, 相場の変動等によって生ずる私の損失を限定することを目的として, あらかじめ貴社と同意して設定した条件に該当することになったときは, 私が貴社に設定した取引所F X取引口座を通じて処理されるすべての取引所F X取引を決済するために必要な転売又は買戻しを, 貴社が任意に私の計算において行うことには異議のないこと。

6 前各項の転売又は買戻しを行った結果, 損失が生じた場合には, 貴社に対して, その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

(貴社に増担保等措置が実施された場合の措置)

第13条 貴社(貴社がF X非清算参加者である場合には, 貴社の指定F X清算参加者)について, 大阪証券取引所が私の委託に基づく取引所F X取引に関する増担保等措置(業務方法書第28条第3項第1号に規定する措置のうち取引証拠金に係るもの)をいう。以下同じ。)を実施した場合において, 貴社が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のないこと。

(新設)

(1) 証拠金の預託を有価証券をもって代用する場合における貴社が受け入れる銘柄の制限

(3) 証拠金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乘すべき率の引下げ
(削る)

(貴にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における建玉の移管)

第14条 私が正当な理由なく前条の措置に従わないとすることによって、貴がクリアリング機構から業務方法書第29条の3の規定に基づきポジション保有状況の改善指示（以下「改善指示」という。）を受けた場合（貴がFX非清算参加者である場合には、貴のFX指定清算参加者からクリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づき要請を受けた場合）には、貴が、私の委託に基づく未決済約定について、転売若しくは買戻し又は貴以外のFX取引参加者への引継ぎを要請することがあり得ることに異議がないこと。

2 前項の貴からの要請があった場合において、私が貴以外のFX取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を希望するときは、私が当該FX取引参加者に対して、建玉の移管について申し込み、その承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

3 私が前項の貴以外のFX取引参加者の承諾を受けた場合において、私がその旨を貴に通知したときは、貴は、建玉の移管について、クリアリング機構（貴がFX非清算参加者である場合には、貴の指定FX清算参加者）の承認を求めるこ。

4 前項のクリアリング機構（貴がFX非清算参加者である場合には、貴の指定FX清算参加者）の承認又は否認があった場合には、貴は、その旨を私に連絡すること。

(貴に改善指示が行われた場合における取引所FX取引の転売又は買戻し)

第15条 貴が、私に対して、あらかじめ、合理的な猶予期間を定めて前条第1項の要請をしたにもかかわらず、私が正当な理由なく当該要請に応じなかつた場合であつて、貴が、他の方法により改善

(2) 証拠金の預託を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乘すべき率の引下げ

(3) 証拠金の額の引上げ

(貴社にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における建玉の移管)

第14条 私が正当な理由なく前条の増担保等措置に従わないとすることによって、大阪証券取引所が貴社に対して業務方法書第28条第4項に基づきポジション保有状況の改善指示（以下「改善指示」という。）を行った場合であつて、私の取引所FX取引の委託が当該改善指示の事由と密接な関係を有している場合には、貴社が、私の委託に基づく未決済約定について、転売若しくは買戻し又は貴社以外のFX取引参加者への引継ぎを要請することがあり得ることに異議のないこと。

2 前項の要請があった場合において、私が貴社以外のFX取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ（以下この条において「建玉の移管」という。）を希望するときは、私が当該FX取引参加者に対して、建玉の移管について申し込み、その承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

3 私が前項の貴社以外のFX取引参加者の承諾を受けた場合において、私がその旨を貴社に通知したときは、貴社は、大阪証券取引所の定めるところにより、建玉の移管について、大阪証券取引所の承認を求めるこ。

4 前項の大阪証券取引所の承認又は否認があった場合には、貴社は、その旨を私に連絡すること。

(貴社に改善指示が行われた場合における取引所FX取引の転売又は買戻し)

第15条 貴社（貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社の指定FX清算参加者）が、改善指示を受けた場合であつて、私の取引所FX取引の委託が当該改善指示の事由と密接な関係を有している場

指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないとき(貴社がFX非清算参加者である場合には、クリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づく要請に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該要請に適合できないとき)は、私が貴社に設定した取引所FX取引口座を通じて処理されるすべての取引所FX取引につき、私の計算において、それを決済するために必要な転売又は買戻しを合理的に必要と認められる範囲内で行うことによる異議のないこと。

(削る)

2 前項の転売又は買戻しを行った結果、私が損害を被った場合であっても、貴社及びクリアリング機構(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定FX清算参加者及びクリアリング機構)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社、貴社の指定FX清算参加者及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

(委託証拠金等の処分)

第16条 私が取引所FX取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の时限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、时期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

(1) (略)

(2) その他金融商品取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座に記録している私の

合には、前条のほか、貴社(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社の指定FX清算参加者を含む。)が、他の方法により当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないときは、私が貴社に設定した取引所FX取引口座を通じて処理されるすべての取引所FX取引につき、私の計算において、それを決済するために必要な転売又は買戻しを合理的に必要と認められる範囲内で行うことによる異議のないこと。

2 貴社が、私に対して、あらかじめ、前項の転売又は買戻しを自ら行うことを合理的な猶予期間を定めて要請したにもかかわらず、私がこれらを正当な理由なく行わなかつたときに限り、貴社は、同項の規定に基づき、同項の転売又は買戻しを行うことができる。

3 第1項の転売又は買戻しを行った結果、私が損害を被った場合であっても、貴社及び大阪証券取引所(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定FX清算参加者及び大阪証券取引所)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社、貴社の指定FX清算参加者又は大阪証券取引所に故意又は重過失がある場合にあっては、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

(委託証拠金等の処分)

第16条 私が取引所FX取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の时限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ、法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、时期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

(1) (略)

(2) その他金融商品取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座に記録している私の

有価証券及びその他の動産

(差引計算)

第17条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴に対する取引所FX取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴は相殺することができる。

2 前項の相殺ができる場合には、貴は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。

3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴の定める利率によるものとし、取引所FX取引に係る貴に対する債務の遅延損害金の率については、当該取引所FX取引が行われた金融商品取引所の定める率によるものとし、貴に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴の定める率によるものとする。

(弁済等充当の順序)

第18条 債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴が適當と認める順序方法により充当することができること。

(遅延損害金の支払い)

第19条 私が取引所FX取引に関し、貴に対する債務の履行を怠ったときは、貴の請求により、貴に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該取引所FX取引が行われた金融商品取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(支払不能による売買停止等の場合の措置)

第20条 次の各号のいずれかの事由により、金融商品取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴の

有価証券及びその他の動産

(差引計算)

第17条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する取引所FX取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴社は相殺することができる。

2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続を省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。

3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし、取引所FX取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率については、大阪証券取引所の定める率によるものとし、貴社に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴社の定める率によるものとする。

(弁済等充当の順序)

第18条 債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適當と認める順序方法により充当することができること。

(遅延損害金の支払い)

第19条 私が取引所FX取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、大阪証券取引所の定める率による遅延損害金を支払うことによく異議のないこと。

(支払不能による売買停止等の場合の措置)

第20条 次の各号のいずれかの事由により、大阪証券取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴社の

取引所FX取引(有価証券等清算取次ぎによるものと除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止(以下「支払不能による売買停止等」という。)が行われ,当該金融商品取引所が貴の顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し(これらの委託を含む。以下同じ。)を行わせることとした場合において,私が貴以外の当該金融商品取引所が指定するFX取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ(以下「支払不能による売買停止等時の建玉の移管」といふ。)を行おうとするときは,当該金融商品取引所の定めるところにより,私が当該FX取引参加者のうち一の者に当該支払不能による売買停止等時の建玉の移管について申し込み,当該金融商品取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

(1) 貴が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。

(2) 貴がFX非清算参加者である場合において,貴の指定FX清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。

(3) 貴が改善指示に違反したこと。

(4) 貴の指定FX清算参加者が改善指示に違反したこと。

2 前項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行う場合には,私が移管先のFX取引参加者(以下「移管先FX取引参加者」といふ。)に取引所FX取引口座を設定しなければならないこと。

3 第1項の場合において,私が私の委託に基づく未決済約定の転売又は買戻しを希望するときは,同項に規定する金融商品取引所の定めるところにより,当該金融商品取引所が定める日時までに,貴に対しその旨を指示しなければならないことに異議のないこと。

4 第1項の場合において,同項に規定する金融商品取引所が定める日時までに,私が第1項の承諾を受けておらず,かつ,前項の指示を行わなかつたときは,私の委託に基づく未決済約定は,当該金融商

有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止(以下「支払不能による売買停止等」という。)が行われ,大阪証券取引所が貴社の顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し(これらの委託を含む。以下同じ。)を行わせることとした場合において,私が貴社以外の大阪証券取引所が指定するFX取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ(以下「売買停止等時の建玉の移管」といふ。)を行おうとするときは,大阪証券取引所の定めるところにより,私が当該FX取引参加者のうち一の者に当該売買停止等時の建玉の移管について申し込み,大阪証券取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

(1) 貴社が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。

(2) 貴社がFX非清算参加者である場合において,貴社の指定FX清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。

(3) 貴社が改善指示に違反したこと。

(4) 貴社の指定FX清算参加者が改善指示に違反したこと。

2 前項の売買停止等時の建玉の移管を行う場合には,私が移管先のFX取引参加者(以下「売買停止等時の移管先FX取引参加者」といふ。)に取引所FX取引口座を設定しなければならないこと。

3 第1項の場合において,私が私の委託に基づく未決済約定の転売又は買戻しを希望するときは,大阪証券取引所の定めるところにより,大阪証券取引所が定める日時までに,貴社に対しその旨を指示しなければならないことに異議のないこと。

4 第1項の場合において,大阪証券取引所が定める日時までに,私が第1項の承諾を受けておらず,かつ,前項の指示を行わなかつたときは,私の委託に基づく未決済約定は,大阪証券取引所の定めると

品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売又は買戻しが行われることに異議のないこと。

5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。）のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売又は買戻しが行われることに異議のないこと。

(1) (略)

(2) 私が貴の子会社・親会社であり、かつ、当該金融商品取引所により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。

(差換預託の場合の証拠金の取扱い)

第21条 貴について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有することに異議のないこと。

(1) (略)

(2) 貴がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金を、私を含む貴の各顧客が貴に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額

2 前項の場合において、私の有する返還請求権は、クリアリング機構が各顧客の返還請求権の額の計算につき要する相当の期間を経過するまではこれを行使し得ず、またクリアリング機構が相当の注意をもってなした返還請求権の額の決定に従うものであること。

(建玉の移管に係る証拠金の取扱い)

第22条 第20条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲

ころにより、私の計算において任意に転売又は買戻しが行われることに異議のないこと。

5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。）のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、大阪証券取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売又は買戻しが行われることに異議のないこと。

(1) (略)

(2) 私が貴社の子会社・親会社であり、かつ、大阪証券取引所により売買停止等時の建玉の移管を行なうことが適当でないと認められたとき。

(差換預託の場合の証拠金の取扱い)

第21条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有することに異議のないこと。

(1) (略)

(2) 貴社が大阪証券取引所に預託している差換預託分の取引証拠金を、私を含む貴社の各顧客が貴社に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額

2 前項の場合において、私の有する返還請求権は、大阪証券取引所が各顧客の返還請求権の額の計算につき要する相当の期間を経過するまではこれを行使し得ず、また大阪証券取引所が相当の注意をもってなした返還請求権の額の決定に従うものであること。

(売買停止等時の建玉の移管に係る証拠金の取扱い)

第22条 第20条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲げる取扱いが行

げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、移管先FX取引参加者（移管先FX取引参加者がFX非清算参加者である場合には、当該移管先FX取引参加者及びその指定FX清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- (2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、前条第1項の規定により私が返還請求権を有する額について、移管先FX取引参加者（移管先FX取引参加者がFX非清算参加者である場合には、当該移管先FX取引参加者及びその指定FX清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- (3) 第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権は、同条第2項の規定にかかわらず、代理人たる移管先FX取引参加者（移管先FX取引参加者がFX非清算参加者である場合には、当該移管先FX取引参加者及びその指定FX清算参加者）を通じてのみ行使できること。

（差換預託の場合の特則）

第23条 第20条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が貴社に預託した委託証拠金の返還を移管先FX取引参加者（移管先FX取引参加者がFX非清算参加者である場合には、当該移管先FX取引参加者及びその指定FX清算参加者）に求めることはできないこと。
- (2) (略)
- (3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社（貴社がFX非清算参加者であ

れることに異議のないこと。

- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、売買停止等時の移管先FX取引参加者（売買停止等時の移管先FX取引参加者がFX非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先FX取引参加者及びその指定FX清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- (2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、前条第1項の規定により私が返還請求権を有する額について、売買停止等時の移管先FX取引参加者（売買停止等時の移管先FX取引参加者がFX非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先FX取引参加者及びその指定FX清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- (3) 第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権は、同条第2項の規定にかかわらず、代理人たる売買停止等時の移管先FX取引参加者（売買停止等時の移管先FX取引参加者がFX非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先FX取引参加者及びその指定FX清算参加者）を通じてのみ行使できること。

（差換預託の場合の特則）

第23条 第20条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が貴社に預託した委託証拠金の返還を売買停止等時の移管先FX取引参加者（売買停止等時の移管先FX取引参加者がFX非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先FX取引参加者及びその指定FX清算参加者）に求めることはできないこと。
- (2) (略)
- (3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社（貴社がFX非清算参加者であ

る場合には、貴又は貴の指定FX清算参加者)から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権が貴(貴がFX非清算参加者である場合には、貴又は貴の指定FX清算参加者)に移転すること。

(支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い)

第24条 金融商品取引所により、貴について支払不能による売買停止等が行われ、当該金融商品取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻しを行わせることとした場合(私の委託に基づく未決済約定について第20条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。)には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。

(2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、第21条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額に相当する額の金銭につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。この場合において、当該金額を限度として、貴に対する委託証拠金の返還請求権が消滅すること。

(3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴(貴がFX非清算参加者である場合には、貴又は貴の指定FX清算参加者)から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する前号に定める取引証拠金返還請求権が貴(貴がFX非清算参加者である場合には、貴又は貴の指定FX清算参加者)に移転すること。

る場合には、貴社又は貴社の指定FX清算参加者)から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権が貴社(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定FX清算参加者)に移転すること。

(売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い)

第24条 貴社について支払不能による売買停止等が行われ、大阪証券取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻しを行わせることとした場合(私の委託に基づく未決済約定について第20条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。)には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭につき、大阪証券取引所の定めるところにより、大阪証券取引所に対して直接返還請求が行えること。

(2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたときは、第21条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額に相当する額の金銭につき、大阪証券取引所の定めるところにより、大阪証券取引所に対して直接返還請求が行えること。この場合において、当該金額を限度として、貴社に対する委託証拠金の返還請求権が消滅すること。

(3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定FX清算参加者)から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する前号に定める取引証拠金返還請求権が貴社(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定FX清算参加者)に移転すること。

(支払不能による売買停止等に伴う請求)

第25条 金融商品取引所により、貴について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約諾書に定める取扱いその他の当該金融商品取引所又はクリアリング機構の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被った場合であっても、移管先FX取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構(貴がFX非清算参加者である場合には、貴の指定FX清算参加者、移管先FX取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴の指定FX清算参加者、移管先FX取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合には、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

(債権譲渡等の禁止)

第26条 私がクリアリング機構及び貴(貴がFX非清算参加者である場合には、クリアリング機構、貴及び貴の指定FX清算参加者)に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れしないこと。

(証拠金の利息その他の対価)

第27条 私が取引所FX取引に関し、貴に証拠金として差し入れ又は預託する金銭又は代用有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

(委託時間)

第28条 貴への取引所FX取引の委託は、貴が定めた取扱時間内に行うこと。

(報告)

第29条 第11条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴に対し直ちに書面をもってその旨の報告をすること。

(届出事項の変更届出)

第30条 貴に届け出た氏名若しくは名称、印章若

(支払不能による売買停止等に伴う請求)

第25条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約諾書に定める取扱いその他の大阪証券取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被った場合であっても、売買停止等時の移管先FX取引参加者及び大阪証券取引所(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社の指定FX清算参加者、売買停止等時の移管先FX取引参加者及び大阪証券取引所)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、売買停止等時の移管先FX取引参加者又は大阪証券取引所(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社の指定FX清算参加者、売買停止等時の移管先FX取引参加者又は大阪証券取引所)に故意又は重過失がある場合には、当該故意又は重過失がある者に対する請求はこの限りではない。

(債権譲渡等の禁止)

第26条 私が大阪証券取引所及び貴社(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定FX清算参加者及び大阪証券取引所)に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れしないこと。

(証拠金の利息その他の対価)

第27条 私が取引所FX取引に関し、貴社に証拠金として差し入れ又は預託する金銭又は代用有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

(委託時間)

第28条 貴社への取引所FX取引の委託は、貴社が定めた取扱時間内に行うこと。

(報告)

第29条 第11条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の報告をすること。

(届出事項の変更届出)

第30条 貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若

しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。

(報告書等の作成及び提出)

第31条 私は、貴が日本国の法令、金融商品取引所又はクリアリング機構の規則等に基づき要求される場合には、私に係る取引所FX取引の内容その他を、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又はクリアリング機構(貴がFX非清算参加者である場合は、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又は貴の指定FX清算参加者)等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴の指示に応じて、かかる報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力すること。

2 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提供に関して発生した一切の損害については、貴は免責されること。

(免責事項)

第32条 天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る取引証拠金又は委託証拠金等の返還が遅延した場合に生じた損害については、貴及びクリアリング機構(貴がFX非清算参加者である場合には、貴、貴の指定FX清算参加者及びクリアリング機構)がその責めを負わないと。

2 前項の事由による取引証拠金又は委託証拠金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴及びクリアリング機構(貴がFX非清算参加者である場合には、貴、貴の指定FX清算参加者及びクリアリング機構)がその責めを負わないと。

3 貴が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴がその責めを負わないと。

4 金融商品取引所における取引所FX取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴の取扱時間外で

しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。

(報告書等の作成及び提出)

第31条 私は、貴社が日本国の法令又は大阪証券取引所の定款若しくは業務方法書等の規則等に基づき要求される場合には、私に係る取引所FX取引の内容その他を、日本国の政府機関又は大阪証券取引所等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力すること。

2 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提供に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されること。

(免責事項)

第32条 天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る取引証拠金又は委託証拠金等の返還が遅延した場合に生じた損害については、貴社及び大阪証券取引所(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定FX清算参加者及び大阪証券取引所)がその責めを負わないと。

2 前項の事由による取引証拠金又は委託証拠金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴社及び大阪証券取引所(貴社がFX非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定FX清算参加者及び大阪証券取引所)がその責めを負わないと。

3 貴社が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないと。

4 大阪証券取引所における取引所FX取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴社の取扱時間外であるために、貴社に対して取引所FX取引の委託が

あるために、貴_____に対して取引所FX取引の委託ができないことにより生じた損害については、貴_____がその責めを負わないこと。

5 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については、貴_____、金融商品取引所及びクリアリング機構がその責めを負わないこと。

(通知の効力)

第33条 私が貴_____に届け出た住所又は事務所にて、貴_____、金融商品取引所又はクリアリング機構によりなされた取引所FX取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(合意管轄)

第35条 私と貴_____との間の取引所FX取引に関する訴訟については、貴_____本店又は 支店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴_____が管轄裁判所を指定できること。

(電磁的方法による書面の授受)

第36条 貴_____は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第29条及び第30条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること若しくは報告又は届出を受けることができる。この場合において、貴_____は私から当該書面によるべき同意を得たもの若しくは報告又は届出を受けたものとみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、

できないことにより生じた損害については、貴社_____がその責めを負わないこと。

5 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については、貴社_____及び大阪証券取引所_____がその責めを負わないこと。

(通知の効力)

第33条 私が貴社_____に届け出た住所又は事務所にて、貴社又は大阪証券取引所によりなされた取引所FX取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(合意管轄)

第35条 私と貴社_____との間の取引所FX取引に関する訴訟については、貴社_____本店又は 支店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社_____が管轄裁判所を指定できること。

(電磁的方法による書面の授受)

第36条 貴社_____は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第29条及び第30条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること若しくは報告又は届出を受けることができる。この場合において、貴社_____は私から当該書面によるべき同意を得たもの若しくは報告又は届出を受けたものとみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、

貴は、前項の規定に基づき電磁的方法により受け
ることができることとした書面によるべき同意を
得ないこと若しくは報告又は届出を受けないこと。

(FX取引取次者の遵守事項)

第38条 私がFX取引取次者である場合は、私はFX取引申込者に対して金融商品取引所の諸規則を遵守させることとし、当該金融商品取引所から要請があるときは、私の取次業務に関する資料を貴を通じて又は直接当該金融商品取引所に提出すること。

2 私がFX取引取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴に対して通知すること。

- (1) 私が貴に委託した取引所FX取引がFX取引申込者の委託に基づくものである場合は、その旨
- (2) 前号の場合において、私が貴に差し入れ又は預託する証拠金について、私がFX取引申込者から差入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は私がFX取引申込者から取次証拠金の預託を受けて私が差し換えた取引証拠金若しくは委託証拠金の別

3・4 (略)

(情報の提供について)

第39条 私の計算による取引所FX取引の取引内容及び当該取引に係る証拠金の内容を確認するため必要な情報について、当該情報を貴が金融商品取引所及びクリアリング機構に提供することについて異議のないこと。

付 則

この約諾書は、平成25年7月16日から施行する。

貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受け
ことができることとした書面によるべき同意を
得ないこと若しくは報告又は届出を受けないこと。

(FX取引取次者の遵守事項)

第38条 私がFX取引取次者である場合は、私はFX取引申込者に対して大阪証券取引所の諸規則を遵守させることとし、大阪証券取引所から要請があるときは、私の取次業務に関する資料を貴社を通じて又は直接大阪証券取引所に提出すること。

2 私がFX取引取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴社に対して通知すること。

- (1) 私が貴社に委託した取引所FX取引がFX取引申込者の委託に基づくものである場合は、その旨
- (2) 前号の場合において、私が貴社に差し入れ又は預託する証拠金について、私がFX取引申込者から差入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は私がFX取引申込者から取次証拠金の預託を受けて私が差し換えた取引証拠金若しくは委託証拠金の別

3・4 (略)

(情報の提供について)

第39条 私の計算による取引所FX取引の取引内容及び当該取引に係る証拠金の内容を確認するため必要な情報について、当該情報を貴社が大阪証券取引所に提供することについて異議のないこと。

信用取引・貸借取引規程等を廃止する規則

第1条 次の各号に掲げる規則を廃止する。

- (1) 信用取引・貸借取引規程
- (2) 有価証券上場規程
- (3) 有価証券上場規程別表
- (4) JASDAQにおける有価証券上場規程
- (5) JASDAQにおける有価証券上場規程別表
- (6) 株券上場審査基準
- (7) 社会資本整備市場上場審査基準
- (8) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則
- (9) 企業行動規範に関する規則
- (10) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準
- (11) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準
- (12) 株券上場廃止基準
- (13) 社会資本整備市場上場廃止基準
- (14) 発行日取引の委託についての約諾書
- (15) 国債証券に関する業務規程の特例
- (16) 外国債券に関する業務規程の特例
- (17) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (18) 個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例
- (19) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (20) 先物・オプション取引口座設定約諾書
- (21) 優先株に関する有価証券上場規程の特例
- (22) 外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例

- (23) 外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表
- (24) 債券に関する有価証券上場規程の特例
- (25) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例
- (26) ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例
- (27) E T Fに関する有価証券上場規程の特例
- (28) E T Nに関する有価証券上場規程の特例
- (29) 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例
- (30) カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例
- (31) 種類株に関する J A S D A Qにおける有価証券上場規程の特例
- (32) 出資証券に関する J A S D A Qにおける有価証券上場規程の特例
- (33) 株式会社企業再生支援機構が再生支援する会社が発行する株券に関する有価証券上場規程及び J A S D A Qにおける有価証券上場規程の特例
- (34) 東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及び J A S D A Qにおける有価証券上場規程の特例
- (35) 株式会社日本取引所グループが発行する有価証券に関する有価証券上場規程及び J A S D A Qにおける有価証券上場規程の特例
- (36) 業務規程、受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則
- (37) 旧大証の会社分割に伴う取引所金融商品市場の開設及び金融商品債務引受けの承継に関する規則

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

業務方法書等を廃止する規則

第1条 次の各号に掲げる規則を廃止する。

- (1) 業務方法書
- (2) 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則
- (3) 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則

付 則

- 1 この規則は、平成25年7月16日から施行する。
- 2 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の定めるところにより申請を行い、クリアリング機構の定めるところによりこの規則施行の日（以下「施行日」という。）までに清算資格の取得の承認を受けた清算参加者及び施行日の前日においてクリアリング機構の指数先物等清算資格を有する先物・オプション清算参加者が施行日の前日において本所に預託している清算預託金は、施行日に、清算参加者に代わって本所が清算基金としてクリアリング機構に預託する。
- 3 取引参加者規程平成25年7月16日改正付則第4項及び第5項に規定する届出を行った清算参加者の当該届出に係る取引で未決済のものは、施行日に、当該清算参加者から新たに指定清算参加者として指定された者に引き継ぐものとする。
- 4 施行日の前日までにおいて清算参加者が清算約定の決済を履行しなかった又はそのおそれがあると本所が認めた場合の取扱いについては、なお従前の例による。

- 5 取引参加者規程平成25年7月16日改正付則第2項及び第3項に規定する申請を行いクリアリング機構の定めるところによる承認を受けた取引参加者、同第4項及び第5項に規定する届出を行った取引参加者及び施行日の前日においてクリアリング機構の指数先物等清算資格を有する先物取引等取引参加者が施行日の前日において本所に預託している取引証拠金は、施行日に、取引参加者、顧客及び申込者に代わって本所がクリアリング機構に預託する。
- 6 施行日の前日までに支払不能による売買停止等を受けた取引参加者の未決済約定の引継ぎ等については、なお従前の例による。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、清算・決済規程第31条第1項及び受託契約準則第12条の規定に基づき、指数先物取引、個別証券オプション取引及び指数オプション取引（以下「先物・オプション取引」という。）に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等について、必要な事項を定める。

2 この規則の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(定義)

第2条 この規則において「先物取引」とは、本所が開設する取引所金融商品市場における指数先物取引をいう。

2 この規則において「オプション取引」とは、本所が開設する取引所金融商品市場における個別証券オプション取引又は指数オプション取引をいう。

3 この規則において「取引参加者」とは、取引参加者規程第2条第2項に規定する先物取引等取引参加者をいう。

4 この規則において「先物・オプション取引に係る債務」とは、先物・オプション取引の決済に係る金銭の支払債務及び個別証券オプション取引における権利行使による決済に係る有価証券の引渡債務並びにその他の先物・オプション取引に関して負担すべき債務をいう。

5 この規則において「取次者」とは、取引参加者に先物・オプション取引の委託をした顧客が、金融商品取引業者又は登録金融機関である場合であって、当該委託が取引参加者に対する先物・オプション取引

の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。

- 6 この規則において「申込者」とは、取次者に委託の取次ぎの申込みをした者をいう。
- 7 この規則において「非居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する居住者以外の自然人及び法人をいう。
- 8 この規則において「清算参加者」とは、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する指数先物等清算資格を有する清算参加者をいう。
- 9 この規則において「非清算参加者」とは、取引参加者規程第24条第2項に規定する非清算参加者をいう。
- 10 この規則において「指定清算参加者」とは、取引参加者規程第27条第1項に規定する指定清算参加者のうち、指数先物等非清算参加者が先物・オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託先として指定した者をいう。
- 11 この規則において「非清算参加者自己分の取引証拠金」とは、指定清算参加者が、非清算参加者である取引参加者の自己の計算による先物・オプション取引につきクリアリング機構に預託する取引証拠金をいう。
- 12 この規則において「非清算参加者委託分の取引証拠金」とは、指定清算参加者が、非清算参加者の顧客の委託に基づく先物・オプション取引につきクリアリング機構に預託する取引証拠金をいう。
- 13 この規則において「非清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)」とは、非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、非清算参加者の顧客から当該非清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの（次項に定める取引証拠金を除く。）をいう。
- 14 この規則において「非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」とは、非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、申込者が顧

客に取次証拠金を預託した場合において、当該顧客から非清算参加者である取引参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたものをいう。

15 この規則において「非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)」とは、非清算参加者委託分の取引証拠金のうち前2項に定めるもの以外のものをいう。

16 この規則において「清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）」とは、清算参加者が顧客の委託に基づく先物・オプション取引につきクリアリング機構に預託する取引証拠金（以下「清算参加者委託分の取引証拠金」という。）のうち、顧客から当該清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの（申込者が取次証拠金を顧客に預託した場合において当該顧客から清算参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの（次項において「清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」という。）を除く。）をいう。

17 この規則において「清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」とは、清算参加者委託分の取引証拠金のうち、清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）及び清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）以外のものをいう。

18 この規則において「支払不能による売買停止等」とは、次の各号に掲げる措置をいう。

(1) 取引参加者規程第43条第3項の規定に基づく市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置

(2) 次のa又はbに掲げる措置が行われた場合における取引参加者規程第47条第1項の規定に基づく市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）の停止の措置

a クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく清算資格の取消し又は債務の引受けの停止（同規定に基づくポジション保有状

況の改善指示に違反した場合（その具体的なおそれがあると認められる場合を含む。）等本所が債務履行確保の観点から特に必要と認めた場合に限る。）

b クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく債務の引受けの停止（クリアリング機構が清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）

19 この規則において「取引日」とは、業務規程第4条第11号に規定する取引日をいう。

（証拠金の目的）

第3条 取引証拠金は、この規則で定めるところにより、清算参加者がクリアリング機構に対して支払い若しくは引き渡すべき先物・オプション取引に係る債務、非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき先物・オプション取引に係る債務又は顧客が取引参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務（顧客が取次者である場合は、申込者が顧客に対して負担する先物・オプション取引に係る債務を含む。）の履行を確保するためのものとする。

2 証拠金（前項の取引証拠金を除く。）は、この規則で定めるところにより、顧客が取引参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保するためのものとする。

3 クリアリング機構、清算参加者、非清算参加者又は取次者である顧客は、前2項に規定する債務につき不履行が発生した場合には、取引証拠金又は証拠金に対する権利を行使し、当該債務の弁済に充当することができる。

第1節 取引証拠金

第1款 清算参加者の取引証拠金

(清算参加者の取引証拠金)

第4条 清算参加者の先物・オプション取引に係る取引証拠金に関する事項は、クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則（以下「クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則」という。）によるものとする。

第2款 非清算参加者の取引証拠金

(自己分の取引証拠金の差入れ)

第5条 非清算参加者は、自己の計算による先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れができる。

(委託分の取引証拠金の差入れ又は預託)

第6条 非清算参加者は、顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、次項に規定する委託分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れ又は預託しなければならない。

- 2 委託分の取引証拠金所要額は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する各顧客の証拠金所要額をすべての顧客について合計した額とする。
- 3 非清算参加者は、顧客が差し入れた取引証拠金の全部を当該顧客の代理人として、指定清算参加者に差し入れなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、顧客が取引証拠金を差し入れた日から起算して4日目（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までの間においては、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額（取引証拠金の差入れを行う日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する時価をいう。以下同じ。）により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を取引証拠金の差入れを行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次項及び第6項において同じ。）の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れることができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れができる。
- 5 非清算参加者は、顧客が委託証拠金を預託した場合においては、当該顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、当該顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金（以下「非清算参加者証拠金」という。）は、有価証券をもって代用預託することができる。
- 7 第3項から前項までの場合において、非清算参加者は、各顧客が非

清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格（取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）により評価した額の合計額がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって、指定清算参加者に取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金又は非清算参加者証拠金は、有価証券をもって代用差入れ又は代用預託することができる。

（取次者に係る取引証拠金の差入れに関する特則）

第7条 前条第3項の規定にかかわらず、非清算参加者は、顧客が非清算参加者に差し入れた取引証拠金が申込者の代理人として差し入れたものである場合は、その全部を当該申込者の代理人として指定清算参加者に差し入れなければならない。

（取引証拠金の差入时限又は預託时限）

第8条 前3条の規定による取引証拠金の差入れ又は非清算参加者証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日（個別証券オプション取引にあっては、売付けが成立した日）の翌日（休業日に当たる時は、順次繰り下げる。以下同じ。）のクリアリング機構が定める預託时限までの指

定清算参加者が指定する日時までに、次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか明示して行うものとする。

- (1) 非清算参加者自己分の取引証拠金
- (2) 非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）
- (3) 非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）
- (4) 非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）

（取引証拠金の維持）

第9条 非清算参加者は、自己分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れている金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次項及び第4項において同じ。）により評価した額の合計額がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定清算参加者に追加差入れしなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用差入れすることができる。

2 非清算参加者は、委託分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れ又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が委託分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定め

る預託时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定清算参加者に取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金又は非清算参加者証拠金は、有価証券をもって代用差入れ又は代用預託することができる。

- 3 非清算参加者は、指定清算参加者に、第6条第3項から第6項まで又は第7条の規定により顧客に係る取引証拠金として差し入れ又は非清算参加者証拠金として預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項及び次条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第6条第3項から第6項まで又は第7条に準じて指定清算参加者に委託分の取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。
- 4 非清算参加者は、各顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第6条第7項に準じて指定清算参加者に委託分の取引証拠金として追加差入れ又は非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。

(取引証拠金に係る返還請求権)

第10条 クリアリング機構に預託された非清算参加者の各顧客に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する次の各号に掲げる者の返還請求権は、非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該顧客により委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金がクリアリング機構に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者顧客分現預託合計額」という。）を限度として、当該各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

非清算参加者顧客分現預託合計額から、当該顧客が非清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者顧客分現預託合計額から、前号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、非清算参加者の顧客が取次者である場合においてクリアリング機構に預託された各申込者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する次の各号に掲げる者の返還請求権は、当該申込者により非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評

価額の合計額、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金又は委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金がクリアリング機構に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者申込者分現預託合計額」という。）を限度として、当該各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該申込者

非清算参加者申込者分現預託合計額から、当該申込者が当該顧客に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 当該顧客

非清算参加者申込者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該顧客が非清算参加者に対して負担する当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) 非清算参加者

非清算参加者申込者分現預託合計額から、前2号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

3 第1項の規定にかかわらず、非清算参加者の顧客が取次者である場

合においてクリアリング機構に預託された各取次者に係る非清算参加者委託分の取引証拠金に対する次の各号に掲げる者の返還請求権は、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えてクリアリング機構に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて、委託証拠金として非清算参加者に預託された額（当該顧客が差し入れた取引証拠金がクリアリング機構に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。以下この項において「非清算参加者取次者分現預託合計額」という。）を限度として、当該各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該顧客が非清算参加者に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) 非清算参加者

非清算参加者取次者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第3号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

4 クリアリング機構に預託された各非清算参加者に係る非清算参加者

自己分の取引証拠金及び非清算参加者委託分の取引証拠金に対する非清算参加者の返還請求権は、非清算参加者自己分の取引証拠金（直接預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、非清算参加者自己分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち当該非清算参加者により取引証拠金として指定清算参加者に差し入れられている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち非清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金がクリアリング機構に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）を超えてクリアリング機構に預託された額並びに非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額のうち非清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（当該顧客が差し入れた取引証拠金がクリアリング機構に預託されるまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）を超えて非清算参加者証拠金として指定清算参加者に預託された額（以下この項において「非清算参加者分現預託合計額」という。）を限度として、非清算参加者が、非清算参加者分現預託合計額から、当該非清算参加者が指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべきすべての先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（第1項第2号、第2項第3号及び前項第2号の規定により控除された額を除く。）を控除した額に相当する部分について有するものとする。

5 取引証拠金の返還請求権の行使は、次の各号に定める方法によるも

のとする。

- (1) 非清算参加者の有する返還請求権は、指定清算参加者が当該非清算参加者の代理人としてこれを行使するものとする。
- (2) 非清算参加者の顧客の有する返還請求権は、当該非清算参加者及びその指定清算参加者が当該顧客の代理人としてこれを行使するものとする。
- (3) 申込者の有する返還請求権は、当該申込者の委託に基づく先物・オプション取引を顧客から受託した非清算参加者及びその指定清算参加者が当該申込者の代理人としてこれを行使するものとする。

6 非清算参加者が非清算参加者証拠金を預託し又は取引証拠金を差し入れ、取引証拠金が差換預託された場合において、前項の規定により非清算参加者が当該取引証拠金の全部又は一部の返還請求権行使したときは、非清算参加者が預託した非清算参加者証拠金又は差し入れた取引証拠金が返還されるものとする。

(代用有価証券)

第11条 第5条、第6条第4項から第7項まで及び第9条第1項及び第2項に定める代用有価証券に関する事項は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表の定めるところによる。

2 前項の規定のほか、代用有価証券の差入れ又は預託の取扱いについては、本所が定める。

(取引証拠金所要額の申告)

第12条 非清算参加者は、取引日ごとに（個別証券オプション取引にあっては、毎日）、その指定清算参加者に対し、非清算参加者自己分の取引証拠金所要額及び非清算参加者委託分の取引証拠金所要額の合計額を、当該指定清算参加者が指定する时限までに当該指定清算参加者に申告するものとする。

(顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項の報告義務)

第13条 非清算参加者は、前条の申告に関し、指定清算参加者からクリアリング機構への報告のため、当該非清算参加者の顧客の委託に基づく建玉の数量その他顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項でクリアリング機構が必要と認める事項について指定清算参加者から報告を求められたときは、直ちに当該事項を記載した書面を当該指定清算参加者に提出しなければならない。

第2節 建玉の移管

(建玉の移管)

第14条 取引参加者は、自己の計算による未決済約定（取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この節において同じ。）及び顧客の委託に基づく未決済約定について、他の取引参加者への引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を行うことができる。

(清算参加者の建玉移管)

第15条 清算参加者の先物・オプション取引に係る建玉の移管に関する事項は、クリアリング機構が定める業務方法書によるものとする。

(非清算参加者の建玉の移管に係る手続き)

第16条 非清算参加者は、未決済約定について建玉の移管を行おうとするときは、その指定清算参加者から当該建玉の移管について承諾を受けるとともに、当該指定清算参加者に対して、銘柄ごとの移管を行おうとする未決済約定の数量及び移管先の取引参加者の名称について、当該指定清算参加者が指定する时限までに申告しなければならない。

2 前項の場合において、当該非清算参加者は、移管先の取引参加者か

ら当該建玉の移管について承諾を受けるとともに、当該移管先の取引参加者に対して、当該数量及び当該非清算参加者の指定清算参加者の名称を当該移管先の取引参加者が指定する时限までに、申告しなければならない。

- 3 前項の場合において、当該移管先の取引参加者が非清算参加者であるときは、当該移管先の取引参加者は、その指定清算参加者から当該建玉の移管について承諾を受けるとともに、当該指定清算参加者に対して、同項の規定により申告を受けた内容を、当該指定清算参加者が指定する时限までに申告しなければならない。

(建玉の移管の成立)

第17条 前条の場合において、建玉の移管は、本所が定める時に成立するものとする。

- 2 先物取引に係る建玉の移管は、本所が定める約定数値をもって行われるものとする。

第3節 支払不能による売買停止等の場合における建玉の移管等

第1款 支払不能による売買停止等の場合における建玉の移管等

(支払不能取引参加者の自己の計算による未決済約定の取扱い)

第18条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能による売買停止等を受けた取引参加者（以下「支払不能取引参加者」という。）の自己の計算による未決済約定（取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この節において同じ。）について、本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し又は権利行使（これらの委託を含む。以下同じ。）を行わせることができるものとする。

- 2 前項の場合においては、本所が指定した他の取引参加者と支払不能取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく債務の引受けの停止（クリアリング機構が清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）を受けた清算参加者である取引参加者の自己の計算による未決済約定の取扱いについては、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則によるものとする。

（支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の取扱い）

第19条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能取引参加者の顧客（第21条第1項各号に掲げる顧客を除く。以下次条までにおいて同じ。）の委託に基づく未決済約定について、本所が指定する他の取引参加者への引継ぎ又は本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることができるものとする。

2 本所が前項の他の取引参加者への未決済約定の引継ぎ（以下この節及び第3章第3節において「売買停止等時の建玉の移管」という。）又は他の取引参加者をして未決済約定の転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合には、支払不能取引参加者は、支払不能による売買停止等を受けた後、直ちに顧客に対して当該支払不能による売買停止等を受けた旨その他本所が必要と認める事項を通知しなければならない。

（支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の引継ぎ等）

第20条 前条第1項に規定する売買停止等時の建玉の移管は、支払不能取引参加者の顧客が当該建玉の移管について本所が指定する他の取引参加者に申し込み、かつ、当該他の取引参加者が本所の定める日時までに、当該申込みを受けた旨及び当該建玉の移管について承諾した旨を証する書面を本所に提出した場合に行わせるものとする。

- 2 前項の場合において、本所は、支払不能取引参加者に対し、当該売買停止等時の建玉の移管を行うために本所が必要と認めた事項を記載した書面の提出を求めることができるものとし、当該売買停止等時の建玉の移管を受ける他の取引参加者に対し、当該書面を交付するものとする。
- 3 先物取引に係る第1項の売買停止等時の建玉の移管は、当該売買停止等時の建玉の移管を行う日の前日に終了する取引日における各限月取引の清算数値（当該売買停止等時の建玉の移管を行う日に終了する取引日に係る夜間立会において成立した取引にあっては、その約定数値）を当該未決済約定に係る約定数値として行うものとする。
- 4 前条第1項に規定する支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使（次項の場合を除く。）は、支払不能取引参加者が、当該支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について当該顧客から転売若しくは買戻し又は権利行使に係る指示を受けた旨を証する書面を本所が定める日時までに本所に提出した場合に、本所が指定する他の取引参加者をして行わせるものとする。
- 5 本所は、前条第1項の支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について、本所が定める日時までに第1項又は前項に規定する書面が提出されなかった場合には、本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し又は権利行使を行わせることができる。
- 6 前2項の場合においては、本所が指定した他の取引参加者と支払不能取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

（期限の利益を喪失している顧客等の委託に基づく未決済約定の取扱い）

第21条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能取引参加者の次の各号に掲げる顧客の委託に基づく未決済約定につい

て、本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し又は権利行使を行わせることができるものとする。

(1) 支払不能取引参加者に対する先物・オプション取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客

(2) 支払不能取引参加者の子会社・親会社（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。）である外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人をいう。）のうち、本所が第19条第1項に規定する未決済約定の引継ぎを行うことが適当でないと認める顧客

2 前項第2号の場合において、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなす。

3 第1項第2号の場合において、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

4 第1項の場合は、本所が指定した他の取引参加者と支払不能取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

（指定清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けた場合

における非清算参加者に対する措置)

第22条 第18条第1項及び第2項、第19条、第20条及び前条（第1項第2号を除く。）の規定は、指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書の規定により債務の引受けの停止（クリアリング機構が当該清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）を受けたことによって取引参加者規程第48条第1項の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合について準用する。この場合において「支払不能による売買停止等」とあるのは、「指定清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止」と、「支払不能取引参加者」とあるのは「指定清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けた場合における非清算参加者」と読み替えるものとする。

2 指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書の規定により債務の引受けの停止（クリアリング機構が当該指定清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）を受けたことにより取引参加者規程第48条第1項の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の停止を受けた非清算参加者に対する措置として、当該非清算参加者の未決済約定について、本所が指定する他の取引参加者への引継ぎ又は本所が指定する他の取引参加者をして転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせる場合には、第10条第5項第1号の指定清算参加者の代理権は消滅するものとする。

第2款 支払不能取引参加者等の委託分の取引証拠金の取扱い

(清算参加者である支払不能取引参加者の委託分の取引証拠金の取扱い)

第23条 本所が第19条第1項の規定により清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく建玉の他の取引参加者への移管を行った場合の委託分の取引証拠金の取扱いについては、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則によるものとする。

(非清算参加者である支払不能取引参加者の委託分の取引証拠金の取扱い)

第24条 本所は、第19条第1項の規定により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく売買停止等時の建玉の移管を行った場合（移管を受けた他の取引参加者を以下この節において「売買停止等時の移管先取引参加者」という。）には、非清算参加者である支払不能取引参加者がクリアリング機構に預託していた当該顧客に係る委託分の取引証拠金（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の規定により当該顧客又はその申込者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。）について、当該売買停止等時の建玉の移管が行われた日に売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託したものとみなす。

2 前項の規定によりクリアリング機構に預託したものとみなされる当該顧客に係る委託分の取引証拠金のうち、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

(1) 顧客が非清算参加者である支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額

(2) 非清算参加者である支払不能取引参加者がクリアリング機構に預託していた非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）から、当該非清算参加者である支払不能取引参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託していた有価証券をクリアリング機構がクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の規定により換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が非清算参加者である支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額

3 前2項の規定は指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書の規定により債務の引受けの停止（クリアリング機構が当該指定清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）を受けたことによつて取引参加者規程第48条第1項の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行つた場合について準用する。この場合において「第19条第1項」とあるのは、「第22条第1項において準用する第19条第1項」と、「非清算参加者である支払不能取引参加者」とあるのは、「指定清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止を受けた非清算参加者」と読み替えるものとする。

(差換預託分の取引証拠金等の換金)

第25条 本所が第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は第19条第1項の規定により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく売買停止等時の建玉の移管を行わせること

とした場合において、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、非清算参加者である支払不能取引参加者の指定清算参加者、非清算参加者である支払不能取引参加者及びその顧客とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

2 本所が第22条第1項において準用する第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により非清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は非清算参加者の顧客の売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合において、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、当該非清算参加者の指定清算参加者、当該非清算参加者及びその顧客とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

3 第1項の場合において、取次者が第21条第1項各号に掲げる顧客であり、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、非清算参加者である支払不能取引参加者の指定清算参加者、非清算参加者である支払不能取引参加者、顧客及びその申込者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

4 第2項の場合において、取次者が第22条第1項において準用する第21条第1項第1号に掲げる顧客であり、クリアリング機構が、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部又は一部をクリアリング機構が適当と認める方法により換金することとしたときは、当該非清算参加者の指定清算参

加者、当該非清算参加者、顧客及びその申込者とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとする。

(差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例)

第26条 前条第1項又は第2項の規定によりクリアリング機構が有価証券を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）は、非清算参加者である支払不能取引参加者又は前条第2項の非清算参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

2 前条第3項又は第4項の規定によりクリアリング機構が有価証券を換金した場合は、非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）は、非清算参加者である支払不能取引参加者又は前条第4項の非清算参加者が非清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）としてクリアリング機構に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。

(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第27条 第24条第1項の規定（同条第3項において準用する場合を含む。）によりクリアリング機構に預託したものとみなされる委託分の取引証拠金に係る顧客の返還請求権は、同条第1項に規定する売買停止等時の移管先取引参加者が代理人としてこれを行使するものとする。

2 本所が第19条第1項若しくは第21条第1項の規定（第22条第1項において準用する場合を含む。）により非清算参加者である支払不能取引参加者（第22条第1項において準用する場合にあっては、指定清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能のおそれがあると

認められたことその他特に必要があると認められたことによって債務の引受けの停止を受けた場合における非清算参加者をいう。以下次条までにおいて同じ。)の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は第19条第1項の規定(第22条第1項において準用する場合を含む。)により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の委託に基づく売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合には、非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客(第19条第1項の規定(第22条第1項において準用する場合を含む。)により売買停止等時の建玉の移管を行った顧客を除く。)に係る委託分の取引証拠金の返還請求権は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に対し直接行使することができるものとする。この場合において、当該顧客に係る委託分の取引証拠金が非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されているときは、第24条第2項各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

(取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第28条 本所が第21条第1項の規定(第22条第1項において準用する場合を含む。)により非清算参加者である支払不能取引参加者の顧客の申込者の委託の取次ぎに基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合において、取次者が第21条第1項各号に掲げる顧客であるときは、当該取次者の申込者が有する返還請求権は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に対し直接行使することができるものとする。

第3款 雜 則

(売買停止等時の建玉の移管等に伴うその他の取扱い)

第29条 第18条から前条までに定めるもののほか売買停止等時の建玉の移管等に必要な事項は、本所がその都度定める。

第3章 受託契約準則の特例関係

第1節 証拠金

(証拠金の差入れ又は預託)

第30条 顧客は、当該顧客の委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第33条第1項に規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。）が証拠金所要額（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する顧客の証拠金所要額をいう。以下同じ。）を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額が顧客の現金支払予定額（同条第2項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。）を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額（以下「総額の不足額」という。）又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と当該顧客の現金支払予定額との差額（以下「現金不足額」という。）のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。

2 顧客が差し入れ又は預託する証拠金は、有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。

3 前項に定める代用有価証券に関する事項は、クリアリング機構先

物・オプション取引証拠金規則別表の定めるところによる。

- 4 顧客が次の各号に掲げる有価証券を差し入れ又は預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。
 - (1) 株券（外国株券を除く。）、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、債券（新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券
 - (2) 投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの
- 5 顧客が外国株券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を差し入れ又は預託する場合には、保管振替機構が定める「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に規定する口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。
- 6 顧客がアメリカ合衆国財務省証券を差し入れ又は預託する場合には、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。

（証拠金の追加差入れ又は追加預託）

第31条 取引参加者は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該顧客から当該不足額が発生した日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに差し入れ又は預託させなければならない。この場合において、現金不足額に相当する額の証拠金は、有価証券をもって代用させることができないものとする。

（証拠金の区分）

第32条 前2条の規定に基づき顧客が取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金のうち顧客の現金支払予定額に相当する額の金銭以外の金銭又は有価証券については、当該顧客が取引証拠金として差し入れたものとする。ただし、当該顧客の同意（金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第66条に規定する同意をいう。）がある場合には、委託証拠金として預託したものとすることができる。

- 2 前項の場合において、顧客が取次者であるときは、当該顧客が取引証拠金又は委託証拠金として差し入れ又は預託する金銭又は有価証券が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか明示するものとする。
- (1) 申込者が差し入れた金銭又は有価証券
 - (2) 申込者が預託した金銭又は有価証券に代えて、当該顧客が差し入れ又は預託した自己の保有する金銭又は有価証券

(受入証拠金の総額等の計算方法)

第33条 受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座において当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額（アメリカ合衆国財務省証券については、その時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を当該計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）を超えない額をいう。）により評価した額の合計額に、次項に規定する当該顧客の現金授受予定額を加減して得た額をいう。

- 2 顧客の現金授受予定額は、一日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（指値オプション取引については、受託契約準則第23条に規定する決

済のために授受する金銭の額をいうものとする。)のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。

3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に日経300、MSCI JAPAN、RNP指數及び日経平均V Iに係るものにあっては1万円、Large取引及び業種別指數に係るものにあっては1,000円、Mini取引及びN Yダウに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に日経300、MSCI JAPAN、RNP指數及び日経平均V Iに係るものにあっては1万円、Large取引及び業種別指數に係るものにあっては1,000円、Mini取引及びN Yダウに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額及び第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。

（取引証拠金に係る返還請求権）

第34条 顧客は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める取引証拠金から当該顧客が取引参加者に対して負担する先物・オプション取引にかかる債務のうち未履行部分に相当する額（以下この条において「顧客の未履行債務額」という。）を控除した額に相当する部分について返還請求権を有するものとする。

(1) 顧客が差し入れた取引証拠金が直接預託された場合

当該顧客に係る直接預託分の取引証拠金（清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）又は非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）をいう。）のうち、次の a 又は b に掲げるもの

- a 顧客が取引証拠金として金銭を預託している場合は、当該金銭の額
- b 顧客が取引証拠金として代用有価証券を預託している場合は、当該有価証券

(2) 顧客が委託証拠金を預託し又は取引証拠金を差し入れ、取引証拠金が差換預託された場合

当該顧客に係る差換預託分の取引証拠金（清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）又は非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）をいう。以下同じ。）のうち次の a 又は b に掲げるもの

- a 当該顧客に係る差換預託分の取引証拠金として金銭が預託されている場合は、当該顧客が預託している委託証拠金又は差し入れている取引証拠金に相当する額の金銭
- b 当該顧客に係る差換預託分の取引証拠金として代用有価証券が預託されている場合は、当該代用有価証券のうち、当該顧客が預託している委託証拠金又は差し入れている取引証拠金に相当する額の有価証券

2 前項の規定により、顧客が有する取引証拠金に対する返還請求権は、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合には当該非清算参加者及びその指定清算参加者）を代理人として行使するものとする。

3 取引参加者が清算参加者である場合においては、第1項に規定する顧客の未履行債務額（当該清算参加者がクリアリング機構に対して支払い又は引き渡すべき顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除する。）に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該清算参加者が有するものとす

る。

4 取引参加者が非清算参加者である場合においては、第1項に規定する顧客の未履行債務額に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該非清算参加者がその指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき顧客の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した部分について当該非清算参加者が有し、当該未履行部分についてその指定清算参加者が有するものとする。

(証拠金の引出しの制限)

第35条 取引参加者は、顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

(1) 引き出させる際ににおける当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っている場合には、その超過額をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額（アメリカ合衆国財務省証券については、当該超過額を東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場の1米ドル当たりの円貨額により米貨に換算した額をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額をいう。次号において同じ。）に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額（証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の額が当該顧客の現金支払予定額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。）のいずれか小さい額に相当する額の金銭

(2) 当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額（第33条第1項に規定する代用価格により評価し

た額をいう。以下この項において同じ。) をクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額に相当する有価証券

(3) 当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭のうち現金超過額に相当する金銭を有価証券と差し換える場合には、当該有価証券の額に相当する額の金銭

2 前項の規定にかかわらず、取引参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める金銭又は有価証券を引き出させることができる。

(1) 顧客が個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を当該顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の交付により行おうとする場合であって、当該顧客の受入証拠金の総額(当該交付に係る金銭の額を除く。)が証拠金所要額(当該権利行使に係る額を除く。)を上回り、かつ、当該交付に係る金銭を引き出してもなお現金超過額があるとき

当該交付に係る金銭

(2) 顧客が個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を当該顧客から証拠金として差し入れられ又は預託されている当該オプション対象証券の交付により行おうとする場合であって、当該顧客の受入証拠金の総額(当該交付に係る対象有価証券に相当する額を除く。)が証拠金所要額(当該権利行使に係る額を除く。)を上回っているとき

当該交付に係るオプション対象証券

(計算上の利益額の払出し)

第36条 取引参加者は、顧客の請求に応じ、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、払い出すことができる。

2 前項の払出しは、当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要額を上

回っているときの差額を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該払い出した金銭を、当該顧客が証拠金として当該取引参加者に差し入れる又は預託することとする場合
- (2) 顧客が個別証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済を当該払い出した金銭の交付により行おうとする場合であって、当該顧客の受入証拠金の総額（当該交付に係る金銭を除く。）が証拠金所要額（当該権利行使に係る額を除く。）を上回っているとき

第2節 建玉の移管

（顧客の建玉の移管に係る手続き等）

第37条 顧客は、未決済約定について建玉の移管の委託を行おうとする場合は、あらかじめ先物・オプション取引口座を設定している移管元の取引参加者及び移管先の取引参加者から当該建玉の移管の委託について承諾を受けなければならない。

2 前項の場合において、当該顧客は、当該移管元の取引参加者に対して、銘柄ごとの移管を行おうとする未決済約定の数量及び当該移管先の取引参加者の名称について当該移管元の取引参加者が指定する时限までに申告するとともに、当該移管先の取引参加者に対して、当該数量及び当該移管元の取引参加者の名称を当該移管先の取引参加者が指定する时限までに申告しなければならない。

3 先物取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管を行う取引日の前取引日における各限月取引の清算数値を当該未決済約定に係る約定数値として行うものとする。

4 建玉の移管が成立したときは、未決済約定についての顧客と移管元の取引参加者との間の委託が終了し、同時に、当該未決済約定についての顧客と移管先の取引参加者との間の委託が新たに成立するものと

する。

第3節 支払不能による売買停止等の場合における建玉の移管等 (支払不能取引参加者による通知)

第38条 本所が他の取引参加者へ売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合又は第18条第1項若しくは第19条第1項の規定（第22条第1項において準用する場合を含む。）により他の取引参加者をして未決済約定の転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合には、支払不能取引参加者（指定清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けた場合における非清算参加者を含む。）は、支払不能による売買停止等（指定清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けたことによる非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止を含む。）を受けた後、直ちに顧客に対してその旨その他本所が必要と認める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた顧客が取次者である場合は、当該顧客は、その申込者に対して当該通知に準じた事項を通知しなければならない。

（売買停止等時の建玉の移管に係る顧客の手続き）

第39条 顧客（第21条第1項各号に掲げる顧客を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、前条第1項に規定する通知を受けた場合において、売買停止等時の建玉の移管を希望するときは、本所が指定した他の取引参加者のうち一の者に売買停止等時の建玉の移管について申し込み、本所が定める日時までにその承諾を受けなければならない。

2 前項の売買停止等時の建玉の移管についての承諾を受けた顧客は、

受託契約準則の規定により売買停止等時の移管先取引参加者に先物・オプション取引口座を設定するものとする。ただし、現に当該売買停止等時の移管先取引参加者に先物・オプション取引口座を設定している場合は、この限りでない。

(転売若しくは買戻し又は権利行使に係る顧客の手続き)

第40条 顧客は、第38条第1項の通知を受けた場合において、未決済約定について転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは、本所が定める日時までに、支払不能取引参加者（指定清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けた場合においては非清算参加者）にその旨を指示するものとする。

(証拠金の特例)

第41条 第39条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合は、顧客は、支払不能取引参加者（指定清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けた場合においては非清算参加者。以下この条において同じ。）がクリアリング機構に預託していた当該顧客に係る委託分の取引証拠金（クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則に規定する当該顧客又はその申込者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。）を、取引証拠金として売買停止等時の移管先取引参加者に差し入れたものとみなす。

2 前項の場合において、当該顧客に係る差換預託分の取引証拠金として預託されているものについては、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を、取引証拠金として差し入れたものとみなす。

- (1) 当該顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（支払不能取引参加者が当該顧客から差し入れられた取引証拠金をクリアリング機構に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に相当する額
- (2) 支払不能取引参加者がクリアリング機構に預託していた差換預託分の取引証拠金から、当該支払不能取引参加者が差換預託分の取引証拠金として代用預託していた有価証券をクリアリング機構が換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が支払不能取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（支払不能取引参加者が当該顧客から差し入れられた取引証拠金をクリアリング機構に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。）に相当する額に応じてあん分した額

（証拠金の返還の特例）

第42条 売買停止等時の移管先取引参加者は、第39条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、その日以後に顧客から前条第2項に規定する取引証拠金の返還請求を受けたときは、金銭により返還するものとする。

（取引証拠金の返還の特例）

第43条 顧客は、第39条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の返還請求権は、クリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に対し直接行使することができるものとする。

第3節 顧客と申込者との契約

(顧客と申込者との契約)

第44条 顧客が取次者である場合は、あらかじめ、顧客はその申込者との間でこの規則に定める事項に準じた内容の契約を締結するものとする。

第4章 雜 則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第45条 先物・オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した取引参加者を当該先物・オプション取引の取次ぎを行う者とみなして、第3条、第2章及び第3章の規定を適用する。

(証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する必要事項の決定)

第46条 本所は、この規則に定める事項のほか、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、清算・決済規程第31条第2項及び取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第37条及び第40条の規定に基づき、取引所外国為替証拠金取引（以下「取引所FX取引」という。）に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等について、必要な事項を定める。

2 この規則の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

(定義)

第2条 この規則において「FX取引参加者」とは、取引参加者規程第2条第3項に規定する外国為替証拠金取引参加者をいう。

2 この規則において「取引所FX取引に係る債務」とは、取引所FX取引の決済に係る金銭の支払債務その他の取引所FX取引に関して負担すべき債務をいう。

3 この規則において「FX取引取次者」とは、FX取引参加者に取引所FX取引の委託をした顧客が、金融商品取引業者又は登録金融機関である場合であって、当該委託がFX取引参加者に対する取引所FX取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。

4 この規則において「FX取引申込者」とは、FX取引取次者に委託の取次ぎの申込みをした者をいう。

5 この規則において「非居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭

和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する居住者以外の自然人及び法人をいう。

- 6 この規則において「FX清算参加者」とは、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定するFX清算資格を有する清算参加者をいう。
- 7 この規則において「FX非清算参加者」とは、取引参加者規程第24条第3項に規定するFX非清算参加者をいう。
- 8 この規則において「指定FX清算参加者」とは、取引参加者規程第27条第1項に規定する指定清算参加者のうち、FX非清算参加者が取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託先として指定した者をいう。
- 9 この規則において「FX非清算参加者自己分の取引証拠金」とは、指定FX清算参加者が、FX非清算参加者であるFX取引参加者の自己の計算による取引所FX取引につきクリアリング機構に預託する取引証拠金をいう。
- 10 この規則において「FX非清算参加者委託分の取引証拠金」とは、指定FX清算参加者が、FX非清算参加者の顧客の委託に基づく取引所FX取引につきクリアリング機構に預託する取引証拠金をいう。
- 11 この規則において「FX非清算参加者委託分の取引証拠金(直接預託分)」とは、FX非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、FX非清算参加者の顧客から当該FX非清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの(次項に定める取引証拠金を除く。)をいう。
- 12 この規則において「FX非清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)」とは、FX非清算参加者委託分の取引証拠金のうち、FX取引申込者が顧客に取次証拠金を預託した場合において、当該顧客からFX非清算参加者であるFX取引参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたものをいう。
- 13 この規則において「FX非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預

託分)」とは、FX非清算参加者委託分の取引証拠金のうち前2項に定めるもの以外のものをいう。

14 この規則において「FX清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）」とは、FX清算参加者が顧客の委託に基づく取引所FX取引につきクリアリング機構に預託する取引証拠金（以下「FX清算参加者委託分の取引証拠金」という。）のうち、顧客から当該FX清算参加者に取引証拠金として差し入れられたもの（FX取引申込者が取次証拠金を顧客に預託した場合において当該顧客からFX清算参加者に当該取次証拠金に相当する取引証拠金として差し入れられたもの（次項において「FX清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）」という。）を除く。）をいう。

15 この規則において「FX清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」とは、FX清算参加者委託分の取引証拠金のうち、FX清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）及びFX清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）以外のものをいう。

16 この規則において「支払不能による売買停止等」とは、次の各号に掲げる措置をいう。

(1) 取引参加者規程第43条第3項の規定に基づく市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置

(2) 次のa又はbに掲げる措置が行われた場合における取引参加者規程第47条第1項の規定に基づく市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）の停止の措置

a クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく清算資格の取消し又は債務の引受けの停止（同規定に基づくポジション保有状況の改善指示に違反した場合（その具体的なおそれがあると認められる場合を含む。）等本所が債務履行確保の観点から特に必要と認めた場合に限る。）

b クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく債務の引受けの停止（クリアリング機構が清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）

17 この規則において「取引日」とは、取引所FX取引特例第2条第15号に規定する取引日をいう。

(証拠金の目的)

第3条 取引証拠金は、この規則で定めるところにより、FX清算参加者がクリアリング機構に対して支払い若しくは引き渡すべき取引所FX取引に係る債務、FX非清算参加者が指定FX清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき取引所FX取引に係る債務又は顧客がFX取引参加者に対して負担する取引所FX取引に係る債務（顧客がFX取引取次者である場合は、FX取引申込者が顧客に対して負担する取引所FX取引に係る債務を含む。）の履行を確保するためのものとする。

2 証拠金（前項の取引証拠金を除く。）は、この規則で定めるところにより、顧客がFX取引参加者に対して負担する取引所FX取引に係る債務の履行を確保するためのものとする。

3 クリアリング機構、FX清算参加者、FX非清算参加者又はFX取引取次者である顧客は、前2項に規定する債務につき不履行が発生した場合には、取引証拠金又は証拠金に対する権利を行使し、当該債務の弁済に充当することができる。

第2章 清算・決済規程関係

第1節 取引証拠金等

第1款 FX清算参加者の取引証拠金等

(清算参加者の取引証拠金)

第4条 FX清算参加者の取引所FXに係る取引証拠金に関する事項は、クリアリング機構が業務方法書の規定に基づき定める取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則（以下「クリアリング機構FX取引証拠金規則」という。）によるものとする。

第2款 FX非清算参加者の取引証拠金

(自己分の取引証拠金の差入れ)

第5条 FX非清算参加者は、自己の計算による取引所FX取引の売付け又は買付けが成立した場合は、クリアリング機構FX取引証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、指定FX清算参加者に差し入れなければならない。

(委託分の取引証拠金の差入れ又は預託)

第6条 FX非清算参加者は、顧客の委託に基づく取引所FX取引の売付け又は買付けが成立した場合は、次項に規定する委託分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、指定FX清算参加者に差し入れ又は預託しなければならない。

- 2 委託分の取引証拠金所要額は、クリアリング機構FX取引証拠金規則に規定する各顧客の証拠金所要額をすべての顧客について合計した額とする。
- 3 FX非清算参加者は、顧客が差し入れた取引証拠金の全部を当該顧客の代理人として、指定FX清算参加者に差し入れなければならない。
- 4 FX非清算参加者は、顧客が委託証拠金を預託した場合においては、当該顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額（取引証拠金の差入れを行う日の前々日（休業日（業務規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日

を含む。以下同じ。)に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(クリアリング機構FX取引証拠金規則別表に規定する時価をいう。以下同じ。)により評価した額(当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を取引証拠金の差入れを行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。次項において同じ。)の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、指定FX清算参加者に差し入れなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、FX非清算参加者は、当該顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、指定FX清算参加者に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金(以下「FX非清算参加者証拠金」という。)は、有価証券をもって代用預託することができる。

6 第3項から前項までの場合において、FX非清算参加者は、各顧客がFX非清算参加者に取引証拠金として差し入れた金銭の額又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格(取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価にクリアリング機構FX取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額(当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価にクリアリング機構FX取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額)をいう。)により評価した額の合計額がクリアリング機構FX取引証拠金規則に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって、指定FX清算参加者に取引証拠金として差し入れ又はFX非清算参加者証拠金として預託しなければならない。この

場合において、当該 FX 非清算参加者証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(FX 取引取次者に係る取引証拠金の差入れに関する特則)

第 7 条 前条第 3 項の規定にかかわらず、FX 非清算参加者は、顧客が FX 非清算参加者に差し入れた取引証拠金が FX 取引申込者の代理人として差し入れたものである場合は、その全部を当該 FX 取引申込者の代理人として指定 FX 清算参加者に差し入れなければならない。

(取引証拠金の差入时限又は預託时限)

第 8 条 前 3 条の規定による取引証拠金の差入れ又は FX 非清算参加者証拠金の預託は、取引所 FX 取引の売付け又は買付けが成立した取引日の終了する日の翌日（休業日に当たる時は、順次繰り下げる。以下同じ。）のクリアリング機構が定める預託时限までの指定 FX 清算参加者が指定する日時までに、次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか明示して行うものとする。

- (1) FX 非清算参加者自己分の取引証拠金
- (2) FX 非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）
- (3) FX 非清算参加者委託分の取引証拠金（FX 取引取次者差換預託分）
- (4) FX 非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）

(取引証拠金の維持)

第 9 条 FX 非清算参加者は、自己分の取引証拠金として指定 FX 清算参加者に差し入れている金銭の額がクリアリング機構 FX 取引証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定 FX 清算参加者が

指定する日時までに、指定 FX 清算参加者に追加差入れしなければならない。

- 2 FX 非清算参加者は、委託分の取引証拠金として指定 FX 清算参加者に差し入れている金銭の額又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価にクリアリング機構 FX 取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価にクリアリング機構 FX 取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の 1 米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。第 4 項において同じ。）により評価した額の合計額が委託分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定 FX 清算参加者が指定する日時までに、指定 FX 清算参加者に取引証拠金として追加差入れ又は FX 非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金又は FX 非清算参加者証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。
- 3 FX 非清算参加者は、指定 FX 清算参加者に、第 6 条第 3 項から第 5 項まで又は第 7 条の規定により顧客に係る取引証拠金として差し入れている金銭の額又は FX 非清算参加者証拠金として預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の 1 米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項及び次条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、

その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定 FX 清算参加者が指定する日時までに、第 6 条第 3 項から第 5 項まで又は第 7 条に準じて指定 FX 清算参加者に委託分の取引証拠金として追加差入れ又は FX 非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。

4 FX 非清算参加者は、各顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額がクリアリング機構 FX 取引証拠金規則に規定する当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日のクリアリング機構が定める預託时限までの指定 FX 清算参加者が指定する日時までに、第 6 条第 6 項に準じて指定 FX 清算参加者に委託分の取引証拠金として追加差入れ又は FX 非清算参加者証拠金として追加預託しなければならない。

(取引証拠金に係る返還請求権)

第10条 クリアリング機構に預託された FX 非清算参加者の各顧客に係る FX 非清算参加者委託分の取引証拠金に対する次の各号に掲げる者の返還請求権は、FX 非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額及び FX 非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額のうち当該顧客により委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（以下この項において「非清算参加者顧客分現預託合計額」という。）を限度として、当該各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

FX 非清算参加者顧客分現預託合計額から、当該顧客が FX 非清算参加者に対して負担する取引所 FX 取引に係る債務のうち未履行

部分に相当する額を控除した額

(2) FX非清算参加者

FX非清算参加者顧客分現預託合計額から、前号に定める額及び当該FX非清算参加者が指定FX清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく取引所FX取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、FX非清算参加者の顧客がFX取引取次者である場合においてクリアリング機構に預託された各FX取引申込者に係るFX非清算参加者委託分の取引証拠金に対する次の各号に掲げる者の返還請求権は、当該FX取引申込者によりFX非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額、FX非清算参加者委託分の取引証拠金（FX取引取次者差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額のうち当該FX取引申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額並びにFX非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額のうち当該FX取引申込者により取次証拠金又は委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額（以下この項において「FX非清算参加者申込者分現預託合計額」という。）を限度として、当該各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該FX取引申込者

FX非清算参加者申込者分現預託合計額から、当該FX取引申込者が当該顧客に対して負担する取引所FX取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(2) 当該顧客

FX非清算参加者申込者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該顧客がFX非清算参加者に対して負担する当該FX取引申込

者の委託に基づく取引所 FX 取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

(3) FX 非清算参加者

FX 非清算参加者申込者分現預託合計額から、前 2 号に定める額及び当該 FX 非清算参加者が指定 FX 清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該 FX 取引申込者の委託に基づく取引所 FX 取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した額

3 第 1 項の規定にかかわらず、FX 非清算参加者の顧客が FX 取引取次者である場合においてクリアリング機構に預託された各 FX 取引取次者に係る FX 非清算参加者委託分の取引証拠金に対する次の各号に掲げる者の返還請求権は、FX 非清算参加者委託分の取引証拠金（FX 取引取次者差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額のうち当該 FX 取引申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えてクリアリング機構に預託された額並びに FX 非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額のうち当該 FX 取引申込者により取次証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて、委託証拠金として FX 非清算参加者に預託された額（以下この項において「FX 非清算参加者取次者分現預託合計額」という。）を限度として、当該各号に掲げる者が、当該各号に定める額に相当する部分について有するものとする。

(1) 当該顧客

FX 非清算参加者取次者分現預託合計額から、当該顧客が FX 非清算参加者に対して負担する取引所 FX 取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第 2 号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

(2) FX 非清算参加者

F X 非清算参加者取次者分現預託合計額から、前号に定める額及び当該 F X 非清算参加者が指定 F X 清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき当該顧客の委託に基づく取引所 F X 取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（前項第 3 号の規定により控除された額を除く。）を控除した額

4 クリアリング機構に預託された各 F X 非清算参加者に係る F X 非清算参加者自己分の取引証拠金及び F X 非清算参加者委託分の取引証拠金に対する返還請求権は、F X 非清算参加者自己分の取引証拠金としてクリアリング機構に預託されている金銭の額、F X 非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額のうち F X 非清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えてクリアリング機構に預託された額並びに F X 非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）としてクリアリング機構に預託されている金銭の額のうち F X 非清算参加者に委託証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を超えて F X 非清算参加者証拠金として預託された額（以下この項において「F X 非清算参加者分現預託合計額」という。）を限度として、F X 非清算参加者が、F X 非清算参加者分現預託合計額から、当該 F X 非清算参加者が指定 F X 清算参加者に対して支払い又は引き渡すべきすべての取引所 F X 取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（第 1 項第 2 号、第 2 項第 3 号及び前項第 2 号の規定により控除された額を除く。）を控除した額に相当する部分について有するものとする。

5 取引証拠金の返還請求権の行使は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) F X 非清算参加者の有する返還請求権は、指定 F X 清算参加者が当該 F X 非清算参加者の代理人としてこれを行使するものとする。
- (2) F X 非清算参加者の顧客の有する返還請求権は、当該 F X 非清算

参加者及びその指定 FX 清算参加者が当該顧客の代理人としてこれを行使するものとする。

(3) FX 取引申込者の有する返還請求権は、当該 FX 取引申込者の委託に基づく取引所 FX 取引を顧客から受託した FX 非清算参加者及びその指定 FX 清算参加者が当該 FX 取引申込者の代理人としてこれを行使するものとする。

6 FX 非清算参加者が FX 非清算参加者証拠金を預託し又は取引証拠金を差し入れ、取引証拠金が差換預託された場合において、前項の規定により FX 非清算参加者が当該取引証拠金の全部又は一部の返還請求権を行使したときは、FX 非清算参加者が預託した FX 非清算参加者証拠金又は差し入れた取引証拠金が返還されるものとする。

(代用有価証券)

第11条 第 5 条、第 6 条第 4 項から第 6 項まで及び第 9 条第 2 項に定める代用有価証券に関する事項は、クリアリング機構 FX 取引証拠金規則別表に定める。

2 前項の規定のほか、証拠金の代用有価証券に関する事項については、本所が定める。

(取引証拠金所要額の申告)

第12条 FX 非清算参加者は、取引日ごとに、その指定 FX 清算参加者に対し、FX 非清算参加者自己分の取引証拠金所要額及び FX 非清算参加者委託分の取引証拠金所要額の合計額を、当該指定 FX 清算参加者が指定する时限までに当該指定 FX 清算参加者に申告するものとする。

(顧客の委託に基づく取引所 FX 取引に関する事項の報告義務)

第13条 FX 非清算参加者は、前条の申告に関し、指定 FX 清算参加者

からクリアリング機構への報告のため、当該 FX 非清算参加者の顧客の委託に基づく建玉の数量その他顧客の委託に基づく取引所 FX 取引に関する事項でクリアリング機構が必要と認める事項について指定 FX 清算参加者から報告を求められたときは、直ちに当該事項を記載した書面を当該指定 FX 清算参加者に提出しなければならない。

第 2 節 支払不能による売買停止等の場合における建玉の移管等

第 1 款 支払不能による売買停止等の場合における建玉の移管等

(支払不能 FX 取引参加者の自己の計算による未決済約定等の取扱い)

第14条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能による売買停止等を受けた FX 取引参加者（以下「支払不能 FX 取引参加者」という。）の自己の計算による未決済約定について、本所が指定する他の FX 取引参加者をして転売又は買戻し（これらの委託を含む。以下同じ。）を行わせることができるものとする。

2 前項の場合においては、本所が指定した他の FX 取引参加者と支払不能 FX 取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、クリアリング機構の業務方法書の規定に基づく債務の引受けの停止（クリアリング機構が FX 清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）を受けた FX 清算参加者である FX 取引参加者の自己の計算による未決済約定の取扱いについては、クリアリング機構 FX 取引証拠金規則によるものとする。

(支払不能 FX 取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第15条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能 FX 取引参加者の顧客（第17条第 1 項各号に掲げる顧客を除く。以下次条までにおいて同じ。）の委託に基づく未決済約定について、本所が指定する他の FX 取引参加者への引継ぎ又は本所が指定する他の FX

取引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができるものとする。

- 2 本所が前項の他の FX 取引参加者への未決済約定の引継ぎ（以下の節及び第 3 章第 2 節において「売買停止等時の建玉の移管」という。）又は他の FX 取引参加者をして未決済約定の転売又は買戻しを行わせることとした場合には、支払不能 FX 取引参加者は、支払不能による売買停止等を受けた後、直ちに顧客に対して当該支払不能による売買停止等を受けた旨その他本所が必要と認める事項を通知しなければならない。

（支払不能 FX 取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の引継ぎ等）

第16条 前条第 1 項に規定する売買停止等時の建玉の移管は、支払不能 FX 取引参加者の顧客が当該建玉の移管について本所が指定する他の FX 取引参加者に申し込み、かつ、当該他の FX 取引参加者が本所の定める日時までに、当該申込みを受けた旨及び当該建玉の移管について承諾した旨を証する書面を本所に提出した場合に行わせるものとする。

- 2 前項の場合において、本所は、支払不能 FX 取引参加者に対し、当該売買停止等時の建玉の移管を行うために本所が必要と認めた事項を記載した書面の提出を求めることができるものとし、当該売買停止等時の建玉の移管を受ける他の FX 取引参加者に対し、当該書面を交付するものとする。

- 3 取引所 FX 取引に係る第 1 項の売買停止等時の建玉の移管は、当該売買停止等時の建玉の移管を行う取引日の前取引日における清算数値を当該未決済約定に係る約定数値として行うものとする。

- 4 前条第 1 項に規定する支払不能 FX 取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定の転売又は買戻し（次項の場合を除く。）は、支払不能 FX 取引参加者が、当該支払不能 FX 取引参加者の顧客の委託に基づく

未決済約定について当該顧客から転売又は買戻しに係る指示を受けた旨を証する書面を本所が定める日時までに本所に提出した場合に、本所が指定する他のFX取引参加者をして行わせるものとする。

- 5 本所は、前条第1項の支払不能FX取引参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について、本所が定める日時までに第1項又は前項に規定する書面が提出されなかった場合には、本所が指定する他のFX取引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができる。
- 6 前2項の場合においては、本所が指定した他のFX取引参加者と支払不能FX取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(期限の利益を喪失している顧客等の委託に基づく未決済約定の取扱い)

第17条 本所は、支払不能による売買停止等を行った場合は、支払不能FX取引参加者の次の各号に掲げる顧客の委託に基づく未決済約定について、本所が指定する他のFX取引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができるものとする。

- (1) 支払不能FX取引参加者に対する取引所FX取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客
- (2) 支払不能FX取引参加者の子会社・親会社（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及びFX取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社がFX取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。）である外国において金融商

品取引業に類似する業を行う外国法人をいう。)のうち、本所が第15条第1項に規定する未決済約定の引継ぎを行うことが適当でないと認める顧客

- 2 前項第2号の場合において、FX取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社がFX取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該FX取引参加者の子会社とみなす。
- 3 第1項第2号の場合において、他の会社がFX取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及びFX取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該FX取引参加者の親会社とみなす。
- 4 第1項の場合においては、本所が指定した他のFX取引参加者と支払不能FX取引参加者との間に委任契約が成立していたものとする。

(指定FX清算参加者が支払不能等により債務の引受けの停止を受けた場合におけるFX非清算参加者に対する措置)

第18条 第14条第1項及び第2項、第15条、第16条及び前条(第1項第2号を除く。)の規定は、指定FX清算参加者がクリアリング機構の業務方法書の規定により債務の引受けの停止(クリアリング機構が当該FX清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めしたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。)を受けたことによって取引参加者規程第48条第1項の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合について準用する。この場合において「支払不能による売買停止等」とあるのは、「指定FX清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止」と、「支払不能FX取引参加者」とあるのは「指定FX清算参加者

がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けた場合における「FX非清算参加者」と読み替えるものとする。

2 指定FX清算参加者がクリアリング機構の業務方法書の規定により債務の引受けの停止（クリアリング機構が当該指定FX清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。）を受けたことにより取引参加者規程第48条第1項の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の停止を受けたFX非清算参加者に対する措置として、当該FX非清算参加者の未決済約定について、本所が指定する他のFX取引参加者への引継ぎ又は本所が指定する他のFX取引参加者をして転売又は買戻しを行わせる場合には、第10条第5項第1号の指定FX清算参加者の代理権は消滅するものとする。

第2款 支払不能FX取引参加者等の委託分の取引証拠金の取扱い
(FX清算参加者である支払不能FX取引参加者の委託分の取引証拠金の取扱い)

第19条 本所が第15条第1項の規定によりFX清算参加者である支払不能FX取引参加者の顧客の委託に基づく建玉の他のFX取引参加者への移管を行った場合の委託分の取引証拠金の取扱いについては、クリアリング機構FX取引証拠金規則によるものとする。

(FX非清算参加者である支払不能FX取引参加者の委託分の取引証拠金の取扱い)

第20条 本所は、第15条第1項の規定によりFX非清算参加者である支払不能FX取引参加者の顧客の委託に基づく売買停止等時の建玉の移管を行った場合（移管を受けた他のFX取引参加者を以下この節にお

いて「売買停止等時の移管先 FX 取引参加者」という。)には、FX 非清算参加者である支払不能 FX 取引参加者がクリアリング機構に預託していた当該顧客に係る委託分の取引証拠金(クリアリング機構 FX 取引証拠金規則の規定により当該顧客又はその申込者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。)について、当該売買停止等時の建玉の移管が行われた日に売買停止等時の移管先 FX 取引参加者(売買停止等時の移管先 FX 取引参加者が FX 非清算参加者である場合には、当該売買停止等時の移管先 FX 取引参加者及びその指定 FX 清算参加者)を代理人としてクリアリング機構に預託したものとみなす。

- 2 前項の規定によりクリアリング機構に預託したものとみなされる当該顧客に係る委託分の取引証拠金のうち、FX 非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいづれか小さい額とする。
 - (1) 顧客が FX 非清算参加者である支払不能 FX 取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額
 - (2) FX 非清算参加者である支払不能 FX 取引参加者がクリアリング機構に預託していた FX 非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)から、各顧客が FX 非清算参加者である支払不能 FX 取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額に応じてあん分した額
- 3 前 2 項の規定は指定 FX 清算参加者がクリアリング機構の業務方法書の規定により債務の引受けの停止(クリアリング機構が当該指定 FX 清算参加者を支払不能又は支払不能となるおそれがあると認めたことその他特に必要があると認めたことによるものに限る。)を受けたことによって取引参加者規程第48条第 1 項の規定により有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合について準用する。この場合におい

て「第15条第1項」とあるのは、「第18条第1項において準用する第15条第1項」と、「FX非清算参加者である支払不能FX取引参加者」とあるのは、「指定FX清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止を受けたFX非清算参加者」と読み替えるものとする。

(委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第21条 前条第1項の規定(第3項において準用する場合を含む。)によりクリアリング機構に預託したものとみなされる委託分の取引証拠金に係る顧客の返還請求権は、前条第1項に規定する売買停止等時の移管先FX取引参加者が代理人としてこれを行使するものとする。

2 本所が第15条第1項若しくは第17条第1項の規定(第18条第1項において準用する場合を含む。)によりFX非清算参加者である支払不能FX取引参加者(第18条第1項において準用する場合にあっては、指定FX清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能のおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことによって債務の引受けの停止を受けた場合におけるFX非清算参加者をいう。以下次条までにおいて同じ。)の顧客の委託に基づく未決済約定について転売又は買戻しを行わせることとした場合又は第15条第1項の規定(第18条第1項において準用する場合を含む。)によりFX非清算参加者である支払不能FX取引参加者の顧客の委託に基づく売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合には、FX非清算参加者である支払不能FX取引参加者の顧客(第15条第1項の規定(第18条第1項において準用する場合を含む。)により売買停止等時の建玉の移管を行った顧客を除く。)に係る委託分の取引証拠金の返還請求権は、クリアリング機構FX取引証拠金規則の定めるところにより、ク

リアリング機構に対し直接行使することができるものとする。この場合において、当該顧客に係る委託分の取引証拠金がFX非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているときは、第20条第2項各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。

(FX取引取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第22条 本所が第17条第1項の規定（第18条第1項において準用する場合を含む。）によりFX非清算参加者である支払不能FX取引参加者の顧客のFX取引申込者の委託の取次ぎに基づく未決済約定について転売又は買戻しを行わせることとした場合において、FX取引取次者が第17条第1項各号に掲げる顧客であるときは、当該FX取引取次者のFX取引申込者が有する返還請求権は、クリアリング機構FX取引証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に対し直接行使することができるものとする。

第3款 雜 則

(売買停止等時の建玉の移管等に伴うその他の取扱い)

第23条 第14条から前条までに定めるもののほか売買停止等時の建玉の移管等に必要な事項は、本所がその都度定める。

第3章 受託契約準則の特例関係

第1節 証拠金等

(証拠金の差入れ又は預託)

第24条 顧客は、当該顧客の委託に基づく取引所FX取引の売付け又は買付けが成立した場合において、受入証拠金の総額（第27条第1項に

規定する受入証拠金の総額をいう。以下同じ。)が証拠金所要額(クリアリング機構FX取引証拠金規則に規定する証拠金所要額をいう。以下同じ。)を下回っているとき又は当該顧客が証拠金として差し入れている金銭の額が顧客の現金支払予定額(同条第2項に規定する現金授受予定額が負である場合の当該額をいう。以下同じ。)を下回っているときは、受入証拠金の総額と証拠金所要額との差額(以下「総額の不足額」という。)又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と当該顧客の現金支払予定額との差額(以下「現金不足額」という。)のいずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該不足額が発生した日(休業日に当たるときは順次繰り下げる。次条において同じ。)の翌日(当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日)までのFX取引参加者が指定する日時までに、FX取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。

- 2 顧客が預託する証拠金は、有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。
- 3 前項に定める代用有価証券に関する事項は、クリアリング機構FX取引証拠金規則別表の定めるところによる。
- 4 顧客が次の各号に掲げる有価証券を預託する場合には、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75条)に基づく口座の振替により当該預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。
 - (1) 株券(外国株券を除く。),協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、債権(新株予約権付社債件を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券
 - (2) 投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの
- 5 顧客が外国株券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株

預託証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を預託する場合には、保管振替機構が定める「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に規定する口座の振替により当該預託を行うものとし、当該預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。

6 顧客がアメリカ合衆国財務省証券を預託する場合には、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。

(証拠金の追加差入れ又は追加預託)

第25条 FX取引参加者は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を証拠金として、当該顧客から当該不足額が発生した日の翌日(当該顧客が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日から起算して3日目の日)までのFX取引参加者が指定する日時までに差し入れ又は預託させなければならない。この場合において、現金不足額に相当する額の証拠金は、有価証券をもって代用させることができないものとする。

(証拠金の区分)

第26条 前2条の規定に基づき顧客がFX取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金については、当該顧客が取引証拠金として差し入れたものとする。ただし、当該顧客の同意（金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第66条に規定する同意をいう。）がある場合には、委託証拠金として預託したものとすることができる。

2 前項の場合において、顧客がFX取引取次者であるときは、当該顧客が取引証拠金として差し入れる金銭又は委託証拠金として預託する金銭若しくは有価証券が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかを明示するものとする。

(1) FX取引申込者が差し入れた金銭

(2) FX取引申込者が預託した金銭又は有価証券に代えて、当該顧客

が差し入れた自己の保有する金銭又は預託した自己の保有する金銭
若しくは有価証券

(受入証拠金の総額等の計算方法)

第27条 受入証拠金の総額は、取引所FX取引口座において当該顧客が証拠金として差し入れている金銭の額又は預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日における時価にクリアリング機構FX取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額（アメリカ合衆国財務省証券については、その時価にクリアリング機構FX取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額を当該計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）を超えない額をいう。）により評価した額の合計額に、次項に規定する当該顧客の現金授受予定額を加減して得た額をいう。

- 2 顧客の現金授受予定額は、一日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく取引所FX取引の決済損益額のうち当該顧客との間で授受を終了していないものを加減した額から当該顧客の負担すべき額でFX取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。
- 3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく取引所FX取引のロールオーバーにより発生する損益に相当する額（当該顧客の建玉について、取引所FX特例第2条第1号に規定する為替差金（クリアリング機構の業務方法書に規定する決済差金を除く。）の額の合計額をいう。）の合計額及び第30条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。

(取引証拠金に係る返還請求権)

第28条 顧客は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める取引証

拠金から当該顧客が FX 取引参加者に対して負担する取引所 FX 取引にかかる債務のうち未履行部分に相当する額(以下この条において「顧客の未履行債務額」という。)を控除した額に相当する部分について返還請求権を有するものとする。

(1) 顧客が差し入れた取引証拠金が直接預託された場合

当該顧客に係る直接預託分の取引証拠金 (FX 清算参加者委託分の取引証拠金 (直接預託分) 又は FX 非清算参加者委託分の取引証拠金 (直接預託分) をいう。) のうち、顧客が取引証拠金として預託している金銭の額

(2) 顧客が委託証拠金を預託した場合

当該顧客に係る差換預託分の取引証拠金 (FX 清算参加者委託分の取引証拠金 (差換預託分) 又は FX 非清算参加者委託分の取引証拠金 (差換預託分) をいう。以下同じ。) のうち、当該顧客が預託している委託証拠金に相当する額の金銭

2 前項の規定により、顧客が有する取引証拠金に対する返還請求権は、FX 取引参加者 (当該 FX 取引参加者が FX 非清算参加者である場合には当該 FX 非清算参加者及びその指定 FX 清算参加者) を代理人として行使するものとする。

3 FX 取引参加者が FX 清算参加者である場合においては、第 1 項に規定する顧客の未履行債務額 (当該 FX 清算参加者がクリアリング機構に対して支払い又は引き渡すべき顧客の委託に基づく取引所 FX 取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除する。) に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該 FX 清算参加者が有するものとする。

4 FX 取引参加者が FX 非清算参加者である場合においては、第 1 項に規定する顧客の未履行債務額に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、当該 FX 非清算参加者がその指定 FX 清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき顧客の委託に基づく取引所 FX 取引に係

る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した部分について当該 FX 非清算参加者が有し、当該未履行部分についてその指定 FX 清算参加者が有するものとする。

(証拠金の引出しの制限)

第29条 FX 取引参加者は、顧客から取引証拠金として差し入れられた金銭若しくは委託証拠金として預託されている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

- (1) 引き出させる際ににおける当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っている場合には、その超過額をクリアリング機構 FX 取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額（アメリカ合衆国財務省証券については、当該超過額を東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場の 1 米ドル当たりの円貨額により米貨に換算した額をクリアリング機構 FX 取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額をいう。次号において同じ。）に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額（証拠金として差し入れられ又は預託されている金銭の額が当該顧客の現金支払予定額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。）のいずれか小さい額に相当する額の金銭
- (2) 当該顧客が証拠金として預託している有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額（第27条第 1 項に規定する代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。）をクリアリング機構 FX 取引証拠金規則別表に規定する率をもって除した額に相当する有価証券
- (3) 当該顧客が証拠金として預託している金銭のうち現金超過額に相当する金銭を有価証券と差し換える場合には、当該有価証券の額に相当する金銭

(計算上の利益額の払出し)

第30条 FX取引参加者は、顧客の請求に応じ、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、払い出すことができる。

2 前項の払出しは、当該顧客の受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っているときの差額を限度とする。

第2節 支払不能による売買停止等の場合における未決済約定の引継ぎ等

(支払不能FX取引参加者による通知)

第31条 本所が他の取引参加者へ売買停止等時の建玉の移管を行わせることとした場合又は第14条第1項若しくは第15条第1項の規定（第18条第1項において準用する場合を含む。）により他のFX取引参加者をして未決済約定の転売又は買戻しを行わせることとした場合には、支払不能FX取引参加者（指定FX清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けた場合におけるFX非清算参加者を含む。）は、支払不能による売買停止等（指定FX清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けたことによるFX非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止を含む。）を受けた後、直ちに顧客に対してその旨その他本所が必要と認める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた顧客がFX取引取次者である場合は、当該顧客は、そのFX取引申込者に対して当該通知に準じた事項を通知しなければならない。

(売買停止等時の建玉の移管に係る顧客の手続き)

第32条 顧客（第17条第1項各号に掲げる顧客を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、前条第1項に規定する通知を受けた場合において、売買停止等時の建玉の移管を希望するときは、本所が指定した他のFX取引参加者のうち一の者に売買停止等時の建玉の移管について申し込み、本所が定める日時までにその承諾を受けなければならぬ。

- 2 前項の売買停止等時の建玉の移管についての承諾を受けた顧客は、取引所FX取引特例の規定により売買停止等時の移管先FX取引参加者に取引所FX取引口座を設定するものとする。ただし、現に当該売買停止等時の移管先FX取引参加者に取引所FX取引口座を設定している場合は、この限りでない。
- 3 取引所FX取引に係る建玉の移管は、当該建玉の移管を行う取引日の前取引日における清算数値を当該未決済約定に係る約定数値として行うものとする。

(転売又は買戻しに係る顧客の手続き)

第33条 顧客は、第31条第1項の通知を受けた場合において、未決済約定について転売又は買戻しを希望するときは、本所が定める日時までに、支払不能FX取引参加者（指定FX清算参加者がクリアリング機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けた場合においてはFX非清算参加者）にその旨を指示するものとする。

(証拠金の特例)

第34条 第32条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合は、顧客は、支払不能FX取引参加者（指定FX清算参加者がクリアリン

グ機構から支払不能又は支払不能となるおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたことにより債務の引受けの停止を受けた場合においては FX 非清算参加者。以下この条において同じ。)がクリアリング機構に預託していた当該顧客に係る委託分の取引証拠金(クリアリング機構 FX 取引証拠金規則に規定する当該顧客又はその FX 取引申込者が返還請求権を有する部分に限る。次項において同じ。)を、取引証拠金として売買停止等時の移管先 FX 取引参加者に差し入れたものとみなす。

2 前項の場合において、当該顧客に係る差換預託分の取引証拠金として預託されているものについては、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を、取引証拠金として差し入れたものとみなす。

- (1) 当該顧客が支払不能 FX 取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額
- (2) 支配不能 FX 取引参加者がクリアリング機構に預託していた差換預託分の取引証拠金を、各顧客が支払不能 FX 取引参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額(支払不能 FX 取引参加者がクリアリング機構に預託するまでの間における当該取引証拠金に係る金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額を含む。)に相当する額に応じてあん分した額

(証拠金の返還の特例)

第35条 売買停止等時の移管先 FX 取引参加者は、第32条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、その日以後に顧客から前条第2項に規定する取引証拠金の返還請求を受けたときは、金銭により返還するものとする。

(取引証拠金の返還の特例)

第36条 顧客は、第32条第1項の売買停止等時の建玉の移管が行われな

かった場合の返還請求権は、クリアリング機構 FX 取引証拠金規則の定めるところにより、クリアリング機構に対し直接行使することができるものとする。

第3節 顧客とFX取引申込者との契約

(顧客とFX取引申込者との契約)

第37条 顧客がFX取引取次者である場合は、あらかじめ、顧客はそのFX取引申込者との間でこの規則に定める事項に準じた内容の契約を締結するものとする。

第4章 雜 則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第38条 取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託したFX取引参加者を当該取引所FX取引の取次ぎを行う者とみなして、第3条、第2章及び第3章の規定を適用する。

(証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する必要事項の決定)

第39条 本所は、この規則に定める事項のほか、取引所FX取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等について必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

先物・オプション取引口座設定約諾書

私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（通貨に係るものと除く。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴 から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴 に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第4項並びに第5項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。

(先物・オプション取引口座による処理)

第1条 私が今後貴 に対して行う先物・オプション取引のうち私が指定する取引の委託において、次に掲げる事項をすべてこの先物・オプション取引口座で処理すること。

- (1) 法第2条第21項第1号に掲げる取引に係る買付代金、売付代金、買付有価証券、売付有価証券、証拠金（取引証拠金及び委託証拠金を含む。以下この条において同じ。）、計算上の損益金、決済に伴う損益金、その他授受する金銭
- (2) 法第2条第21項第2号に掲げる取引に係る証拠金、計算上の損益金、決済に伴う損益金、その他授受する金銭
- (3) 法第2条第21項第3号に掲げる取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金、証拠金、権利行使に伴い授受する有価証券及び金銭（信用取引による売付け又は買付けが成立した場合を除く。）、その他授受する金銭

(証拠金の目的)

第2条 証拠金は、私が貴 に対して負担する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

2 証拠金のうち取引証拠金は、貴 がクリアリング機構に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴 の先物・オプション取引に係る債務の履行を確保すること及び私が貴 に対して負担する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

3 前項の規定にかかわらず、貴 が非清算参加者である場合には、証拠金のうち取引証拠金は、貴 の指定清算参加者がクリアリング機構に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴 の指定清算参加者の先物・オプション取引に係る債務の履行、貴 が貴 の指定清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴 の先物・オプション取引に係る債務の履行及び私が貴 に対して

負担する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

(取引証拠金及び委託証拠金)

第3条 私がこの先物・オプション取引口座を通じて貴に差し入れた証拠金（私の現金支払予定額に相当する額の金銭を除く。以下同じ。）は、貴が保管するのではなく、私の代理人である貴（貴が非清算参加者である場合には、貴及び貴の指定清算参加者）が、私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのままクリアリング機構に直接預託し、クリアリング機構で保管されること。ただし、私が貴に証拠金を差し入れた日から起算して4日目（金融商品取引所が定める休業日を除く。）の日までの間は、貴が取引証拠金としてこれを保管し、貴自身が所有するこれに相当する金銭又は代用有価証券が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。

2 前項の規定にかかわらず、私が別に書面による同意をした場合は、私が差し入れ又は預託した証拠金の全部又は一部について、次の各号のいずれかに定める方法により、これに相当する金銭又は代用有価証券が差換預託されことがあり得ることについて異議のないこと。

- (1) 私が預託した証拠金を貴が委託証拠金として保管し、これに相当する貴自身が所有する金銭又は代用有価証券が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法
- (2) 貴が非清算参加者である場合において、私が預託した証拠金を貴が委託証拠金として保管し、これに相当する貴自身が所有する金銭又は代用有価証券が非清算参加者証拠金として貴の指定清算参加者に預託され、当該非清算参加者証拠金に相当する貴の指定清算参加者自身が所有する金銭又は代用有価証券が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法

(代理人)

第4条 私は、貴（貴が非清算参加者である場合には、貴及び貴の指定清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に対する私の取引証拠金の預託及びその返戻を行うこと。

2 前項に定める代理は、以下を条件とすること。

- (1) 私は、前項に定める代理人の解任をしないこと。
- (2) 貴に対し、第17条第1項第1号又は第3号の事由により同条第1項に定める支払不能による売買停止等が行われた場合は、前項に定める貴の代理権は消滅すること。
- (3) 貴が非清算参加者である場合において、貴に対し、第17条第1項第2号又は第4号の事由により同条第1項に定める支払不能による売買停止等が行われたときは、前項に定める貴の指定清算参加者の代理権は消滅すること。

3 私の取引証拠金の預託及びその返戻については、貴（貴が非清算参加者の場合には、貴及び貴の指定清算参加者）以外の者を代理人としないこと。

(取引証拠金及び委託証拠金の返還請求権)

第5条 次の各号に掲げる取引証拠金及び委託証拠金に対する返還請求権は、私が貴に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（以下「未履行債務額」という。）を控除した額に相当する部分について、私が有すること。

- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託された場合
貴の直接預託分の取引証拠金（清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）又は非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）をいう。以下同じ。）のうち、私が貴（貴が非清算参加者の場合には、貴及び貴の指定清算参加者）を代理人としてクリアリング機構に預託したのと同額の金銭又は私が貴（貴が非清算参加

者の場合には、貴 及び貴 の指定清算参加者) を代理人としてクリアリング機構に預託した代用有価証券

(2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。)

私が預託した委託証拠金(同条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴 に差し入れた取引証拠金を含む。以下この号において同じ。)及び次のa又はbに掲げるもの

a 貴 の差換預託分の取引証拠金(清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)又は非清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)をいう。以下同じ。)として金銭が預託されている場合は、私が預託した委託証拠金に相当する額の金銭

b 貴 の差換預託分の取引証拠金として代用有価証券が預託されている場合は、当該代用有価証券のうち、私が預託した委託証拠金に相当する額の有価証券

2 前項の規定により、私が有する取引証拠金に対する返還請求権は、クリアリング機構に対して私が直接行使することができず、私の代理人である貴 (貴 が非清算参加者の場合には、貴 及び貴 の指定清算参加者) を通じてのみ行使できること。

3 貴 が清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額(貴 がクリアリング機構に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除する。)に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴 が有すること。

4 貴 が非清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴 が貴 の指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した部分について貴 が有し、当該未履行部分について貴

の指定清算参加者が有すること。

(差換預託分の取引証拠金に関する返還請求権)

第6条 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託された場合(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。)は、次の各号に異議のないこと。

- (1) 私が取引証拠金の全部又は一部の返還請求権を行使した場合には、私が預託した委託証拠金(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴に差し入れた取引証拠金を含む。次号において同じ。)が返還されること。
- (2) 第3条第2項に規定する差換預託が行われた場合(同条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。)において、私が委託証拠金の全部又は一部の返還を受けたときは、当該返還を受けた委託証拠金に相当する額の限度で、私の有する取引証拠金の返還請求権が貴に移転すること。

(証拠金の代用有価証券の範囲)

第7条 証拠金の差入れ又は預託を有価証券をもって代用する場合については、貴は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める範囲のうち貴が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のこと。

- 2 前項の場合における有価証券の代用価格の計算に係る時価(金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される時価をいう。)に乗すべき率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則又は規則に基づく措置により定める率を超えない率として貴が設定する率とすることに異議のこと。

(取引の取消し)

第7条の2 過誤のある注文により先物・オプション取引が成立した場合において、金融商品取引所がその規則に基づき、先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。

- 2 天災地変その他のやむを得ない理由により金融商品取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、当該金融商品取引所が先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。
- 3 私が貴に委託した先物・オプション取引の取消しが行われた場合には、当該取り消された取引に係る私の貴に対する権利及び義務は初めから発生しなかったものとされることに異議のこと。
- 4 私は、金融商品取引所が先物・オプション取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、当該発注に際して故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。
- 5 私は、金融商品取引所が先物・オプション取引を取り消したことにより損害を被った場合においても、当該金融商品取引所に対して、故意又は重過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。

(権利行使の割当ての処理等)

第8条 法第2条第21項第3号に掲げる取引について、クリアリング機構が定める方法により、貴の顧客の委託に基づく建玉に対し権利行使の割当てが行われた場合において、貴が貴の定める方法により割当てを行うことに異議のこと。

- 2 オプション取引(次項に規定するオプション取引を除く。)について、私が権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わない旨を所定の时限までに貴に指示しなかったときは、当該銘柄を上場する金融商品取引所が別に定めた場合を除き、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異

議のないこと。

(1) プットオプション（権利行使により当該権利行使をした者が売主としての地位を取得するものをいう。以下同じ。）については、権利行使価格がオプション清算値段、オプション清算指数の数値又はオプション清算数値を上回っている場合

(2) コールオプション（権利行使により当該権利行使をした者が買主としての地位を取得するものをいう。以下同じ。）については、権利行使価格がオプション清算値段、オプション清算指数の数値又はオプション清算数値を下回っている場合

3 取引開始の日から取引最終日の終了する日までを権利行使期間とするオプション取引について、私が権利行使期間満了の日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わない旨を所定の时限までに貴方に指示しなかったときは、当該銘柄を上場する金融商品取引所が別に定めた場合を除き、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。

(1) プットオプションについては、権利行使価格が権利行使期間満了の日に終了する取引日における権利行使対象先物限月取引の清算値段を上回っている場合

(2) コールオプションについては、権利行使価格が権利行使期間満了の日に終了する取引日における権利行使対象先物限月取引の清算値段を下回っている場合

4 前項に規定するオプション取引について、私が権利行使を委託した場合又は権利行使の割当てを受けた場合において、私が当該権利行使又は当該権利行使の割当てに係る先物取引の限月取引ごとに新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別及びその数量を所定の时限までに貴方に指示しなかったときは、当該指示をしなかった数量について新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。

(決済条件の変更)

第9条 金融商品取引所又はクリアリング機構が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、先物・オプション取引に係る決済物件、権利行使期間、権利行使日、受渡決済期日又は最終決済期日の変更等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。

(経過利子の取扱い及び最終清算指数等の変更等)

第10条 クリアリング機構が、先物取引の受渡決済において、非課税扱いの申告に係る経過利子の取扱いについて課税扱いの指定を行った場合には、その措置に従うこと。

- 2 指数先物取引における最終決済期日前に特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。
- 3 指数オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、オプション清算指数又はオプション清算数値の変更を行ったときは、その措置に従うこと。
- 4 私が、指数先物取引又は指数オプション取引において、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、貴 、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関する業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しないこと。た

だし、貴 又は金融商品取引所に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

5 有価証券に係るオプション取引の処理について、次の各号に掲げる場合には、当該オプション取引が行われた金融商品取引所の定める方法により行われることに異議のないこと。

- (1) 当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれの国内の金融商品取引所においても上場されなくなる場合
- (2) 当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれかの国内の金融商品取引所において売買を停止された場合
- (3) 当該オプション取引の対象である有価証券の発行者が会社分割を行った場合
- (4) 当該オプション取引の取引状況等を勘案して当該取引に係るオプションの上場廃止を行う場合

(期限の利益の喪失)

第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴から通知、催告等がなくても貴 に対する先物・オプション取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

- (1) 支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 私の貴 に対する先物・オプション取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) 私の貴 に対する先物・オプション取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴に私の所在が不明となったとき。
- 2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴の請求によって貴に対する先物・オプション取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。
- (1) 私の貴に対する先物・オプション取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 私の貴に対する債務(先物・オプション取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。
- (3) 私が貴との本約諾又はその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。
- (4) 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)

第12条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約(これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。)を、私の計算において貴が任意に行うこと異議のないこと。

2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、先物・オプション取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該先物・オプ

ション取引が行われた金融商品取引所の規則により、当該遅滞に係る先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、私の計算において貴 が任意に行うことには異議のないこと。

- 3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴 の請求により、貴 の指定する日時までに、私が貴 に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、貴 に委託して行うこと（前項の規定により貴 が転売又は買戻し等を行う場合を除く。）。
- 4 前項の日時までに、私が転売又は買戻し等の委託を行わないときは、貴 が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻し等を行うことに異議のないこと。
- 5 前各項の転売又は買戻し等を行った結果、損失が生じた場合には、貴 に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

（貴 に増担保等措置が実施された場合の措置）

第12条の2 貴 が、クリアリング機構から増担保等措置（クリアリング機構の業務方法書第29条の2に規定する措置をいう。以下同じ。）を受けた場合（貴 が非清算参加者の場合には、クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項の規定による措置を貴 の指定清算参加者から受けた場合）であって、私の委託に基づく未決済約定が当該措置の事由と密接な関係を有しているときは、貴 が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のないこと。

- (1) 証拠金の額の引き上げ
- (2) 証拠金を有価証券をもって代用する場合における貴 が指定する銘柄の限定
- (3) 証拠金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乘すべき率の引下げ

(貴にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における建玉の移管)

第12条の3 私が正当な理由なく前条の措置に従わぬことによって、貴がクリアリング機構から業務方法書第29条の3の規定に基づきポジション保有状況の改善指示（以下「改善指示」という。）を受けた場合（貴が非清算参加者である場合には、貴の指定清算参加者からクリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づき要請を受けた場合）には、貴が、私の委託に基づく未決済約定について、転売又は買戻し等又は貴以外の取引参加者への引継ぎを要請することがあり得ることに異議がないこと。

2 前項の貴からの要請があった場合において、私が貴以外の取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を希望するときは、私が当該取引参加者に対して、建玉の移管について申し込み、その承諾を受けなければならぬことに異議のないこと。

3 私が前項の貴以外の取引参加者の承諾を受けた場合において、私がその旨を貴に通知したときは、貴は、建玉の移管について、クリアリング機構（貴が非清算参加者である場合には、貴の指定清算参加者）の承認を求めるこ。

4 前項のクリアリング機構（貴が非清算参加者である場合には、貴の指定清算参加者）の承認又は否認があった場合には、貴は、その旨を私に連絡すること。

(貴に改善指示が行われた場合における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)

第12条の4 貴が、私に対して、あらかじめ、合理的な猶予期間を定めて前条第1項の要請をしたにもかかわらず、私が正当な理由なく当該要請に応じなかつた場合であつて、貴が、他の方法により改善指

示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないとき（貴方が非清算参加者である場合には、クリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づく要請に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該要請に適合できないとき）は、私が貴に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引につき、私の計算において、それを決済するために必要な転売又は買戻し等を合理的に必要と認められる範囲内で行うことに異議のないこと。

2 前項の転売又は買戻し等を行った結果、私が損害を被った場合であっても、貴及びクリアリング機構（貴が非清算参加者である場合には、貴、貴の指定清算参加者及びクリアリング機構）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴、貴の指定清算参加者及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

（取引証拠金等の処分）

第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴に対し負担する債務を所定の时限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、时期、場所、価格等は貴の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

- (1) 私が差し入れた代用有価証券が取引証拠金として直接預託された場合には、クリアリング機構に預託されている代用有価証券
- (2) 私が委託証拠金として預託した代用有価証券
- (3) その他金融商品取引に関し、貴が占有し、又は社債、株式等の

振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産

（差引計算）

第14条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴にに対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴に対する先物・オプション取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴は相殺することができる。

2 前項の相殺ができる場合には、貴は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。

3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴の定める利率によるものとし、先物・オプション取引に係る貴に対する債務の遅延損害金の率については当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の定める率によるものとし、貴に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴の定める率によるものとする。

（弁済等充当の順序）

第15条 債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴が適當と認める順序方法により充当することができること。

（遅延損害金の支払い）

第16条 私が先物・オプション取引に関し、貴に対する債務の履行を怠ったときは、貴の請求により、貴に対し履行期日の翌日より履

行の日まで、当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(支払不能による売買停止等の場合の措置)

第17条 次の各号のいずれかの事由により、金融商品取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴 の先物・オプション取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止（以下「支払不能による売買停止等」という。）が行われ、当該金融商品取引所が貴 の顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日までに転売又は買戻しを行わなかった未決済約定を除く。）について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。以下同じ。）を行わせることとした場合において、私が貴 以外の当該金融商品取引所が指定する取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ（以下「支払不能による売買停止等時の建玉の移管」という。）を行おうとするときは、当該金融商品取引所の定めるところにより、私が当該取引参加者のうち一の者に当該支払不能による売買停止等時の建玉の移管について申し込み、当該金融商品取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

(1) 貴 が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。

(2) 貴 が非清算参加者である場合において、貴 の指定清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。

(3) 貴 が改善指示に違反したこと。

(4) 貴 の指定清算参加者が改善指示に違反したこと。

2 前項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行う場合には、私が移管先の取引参加者（以下「移管先取引参加者」という。）に先物・オプション取引口座を設定しなければならないこと。

- 3 第1項の場合において、私が私の委託に基づく未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは、同項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、当該金融商品取引所が定める日時までに、貴に対しその旨を指示しなければならないことに異議のないこと。
- 4 第1項の場合において、同項に規定する金融商品取引所が定める日時までに、私が第1項の承諾を受けておらず、かつ、前項の指示を行わなかつたときは、私の委託に基づく未決済約定は、当該金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。
- 5 前各項の規定にかかわらず、私が、次の各号（第1項第1号の事由に該当していない場合は、第2号を除く。）のいずれかに該当した場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所の定めるところにより、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。
 - (1) 私が支払不能による売買停止等の前に、第11条に定めるところにより期限の利益を失ったとき。
 - (2) 私が貴の子会社・親会社であり、かつ、当該金融商品取引所により支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。

（差換預託の場合の証拠金の取扱い）

- 第18条 貴について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
- (1) 代用有価証券がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該代用有価証券の全部又は一部を換金して、金銭

により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。

- (2) 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小さい方の額につき、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有すること。
- a 私が預託した委託証拠金（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴に差し入れた取引証拠金を含む。以下この号において同じ。）に相当する額
 - b 貴がクリアリング機構に預託している差換預託分の取引証拠金（前号の規定によりクリアリング機構が換金した場合は、差換預託分の取引証拠金として預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭）を、私を含む貴の各顧客が貴に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分した額

2 前項の場合において、私の有する返還請求権は、クリアリング機構が同項第1号に規定する換金及び各顧客の返還請求権の額の計算につき要する相当の期間を経過するまではこれを行使し得ず、またクリアリング機構が相当の注意をもってなした返還請求権の額の決定に従うことのこと。

（建玉の移管に係る証拠金の取扱い）

第19条 第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、移管先取引参加者（移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人として取引

証拠金を預託していたものとみなされること。

- (2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、前条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額について、移管先取引参加者（移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
- (3) 第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権は、同条第2項の規定にかかわらず、代理人たる移管先取引参加者（移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を通じてのみ行使できること。

（差換預託の場合の特則）

第20条 第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- (1) 私が貴に預託した委託証拠金（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴に差し入れた取引証拠金を含む。以下この条において同じ。）の返還を移管先取引参加者（移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者）に求めることはできないこと。
- (2) 前条第3号の規定により取引証拠金返還請求権を行使した場合は、第6条第1号の規定にかかわらず、前条第2号の規定により取引証拠金として預託していたものとみなされる額に相当する額の金銭の返還がなされること。この場合において、当該金額を限度として、私の委託証拠金の返還請求権が消滅すること。

(3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴（貴が非清算参加者である場合には、貴又は貴の指定清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権が貴（貴が非清算参加者である場合には、貴又は貴の指定清算参加者）に移転すること。

（支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われなかつた場合の証拠金の取扱い）

第21条 金融商品取引所により、貴について支払不能による売買停止等が行われ、当該金融商品取引所が顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合（私の委託に基づく未決済約定について第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。）には、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭又は代用有価証券につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。

(2) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は、第18条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額に相当する額の金銭につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。この場合において、当該金額を限度として、貴に対する委託証拠金（第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴に差し入れた取引証拠金を含む。以下この項において

て同じ。) の返還請求権が消滅すること。

(3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴 (貴 が非清算参加者である場合には、貴 又は貴 の指定清算参加者) から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する前号に定める取引証拠金返還請求権が貴 (貴 が非清算参加者である場合には、貴 又は貴 の指定清算参加者) に移転すること。

(支払不能による売買停止等に伴う請求)

第22条 金融商品取引所により、貴 について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約諾書に定める取扱いその他の当該金融商品取引所又はクリアリング機構の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被った場合であっても、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構 (貴 が非清算参加者である場合には、貴 の指定清算参加者、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構) に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴 の指定清算参加者、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

(債権譲渡等の禁止)

第23条 私がクリアリング機構及び貴 (貴 が非清算参加者である場合には、クリアリング機構、貴 及び貴 の指定清算参加者) に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れしないこと。

(証拠金の利息その他の対価)

第24条 私が先物・オプション取引に関し、貴 に証拠金として差し入

れ又は預託する金銭又は代用有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

(委託時間)

第25条 貴への先物・オプション取引の委託は、貴が定めた取扱時間内に行うこと。

(報告)

第26条 第11条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴に対し直ちに書面をもってその旨の報告をすること。

(届出事項の変更届出)

第27条 貴に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。

(報告書等の作成及び提出)

第28条 私は、貴が日本国の法令、金融商品取引所又はクリアリング機構の規則等に基づき要求される場合には、私に係る先物・オプション取引の内容その他を、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又はクリアリング機構（貴が非清算参加者である場合は、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又は貴の指定清算参加者）等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴の指示に応じて、かかる報告書その他の書類（電磁的記録を含む。次項において同じ。）の作成に協力すること。

2 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提供に関して発生した一切の損害については、貴は免責されること。

(免責事項)

第29条 天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る取引証拠金又は委託証拠金等の返還が遅延した場合に生じた損害については、貴 及びクリアリング機構（貴 が非清算参加者である場合には、貴 ， 貴 の指定清算参加者及びクリアリング機構）がその責めを負わないこと。

2 前項の事由による取引証拠金又は委託証拠金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴 及びクリアリング機構（貴 が非清算参加者である場合には、貴 ， 貴 の指定清算参加者及びクリアリング機構）がその責めを負わないこと。

3 貴 が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴 がその責めを負わないこと。

4 金融商品取引所における先物・オプション取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴 の取扱時間外であるために、貴 に対して先物・オプション取引の委託ができないことにより生じた損害については、貴 がその責めを負わないこと。

5 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については、貴 ， 金融商品取引所、クリアリング機構、証拠金所要額の計算に用いる数値の算出者及び提供者並びに証拠金計算方法の開発者及び提供者がその責めを負わないこと。

(通知の効力)

第30条 私が貴 に届け出た住所又は事務所にあて、貴 ， 金融商品取引所又はクリアリング機構によりなされた先物・オプション取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達し

たものとすること。

(適用法)

第31条 本約諾は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

(合意管轄)

第32条 私と貴との間の先物・オプション取引に関する訴訟については、貴 本店又は 支店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴 が 管轄裁判所を指定することができる。

(電磁的方法による書面の授受)

第33条 貴 は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第26条及び第27条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること若しくは報告又は届出を受けることができる。この場合において、貴 は私から当該書面によるべき同意を得たもの若しくは報告又は届出を受けたものとみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴 は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けできることとした書面によるべき同意を得ないこと若しくは報告又は届出を受けないと。

(有価証券)

第33条の2 この約諾書において、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

(取次者の遵守事項)

第34条 私が取次者である場合は、私は申込者に対して金融商品取引所の諸規則を遵守させることとし、当該金融商品取引所から要請があるときは、私の取次業務に関する資料を貴 を通じて又は直接当該金融商品取引所に提出すること。

- 2 私が取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴 に対して通知すること。
 - (1) 私が貴 に委託した先物・オプション取引が申込者の委託に基づくものである場合は、その旨
 - (2) 前号の場合において、私が貴 に差し入れ又は預託する証拠金について、私が申込者から差入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は私が申込者から取次証拠金の預託を受けて私が差し換えた取引証拠金若しくは委託証拠金の別
- 3 私が取次者である場合は、申込者との間で、証拠金に対する権利及び返還に関する事項その他この約諾書及び証拠金規則の規定に準じた事項を内容とする契約を締結すること。
- 4 先物・オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した取引参加者を当該先物・オプション取引の取次ぎを行う者とみなして、第1項から前項までの規定を適用すること。

(ギブアップを行う場合の取扱い)

第35条 私が貴にギブアップに係る先物・オプション取引の委託を行うときは、次の各号に掲げる取扱いに従うことと異議のないこと。

- (1) 貴が注文執行取引参加者である場合は、清算執行取引参加者に先物・オプション取引口座を設定しなければならない。ただし、私が取引取次者（注文執行取引参加者に先物・オプション取引を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であって、当該委託が注文執行取引参加者に対する先物・オプション取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下この項において同じ。）である場合又はギブアップに係る先物・オプション取引の決済の委託の取次ぎを決済取次者（清算執行取引参加者に先物・オプション取引の決済を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であって、当該委託が清算執行取引参加者に対する先物・オプション取引の決済の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下この項において同じ。）に対して申し込んだ顧客である場合は、この限りでない。
- (2) 貴が清算執行取引参加者である場合は、注文執行取引参加者に先物・オプション取引口座を設定しなければならない。ただし、私が決済取次者である場合又はギブアップに係る先物・オプション取引の委託の取次ぎを取引取次者に対して申し込んだ顧客である場合は、この限りでない。

2 私が貴にギブアップに係る先物・オプション取引の委託を行う場合において、貴が注文執行取引参加者であるときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることと異議のないこと。

- (1) 清算執行取引参加者がティクアップ申告を行ったことによってギブアップが成立したときは、貴において当該ギブアップに係る先物・オプション取引が将来に向かって消滅するとともに、当該消滅した先物・オプション取引についての貴に対する委託が終了し、当該清算執行取引参加者において当該消滅した先物・オプション取

引と同一内容の先物・オプション取引が新たに発生し、当該新たに発生した先物・オプション取引の決済に係る委託が当該テイクアップ申告を行った清算執行取引参加者との間で成立すること。

- (2) 清算執行取引参加者がテイクアップ申告を行わなかった場合において、当該テイクアップ申告が行われなかつた先物・オプション取引につき、私が処理方法を貴との間で定めた所定の時限までに貴に指示しなかつた場合には、当該先物・オプション取引を決済するために必要な転売若しくは買戻し又は権利行使を、私の計算において貴が任意に行うこと。
- (3) 前号の転売若しくは買戻し又は権利行使を行つた結果、損失が生じた場合には、貴に対して、損失の額に相当する金銭を直ちに支払うこと。
- 3 私が貴にギブアップに係る先物・オプション取引の委託を行う場合において、貴が清算執行取引参加者であるときは、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
- (1) 貴がテイクアップ申告を行つたことによつてギブアップが成立了ときは、注文執行取引参加者において当該ギブアップに係る先物・オプション取引が将来に向かつて消滅するとともに、当該消滅した先物・オプション取引についての当該注文執行取引参加者に対する委託が終了し、貴において当該消滅した先物・オプション取引と同一内容の先物・オプション取引が新たに発生し、当該新たに発生した先物・オプション取引の決済に係る委託が貴との間で成立すること。
- (2) 貴は、注文執行取引参加者との間であらかじめ定めた条件に合致しないことにより、ギブアップに係る先物・オプション取引の決済に係る委託を受けないことがあること。

(建玉の移管の取扱い)

第36条 私が既に先物・オプション取引口座を設定している他の取引参加者に建玉の移管を希望するときは、貴 及び当該他の取引参加者に当該建玉の移管について申し込み、所定の时限までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

(注) 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める条項については、この約諾書から削除することができる。

(1) 顧客が取次者（取引参加者が非清算参加者である場合にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを引き受けた者）でない場合
第34条

(2) 顧客がギブアップを行わない場合

第35条

(3) 顧客が建玉の移管を行わない場合

第36条

付 則

この約諾書は、平成25年7月16日から施行する。